令和５年第３回伊仙町議会定例会

会　期　日　程

令和５年第３回伊仙町議会定例会会期日程表

令和５年９月５日開会～９月14日閉会　会期10日間

月	日	曜	会議別	日　　程	備　　考
9	5	火	本会議	○開会 ○会議録署名議員の指名 ○会期の決定 ○諸報告 （１）　諸般の報告（議長の動静） （２）　行政報告（町長） ○請願　２件（請願第１号　経済建設常任委員会へ付託） （請願第２号　総務文教厚生常任委員会へ付託） ○承認　１件（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○報告　２件（報告～質疑～終結） ○議案　13件　議案第32号～44号（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決） ○認定　６件　１号～６号（提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託）	
〃	6	水	本会議	○一般質問（久保議員、永田議員、清議員、井上議員４名）	
〃	7	木	特別委員会	○令和４年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）	
〃	8	金	特別委員会	○令和４年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内調査）	
〃	9	㊏	休　会		
〃	10	㊐	休　会		
〃	11	月	特別委員会	○令和４年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審査）	

9	12	火	休　会	委員長報告作成	
〃	13	水	休　会	委員長報告作成	
〃	14	木	全員協議会	○全員協議会	
			本会議	○追加議案　２件（提案理由説明～質疑～討論～採決） ○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決） ○請願審査委員長報告２件（報告～質疑～討論～採決） ○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建常任委員会） ○閉会	
〃	15	金	予備日		

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　１　　日

令和５年９月５日

令和５年第３回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

令和５年９月５日（火曜日）　午前10時00分　開議

１．議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第１　会議録署名議員の指名

○日程第２　会期の決定

○日程第３　諸報告

○日程第４　請願第１号　東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願（経済建設常任委員会へ付託）

○日程第５　請願第２号　修学支援金等条例制定に関する請願（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第６　承認第３号　徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第７　報告第４号　令和４年度健全化判断比率（報告～補足説明～質疑～終結）

○日程第８　報告第５号　令和４年度資金不足比率（報告～補足説明～質疑～終結）

○日程第９　議案第32号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第10　議案第33号　伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第11　議案第34号　伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第12　議案第35号　伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第13　議案第36号　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第14　議案第37号　伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第15　議案第38号　伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第16　議案第39号　伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第17　議案第40号　伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第18　議案第41号　令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第19　議案第42号　令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第20　議案第43号　令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第21　議案第44号　令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第22　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第23　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第24　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第25　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第26　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

○日程第27　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	井上和代　議員	２番	久保　量　議員
３番	大河善市　議員	４番	杉山　肇　議員
５番	牧本和英　議員	６番	佐田　元　議員
７番	清　平二　議員	８番	岡林剛也　議員
９番	上木千恵造　議員	１０番	永田　誠　議員
１１番	福留達也　議員	１２番	前　徹志　議員
１３番	樺山　一　議員	１４番	美島盛秀　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元原克也　君　　事務局書記　實夏三　君

１．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町長	大久保　明　君	総務課長	久保　等　君
未来創生課長	佐平勝秀　君	くらし支援課長	稲田大輝　君
子育て支援課長	久保修次　君	地域福祉課長	大山　拳　君
経済課長	橋口智旭　君	建設課長	高橋雄三　君
耕地課長	稲田良和　君	きゅらまち観光課長	上木雄太　君
水道課長	富岡俊樹　君	農委事務局長	豊島克仁　君
教育長	伊田正則　君	教委総務課長	町本勝也　君
社会教育課長	中富譲治　君	学校給食センター所長	森　一途　君
健康増進課長	伊藤晋吾　君	選挙管理委員会書記長	重村浩次　君
総務課長補佐	實永英樹　君		

△開　会（開議）　　午前１０時００分

○議長（前　徹志議員）

ただいまから令和５年第３回伊仙町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（前　徹志議員）

日程第１　会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、樺山　一議員、美島盛秀議員、予備署名議員に井上和代議員、久保　量議員を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（前　徹志議員）

日程第２　会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、９月５日から９月15日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、９月５日から９月15日までの11日間と決定いたしました。

なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△　日程第３　諸報告

○議長（前　徹志議員）

日程第３　諸般の報告を行います。

初めに、議長より、令和５年第２回定例会以降、本定例会までの諸般の報告を行います。

議長の動静等の報告については、皆様のお手元にお配りしてありますとおりであります。

以上で、議長の動静等についての報告を終わります。

伊仙町監査委員より、令和５年８月分までの例月出納検査の結果、事務事業についてはおおむね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備してありますので、ご確認ください。

次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保　明君）

おはようございます。６月議会以降の行政報告をお手元に配付してありますけれども、かいつま

んで説明いたします。

６月11日には、20代、30代から70代まで、ミニバレーボール大会が開催されまして、これは若い人たちがかなり島でもたくさんいるということは改めて気がつきました。

６月17日には、大和ミュージアムを訪問いたしまして、今後、伊仙町の慰霊塔に関しまして理解をしていただくようお願いいたしました。

それから、18日には、関東伊仙町会総会がありまして、これも慰霊塔に対する映像を出しながら、多くの伊仙町関係の方々、また県内の自治体の方々も案内を受けておりましたので、慰霊塔の修復の必要性についてご理解をいただいたところでございます。

翌19日には、海軍の象徴であります水交会に行きまして、慰霊塔の要望を行いました。

６月20日には、（株）奄美ブルー・スカイ農園と鹿児島保護観察所の代表が来られまして、今後保護監察といいますか、刑務所から出た方々をいかに社会参加していくかということでブルー・スカイとの連携の会合がございました。

６月24日に、徳之島トライアスロン大会の前日でありますけれども、パラトライアスリートの交流会がございまして、いろんな事故で脊髄損傷のある方々、いろんな欠損のある方々が今チームとしてトライアスロンにリレーで参加しております。オリンピックがそうであるように、これからはパラアスリートの方々がどんどんどんどん国内においても認定され､評価されていく時代が来たし、いろいろ障害ありますけれども、その中でしっかりと堂々と生き抜いていく社会にどんどん進んでいくと思います。

６月27日には、阿三カシナトウ団地の祈願祭がございまして、ここにまた子育て世代の方々も多く入居することになるわけでありますので、鹿浦小学校の生徒数の増加を見込んでいます。

７月４日、岡山県の真庭市議会の方々が伊仙町に視察に来まして、真庭市は岡山県一番大きい面積の広い自治体でありますけれども、伊仙町の取組についてかなりこと細やかにいろんな議論ができたと思います。小学校の存続に関しましては、やはり当時の合併した自治体等で統合したことが良かったかどうかということなどの議論をいたしました。

７月６日には、宮古島に農業農村整備事業の会長として同行いたしました。宮古島は台風常襲地域であります。まず島が平坦な島で、津波で島全体が江戸時代に覆われて大変な状況を経験した島であります。

日本で初めて地下ダムを造っておりまして、地下ダムの効果と、それから土地改良事業は最先端をいっていまして、トラクターが畑にすぐ入れるように道路と畑が同じ面の中でこの土地改良事業を進めていました。90％以上がサトウキビの生産でありまして、単収が手刈りもハーベスターも、手刈りはほとんどないですけれども、７ｔから８ｔの単収があるということで、徳之島においてもしっかりとさらに整備をしていけば、単収は上がっていくものと思われます。

７月11日には、鹿児島県の港湾協会の通常総会懇談会に参加いたしまして、その前はいわき市で全国大会があったのも６月に参加いたしまして、この中で港湾関係の方々、官僚の港湾関係の方々

ともいろいろお話を聞いたり議論したりして、面縄港のことをいろいろと説明をしました。あらゆることに参加して、そこで信頼関係を築いていくということはトップセールスの中でも大変重要ではないかと改めて感じたところであります。

楠田哲久先生、７月22日、これは芳郎先生の秘書だった楠田書店の最初のこの哲久さんのお父さんが秘書であったということで、泉芳郎先生と最も友人関係にあった方が講演をいたしまして、奄美のガンジーとか、我々も知らないような話をいろいろしていただきました。

７月24日には、５年ぶりに奄美・やんばる広域圏交流推進協議会が徳之島町で開催されまして、沖縄県の中でもやんばる地域は、同時に世界自然遺産になった地域でありますし、これから勉強していきながらその自然遺産も推進していけると思います。今、奄振、沖振が同じ土俵の中で議論するような状況になっていまいりました。今後とも自然遺産も鹿児島県、沖縄県に共通してあるわけですから、奄美とやんばる地域の交流、そして西表までの交流というのは今後進んでいくんではないかと思います。また、屋久島町長さんをはじめ、自然遺産全体を今後みんなで国に要望するときも、協力してやっていこうという流れが強力に出てまいりました。

８月16日に、国際キリスト教大学の学生さんたち十数名が来まして、これは台風で鹿児島で大分足踏みをくらいましたけれども、フィールドワークでその報告会に参加いたしました。都会で生活していた子どもたちが島に来て、伸び伸びとした自然の中で子どもたちが生き生きと生活していると、そして特に多くの方が発表した中で闘牛文化には本当に心から感動をしておりました。都会にはないやっぱり良さがこの島にはあるということを、この学生さんたちはしみじみと感じたところだし、子どもの出生率が高いということにも大変驚いていたような状況でございます。

８月17日には、慰霊塔の募金活動クラウドファンディングを県庁で記者会見いたしまして、県内では報道が進んだ中で共同通信、産経新聞等の関係者、川北新報社などは全国放送をしていただきました。ＭＢＣが県内で映像も発信した中で、ＭＢＣと関連会社であるＴＢＳに先週お伺いして、この慰霊塔の話をして、今後厳しいスケジュールの中で、何とか取り上げていきたいというふうな返事をいただきました。

８月18日、共進会がございましたけれども、今価格がどんどん下がって畜産農家の方々、大変厳しい状況でありました。多くの方々が、中には涙を流しているような生産農家の方もいて、今後、国･県とともにこの対策を進めていくように今後とも協力をしてやっていきたいと考えております。

クラウドファンディングのタウンミーティングという形で東部、中部、西部で行いまして、東部、中部は町民の参加が少なかったんですけれども、西部地区は地元であるということで、多くの町民の方々、議員の方々にも参加をしていただきました。

８月21日には、全国離島交流中学生野球大会が初めて奄美群島、奄美市のほうで開催されまして、伊仙町合同は前回優勝の佐渡の合同チームに残念ながら４対６で敗退いたしました。高岡町長ともいろいろ話をしまして、森田町長とも話をして、３年後ないし４年後は徳之島でやっていきましょうということで、離島振興協議会のほうにも要望して、これは快諾していただきましたので、

島の高校生たちは、今回壱岐市選抜が優勝したそうですけれども、佐渡島から行った方が初めて離島甲子園からプロ野球の一軍で活躍しているという報道もありましたし、大野投手たちも離島甲子園に参加して、大島高校から甲子園に行ったというそういう流れをつくっていただきました。この生みの親が村田兆治さんでありまして、残念ながら亡くなったんですけれども、その弟さんたちが今後また引き継いでいくということで、これは野球ですけども、全国の離島がいろんな要望をするときも全離島一緒になって、国へのいろんな離島防衛等いろんな交付税の問題などをやっていく機会にもなると考えております。

話は長くなりましたけど、８月26日には、井村雅代、以前はシンクロナイズドスイミングですけれども、今はアーティスティックスイミングという形で指導者の講演がございまして、講演の内容は大変すばらしいものでありました。愛情を込めて選手を指導していくと。あまりにも有名なんですけれども、結局スポーツは諦めないこと、その心の鍛錬それが一番大事ではないかという、素直さが大事であるというふうな結論であったような気がいたします。

８月31日には、自民党の奄振特別委員会に久しぶりに参加いたしまして、今後、奄振の中でも多様な意見が出た状況であります。

以上、行政報告とします。

○議長（前　徹志議員）

以上で、諸報告を終わります。

△　日程第４　請願第１号　東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願

△　日程第５　請願第２号　修学支援金等条例制定に関する請願

○議長（前　徹志議員）

日程第４　請願第１号、東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願、日程第５　請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願についての２件を一括して議題といたします。

令和５年第２回定例会以降、これまで受理した陳情は１件、請願は２件です。

したがって、お手元にお配りした陳情、請願文書一覧のとおり、陳情第９号につきましては、文書配付とし、請願第１号東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願につきましては、経済建設常任委員会へ、請願第２号修学支援金等条例制定に関する請願については、所管する総務分教厚生常任委員会へ付託したので報告いたします。

△　日程第６　承認第３号　徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認

○議長（前　徹志議員）

日程第６　承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

令和５年第３回伊仙町議会定例会で提案いたしました承認第３号につきまして、提案理由の説明をいたします。

承認第３号は、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約につきまして、地方自治法第179条第１項の規定により、令和５年６月30日付で専決処分をしたので、同上第３項の規定に基づき、議会に報告して承認を求めるものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認について補足説明いたします。

令和４年第４回議会定例会において承認いただいた内容の付則中の施行日、「鹿児島県知事の許可のあった日から施行する」を、「この規約は令和５年７月１日から施行する」に改めるもので、地方自治法の規定により上程するものです。

ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

承認第３号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本件を承認することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、承認第３号、徳之島地区介護保険組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認については、承認することに決定しました。

△　日程第７　報告第４号　令和４年度健全化判断比率

△　日程第８　報告第５号　令和４年度資金不足比率

○議長（前　徹志議員）

日程第７　報告第４号、令和４年度健全化判断比率、日程第８　報告第５号、令和４年度資金不足比率についての２件を一括して議題とします。

提出者より提案理由の説明を一括して求めます。

○町長（大久保　明君）

提案理由の説明をいたします。

報告第４号及び報告第５号は、健全化判断比率、公営企業会計の資金不足比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債費比率9.5%、将来負担比率60.3%となりました。

公営企業会計においては、資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上でございます。

○議長（前　徹志議員）

報告第４号、令和４年度健全化判断比率について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

それでは、報告第４号、令和４年度健全化判断比率について補足説明いたします。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があります。

まず、実質赤字比率、連結実質赤字比率についてであります。

令和４年度歳入歳出決査における主要施策成果説明書４ページをお開きください。

左側の表に一般会計等として、一般会計等の実質収支額が1,603万8,000円で黒字となっております。一般会計以外の特別会計のうち公営企業会計に係る特別会計以外の会計において、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計を合わせた連結実質収支額も黒字であるため、成果説明書３ページの実質赤字比率、連結実質赤字比率を横棒で示してございます。

成果説明書５ページをお開きください。

実質公債費比率の状況を示してございます。上段の①から⑭の指標により、実質公債費比率が算定されます。この数値を算定式で求めますと令和４年度は9.90498となり、令和３年度においては8.62075、令和２年度においては10.04860となっております。この３年間を平均した数値9.5が実質公債費比率ということになります。

次に、成果説明書６ページをご参照ください。

将来負担比率の状況でございますが、将来負担額として、地方債の現在高79億1,482万円、債務負

担行為に基づく支出予定額１億9,899万円、公営企業等への繰入見込額13億2,558万8,000円、一部事務組合等への負担見込額2,056万5,000円の合計が下段の将来負担額Ａの94億5,996万3,000円であります。

充当可能財源等として、基金18億510万4,000円、家賃収入等の特定財源５億7,075万6,000円、交付税で算定される基準財政需要額の算入見込額50億7,285万7,000円の合計が下段の充当可能財源等のＢ、74億4,871万7,000円となっております。

将来負担額Ａから充当可能財源等Ｂを差し引いた金額は20億1,124万6,000円であり、標準財政規模Ｃから先ほど実質公債費比率の状況の表中、⑨⑩⑪の算入公債費比率の額Ｄを差し引いた金額が33億3,154万8,000円となります。

表中、Ａ－Ｂ、20億1,124万6,000円から、Ｃ－Ｄ、33億3,154万8,000円を除した数値が将来負担比率となるため、令和４年度決算における将来負担比率は60.3％となり、令和３年度より1.9ポイントの比率増となりました。

令和４年度監査意見書の９ページをお開きください。

監査委員の意見書で下段中央部からでありますが「それぞれ改善されており、努力の成果が見られる。早期健全化基準団体以下で将来負担が軽減されるよう、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や老朽施設の更新、町民所得減少による経済状況を勘案し、将来負担率が増加しないよう今後とも健全なる財政計画を推進していただきたい」との意見を鑑み、健全なる財政計画を推進してまいりたいと考えております。

以上で、報告４号の補足説明を終わります。

○議長（前　徹志議員）

報告第４号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第４号、令和４年度健全化判断比率については、これで終結します。

報告第５号、令和４年度資金不足比率について、説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

続きまして、報告第５号、令和４年度資金不足比率について説明いたします。

成果説明書４ページをご参照ください。

右側の表に伊仙町上水道事業会計における余剰金を示しており、資金不足は生じていないことを報告いたします。

先ほどの監査意見書の23ページをお開きください。

５の結びとして「令和４年度までの簡易水道と上水道の統合計画に基づき計画的な老朽施設の更新とダム・ため池以外の原水を確保し水質を向上させておいしい水を供給し町民の健康を守ること

と平成30年度更新された水道使用料の原価に基づいた段階的な改正や未収金の徴収に努力し今後も引き続き公営企業事業の目的に沿った計画の策定と対策を講じることを要望するものである」との意見に鑑み、対策に努めてまいりたいと考えております。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

報告第５号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第５号、令和４年度資金不足比率についてはこれで終結します。

△　日程第９　議案第32号　鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更

○議長（前　徹志議員）

日程第９　議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

議案第32号は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更につきまして、地方自治法第286条第１項の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について補足説明いたします。

鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の伊佐北姶良環境管理組合が令和５年４月１日付で伊佐湧水環境管理組合に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第１項及び第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第32号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第32号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第32号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更は、原案のとおり可決することに決定しました。

△　日程第10　議案第33号　伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更

○議長（前　徹志議員）

日程第10　議案第33号、伊仙町過疎地域域持続的発展計画の一部変更について議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

議案第33号は、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更につきまして、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第８条第１項において準用する同条第１項の規定及び地方自治法第96条第１項第15項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第33号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

議案第33号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更について補足説明いたします。

本件は、令和３年11月30日に行われました令和３年第５回臨時会において可決されました本計画の一部に変更が生じましたので議決を求めるものであります。

変更箇所としましては、新旧対照表にて記載のとおりでありますが、今回の計画の一部変更に伴い議会の議決が必要な事項については、新旧対象表２ページにあります６、生活環境の整備が該当しており、水道課における事業として、ＡＩデジタル技術を活用し、漏水調査を効率的に行い、漏

水対策を計画的かつ省力化する件であります。その他につきましては、事業内容の中止及び事業名の変更などを行っているところであります。詳細につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画参考資料及び変更箇所一覧をご参照ください。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第33号について質疑を行います。

○１４番（美島　盛秀議員）

議案第33号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更についての質疑を行います。

先日の全員協議会の中で説明をいただいたわけなんですけれども、これは単年度事業で令和５年度で終わると。ＡＩを活用して水漏れを調査するという事業という説明がありましたけれども、この事業を実施して、例えば全町内、例えば本管の通っている分かるところは調査も可能だと思いますけれども、個人の敷地内、実は私の身内の空き家がありまして、そこで水漏れがありまして、メーターを閉めないとメーターがどんどん上がってきたと、で料金が増えていたということなどがありました。ですから空き家の個人宅の水漏れ、あるいは農家の畑にある倉庫とか、あるいは牛舎、こういうところの水漏れ等は調査できるのか、また牛小屋等に恐らくメーターのついていない、言葉はちょっとおかしいですけれども、盗水と言ったら語弊がありますけれども、こういうところが多くて飲料水にも影響している可能性があるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、こういうところも徹底して調査が今年度中でできますか。お尋ねをいたします。

○水道課長（富岡　俊樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

一応このＡＩ事業に関しましては、一応単年度事業、衛星から写真を撮って徳之島全体、徳之島三町合同で取り組んでいる事業でございまして、徳之島を衛星写真を撮って、その写真を基にＡＩで分析をして、水道漏れの箇所を半径100ｍ以内で示しますと。地図上で落とされるところに関しましては、空き家とか牛舎とかはもう恐らくもうこの辺一帯で漏水していますよというような示し方しかされないんです。100ｍといったらものすごい家とか牛舎はもう一括りになりますから、確実にここという示すものではなくその半径100ｍ以内で漏水されていますということでそこを示します。あとは従来どおりの音聴棒で調査して発見し漏水修理を行う、また、今住居、空き家等に関しましては、空き家等の漏水箇所、宅内の漏水箇所であれば水道課のほうで対応して水を止めたり、管を止めたり、今使用されてないところだと思いますので、お住まいの宅内、敷地内に関しましては、そこの住居の方の負担として業者さんに漏水修理をさせていただいているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

私が聞きたいのは、例えば民家のそういうところ、あるいは牛舎とか詳しくそういうのが調査できないかということを聞きたかったんですけども、そこは水道課で今までどおりでしかできないということなんですけれども、参考資料の10ページの２、令和５年度、1,036万3,000円、1,000万円以

上の予算が計上されているわけなんですけれども、これは単年度事業ですから来年度もこういう事業を申請をして採択される、そうした場合にはその採択の内容で予算化されて、できなかった部分の調査等はできるのかどうか。お尋ねいたします。

○水道課長（富岡　俊樹君）

現在のところ来年度の予定に関しましては一応計画してございません。衛星の業者さんのほうからのお話でも２年、３年続けて予算組んでできれば毎年同じところに漏水してますという分析、解析結果が出ると、確実にもうそこは漏れているはずですというお話なんですけれども、取りあえず今年度一応その範囲にもよるし、箇所もものすごい多い箇所になれば、また来年度もとなるよりは、もう修繕、調査していくほうが何ていいますかね、３町で話し合ってまた今後の方針を決めていければと思って、今のところ来年度継続する予定はございません。

○１４番（美島　盛秀議員）

分かりました。ぜひ今年度でその水漏れを確認をして修繕をすると、水漏れ防止対策をするということをお願いしたいと思いますけれども、今伊仙町で水を買っている方が大分いると思うんですよ。以前にも質問等したことがあるんですけれども、水道料は滞納しても水は買って飲んでいると、何か不思議な現象があると思うんですけれども、水道料よりも買って飲む水のほうが伊仙町の合計金額は多いんじゃないかと予想されます。ですからそこら辺りもきちんと水道課のほうで、税務課辺り、徴収係等ともしっかりと打ち合わせをしながら、今後対策を講じていただきたいと思います。

終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第33号について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第33号、伊仙町過疎地域持続的発展計画の一部変更は原案のと

おり可決することに決定しました。

△　日程第11　議案第34号　伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

△　日程第12　議案第35号　伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例

△　日程第13　議案第36号　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

△　日程第14　議案第37号　伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例

△　日程第15　議案第38号　伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

△　日程第16　議案第39号　伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

△　日程第17　議案第40号　伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定

○議長（前　徹志議員）

日程第11　議案第34号、伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、日程第12　議案第35号、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例、日程第13　議案第36号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、日程第14　議案第37号、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例、日程第15　議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、日程第16　議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第17　議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について、７件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を７件一括して求めます。

○町長（大久保　明君）

議案第34号は、伊仙町職員の特殊勤務対応に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号は、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第37号は、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例、議案第38号は、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第39号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、議案第40号は、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定につきまして、地方自治法第96条第１項第１号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時１０分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第34号について、伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

議案第34号、伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

本改正は、特殊勤務手当として、新たに災害時勤務手当を定めるものであります。

災害時勤務手当は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、災害対策本部等または避難所運営等に従事した職員に対して支給するものであります。

手当の額としては、勤務時間１時間につき700円。深夜勤務に関しては、１時間につき800円となります。

また、昨日の全協の中で説明したとおり、手当については、最低賃金の比較から除外される手当ということになっております。これについては、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当等が含まれております。

また、地方公務員法（他の法律の適用除外等）について、第58条、労働組合法、労働関係調整法並びに最低賃金法において、これらに基づく命令の規定は、職員に関して適用しないというふうに定められております。ですので、最低賃金がこの労基法に抵触しないかっていうことについては、抵触しないものであります。

それと、伊仙町職員労働組合のほうとの以前からこういった避難所等の対応等処遇改善を求められている内容でありますので、昨日、打合せをして快諾を頂いている次第でございます。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第34号について質疑を行います。

○７番（清　平二議員）

この１時間につき700円、深夜は、１時間に対して800円とありますけども、何かこれを参考にしてやったのかどうか、基準単価等があれば説明をお願いします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この手当については、既に徳之島町も実施しておりますので、そこも同じような基準で、この金額を設定していますので、また、島内において、そういった差がないように、そこを基準としてこの金額を設定した次第でございます。

○７番（清　平二議員）

やはり、災害時の勤務手当でありますので、私としては、まだちょっと低いのかなあと思いますけども、今後、これを話合いをして、賃金を少し手当を高くすると。災害が出たときの非常に厳しい危険な状態での手当でありますので、今後、これを、災害手当を、３町同じ額だということですけども、やはり、これは、もう少し高くしていただきたいと思いますが、今後の予定はあるのかないのかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この避難所対応といいますと、避難所を開設して避難をしてくる方々を受入れをして、また人数の確認とか、どこの集落の方であるという確認をして、また対策本部に報告をするという内容でございます。また、その危険な状況のときに、誰かを迎えに行くとか、そういう危険な手当とは違っているものですから、このような考えを基にこの条例を提出したわけであります。

今後については、また情勢等を見極めて、これを高くするのかどうかっていうところは、今回、このような形で上程してございますので、また今後、検討していくことにはなろうかとは思いますが、今時点で、これを引き上げるという考えではございません。

○７番（清　平二議員）

条例がこう出ているんですけども、今回の補正にこれが出ているのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

令和５年度補正予算第３号の11ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費の中の３節職員手当等について、２段目に、特殊勤務手当として100万円を計上してございます。

○７番（清　平二議員）

ぜひ、この700円と800円というのを、今後、出るか出ないか分からないですので、やはり、職員に喜ばれて、安心してできるような手当にするようにお願いして、私の質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第34号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第34号について、伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第34号、伊仙町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第35号、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

議案第35号、空家対策推進に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

本案は、令和５年６月に空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、条例を改正するものであります。

本条例の一部改正に伴う根拠となる同特措法については、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命と財産を保護することを目的とした法律であります。

今回の一部改正に伴う要旨としては、同特措法の第４条で掲げられている市町村の責務である空家対策の基本方針並びに実施計画が盛り込まれた空家対策推進計画策定及び対策の実施に向けて必要な措置を講じることが努力義務として課せられた折、特に、町長の諮問機関としての位置づけであった審議会が協議会として改められることにより、町長自らが委員となることで、効率的かつ的確に空き家対策に関する政策意思が反映されるものと期待されます。

以上、補足説明を終わります。御審議賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（前　徹志議員）

議案第35号について質疑を行います。

○１４番（美島　盛秀議員）

議案第35号、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この条例は、審議会を協議会と改めるということで、内容的には一緒だと思いますけれども、例えば、今、伊仙町町内にある空き家、この空き家等を探して不動産関係、あるいは他町村の行政関係の人たちがよく回って、あの空き家は、持ち主は誰ですか、今、どうなっていますか、私も何回か聞かれました。また電話でも問合せがありました。

そういうことで、何か不動産関係が空き家を利活用したいというような動き等もあるみたいなんですけれども、行政として、この空き家対策は、不動産にそういう依頼をしているのかどうか、まずお尋ねします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

本町においては、不動産関係に対して空き家の調査等、もしくは、そういった情報収集に関しての取引連携は、今の時点ではされておりませんが、今、美島議員がおっしゃるとおり、近隣自治体においては、鹿児島県の宅建、取り扱っている各民間団体等と連携をして今、言われたような趣旨に基づいて情報を収集し、空き家の今後の対策をどうするべきかということを検討している事例はありますので、今後、そういったところもこの協議会の中で、検討し、取り組んでいきたいと思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

伊仙町もまだまだ住めるような空き家が何件かあると思います。今、その空き家対策で届けられている件数は何件ぐらいあるのか。

それと、例えば、空き家があって、何年かこう空き家になっておった。そして子どもたちが帰ってきて親を看る。そういうようなときにもこの空き家対策で、その補助金等、空き家対策活用ができるのかどうかお尋ねします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず最初、本町における空き家の現状についてお答えいたします。

直近ではないんですけども、平成28年度に職員を対象に、町内全域を空き家調査をいたしました。その当時の空き家とみなした件数は、約409件ございました。

それとは別に、今、全国の自治体の地図をデータベース化されているところの企業さんが独自で調査した件数におきますと、約600件ほどあるというふうに先日、お伝えいただきました。その中で我々、未来創生課が空き家バンクとして登録されている件数について、現時点では、すぐ住める家につきましては、１件のみとなっております。

これまでも件数、平均でいくと５件ぐらいがすぐ住める家として登録をされて、新たな借り手のほうに紹介、斡旋をしているような状況でございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

まず、平成28年度からいろいろ調査の結果に、大分空き家はあります。その空き家の内容ですけども、例えば、そのように、これ見てもこれは住めそうにないなあというような空き家、ちょっと手を加えれば活用できるなあと思われる空き家、いろいろあるんですけれども、今、言った空き家バンクで登録されているのが１件、活用できそうなのが６件ということですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

令和５年８月１日現在で、すぐ貸せる状況の家が１件ということで、あと今言った５件というのは、この直近５年間の平均で、実際、すぐ住めますよということで紹介して住んでいただいている件数が平均で５件という、年間５件ぐらいのペースでしているということです。

○１４番（美島　盛秀議員）

家族が何年か経って、帰ってきたときの活用。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

Ｉターン、Ｕターン共に帰ってこられた場合にする補助なんですけども、これは今、県内43市町村ございますが、まずは市町村独自で一般財源を活用してやられているところもございますが、我々としては、次期、奄振事業の部分で、そういった空き家があった場合に、そういった対策を講じるという目的の下に補助が出てくるところもございますので、あと、もう１つは、過疎の交付金等を活用して様々な空き家対策に準じた有利な補助事業がありますので、そこら辺を活用して、またそういったところのニーズに応じて対応していけたらなと思っておりますが、いずれにしても、そのルール決めをこの協議会で、どういった事業を活用して、どういった方にそういったものをマッチングしていくかというものを今後、検討していきたいと思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

伊仙町にも大分空き家があります。各集落を回っても２、３件は住めそうな空き家がたくさんありまして、何十件にもあるんじゃないかなと思いますけども。

この協議会、早急に立ち上げて、協議をして空き家対策をどうするかということを検討する必要があると思いますけども、この協議会の設置状況、今後の活用、いつ頃からの見通しが立っていますか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

協議会の今後の方針につきましては、年度内に速やかに設置をし、委員としましては、先ほど申し上げたとおり、町長をはじめ、議会議員の中から１名、ご推薦いただき、その他区長、そして不動産関係者、あと顧問弁護士等々、そういったもろもろの含めて専門家を呼ばせていただき、それで対応していきたいと思っていますが、まずは、その設置した暁には、速やかに空き家対策の計画をつくって議会のほうにご報告させていただきたいと思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○６番（佐田　元議員）

この伊仙町の空き家の件なんですが、この空き家というのは、個人所有だけで空き家対策を考えているのか、個人所有だけですか。聞きたいのは、町の町営住宅やら、いろいろ施設等が空いているところがたくさんありますけど、こういうところは対象外ということですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

佐田議員のおっしゃるとおり、今回の条例の対象につきましては、個人のものに限定されます。

公共施設につきましては、建設課のほうで住宅等を管理していますので、そちらのほうで対応していただきたいと思っていますが、この条例の根拠となります空き家対策の特措法につきましては、あくまでも市町村と空き家の所有者及び管理者がこの対象になりますので、あくまでも個人ということで認識しております。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○８番（岡林　剛也議員）

伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この伊仙町のこの条例、歴史を見ますと、主に、その危険な空き家に対する処置の仕方とか、そういうことは書いてあるんですけど、特別措置法の中にあるかちょっと分からないんですけど、空き家バンクに関することとかは、何も載っていないんですけども、それはどこか載っているところはあるんでしょうか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

岡林議員のおっしゃるとおり、この条例の中には、空き家バンクの件は掲載されておりません。ですが、今回、先ほども美島議員にもお答えしたとおり、空き家対策に関する町のガイドラインとなる計画が策定した後に、その計画に基づいてこの空き家対策を講じていくという認識でおりますので。また、その協議会の中でも、その計画と条例の整合性がしっかり図られるように、また精査していき、必要とあれば、この条例の中にもその空き家バンク以外のものについても反映させていただきたいと思っております。

○８番（岡林　剛也議員）

それと、この第２条に、この条例の２条の（１）ですね、空き家等町内に所在する建築物その他の工作物で、現に人が居住せず、もしくは使用しないものと同様の状態にあるもの及びその敷地をいうという、この敷地という言葉が入っているんですけども、この敷地というのは、言えば、倒れそうな大きな大木とかが、もし空き家の中にあったとしまして、その木とかも入るんでしょうか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

敷地に関しては、今、おっしゃられるような認識でよいかと思いますが、あくまでも空き家等でございますので、その近隣住民の生活環境を脅かすものがある場合は、この特措法に基づいて、また条例に基づいて対策を講じるという認識でおります。

特に、その敷地内で、家屋はないんですけども、今、言われたように、倒木しそうなものとか、そういったものがあれば、行政のほうからその所有者が分かるのであれば、その所有者にそういった形で危険を及ぼす可能性がありますので、除去してくださいという形で通知をし、それで基本的

には、その所有者負担でそれをしていただくっていう形の認識で考えております。

○８番（岡林　剛也議員）

つい先日も台風前に、町民の方から相談を受けまして、隣の空き家が、空き家にあるその枯れた大木が自分の家に倒れてきそうだと。だけど、その方の身寄りも、誰も島にはいなくてどうしようもないということでちょっと相談を受けて、私もちょっと個人の敷地内だったら、それはどうしようもないんじゃないかということで、後日、行ってちょっと手伝いして一緒に処分はしましたけども、もしそうやってできるならいいですけど、できない場合は、それはもう町が何とか執行、代わりにやってくれるという認識でよろしいですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

このいわゆる行政代執行的なものになると、まず、その所有者を突き止める作業から始めます。その所有者が誰かというものを調べるためには、法律の中では固定資産台帳とか、そういった町が保有するものを参考にして、その情報を調べてもよいという認識で明文化されていますので、その必要な情報を収集した後に、そういった形の対応をしていきたいと思いますが、行政において、まずは、基本的なものは、この所有者を突き止めて、その所有者に対応してもらうというのが大前提です。それでもできない場合は、またその行政代執行の段階に応じて対応していくということにしておりますので、昨日も全協議会でご説明しましたが、あくまでもその負担については、所有者及び管理者のほうでしていただくというのが原則でございます。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第35号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号について、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第35号、伊仙町空家対策推進に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第36号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について補足説明いたします。

鹿児島県においては、障害者のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例を定め、障害を理由とする差別の解消に取り組んでいます。

本町においても、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員対応要領を制定しており、差別の解消に向け、推進していかなければなりません。

このことから、町内各種施設の利用に関する不適切な文言を削除し、今後とも福祉の向上に取り組んでいくため、本議会へ上程するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第36号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第36号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第36号、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第37号、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

改正の理由といたしまして、現在の家族介護用品扶助が地域支援事業対象外になる予定となっていることや今後、互助による介護活動の拡充に対し、ポイントの付与を計画しており、これらの事

業に基金を活用したいと考えております。

現在の条例において、基金の運用について明記されていないことから、今後の事業計画等に基づき基金を財源とする事業を行うための改正となっております。

ご審議いただき、承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第37号について質疑を行います。

○８番（岡林　剛也議員）

伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

今の説明で、家族介護用品の支給が対象外になるということで、それに充当できるようにする条例ということですけども、今は4,000円でしたっけ、おむつ代とか、そういうのが多分、月１人当たり充てられていると思うんですけども、これは年間でどれぐらい利用されているものなんですか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの岡林議員の質問にお答えします。

年間延べ利用者数、令和３年度が199名、令和４年度が255名となっております。

○８番（岡林　剛也議員）

金額的には、これに4,000円掛ければいいと思うんですけども、やっぱり、年々これは増えてきていると思います。そうなると、基金であと何年ぐらいそれが支給できる計算になるのかお伺いします。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現在のところ、試算等はまだしていないんですが、今後の運営協議会の中において、その試算を基に協議をしてまいりたいと今、考えております。

また、基金の活用についても過去数年間、ずっと右肩上がりで基金の積立てになっているので、その基金の運用についても問題視されていましたので、今回、このような条例の上程となっております。

○８番（岡林　剛也議員）

先ほども言いましたけども、これからまた、どんどん介護される方が増えていって、このような支出がどんどん増えていくと思います。

今回、この条例改正は、ちょっといいことだと思いますので、これからもなるべく長く町がそういう補助できるような体制を整えていってほしいと思います。

以上です。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第37号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第37号、伊仙町介護保険準備基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第２条中、面縄2284番地を伊仙1842番地に改める。

第４条中、次の職員を置くを、必要な職員を置くことができるものとするに改め、同条各号を削るものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第38号について質疑を行います。

○７番（清　平二議員）

現在、保健センターは、町長が管理運営し、次の職員を置くと第４条にありますが、４条、１、所長、２、保健師、３、職員２人とあります。これは、この条項を削除するということでしょうか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

同条各号を削って、この保健師、職員２人とありますが、必要な職員を置くに含めたものになります。

○７番（清　平二議員）

このメリットは何ですか、改めるメリットは。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

今まで保健センター所長として所長がいたわけなんですが、今現在は、健康増進課兼務という形になっていて、この文言の中でも保健師、職員、管理栄養士がいるわけなんですけど、その全て必要な職員であります。それをまとめた形になります。

○７番（清　平二議員）

必要な職員というのは、どういう職員が必要なのか。誰が必要であると決めるのか。何か曖昧な文言であると私は思うんですけども、保健センターで必要な職員ということをはっきり保健師なら保健師、管理栄養士なら管理栄養士、こういう具合に改めるべきと思いますが、何が必要な職員でしょうか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

保健師、管理栄養士、事務の職員、元が職員２人となっていますが、こちらも全て必要な職員であります。これを今回、改めるものでございます。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今、条例上においては、所長、保健師、職員２名というふうに明記されているわけなんですが、ここには管理栄養士等もいるわけですので、その必要な職員を置くことができるっていう明記でありまして、今回、新庁舎に移設することになりますので、そこで必要な職員として、この方々を置くということの条例の改正でございます。

○７番（清　平二議員）

だから、私が言っているのは、管理栄養士なら管理栄養士、保健師だったら保健師という名目で、明確に、誰が見ても分かるようにしていただきたい保健センターであっていただきたいと思うんですよ。

この必要な職員というのは、誰が見て必要なのか、全く曖昧な表現でありますので、職員を増するのか、減するのかも分からない。必要な職員数とだけあります。町長、本当にこの条例でよろしいと思いますか。

○総務課長（久保　等君）

地域保健法の第18条の中で、市町村は、市町村保健センターを設置することができる。市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、健康指導及び保健診断、その他地域保健に関し、必要な事業を行うことを目的とする施設とするっていうふうに書かれてございます。絶対この方々を置かなければこれを推進できないっていうことではなくて、その雇用の状況、そういったものに対して必要な職員を置くことができるっていうことの文言のほうがこの保健センターの設置、または現状に即したものということで、今回、条例を改正するっていうことで計上してございます。

○７番（清　平二議員）

この必要な職員というのは、私から見れば保健師じゃなくて、他の職員を置くことができるとい

うのも見えるわけですよ。そうじゃなくて、やはり条例には、保健師何名、管理栄養士何名、そうして人事を書かないと。適当なこういう条例であってはならないと私は思います。

今、保健師というのは、主に自治体、保健所、市町村などに勤務しており、保健、医療、福祉、介護の分野で、乳幼児から高齢者までの全ての住民を対象に必要な保健サービスを提供している。

例えば、生活習慣病対策としては、高血圧や糖尿病などの生活習慣病を予防するための教室。

たばこ対策では、喫煙者に対する保健指導、母子保健対策として乳幼児健康審査や両親学級など実施するとともに、場合によっては、家庭訪問して個別の健康相談に応じるなど、住民が健康で質の高い生活を送ることを支援するための保健活動を実施している。

また、地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価、総合的な健康政策へ関わっている他、最近では、コロナの活動に加えて、持続可能でかつ地域特性を生かした健康なまちづくりや災害対策などにおいても役割を果たすことが求められている。

この他、企業や学校で、社員や生徒の健康管理に関わる保健師もいる。企業で働く保健師は、職場でのメンタルヘルス不調を未然に防止するため、2015年12月より一定規模以上の職場で義務づけられたストレスチェックの実施やその診断結果の通知等の仕事を担っているということがあります。

そういうことで、この今回の条例の中から必要な職員という文言は曖昧であると思います。ぜひこれを保健師何名、それから管理栄養士何名、そのような方向に改めたほうがいいんじゃないかなあと私は思いますので、その辺のことを文言をはっきりしていただきたいと思いますので、以上で、私の希望として、そういう希望を出して質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑はありませんか。

○６番（佐田　元議員）

伊仙町保健センター設置及び管理に関する条例の一部改正する条例について質疑いたします。

ここに第２条中、面縄2284番地を伊仙1842番地に改めるということですが、この面縄2284番地で、今現在も業務をされておったわけですか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

すいません、ここ保健センター、面縄にあったときの住所でありまして、ほーらい館ができてからほーらい館の中に保健センターはございました。

○６番（佐田　元議員）

なんで、そうであれば、ほーらい館に業務されているのであれば、その時点で、この面縄からほーらい館の番地に変えるのが妥当じゃなかったんですかねえ。何で今頃になってこれが面縄2284から伊仙に、何で今頃、何か理由があったわけですか、変えられない理由が。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質疑でありますが、健康増進課長が申し上げたとおり、面縄2284番地ということで、ほーらい館の施設に移っていたにもかかわらず、この番地ということでありますが、そこで、この

条例の改正をしていなかったものでございますので、それは、この条例は、速やかに改正するべきでありましたが、そこができていなかったっていうことは、こちらの落度でありますので、申し訳ないと感じております。

それを今回、伊仙1842番地に改めるということで、９月25日から新規、新庁舎のほうへ保健センターが移ってくることになりますので、この番地を条例として改正するものでございます。

○６番（佐田　元議員）

その時点で、ほーらい館ができた時点で、そこに移転するという条例、変えられなかった理由が何かあるんですか。ただ単純ミスで、今なって新庁舎ができるから、ここに移すということですか。何か理由が何かあったわけですかね。

○総務課長（久保　等君）

ただいまのご指摘でありますが、先ほども申し上げましたとおり、ほーらい館にこの住所を改正する条例をご提案するべきものであったんですが、そのときにこの条例を改正していなかったということでございますので、こちらの不手際があったっていうことは申し添えておきます、すみませんでした。

○６番（佐田　元議員）

はっきり申しまして、職務怠慢と申し上げておきたいと思います。

こういうことを、この例規書を見てみますと、改正されたのが恐らく平成19年、この時点じゃないかなあという思いがしますが、これは何を改正したのかは分かりませんけど、もうこの時点でも条例が改正されているわけですよね。

なぜ今頃なって、面縄から伊仙に、新庁舎ができるからということのようですが、何で、今まで面縄が業務できなかったら、役場庁舎内にでもこの番地を、保健センターを持ってきたような形にしておけばよかったんじゃないかなあという思いがしますが、これは、恐らく自分の思うところは、新庁舎ができるから、ここでもう番地を変えようという、それだけの思いじゃないかなあという思いもします。

それと、ほーらい館に保健センターの設置、これは目的外と申しますか、その保健センターがほーらい館に目的外仕様で利用しておったんじゃないかなという思いもしますが、そういうことはないですか。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。午後１時より再開します。

休憩　午前１１時５９分

再開　午後　１時００分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

先ほどの質問でありますが、住所に関して、面縄2284番地であったまま、このままであったということはこちらの不手際で申し訳ございません。また、条例改正の伊仙1842番地に改める分に関しては、問題ありません。

○６番（佐田　元議員）

執行部の不手際ということですので、次からやはりこういう条例改正する場合には速やかに、その都度されたほうが、こういう問題が起きないんじゃないかという思いがしますので、今後気をつけていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○８番（岡林　剛也議員）

議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この第４条、次の職員の多くを必要な職員を置くことができるものとするとありますけれども、これ、もしこうなった場合、今は保健師とかありますけれども、別に保健師を置かなくても何ら問題はないということですか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

この必要な職員の中に含まれます。保健師は必要でありますので、置くことになります。

○８番（岡林　剛也議員）

だったら、わざわざ消さなくていい。削除しないで、保健師及びその他必要な職員とか、そういう感じでもいいと思いますけれども。そうしないと、せっかく資格を持っていてもその資格が生かされない部署に配置されたりとか、特に伊仙町では多いように思います。採用するときには保健師とか歯科衛生師、その他技術職員、そういう方で入るのに、いざ採用されてみると全然関係のない部署に配置されるということがよく聞かれるんですけれども。町長、適材適所の観点から言えばそういうことは適正ではないと思うんですけれども、どうでしょうか。

○町長（大久保　明君）

適正な形にするために保健センターを今回条例で移すということ、そういう目的もあったわけですから。ただ、その採用された方々がその資格を持っているけれども違う場所に、最初から行っている方もいますけれども、最終的には行政をよく見て、視野を広くして、また専門性を生かしていくこともできると思います。そういうことで、いろんな、例えば、今思うのは伊仙町は学芸員が多いというふうな、４人おった時代はありますけれども、それでも彼らが今まで関わったことのないきゅらまち観光課とかあそこに行ったらまた学芸員であったことが生かされてきているということ

もありますから。ですから、決して保健師、保育士、介護士、看護師などが資格を持ちながら自分では納得のいかない部署に移されたかどうかというのは、それは外部、外の専門以外のことを経験するということも、またその後は専門に生かされるというメリットは確かにあると思いますので。そういうことも勘案しながら、含めたような、資格を持ちながらそれが生かされていないことはもうないような形には今の体制の中でも可能だと思いますので。それのバランス、配置をしっかりと今後ともやっていくことが。職員がいろんな能力を専門以外のことに回るということは、逆にそれは。農業の技術士であっても、いろいろ役に立つと思いますので。そういったことをこれからの地方自治はやっていかないといけないと考えております。

○８番（岡林　剛也議員）

町長の言うこともよく分かりますけれども、やはりこの保健センターというのは先ほどもありましたけれども、町民の健康増進に直結するような仕事ですので、今回のこの条例改正で何のメリットも出てこないと思うので、別に改正する必要も特にないんじゃないかなと思います。ということを申し上げて終わります。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

現在の条例で所長、保健師、職員２人となっていますが、現在は保健師１名、管理栄養士１名、職員２名と、会計年度でありますけれども看護師の方が３名。この条例に載っている多くの職員を今、置いている状況でございます。それを現在の状況に応じて、この必要な職員を置くことができるというのが今回上程させていただきました。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第38号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立少数です。したがって、議案第38号、伊仙町立保健センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は否決されました。

議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について、補足説明があればこれを許します。

○経済課長（橋口　智旭君）

議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について補足説明をいたします。

今回の改正は条例第２条に定める基金額に変動が生じましたので、改正するものでございます。基金額の変動の要因といたしましては、利子1,000円の収入によるものです。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第39号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第39号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第39号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について、補足説明があればこれを許します。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について補足説明いたします。

新設クリーンセンター施設整備について、伊仙町負担分に関わる必要経費、また徳之島愛ランドクリーンセンター基幹改良事業に関わる伊仙町負担分の費用について、令和５年度から必要財源の確保のため積立を行い、また、現在の試算で基幹改良事業の伊仙町負担が６億4,000万円、新設クリーンセンター施設整備の伊仙町負担分が12億5,000万円となっております。

また、クリーンセンターでの災害や急な故障・トラブルに関わる修繕費、新施設稼働後の現施設解体費用等をこの基金条例で活用できるようにしたいと考え、条例策定するものであります。ご審

議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案案40号について質疑を行います。

○１４番（美島　盛秀議員）

議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定について質疑をいたします。

ただいま、課長のほうから説明がありましたけれども、この資料を見てみますと、今年を含めて令和５年、６年、７年にこの３年間で基金を積み立てるということですけれども、その基金の財源をどう考えるのか。条例によりますと予算で定めるということなんですけれども、どれぐらいを予定にしているのか。これは１つの大事業でありまして、57億円ですか、総事業費57億円。また、新規に改良工事をやったものを加えると、総事業費が87億円と莫大な金額になるわけなんですけれども。その基金を積み立てるに当たって、財源をどう確保するのか。厳しい財政状況が３町ともあると思います。

そこで、伊仙町の負担分は分かりますけれども、天城町、徳之島町の負担分も合わせてお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

美島議員の質問にお答えいたします。

基幹改良事業に関しまして、令和５年度は本町負担分といたしまして1,139万8,000円で、起債負担額が960万6,000円と一般財源179万2,000円。令和６年度事業費が伊仙町負担分が3,689万2,000円、起債負担額が3,324万円と一般財源365万2,000円。令和７年度、伊仙町負担分が５億9,527万9,000円、起債負担額が５億1,580万円、一般財源7,947万9,000円となっております。

各町の負担額なんですが、徳之島町のほうが９億1,000万円、天城町の方が５億9,000万円となっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

これ負担、総額すると幾らになりますか、３町の。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

総事業費29億円となっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

この29億円が３町のこれからの改良事業を含めて新設の事業までの予算というわけですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

新設に関しては今試算の段階ですので、まだ確定した額ではないです。今29億円は基幹改良事業のほうの額となっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

額が大きすぎてなかなか理解しにくいんですけれども。そうしますと、新設総事業費が87億円と最終的にはなるわけなんですけれども。完成時期としては、いつ頃で、稼働するのがいつ頃から予

定しているのか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

新設クリーンセンターのほうでよろしいですか。基幹改良の事業のほうが令和７年度完了を予定しております。

○１４番（美島　盛秀議員）

新設の新しい施設の稼働はいつ。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

令和17年度稼働予定となっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

最終に天城町に移転してこのクリーンセンターが稼働するのが17年度といいますとあと12年。長い年月をかけてこれを稼働させるわけなんですけれども、その間に新設するまでのお金もこの基金で積み立てる予定があるんですか、今後。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

可能であれば積み立てていく予定であります。

○１４番（美島　盛秀議員）

本当に財政の厳しい３町だと思います。その財源をどこからどうして積み立てるのか。また、どれぐらいの額で毎年積み立てていくのか計画はありますか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

町財政部局のほうと検討してこれから計画してまいりたいと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

以前は平成15年度に今クリーンセンターが稼働したときも、総事業費が84億円だったんですかね、それをいろんなところ、あるいは補助金等をつけて、あるいは伊仙町が土地は提供してやるとか、いろいろ工夫をして64億円で抑えられたと思います。こういう事業をするには交付税が発生しますので、その交付税の額、負担金合わせてこの87億円、交付税がこれに含まれているわけですよね。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

すみません、今現在、手持ち資料がありませんので、後でお示ししたいと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、３町の広域でやるわけですので、少なくとも伊仙町の町民だけはしっかりと理解をさせて今後進められるように検討して、さらにこの予算的な措置、これについてもさっき言われました３町の持ち出し分、あるいは伊仙町のこれからの財政負担、財政確保、どういうようなことでやっていくのか財政課としっかりと話しを詰めて事業を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第40号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第40号、伊仙町一般廃棄物処理施設整備等基金条例の制定は原案のとおり可決することに決定しました。

△　日程第18　議案第41号　令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）

△　日程第19　議案第42号　令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

△　日程第20　議案第43号　令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）

△　日程第21　議案第44号　令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（前　徹志議員）

日程第18　議案第41号、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）、日程第19　議案第42号、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）、日程第20　議案第43号、令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）、日程第21　議案第44号、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、４件を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を４件一括して求めます。

○町長（大久保　明君）

提案理由の説明をいたします。

議案第41号から議案第44号までは、令和５年度伊仙町一般会計、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計、令和５年度伊仙町介護保険特別会計、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計の規定の予算に変更が生じましたので、地方自治法第218条第１項の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第41号、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

議案第41号、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第１条、規定の歳入歳出予算の総額69億9,824万6,000円に歳入歳出それぞれ３億8,289万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を73億8,114万円とするものであります。

予算書５ページをお開きください。歳入歳出事項別明細書により、まず、歳入について説明いたします。また歳入の詳細については、７ページから10ページをご参照ください。

９款地方特例交付金。この特例交付金は財源を圧迫すると見込まれる交付金を補うものであり、個人住民税減収補填交付金99万円の歳入増であります。補正前の額85万円に99万円を増額し、補正後の額を184万円とするものであります。

10款地方交付税、補正前の額32億1,779万6,000円に、普通交付税の額の確定に伴い２億36万9,000円を増額し、補正後の額を34億1,816万5,000円とするものであります。

14款国庫支出金、補正前の額10億3,866万9,000円に1億1,474万4,000円を増額し、補正後の額を11億5,341万3,000円とするものであります。

主な要因としまして、国庫負担金の教育費国庫負担金において子育てのための施設等利用給付交付金96万9,000円の増額、国庫補助金の総務費国庫補助金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,532万6,000円の増額、民生費国庫補助金において、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金等456万8,000円の増額、地方改善施設整備事業補助金1,000万円の減額、土木費国庫補助金において公的賃貸住宅家賃低廉化事業672万3,000円、公営住宅等整備事業2,715万8,000円の増額等によるものであります。

15款県支出金、補正前の額５億3,612万9,000円から313万7,000円を減額し、補正後の額を５億3,299万2,000円とするものであります。

主な要因として、県負担金の民生費県負担金において重度心身障害者医療費補助成金78万5,000円の減額、教育県負担金において子育てのための施設等利用給付交付金71万円の増額、県委託金の衛生費県委託金において海岸漂着物地域対策推進事業費281万1,000円の減額等によるものであります。

17款寄附金、補正前の額１億1,047万4,000円にきばらでぇ伊仙応援寄附金3,704万7,000円、企業版ふるさと納税寄附金2,100万円、クラウドファンディング型寄附金１億7,952万7,000円の増額、総額２億3,757万4,000円を増額し、補正後の額を３億4,804万8,000円とするものであります。

18款繰入金、補正前の額２億8,597万2,000円から基金繰入金の財政調整基金繰入金１億9,110万8,000円の減額、きばらでぇ伊仙応援基金繰入金活用事業分540万9,000円、ふるさと納税事業分

1,796万9,000円の増額。差し引き合計１億6,773万円を減額し、補正後の額を１億1,824万2,000円とするものであります。

19款繰越金、補正前の額1,000円に、令和４年度からの繰越金703万6,000円を増額し、補正後の額を703万7,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額4,896万4,000円に1,024万8,000円を増額し、補正後の額を5,921万2,000円とするものであります。

主な要因としまして、雑入の総務費雑入においてコーヒーマシン利用料128万円の増額、民生費雑入において障害者自立支援給付事業国庫負担金精算金635万1,000円の増額、障害児入所通所給付事業国庫負担金精算金218万5,000円の増額等によるものであります。

21款町債、補正前の額10億2,562万8,000円から1,720万円を減額し、補正後の額を10億842万8,000円とするものであります。

主な要因としまして、過疎対策事業債の地方改善施設整備事業債1,000万円の減額、過疎対策道路事業債1,000万円の増額、特定地区公園事業債110万円の減額、公営住宅施設整備事業債1,610万円の減額等によるものであります。

歳入合計、補正前の額69億9,824万6,000円に３億8,289万4,000円を増額し、補正後の額を73億8,114万円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。予算書は６ページでございます。また、歳出の詳細については11ページから34ページをご参照ください。

１款議会費、補正前の額8,469万5,000円から人件費35万3,000円を減額し、補正後の額を8,434万2,000円とするものであります。

２款総務費、補正前の学11億3,009万5,000円に１億4,183万4,000円を増額し、補正後の額を12億7,192万9,000円とするものであります。

主な要因として、総務管理費の企画費において、企業版ふるさと納税委託料200万円の減額、光伝送施設補修材料200万円の増額、地方創生映画補助金200万円の増額、きばらでぇ伊仙応援基金事業費において返礼品代1,111万5,000円の増額、通信運搬費195万8,000円の増額、ふるさと納税収納代行手数料439万3,000円の増額、きばらでぇ伊仙応援基金積立金3,704万7,000円の増額、地方創生事業費において企業版ふるさと納税委託料660万円の増額、奄美群島日本復帰70周年記念事業において動画作成委託料190万円の増額、伊仙町クラウドファンディング事業において返礼品代5,400万円の増額、通信運搬費900万円の増額、収納代行手数料1,620万円の増額等によるものであります。

３款民生費、補正前の額15億8,805万4,000円に4,308万2,000円を増額し、補正後の額を16億3,113万6,000円とするものであります。

主な要因として、社会福祉費の障害者福祉費において、障害者自立支援医療費過年度分国庫支出金受入返還金241万7,000円の増額、障害者自立支援医療費過年度分県支出金受入返還金120万9,000円の増額、重度心身障害者医療費助成157万円の減額、価格高騰緊急支援給付事業において価格高騰

緊急支援給付金5,832万円の増額、地方改善施設整備費において工事請負費2,000万円の減額、児童福祉費の児童福祉総務費において、子育て世帯生活支援特別給付金455万円の増額、児童手当過年度国庫支出金、超過返還金202万1,000円の増額、過年度分国庫支出金超過受入返還金215万円の増額、市立保育所費において保健保育対策総合支援過年度分国庫支出金超過受入返還金115万円の増額、子ども医療費において義務教育就学時医療費250万円の増額等によるものであります。

４款衛生費、補正前の額６億1,657万8,000円から802万7,000円を減額し、補正後の額を６億855万1,000円とするものであります。

主な要因として、保健衛生費の衛生総務費保健センター運営費において人件費の減額、健康増進事業費において調査委託料106万6,000円の増額等によるものであります。

６款農林水産業費、補正前の額７億3,197万8,000円に4,756万2,000円を増額し、補正後の額を７億7,954万円とするものであります。

主な要因として、農業費の農業総務費において事業費116万6,000円、備品購入費425万円の増額、畜産振興費において畜産農家経営維持支援交付金3,786万円の増額、農地費の農地総務費において管路修繕料140万円の増額等によるものであります。

７款商工費、補正前の額7,186万9,000円に商工費の観光費において事業費187万1,000円、戦艦大和慰霊碑等修復委託9,000万円の増額により、合計9,414万7,000円を増額し、補正後の額を１億6,601万6,000円とするものであります。

８款土木費、補正前の額11億1,718万1,000円に5,636万9,000円を増額し、補正後の額を11億7,355万円とするものであります。

主な要因として、道路橋梁費の過疎対策事業費において、工事請負費1,000万円の増額、港湾費の港湾管理費において調査委託料3,170万円の増額、住宅費の住宅管理費において修繕料223万4,000円、工事請負費363万円の増額、公営住宅建設費において公営住宅建設工事費630万円の増額等によるものであります。

10款教育費、補正前の額７億943万3,000円から1,623万6,000円を減額し、補正後の額を７億7,230万8,000円とするものであります。

主な要因として、教育総務費の事務局費においてＪＣＴ教育推進ネットワーク業務委託591万8,000円の増額、中学校費の学校管理費において工事請負費350万円の増額、社会教育費の社会教育費において各スポーツ大会出場補助金447万円の増額、保健体育費の給食センター運営費において土地家屋調査委託料69万円の増額等によるものであります。

12款公債費、補正前の額７億8,854万4,000円から1,623万6,000円を減額し、補正後の額を７億7,238万円とするものであります。公債費の元金において1,841万2,000円の減額、利子において217万6,000円の増額によるものであります。

歳出合計、補正前の額69億9,824万6,000円に３億8,289万4,000円を増額し、補正後の額を73億8,114万円とするものであります。

次に、予算書４ページをお開きください。第２表、地方債の補正についてご説明いたします。（１）過疎対策事業債、限度額３億4,790万円を３億4,680万円に改めるものであります。（３）公営住宅施設整備事業債、限度額３億1,600万円を２億9,990万円に改めるものであります。起債の補正前、限度額合計10億2,562万8,000円を、補正後限度額10億842万8,000円とするものであります。

いずれの事業債においても、起債の方法、証書借入または証券発行、利率３％以内、ただし利率見直し方式で借り入れる、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法、政府資金についてはその貸し続け条件により、銀行、その他の場合にはその債権者と協議するところによる。ただし、町財政の都合により繰上償還することがある、に変更はございません。

以上、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）について補足説明を終わります。ご審議賜り、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第41号について質疑を行います。

○３番（大河　善市議員）

令和５年度一般会計補正予算についてお尋ねをいたします。ページ数が23ページ、歳出の節18の畜産農家経営維持支援交付金3,786万円についての、農家支援の詳しい農家当たりの内容を教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口　智旭君）

大河議員の質問にお答えいたします。

今回補正予算で計上させていただいております畜産農家経営維持支援交付金3,786万円でございますが、こちらコロナ交付金を活用いたしまして、昨年度も年度末に畜産農家へ支給しております。今回もコロナ交付金を付けまして予算計上させていただいております。現在、畜産農家の現状におきまして、肥料、飼料の価格高騰が相当続いております。また、セリ価格もかなり下落していることから今回経営維持、また経営の安定を図るために交付金として支出いたしたく予算計上しております。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。非常に、今、課長がおっしゃったように、農家の皆さん大変な思いをしておりますが、私も明細を見たんですが、課長、前年と比較して支援額が大分伸びているような予算になっておりますが、農家１人当たり何を基準にして支払うのか。去年と比較しての数字が分かれば教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

支援額につきましてですが、こちら令和４年度の生産頭数を基準にいたしております。１頭当たり１万2,000円を支給したいと考えております。昨年度１頭当たり6,000円を支給しておりますの

で、その倍の金額となっております。

○３番（大河　善市議員）

課長、ありがとうございます。今日もセリが今、行われておりますが、非常に４月以降、特に子牛価格が下落していて。非常に農家は昨年度から肥料価格または飼料価格も大幅に上昇している中で、去年も畜産農家支援をしていただいたのですが。また、今年は去年に比べて倍の１頭あたりの農家支援が行われるということで非常にありがたく感じております。

議会の一般質問でも何回か質問したのですが、今、大変な状況の中でありますので、こういう町財政が厳しい中でも交付金を活用した支援ができることを感謝申し上げますが。この事業に、また来年度以降もこういう令和５年度の補正ということですが、厳しい中でもまた来年度以降もこういう交付金等があれば支援も続けていける考えがあるのか。町長、どのように考えておるか伺いたいと思いますが。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

来年度以降についてですが、セリ価格がこのまま低い状況で継続するとも限らないわけですし、我々、東京・大阪等の情報を得ますと、肉市場もかなり動き出して回復傾向に向かっていくのではないかという情報も得ておりますので、そういったところを見極めて今後検討してまいりたいと考えております。

○３番（大河　善市議員）

課長、ありがとうございます。

それでは、次に、ページ数が28ページ、歳出、公営住宅建設工事630万円について全協でも課長のほうから説明がありましたが、これは令和４年度からの繰り越しで、まだ入札も行われていなく、工事も着工されていない現状だと思いますが。この辺について、また追加工事があったということですが、この辺について詳しく教えていただきたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えします。

昨日の全協でも説明したのですが、検福赤久団地改修工事は屋上防水、外壁改修、トイレ洋式水洗化を行うものであります。現在、同団地の木製雨戸が老朽化により損傷が著しく、非常に深刻な状況になっております。当初、本事業にて更新する設計としておりましたが、木製雨戸から金属製雨戸への機能向上に伴う改修は補助対象外であると指摘を受け、再度設計の見直しを行ったため遅れが生じたものであります。

また、今回の補正分承認後に、本事業と並行し、９月中の工事発注を予定しているところでございます。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。検福の赤久団地については、補正追加工事があると。これ、同じような

事業が佐弁でも計画されていると思うんですが、佐弁団地については追加工事がなく、そのまま行われるという認識でよいのかをお尋ねいたします。

○建設課長（高橋　雄三君）

佐弁団地についてはそのとおりでございます。追加はございません。

○３番（大河　善市議員）

大幅に遅れている中で、私は検福に、この団地に住んでいる８世帯の工事だと思いますが、住民の方から聞いたんですが、当局からの補修工事についての詳しい説明等もないと。どういう工事をするのか、また、中のトイレの改修工事ということを聞いておりますがその間どういう、家の中に入ってする工事でありますので、その間の仮設トイレとかどうするのかという住民の方への詳しい説明がないと。コロナ禍で集めて説明会はできなかったと思うんですが、やっぱり担当の方、もう少し改修工事でありますので、住民の方も住んでおりますので、丁寧な説明が必要じゃないかなと思っておりますが、その辺の認識について伺います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

住民説明でございますが、改修設計前に業者を通じて個別で概略の説明をさせていただきました今設計も終わり詳細の内容については工事発注前に住民説明を行う予定でございます。トイレ等につきましては、一応仮設トイレを準備するような形になります。まず、浄化槽を設置して、一軒一軒ずつ工事をしていくようになるので、その家の前に仮設トイレを２日ぐらい置いていく、順に移動していくような形になっていくと思います。

以上です。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。課長、ぜひ今おっしゃったようなことを直接該当する住民の方にも詳しい説明等を行っていけるようにお願いをしたいと思います。

そして、直接これとは違うんですが、今工事発注して、今工事が行われていますが、阿三のカシナトウ団地についてですが、これも今５棟ぐらい隣のほうで現在住んでいる方を新しい住宅に移すということですが、ここについても今住んでいる方々が今度新しい所に行きますので、その辺の対象の方々にも詳しい説明等が行われたかどうかをお聞きしたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

解体作業が今年度は予算を組んでいるのですが、その中で住民には説明していきたいと思います。

○３番（大河　善市議員）

さっき検福、現在いる方々に対しての新しい改修工事、また移転住宅等でありますので、現在住んでいる方に対して丁寧な説明等をよろしくお願いしたいと思います。

次に、歳出の33ページ、給食センターの節12土地家屋調査費69万が計上されていることについて

伺います。

このことについては、給食センターの建設に向けての調査費ということの認識でよいのかをまず伺います。

○学給センター所長（森　一途君）

大河議員の質問にお答えします。

今おっしゃるとおり、新センターの建設用地購入に伴う不動産鑑定の費用ということで、予算計上させていただいています。宅地及び畑の鑑定額を算定してもらって、地権者と用地交渉を行うための予算計上ということになっております。

○３番（大河　善市議員）

建設場所及びいつ頃を予定しているのか、お分かりの回答ができる範囲内で教えていただきたいと思います。

○学給センター所長（森　一途君）

ただいまの質問にお答えいたします。

建設場所ということで、今、建設の検討委員会を設けていまして、現地建替えを軸に検討しております。給食センターがもう老朽化が進んでいて、新築建替えを検討しているということで、建設計画というのをまず立てないといけないんですけども、７月に瀬戸内町さんのほうに給食センターの視察に伺って、施設見学だったり予算面、それから計画作成を含めた建設までのスケジュール、その辺をお尋ねしまして、予算面に関しては13億円ぐらいかかっていて、そのうち国の補助が、国の学校施設環境改善交付金というのがありまして15％の１億7,000万円ほどで、残りはほとんど過疎債を充てているということでお伺いしています。

建設の基本計画なんですが、こちらが役場職員で構成する検討委員会で１年ほどで作成していまして、基本計画から調査、判定、用地確保、それで配置を図面に移しこむ転写、それから実施設計までして最後着工という形で瀬戸内町は着工までに３年、完成までに４、５年かかっているということです。

伊仙町そのぐらい、10億円ぐらいかかるとして、補助率が１割程度なので、その財源過疎債に充てるとなると、また他の事業との兼ね合いも出るので過疎債を使う事業との調整が必要になるので、伊仙町も今から計画を一、二年で策定して、土地購入など経て４、５年かかると考えています。

また、令和７年度までまた鹿浦小学校だったり面縄港とか大きな事業が重なると思われるので、今のところ令和８年、９年度に着工、完成を見込んで考えております。

○３番（大河　善市議員）

所長の今の答弁では、現状の場所という回答でよろしいですか。

もう１点だけ所長にお伺いしたいのですが、先ほどもありましたが検討委員会が持たれたという今答弁でありましたが、その中でどのような要望、意見等があったかお聞きしたいのですが。

○学給センター所長（森　一途君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今年度より、伊仙町立学校給食センター建設推進協議会を設置し、役場関係課職員及び議員、校長代表や教育委員、ＰＴＡ代表など15名の委員を委嘱しました。任期は２年で第１回目の会議を５月に行いました。その中で出た主な意見は、小学校は建築までに地元の方やＰＴＡ等を集めてワークショップを行い、どのような学校、校舎にするか決めていったので、これを参考に会議を行ってはどうか。それと、委員の任期は２年となっているが、どういう給食センターにしたいかを話し合うために大事な会議なので、あと1年とか任期を伸ばして話し合ったほうがいいのでは。給食センター建設に関して、保護者からアンケートを取ったのか。補助事業申請が通るためには基本計画を作らなければならない、着工までに７つほどプロセスがあるのでまず基本計画が必要となるので、地域住民からも意見を集約したほうがいい。他に予算面や設計面に対しての意見、役場関係課、教育委員会、総務課、建設課との取りまとめ、連携等についてご意見をいただきました。

保護者から意見を取りまとめたほうがいいという意見を受けて、１学期に町内小中学校保護者を対象に給食センター建設のアンケートを実施しました。210件の回答をいただき、このアンケート結果と意見を取りまとめ、基本計画作成の参考資料として検討委員会の中で協議します。

今後、今年中に２回目を行い、計画作成や建物の規模などについて協議する予定となっております。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時１５分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

○６番（佐田　元議員）

令和５年度補正予算について質疑いたします。

予算書とはあまり関係ないことなんですが、この雑入についてちょっとお伺いしたいと思いますが、実は、義名山グラウンドの使用料についてお伺いしたいと思いますが、ここの使用料は雑入、財源はどういうように処理されているのか。グラウンドとかの使用料を取っていますよね。使用料取った、お金はどこに入っているんですかね。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

使用料に関しては、申請書を出していただいて、その時間と場所の使用料を、現金を持ってきて

いただいて領収書を書いて、支払いいただいた方に領収書を渡して、その現金を収入役室に納めております。

○６番（佐田　元議員）

分かりました。

義名山公園グラウンド使用料、１時間当たり町内200円となっておりますが、これは個人200円ですか。そこのところちょっと分かりづらいんですが、団体さんで使用された場合は、１団体で200円なのか、個人個人200円なのか、そこのところをお聞きしたいんですけど。

○社会教育課長（中富　譲治君）

今現在、申請書をいただいているのがほぼ団体になっておりまして、団体で１時間当たり200円を頂いております。

○６番（佐田　元議員）

団体で200円ということのようですが、200円というのは妥当な数字ではないかという思いがしますが、今、高齢者の方が週に何回かグラウンドゴルフ等で利用されていると思いますが、伊仙町、長寿の町と言いながら高齢者の方が健康づくりに頑張っているのに、やっぱり200円はちょっと高いんじゃないかなという声が聞こえるんですよ。

それで、この例規集を見てみますと、使用料の減免というところが第17条に載っていますが、この第17条で使用料の全部または一部を免除することができるというふうに記載されていますが。

町長のほうにお聞きしますが、これを免除するとか、一部を免除するとか、そういうことは考えていないですかね。町長が必要と認める場合においては、使用料の全部または一部を免除することができるとうたってありますが、これ、町長の考えで免除するとかいう考えはないですかね。

○社会教育課長（中富　譲治君）

免除に関してですが、その申請時の減免申請とかございます。その中身を吟味して、町長、部局、教育長にも相談して進めていきますので、減免できるかどうかというのは、その申請をいただいたときに判断することでございますので、ここではできるというふうな言い切ることはできないと思います。

○６番（佐田　元議員）

ということは、その申請時に、免除申請のような形取ればいいということでよろしいですね。申請するときに。

○社会教育課長（中富　譲治君）

申請するときに、その減免申請を出していただいて、その中身を吟味して判断するということでございます。

○６番（佐田　元議員）

先ほども申し上げましたが、高齢者の方々が健康増進のためにやっぱり一生懸命頑張っておりますので、やっぱり年金生活している方が多いということで、個人個人からも徴収することができな

いと、そういうあれで、会計さんが非常に収支が多くて運営がやりにくいという話も聞いておりますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○町長（大久保　明君）

今、やっぱり非常に厳しい時代になってきました。そういった中で、子育て世代に、国もかなりの予算を投資しました。伊仙町でも給食費も無料化、幼稚園のほうでも４月から始まりますし、そういった中で高齢者の方々がやっぱり不満は募っていると思います。ある人が、子育て支援に重点を置いているということで、自分たちはもうこれからお金もどんどん、年金だけでなくて補助も減るんじゃないかというふうな心配している方がいらっしゃいました。

ですから、そこはやっぱり今まで地域のために頑張ってこられた方々が、健康増進ということであれば、そういうことにやっぱり無料化ということが、あらゆる分野で出ていかないと町のバランスが取れないんじゃないかとは考えておりますので、教育課とお話をして、前向きに考えていきたいと思います。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○１３番（樺山　一議員）

令和５年度一般会計補正予算（第３号）について質疑をいたします。

７ページをお願いします。

款14国庫支出金、項２国庫補助金、１総務国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対策事業対応地方創生臨時交付金8,532万6,000円が歳入で計上されていますが、この歳入を、歳出はどれに充てるのか詳しい説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

臨時交付金8,532万6,000円の充当先でございますが、まず19ページお開きください。

３款１項15目価格高騰緊急支援給付金給付事業18節負担金補助及び交付金の中の価格高騰緊急支援給付金で5,832万円。まず、１つ目あります。

続いて、ページ戻りますが、18ページ、３款１項２目社会福祉施設費19節扶助費の中で伊仙町医療介護障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援事業費として482万5,000円、続いて23ページお開きください。

６款１項９目畜産振興費18節負担金補助及び交付金、先ほど質問がございましたが、畜産農家経営維持支援交付金として3,786万円、合わせて8,532万6,000円が充当されております。

以上です。

○１３番（樺山　一議員）

今、説明をしていただきました19ページの価格高騰緊急支援給付金事業の5,832万円について、ま

た説明をお願いいたします。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの樺山議員の質問にお答えします。

価格高騰緊急支援給付金事業として、非課税世帯の方々に３万円の給付をするっていうことで、ちょっと各自治体ばらつきはあるんですけど、本年の６月１日を基準に各自治体、行っていっているところです。

伊仙町としては、８月１日時点で算出した非課税世帯1,844件を基本の数字として、それにまだ未申告世帯等を含んだ分の100万円を計上した形で、1,944件に対して5,832万円の予算で今計上して、計画しているところです。

また、該当者に対しては、この予算がとおり次第、確認書を送付して、記載事項を記載していただいて、返送していただいたものを順次振り込んでいって、本年の12月中までには、全対象者に支給をしたいと考えているところです。

○１３番（樺山　一議員）

他自治体は、これはもう進めて、済んでいるような話も聞きましたけど、他の自治体はどういう状況か分かりませんかね。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

現時点で、島内の他自治体も全部は確認ができているわけではないんですが、隣の徳之島町さんも、現在計画をして進めているところです。

この給付金なんですけど、一番最初に始まった、コロナ対策関係での給付金の流れで来ているんですけれども、今回の給付金に関しては、先ほど歳入のほうでも説明があった、７ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時特別給付金の中で、各自治体に交付し、その給付と運用に関しては各自治体の判断でしてくださいってことで、もう既に給付している自治体、今検討して計画している自治体と、ばらつきが出ているようです。

○１３番（樺山　一議員）

では、伊仙町は８月１日を基準にして、年度末までに支給を終えるということでよろしいですか。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

このコロナ交付金の活用について、町のほうで方向性が決まっていったのが８月になりますので、基準日としては６月１日に伊仙町に住所を有し転出された方で、その転出先でこの給付金を受け取っていない方を対象に、年内に給付できていけるように努力したいところです。

○１３番（樺山　一議員）

分かりました。

それでは、８ページ、款17寄附金、項１寄附金、目１寄附金の企業版ふるさと納税寄附金が2,100万円されています。これは、本土で活躍している出身者の方々が寄附したということを説明を受け

ましたが、これを町の広報紙とか、そういうのに、例えば本人の許可を得て載せて、感謝の意味で載せることはできないのかお伺いします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問をお答えします。

ただいまのご提案のとおり、前年度も100万円頂いておりますが、広報紙のほうにこういった事業で活用させていただいております、ということで周知はさせていただいておりますが、これについては、またホームページ等も、寄附者のご希望に沿った形でＰＲをしていきたいと思っていますし、他の、また新たな企業版ふるさと納税のお願いに当たっても、こういった形で使わせていただいていますということで、参考としても活用させていただきたいと思っております。

○１３番（樺山　一議員）

是非、感謝の意味も込めて、皆さんに寄附者の方々、公表できればいいんじゃないかなと私個人的には思っております。

それと、その下のクラウドファンディング型寄附金１億7,952万7,000円が歳入で組まれていますが、このクラウドファンディング前日から全協でも説明をいただいております。

まず最初に、このクラウドファンディングをするようになった流れをちょっとお尋ねしたいと思いますけど、どういう形でこのクラウドファンディングに決まって、こういう流れになったのか説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

樺山議員の質問にお答えいたします。

建立から56年が経過し、老朽化に伴い剥落が発生している状況で、３年前より周囲を立入禁止している中、遺族会や集落住民、訪れた観光客などから慰霊塔を守り続けてほしいという声を寄せられたため、慰霊塔修復プロジェクトを立ち上げ、国の関係機関に対し、慰霊塔の再建と今後の管理についての連携をお願いしましたが、困難であるという回答があり、また奄美群島振興開発事業や地方創生交付金などを活用し修復を検討しましたが、事業の対象外ということで、今回クラウドファンディングによる財源の確保という方法を取らせていただきました。

○１３番（樺山　一議員）

そういう形のやつは何回か聞いておりますが、例えばこれを役場内でトップダウンでこうしようと決めたのか、それとも課長会等、皆さんで話し合って決めたのか、それからアンケート調査等を取ったのか。そういう、やはりクラウドファンディングの寄附を使って慰霊塔を修復するという、どういう経緯で、どういう形で取ったのか私一番大事だと思っているんですよ。

この間、８月にクラウドファンディングについての、東部、中部、西部、説明会をしておりましたが、それを決める前に、ああいう形で説明会をして決めるほうがベストじゃないかなと私は思ったんですが、どうお考えですか、町としては。町長にお尋ねします。

○町長（大久保　明君）

今、課長から話があったように、県のほうからそういう情報がありまして、クラウドファンディングという形でやっていくのがいいんではないかと、補助事業は全くない中でしたんですけど、それを議会で議論することもなく、また庁舎内においても、全職員との議論はやっていないと思います。課長会の中で進めたことでありますので。そのことに関しては、確かに議論が足りなかったのではないかとは思っております。

そのことが、なかなか住民の方々が理解していただけないと、また議会の方々もそういうことがなかった点は、今、樺山議員が言ったようなことをやっていれば、もう少しスムーズなスタートができたのではないかというふうに思っております。

そのことは深く反省して、今、始まった中で、当初厳しい状況でありましたけれども、だんだん、特に郷友会の方々が協力するような流れが出てきておりまして、それをやっぱりＭＢＣさんもそういうこと理解していただきましたので。

これは全町民に、こういうことでいくということを、するかどうかということが抜けたということに関しては、突然のことであるし、また以前の失敗した経験もありますので、そのことに関しては、相当の反発が町内では出てまいりました。

そういうことも踏まえて、３か月という短い期間でありますけれども、始まったわけでありますので、また毎週土曜に、東京、大阪、鹿児島とか行ってお願いをして回ってますけれども、鹿児島で記者会見した後は、反応は間違いなく出てまいりました。今後、また議員の方々に相談もなくやったということに関しては、私、性格上、思いついたら勝手に決めたりすることは、なかなか直らないんですね。どうか議会の方々がしっかりと理解していただいて、不満もあるかもしれませんけれども、これは私が一人で勝手に、あの慰霊塔を修復するのは国がやるべきではないかということを言いましたけれども、よく分からない官僚の方々が敗戦国にはできないとか言ってますけど、それも私はうそじゃないかと思いますね。敗戦国だから慰霊塔を作ったらいけないと、国が関与したらいけないというのも、今時おかしいと思うし、昨日テレビ見てましたら、真珠湾のあの潜水艦も撤去するらしいですね。いつまでも、あれは負けた象徴、日本が悪かったという象徴のように置いておくのはおかしいだろうということを、昨日報道でしてましたけど。

ですから、あの慰霊塔は、勝った戦勝国、敗戦国だからというんじゃなくて、吉田満さんという作家が書いたことが、あの慰霊塔の建立につながったわけです。それは本当に後でベストセラーになったんです。

それは、彼らも死ぬこと分かって、みんな3,700名の方は呉を出港したわけですから、その中で本を読んだらもう現実の、もう凄まじいことを書いてあります。それが最初は、ＧＨＱが絶対印刷させなかったけども、10年後に柔らかく書いてベストセラーになった。それをちょっと説明だけしますと、迫水久常先生という人が発起人になったという、これもこの前も説明しましたけども、議会であんまり長話してもいけませんので、それぐらい価値があるということは、最近なってよく分か

ってまいりましたので、どうかですね、説明をしなかったということに関しては、怒るの無理ないと思いますので、ただ、これから同じスタートラインに立っていかなければ、また実現しないわけでありますので、そのこともお組みいただいて、ぜひ伊仙町議会が一丸となってやらなければ、これ絶対できませんので、そのことをお願いしたいとは思ってます。

職員、課長会でも言ったのですが、昨日僕が全体朝礼でああやって言ったのは、泉芳朗先生の銅像は全職員が動いたということですね、最初から。それで9,000万近いお金が集まって、郷友会の方々も協力しましたけども。

ですから、昨日は私から職員が頑張らなければいけないというふうな話を、上木氏さんから、この前つい最近聞いたばっかりです。職員が燃え上がったと、議会が燃え上がったということで、芳朗先生のお金も集まったということですから、そのことを樺山議員は知っていたかもしれませんので、そのことを議会も職員も一丸とならなければ絶対成功はしないと考えておりますので、遅れたことはお詫び申し上げたいと思います。

以上です。

○１３番（樺山　一議員）

町長の答弁が長いもんですから、質疑をする内容を忘れてしまいました。

私が心配するのは、クラウドファンティングで寄附をもらって、その寄附額が集まらなかった場合、もちろん一般財源を使ってすることも考えられるし、いろいろありますけども、例えば今9,000万円の工事をしようという計画をしているわけですが、万が一、寄附金が少なくなった場合、それが工事を縮小してできるものなのかどうかお伺いをいたします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、工事としまして9,000万を予定しております。

また、万が一、寄附金が集まらなくなった場合におきましては、現在の工事より、若干落ちた形の工事は可能だとは考えております。

○１３番（樺山　一議員）

以前、説明会のほうで３パターンぐらい工事のあれが用意されていたやつを、私、説明会で聞いた記憶があるんですよ。だから、その安いほうに変更することが可能と考えてよろしいですか。

○総務課長（久保　等君）

ただいま議論になっている、もし目標額に達しない場合は、その工法を変えるというところでありますが、このクラウドファンディングは9,000万をかけて慰霊塔を修復した方が、延命化が一番適しているっていうことを掲げて寄附をもらっていますので、なるべくそれに近い方法でしないと、また集まらなかったら安くで、ちょっと下げてするのかという議論については、再度、クラウドファンディングのシステム、その寄附の在り方などちょっと調査をしてから、またご返事を申し上げたいと考えております。

○１３番（樺山　一議員）

やはり寄附額が集まらなかった場合、今9,000万円で目標を立ててしているわけですが、それに近い工事はしなければならないと考えているわけですが、このクラウドファンディングはやっぱり期間が短い、なかなか、あの期間で集まるのかなという、やはり我々心配をしているんですよ。

そういうところを、ぜひ、もう全国に宣伝をして進んでいるわけですから、これはどういうとかそういうわけじゃなくて、寄附が集まらなくて縮小しなければならない、また、一般財源を使って修復をしなければならないということは、皆さん、議会に諮ってしっかりした形で、ああいう予算をそのままゴリ押しをしないような形で、皆さん町民の意見を聞いてするような形でしていただきたい。

それを、町長、議会のほうで、そういう形で進めていきますよということで、町民を無視した形では進めないということを、ぜひ答弁していただきたいと思います。

○総務課長（久保　等君）

ただいま、樺山議員のご指摘があったところなんですが、予算の計上については目標額を設定して、クラウドファンディングの歳入１億7,952万7,000円を計上している関係上、歳出についても9,000万円の修復費用っていうふうに計上してございます。これは、目標額がこれだけ入った場合のことでありまして、これがもし半分ぐらいに入った場合に、この9,000万円を使って単費も入るってくるんじゃないかというご指摘でありますので、これについてはクラウドファンディング100％の場合の予算計上でございますので、これについては、この修復の執行の前に、再度議会の臨時会でも開催をして、再度この事業の執行について、是非を取っていただくような対応を執行部としては取っていきたいと考えていますので、今回計上してある修復の9,000万については、執行前に再度、議会の皆さんの承認を得るという形をとって、その意見に対応していきたいと考えております。

○１３番（樺山　一議員）

目標額１億7,952万7,000円に設定しているわけですが、その目標額が達成できるように皆さんで努力をして、一般財源を補填しないような形が一番ベストですけども、それに近い状態、最悪でもそれに近い状態、そういう形で進めるような形でしていただきたい。

慰霊塔は未来永劫に修復していくのか、それともいつか途中で終わるのか、それも考えていかなければいけないし、あの慰霊塔を解体しないで未来永劫に犬田布岬に建てるのも難しいことじゃないかと、私は思っているんですよ。そういうところも考えながら、ぜひ整備を進めて、そして目標額が達成できるように、皆さんで協力して頑張っていただきたい。

そして、監査委員の意見書にもあったように、社会情勢、医療費の増加や、今後とも健全な財政計画を推進していただきたいという要望もありますので、ぜひ、むやみやたらに一般財源で工事を進めたり、しない状況にならないためにも、皆さん頑張ってクラウドファンディングを満額寄附していただけるように頑張っていただきたいと思います。

次に、９ページ、款21町債、過疎対策事業債の地方改善施設整備事業債1,000万円が減額になって

おりますが、これは地方改善施設整備事業が採択されなかったのか、それともしなかったのか伺います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地方改善施設整備費補助金は、事業計画の見直しによる減額でございます。例年、２次申請で交付申請を行ってきましたが、今年度は２次申請を行わないという趣旨を受けたことによりの、事業計画を見直した次第でございます。今後は１次申請に間に合うよう計画をしていきたいと思っております。

○１３番（樺山　一議員）

分かりました。

それと最後に、先ほどもありました、大河議員からありました給食センターの、33ページ、委託料の件について、土地価格調査費委託料が予算化されていますが、この件に関しては、その敷地の拡充のための土地の不動産鑑定等という答弁がありましたけど、これで足りるの。家屋調査とか、それも全て入れて足りる予定ですか。

○学給センター所長（森　一途君）

樺山議員の質問にお答えいたします。

今回の委託料につきましては、その周辺の宅地、畑の単価を出す鑑定料を出すためので、後々、用地交渉に進めるための不動産鑑定の委託料ですので、この額でということで見積もりをいただいております。

○１３番（樺山　一議員）

家屋の鑑定料は入っていなくて、ただ、土地の不動産鑑定料が入っているというご理解でよろしいですか。

○学給センター所長（森　一途君）

そのとおりでございます。

○１３番（樺山　一議員）

ありがとうございました。以上で、私の質疑は終わります。

ぜひ、クラウドファンディング１億8,000万達成させていただきたいと思います。お願いします。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○７番（清　平二議員）

令和５年度一般会計補正予算（第３号）についてお尋ねします。

７ページ、款14、１、国庫負担金、３、教育国庫負担金、１、幼稚園負担金96万9,000円、８ページ、県支出金、款15、項１、県負担金、３、教育費負担金、１、幼稚園負担金、子育てのための施設利用給付交付金71万円とあります。

30ページ、款10、項、幼稚園費、４、幼稚園管理費に、この国と県の167万9,000円が割り当てられていますが、何か職員の給料等そういう関係にあるみたいですけれども、やはり子育てのための施設等利用給付交付金とありますので、これ適正かどうかお尋ねします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

お答えいたします。

先ほどの歳入と歳出の件でありますが、幼稚園教諭の給与に充当されているということで、町の幼稚園教諭に対しても、この補助金については充てることができるということで、職員のほうから確認をとっている状況です。

今回の歳入につきまして、計上している分については、当初で２幼稚園分が含まれておりませんでしたので、今回計上を行っている次第でございます。

○７番（清　平二議員）

やはり、こういう子育てのための施設利用給付交付金、こういうのを職員の給与に当てるんじゃなくて、本当に子どもたちのために有効になる何か備品購入でもいい、各幼稚園で使う、そういうのに私は使ってほしいと思うんですけども、何かほとんど人権費に充てているような感じがしますけれども、これについてどう思いますか。

○教委総務課長（町本　勝也君）

清議員のご指摘のとおり、確かに人権費等でほとんど使われている状況でございます。もう一度、この制度自体について精査をしまして、ご質問があった件について対応できるかどうか、今後確認をして、また報告をしていきたいと思います。

○７番（清　平二議員）

やはり、こういう大事な子育てのための施設利用、国からの補助金、県からの補助金でありますので、ぜひ、この一般職員の給与とか、こういうのは町が責任を持って予算化し、このような補助金は子どもたちのために使ってほしいと思うんですよ。

ぜひ、これ、もし見直せるのであれば今後の補正予算等で、また、そういう子どもたちのための予算に割り当てていただきたいと思いますので、ぜひ、それができるかどうか。

また、町長にお願いします。やはり、このような町の職員にあたる場合は、町が責任を持って一般財源として見てあげて、職員を見てあげてほしいなと思いますので、町長はどうお考えでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問でありますが、この交付金の名称から見て、備品購入っていうことに充てられるかどうかというのがちょっと疑問でありますので、その辺、この交付金の使い道について、再度確認をしないと、ここで備品購入に充てますっていうことが言えないもんですから、その辺はご理解いただきたいのですが、また、この交付金等については、これが一般財源としても入ることにより、他の事業もできますので、逆にそういったこの交付金がそのような形で使われるっていうことであ

れば、再度検討を進めていく必要があると考えますが、全て、またこれを取り消して、他のそういったものに使うということではなくて、再度予算を組むっていう形になるかと思います。

○７番（清　平二議員）

ぜひ、子どもたちの立場になって予算を組んで、子どもたちが使うのを予算を組んでいただきたいと思います。このように交付金があって、職員のために職員の給料を払うんじゃなくて、ぜひ、その辺のところをお願いしたいと思います。

先ほどから、いろいろ、新型コロナウイルス、下のほう、款14、２項国庫補助金の中の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金、先ほどいろいろ質問がありました。これは、今回は非常に町民に分かりやすくまた行き渡った交付金でしているなと思います。今後もこういう交付金がありましたら、やはり町民に行き渡った、非常に畜産、またはサトウキビの肥料、飼料こういう高騰をしていますので、こういうのに町民に行き渡った交付金を利用して、予算を組んでいただきたいなと思います。

では20ページ、款４、１、項１保健衛生費、目５健康相談調査委託料に106万6,000円組まれていますが、この説明をお願いします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

こちらは、健康長寿伊仙21の計画がありますが、10年計画でありまして、今回見直しということで、こちらに伴う調査委託料となっております。

○７番（清　平二議員）

先ほどから条例のことでいろいろ保健師が足りない、いろいろ問題が言われてきた中で、この健康長寿計画書を作るためにこれだけ組むということですけども、やはり職員の確保をしっかりとして、この５年間の計画を組み入れて、本当に伊仙町が健康長寿であるかどうか、そこまでも議論をして、精査して今後やっていただきたいと思います。

次に、31ページ、款10、項６、目４の節18、各種スポーツ大会補助金とあります。447万円組まれています。これはどういう団体に行くのか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

各種スポーツ大会出場補助金ですが、スポーツ少年団の大会に補助金として出しております。地区大会を勝ち抜いた県大会以上に補助金を出しているのですが、今後、県大会に出る予定のチームが伊仙バレースポーツ少年団、面縄野球スポーツ少年団、伊仙野球スポーツ少年団がございます。九州大会に出場する予定のチームが伊仙野球スポーツ少年団、面縄野球スポーツ少年団、伊仙相撲スポーツ少年団､徳之島レスリングスポーツ少年団､全国大会に出場予定のチームが伊仙相撲スポーツ少年団、伊仙空手道スポーツ少年団でございます。

○７番（清　平二議員）

後で今の言われた資料をまた提供していただきたいと思います。各種スポーツ少年団、明日また私一般質問の中でもしてありますので、またそれは一般質問でしていきたいと思いますので、ぜひ、子どもたちのこういう少年団の県大会、あるいは全国大会、また各種中学生の大会、非常にこの前の農協のほうに寄附金の募集がありましたけれども、やはり保護者の方がこういう団体スポーツ大会に行くために、非常に苦労しているみたいですので、町もこういうのには本当にしてほしいの中にもありますので、これにのっとって子どもたちの各種スポーツ大会には助成をしていただけるようにして私のほうからそういうお願いをして、また明日また一般質問でもありますので、その中でいろいろとお尋ねしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。これで私の質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○１番（井上　和代議員）

令和５年度一般会計補正予算書19ページ３款１項、３款１項８目19節のほうの重度心身障害者医療助成のほうでマイナスがついているんですけれども、こちらのほうの説明をお願いしたいと思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

今回の減額の理由といたしまして、当初予算において、今年度、制度改正に伴う対象者の拡充が当初検討されておりました。それが今年度見送りとなったことでその増額分の減額していることが理由となっております。

○１番（井上　和代議員）

制度がということは、今までの認定のほうが厳しくなったというか、そういった形の捉え方でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

現在、対象となる方が、身障手帳１級２級の所有者、そして身障手帳３級、ただし書があるんですけども、そして療育手帳Ａ１、Ａ２、さらに改正予定として精神の１級者も対象とする予定だったんですが、そちらのほうが対象とはならなくなった、今年度は見送るということで、その分の減額となっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今のこの形で前回というか、令和４年度の成果説明書のほうもちょっと私のほう参考させていただきましたけれども、登録率が100％であるとか、対象になる方を拾い上げるというか、みんな見ていくよというような形のものが見てこれるんですけれども、これによって

不自由することのないような形にはなっているのかなというふうに思ったり、一応こちらのほうで157万という結構な金額ですので、そういったところで不自由することのないのかなということを心配するんですけれどもそちらのほうはどうなんでしょう。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

減額の根拠としても当初予算というところもあるんですけども、残した予算については、今年度、現在までの実績から算出をして試算した結果、この程度の減額でよいのではないかというところで今回減額を計上しているところであります。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。弱い立場というか、こういった形で苦慮されている方に対しての助成のほうをまたいろいろ見ていただいて、よろしくお願いしたいというふうに思います。

その下の伊仙町指定難病者旅費助成のほうですけれども、前回もちょっと私のほうもお伺いしたかと思うんですけれども、大分こちらのほうを頑張っていただいているなというふうに思い、感謝申し上げるところです。今現在は大体何人ぐらいの方が申請、そして助成のほうを受けられているのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

正確な数字については今現在把握していないんですが、資料等は後で確認してお答えしたいと思います。ただ、井上議員が議会等で取り扱うことによって周知された効果も一定の効果があったのかなとも、そういうふうに考えております。またこういった質問を今後とも続けていくことで利用者の周知にもまたつながるのではないかというふうに思い、感謝したいと思っております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。前回のそのときに対象者としましては大体50人ほどいらっしゃるようなお話をいただいたかと思うんですけれども、その50人に対して、今助成のほうを受けられている方というのは、旅費を行く行かないにもあるかと思うんですけれども、課長さんのほうでこれは満足のいける状態の人数が使用されているかというようなところはいかがでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問ですけども、現在納得いける数字ではないというふうな認識をもっています。50名ほどの指定を受けている方がいらっしゃる中で、かかる経費、旅費の助成、出動されている方が数名程度だというふうに認識をしております。今後ともその周知、そしてこちらのほうから提出いただいた資料から難病に対象となる疾病等があればこちらのほうからまた声かけをして、申請につなげるような取組をしてまいりたいと思っております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。私のほう、何度もこれからもお尋ねしていきたいなというふうに思いま

すので、よろしくお願いしたいというふうに思います。ありがとうございます。総務課さんのほうにちょっとお聞きしたいんですけれども、この間からこの予算書のほうですね、ずっと見ていく中で、三角の印はマイナスということであるかと思うんですけれども、その三角のほうがついているのが会計年度任用職員というんですか、そちらのほうの人件費というかそういったものに対してかなりついているかと思います。確かに今までコロナ等の対応でそちらのほうの人員があったのかなというふうにも思うんですけれども、ただコロナが終わりました、あなたもういいですよという形でその職員のほうがどこに行ったのか、じゃあこちらの課だったのが今度は違う課のほうに行っているよというような形のことがあるのか、もうここでいいですよというような形で、言い方は変ですけれども、切ってしまっているのか、そういったところ、各課のほうでどういうふうな対応をされているのかなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この減額されているということは、当初は必要であるので予算を上げているからマイナスが発生してございますので、ここで誰か要らないとかいうことじゃなくて、予算を計上していたんですけどその分入ってこなかったのでマイナスになっているということでございます。

それと、またいろいろ私のところに町民のほうからも要望等を多数寄せられるわけでありますが、それに応えられるように、職員のほうもやっぱり気配り、町民目線で仕事をするとかそういったことが必要になりますので、そこのところは十分気をつけて業務に取りかかるようにということは指導してございます。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。この年度末の職員という形でかなり助けていただいている部分はかなりあるかと思うんです。そういったところ、時期的に皆さんのほうの仕事がお忙しいときというのがあるかと思いますし、皆さんかなり仕事のほうはアップアップしているというか、この伊仙町の人口というか、伊仙町のほうの生命を預かっているこの庁舎の中の職員ですので、いろんな形で大変な思いをしているかと思います。これに今必要かなというふうに思って計上したんだけれども、結局入っていただかなかったというようなお答えですけれども、そうじゃない部分もあるかと思うんですけれども、そういったところで、１回１回そちらのほう要りませんじゃないですけれども、そういったところがもしあるのであれば、そういったことをこれからなくしていただいて、そちらのほうの大事な職員ですので、そういったところもいろんな形で助け合うような形で、助けてもらえるような人員のほうの動きをしていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑はございませんか。

○１４番（美島　盛秀議員）

令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）について質疑をいたします。

まず１ページの歳入、款20の諸収入、これは先ほどの説明で、諸収入は雑入で取っているという説明がありましたけれども、これと合わせて、９ページの諸収入の雑入ですね、この中でこの雑入の取り方なんですけれども、例えば以前に戦艦大和資料館、犬田布岬の、あそこの資料館ですけれどもあそこで飲食業をやっているということで、しかも収入を得ているということで、それは違反ではないかと使用目的外ではないかということがあって、月に３万円だったですかね年間36万徴収するということがありましたけれども、その家賃はどの雑入で取っているのか説明をお願いいたします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

現在、あちらのコーヒーショップの方に関しては、トイレ清掃等の委託をしておりまして、現在家賃等は取っていない状況であります。

○１４番（美島　盛秀議員）

あそこの工事が完成して１年後にあそこに看板もありましたよね。戦艦大和資料館かな。もう看板もないですし、あのときに確か議事録をめくってみれば、月に３万円徴収するということを執行部に申入れをしたら、徴収するということ、しかも資料館の中の一部ですから、戦艦大和の資料が展示されております。そこの資料館の入場料としてもらって、個人的にもらえないから入場料としてもらって、その分３万円は支払うということだったと思います。そういう雑入と本当に厳しい財政状況、先ほどからクラウトファインディングの件もありますけれども、こういう関連した施設からのそういう家賃収入とか雑入、そういうので積立基金にするとか、長期的な財政を計画を考えていかないと、私はさっきからいろんな質疑がありましたけれども、行き当たりばったり、私はよく行き当たりばったりということを言うんですけれども、やはりもう少し慎重に財政面を考えていかなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、今後その家賃等、あれ徳之島コーヒーを販売して、１杯600円だったと思いますけれども、相当の売上げがあるはずです。そういうこと等を確認して、ぜひ家賃等はいただくようにしていただきたいんですけどどうですか。町長どうですか。これ町長が答弁したと思いますよ、当時。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

今後検討してまいりたいと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

当時あなたは知らなかったと思う。この議場にいなくて。議事録を探してみれば分かると思いますけども、町長当時そういう記憶ないですか。

○町長（大久保　明君）

吉玉さんご夫婦が徳之島コーヒーを勧めたわけです。ですから、補助事業で作ったあの場所を戦艦大和の資料館という形で、そのスペースに飲食という形で国産コーヒーを飲んでいただくという

話から始まりました。

以前あそこはとうばるの方が経営して、非常に全島でも有名でありましたけれども、また今後あそこが多くの方が来るようになったときに、今あの資料館をどうしていくか、それからあのまあ管理している方としっかり今後のことを再度話合いをしていかないといけないと思います。美島議員が話していたように、この今のところではっきりした契約は、どのようになっているかも再度確認しないといけない状況にありますので、その意味も含めて、早急に話を進めていかなければいけないと思います。

徳之島コーヒーという形で多くの方々が参加して、本土の大手企業もしている中で、彼らに町としては大変こうアピールしていただいているし、この大手企業も来たのも、あの方々のおかげでありますので、そういうことをいろいろ勘案しながら、今後どうしていくかを直接話をしていきたいと思います。

○議長（前　徹志議員）

予算書についての質疑にまた戻ってください。

○１４番（美島　盛秀議員）

あそこね資料館として200円か300円もらうという１つのコピーした用紙ももらいましたよ。それを、あの人がもらって、経営している人がもらって、それで家賃を払うということだったんですよ。それから今の入館料、資料館の入館料はもらっていないと思いますけれども、かえってあそこに行って300円払って、600円払って、高いコーヒーを飲まされて帰ってくる。これ町長いいろいろお世話になっているからとか、そういう話じゃないと私は思いますよ。ですからこういうきちっとしたもらうものはもらう、払うものは払うそういうきちんとしたことを公という公的な役場がやらないと、いろんなところに波及効果が出てくると問題点が出てくると思いますので、しっかりとしたそういう財政計画を今後立てていただきたいと思っております。ぜひ、家賃と入館料を取るようにお願いいたしたいと思います。

それじゃあ14ページ、総務費の目20、奄美群島日本復帰70周年記念事業、よく町長はこの70周年記念にちなんで、あるいはまた今までも奄美のガンジーと泉芳朗先生のことをよくいろんな場で宣伝なり賞賛しておりますけれども、これしておりますけれどもこれに関してですね先般８月の25日ですか、鹿児島で奄美復帰70周年記念事業として、あの日を語るゆうべということでイベントがあって、私にも招待が来たんですけれども奄美パーク園長の宮崎みどり先生を講演させたり、これ一般の在下出身者の人がやっているんですよ。そういうふるさとの出身の人たちが非常にこの日本復帰70周年記念ということに重きを置いてそういう折々の歴史を振り返って、後世に伝えていこうという思いがあると思います。特に我が伊仙町は生まれたところでありまして、当初３月議会の当初予算の視察でも、出生地、生まれた実家のあそこを調査した経緯もあります。そういうことをしながら、先ほどからのクラウドファンディング、慰霊祭ああいうことも間近になって、３か月、４か月になって慌ててやりだす、これも私は行き当たりばったりじゃないかというふうに思うんです。

もうちょっとしっかりとそういう長期的な目線で、計画的な事業等を組んでいかないと、70周年ということはもう２、３年前から大島郡、県下上げて言われていたことで、こういう大事な事業等をバタバタしてというか、間近になってからやるということは私はどうかと思います。

また、先般は他町村でも奄美復帰70周年記念としていろんな行事等が行われました。島口島歌民舞の祭典とか、いろんな行事が展開されておりますけども、やはり我が伊仙町にもそういう計画的な事業の進行をしていただきたい。

そこで、12の委託料、動画制作委託料というのがありますけれども、190万、これどういうような動画を計画しているのかお尋ねいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

動画制作委託料190万についてですけども、先ほどから美島議員がおっしゃるとおり、奄美群島日本復帰に向けた活動家である泉芳朗先生、この方はご承知のとおり名誉町民でもあります。その方の功績をたどるということも含めて、この動画を制作し今後の平和教育を教育現場で継続的にしていただくための教材の一環として作成していただく予定にしております。ちなみにこの動画制作に至って今の企画段階でありますけれども泉芳朗先生に関する逸話をご存じの方、要するに遺族とかですね、また泉芳朗先生とともに復帰活動を率先してやられた方のご子息とかの方々の生きた証言をもとに後世につないでいき、先ほどのクラウドファンディングとも共通するところでいくと、平和を重点に置いた教育、教材として活用していくために今回動画制作委託料として計上しているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

動画作成というのは実際に目で見て確認できますので、いい計画だと思います。

そこでこの前も島出身の映画がありました野中さんという島出身の子ですよね、あの人が自分で監督をしながらやったということで、ああいう島出身の優秀なそういう人たちもいますのでそういう人たちをお願いをして、今後、12月24日ですので、あと何か４か月、５か月ですか、ありますので、ぜひこの泉芳朗先生の経歴とあるいは実際した戦争体験、日本復帰の思いそういうことが何かこう身近な劇そういうようなことで動画作成できたらと私は思っていますけれども、全員協議会の中でもお願いをしたんですけども、教育長、これ教育委員会の管轄だと思いますけれども、うちの孫が夏休みの課題でこの戦争当時の復帰前のこととか、経験した人の話を書いて自主研究でやっていましたけれども、こういうことは子どもたちはできます。しかし、身近な劇とか、そういう実際に人たちがこう目を引きつけるようなことはなかなかできない。

例えば天城町でゆいシアターというのがありますけれども、非常に人気があります。こういうような文化的な、こういうことも教育委員会を中心に、あるいは小中学生あるいは一般こういうのをまとめた動画等も私は作成をして、あるいはほーらい館という全島から集まる集客のできる場所もありますので、そういうところで完成させるとか、こういう計画も私は必要と思うんですけどそう

いうこと等は考えられないのかお尋ねをいたします。

○教育長（伊田　正則君）

ただいまの質問にお答えします。

美島議員がおっしゃったように、いろんな先人たちの偉業を後世に残すというのはすごく大事なことだと思います。そのためには、先ほどの戦艦大和の歴史についてもただ私たちの中学小学校時代は、犬田布岬で行って遊んでそれで終わりと。犬田布岬の中にそういう悲しい歴史があったということはほとんど知らないで向こうで楽しんで終わっているというのがその当時の思いだったかなと思います。そこのところを戦艦大和の慰霊塔の中には、先ほど町長もお話があったように、負けるの覚悟で船に乗らざるを得ない若者たちがいっぱいいたと。その人たちの思いをやっぱり後世に残すためにも戦艦大和の慰霊塔は、言葉では伝えられない、目で見る平和の継承として必要だなと。だからあの戦艦大和の慰霊塔は残す必要があるんだということを子どもたちにも分からせて、そしてまたこれが20年、30年後にもその平和の意識を受けた子どもたちがやっぱりこれをまだまだ継続して残す必要があるのではないかというような感覚に教育する必要があるなと思います。

この泉芳朗先生の部分についても、今年度の全ての学校で、まだ１校残っていますけど、全ての学校で地域の語り部さんたちにお願いして学習会を開いてもらいました。これどうしてかというと、私たち自身が泉芳朗の功績を残す取組が今であったのかなと大人として子どもたちに伝えるような場面を保証してきたのかなというのがありますので、そうじゃなくてやっぱり後世に残すためには、先ほどの動画もそうですけどきちんと大人が学習の場面を保証して残すような形を取っていかないといけないというのがあると思います。劇の話もありましたけど劇がすぐできるかどうか分かりませんけど一応１学期に学習会を終わらせたという目的は、各小学校中学校で学習発表会、文化祭が11月ぐらいにありますけどそこに向けて、この泉芳朗についての取組を各学校が意識してほしいと。そしてそれをこの12月24日のところで、どこかしら子どもたちの活躍する場面があったら、そこに出して、そして思い出として残しながら後世に伝えていけるような第一歩でも半歩でも保証したいなというのがあります。そういうことで美島議員がおっしゃったような後世に残すための取組というのは教育委員会としても意識してこれからずっと取り組んでいきたいなと思います。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまの教育長の答弁に基づいて、ちょっと補足ですけども、答弁させていただきます。今回の動画制作に至りましては、泉芳朗先生の情報とか、先ほどから言われている戦中戦後の今まで厳しかった時代、そこら辺を生き抜いてきた方々が大変ご高齢になられていると。今回の泉芳朗先生の件についても証言されている方が東京・千葉それぞれいるらしいんですけども、その方も御年80を超えているということで、もう本当に書籍にもない、何にもない状態で、その当時親のほうから直接聞いた話とかも含めて、もう動画に、今のうちにご健在のうちに動画に収めていかないと、これが衰退していくともう本当に教えていくこともできない、また、劇とか、そういったものに反映したくても、そういった証言がない中で脚色するわけにもいけないので、事実に基づいた中でやっ

ていくためにはまずその一石を投じる意味でもこの動画を作っていき、未来創生課としては、今回の動画に可能であれば続編を作っていき、そういった証言をされる方を地元の方も含めて語り部さんのその内容も含めて全て動画に収めていって、そういった形で教育現場にそれを教材として活用していただいて子どもたちがそれを動画を見て意識情勢を図った中で最終的にそういった史実に基づく結シアターのような形でミュージカルとかそういった劇とかに昇華できるような形にできれば一番理想的かなと思っておりますので、そこら辺についてまた引き続きいろいろなご提言をいただければと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、今教育長がおっしゃられたこと、また課長が言われたこと等を含めて、この事業が永遠にすばらしい子どもたちに伝えていけるような事業を模索していただきたい、そして、恐らく教育長も10周年記念のときは犬田布中学校にいたんじゃないかとですかね。10周年記念の時だったと思いますけれども義名山の芳朗先生の銅像の前で阿権小学校の児童が島の詩を朗読して、あるいは日本復帰の歌を歌ってやった経緯があります。そのときは本当に感動しました。子どもたちがこういうことを学んでいくんだなという思い等をしたこともありますし、復帰50周年記念のときには東京で大きな会場を借りて、日本復帰50周年記念を関東でやりました。戦前のことを激化したようなこと等もやりました。そういういろんな郷友会関係も、この奄美の日本復帰ということに非常に思いを持っておりますので、ぜひ成功させるように、動画作成なども今後続けて、ぜひ全国にこの島が伊仙町が注目できるような動画に作成していただきたいと思います。

あとは他の同僚の議員の皆さんが質問してありますので、あえて私からは質疑はありませんので、これで終わりたいと思います。

○議長（前　徹志議員）

ほかに質疑はありませんか。

○８番（岡林　剛也議員）

令和５年度一般会計補正予算書（第３号）について質疑をいたします。８ページの寄附金、先ほどあったクラウドファンディング型寄附金１億8,000万余りこれと歳出の15ページのクラウドファンディング事業の返礼品とか、通信収納代行手数料7,920万ですか、25ページの慰霊塔修復委託9,000万ですけども、たった短い３か月間という短い期間で、町長以下この担当職員の方々が一生懸命寄附金集めに奔走されているのには本当頭が下がる思いですけども、今回この行政が行うクラファンでのこの事業は仮に資金が集まらなくても、その後、この財源を組替えするとか、他の財源を充当して進められるということで、もしこの予算が承認された場合、仮に現在３分の１の１か月が過ぎた時点で550万でしたっけ、大体３％ぐらいだと思いますけども、しか集まっていない状況であります。今現在。あと２か月足らずであと１億8,000万近くですね集めるのは到底厳しいんじゃないかなと思いますけども、仮に3,000万集まったとしましたら残り１億5,000万ですね。これを町の他の財源、一般財源とか、そういうのを充てててでも事業を進めるつもりなのかどうかお伺いしま

す。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

こちらに関しては先ほど総務課長のほうがおっしゃっていたとおり、クラウドファンディング終了後にまた議会のほうには諮り、また執行してまいりたいと思います。

○８番（岡林　剛也議員）

議会に諮るということは予算化して、それを議決を得るということですか。

○総務課長（久保　等君）

先ほど樺山議員の意見の中でも答弁をしたところなんですが、このクラウドファンディングをするに当たって１億8,000万の目標額がありますので、今回歳入においてこの目標額を設定してございますので、おのずと収支が合うようにこの寄附金を使って今の修復、それから返礼品等、プラスマイナスが合うようにしてございますが、これについては、歳入が寄附金でこの歳出も組まれている以上、このクラウドファンディングが10月末でどれくらい集まっているのかということの報告も必要でありますし、この充当する予算が寄附金でなくなるというところはまた議会のほうに再度お示しをして、議決を得る必要があるということで先ほどこの修復作業に関わる9,000万については再度議会のほうに示した上で、決定をしていくということで、お知らせをしたところでございます。

○８番（岡林　剛也議員）

総務課長はそうおっしゃいますけども、最高責任者は町長であります。町長がもし一般財源を充ててやるといえば、多分それをやらざるを得なくなると私は思います。今回のこの予算、クラファンの事業は、たとえ財源が違っても、それでも私にはちょっと理解できないんですけれども、今回予算が通った場合、このクラファンの寄附金の額で、そのまま進めることができるという合法的なものらしいんですけども、総務課長は昨日の説明では、もし予算に達しない場合は凍結も考えると言っておりましたが、町長はどう考えていますか。一般財源を使ってでも１億8,000万満額使ってやるかどうかお伺いします。

○町長（大久保　明君）

大事なことは、あの慰霊塔を先ほど申し上げたとおり、国が管理すべきだとずっと思っています。このことは何回も申し上げましたけれども、国にもですね。まず、それをある先生にも話しましたけれども、確かに国が管理すべきだろうという意見も出ておりますので、今回はそういう国の反応がなかった中で、やはりあのままだったら間違いなく崩落は進みますので、崩落が進んだらもうそれで終わりですから、立ち入り禁止をいつまでも続けていくわけにはいかないし、そのような思いで、非常に芳朗先生のこともあって、いろいろある中で、あえてやったということは、私はそういう気持ちで今回しました。ですから、どのくらい集まるかというのは分かりません。しかし、例えば、これから10月過ぎても、募金活動をずっと続けていきますので、そうした場合に、まずあるのは、来年の４月に、あそこで新しい修復した慰霊祭をしなければいけないと、そう思っていま

すけれど、お金が集まらなかったときはそれは不可能ですから、そのときはまた慰霊祭をどうするかを判断しなければいけないし、10月の末にどれだけ集まっているかということも含めて、それからさらに募金活動を続けていった場合、着工が11月だと言っていますけれども、着工を遅らせてでも集めなければいけないと考えておりますので、今はそういう気持ちで、何が何でもこれは実現しなければいけないと、来年の慰霊祭に間に合うということに、あまりにも縛られたらまた非常に厳しくなりますので、そういう考え方も含めて、クラウドファンディングが終わった後も、募金活動をさらに進めていって、たとえ時期が過ぎようとも、近いうちに完成できたらと今考えております。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午後　３時５１分

再開　午後　４時１１分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○８番（岡林　剛也議員）

先ほどから一般財源を入れてでもやるのかどうか明言はもらえませんが、先ほど町長が寄附金が集まらなければ工事はできないと。それと慰霊祭に間に合わせるのにこだわらず、気長に集めていくみたいなことを言っていましたので、私としてもそうしたほうがいいんじゃないかなと思います。

例えば寄附金を募って、その予算に合うような今回は修復をして、町として本当に未来永劫あの慰霊塔を平和の象徴として維持していくならば、例えば基金条例をつくって、毎年幾らかずつ基金していくと、また寄附金も大和の慰霊塔の修復費ということで寄附をずっと募っていくと、そういうふうにして未来までずっと修復、10年に１回とかしながら持っていったほうがいいんではないかと思いますが、それについてはどう考えるでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの岡林議員の意見でありますが、皆様が心配されるように額が大きいものですから、この１億8,000万というところで今の進行状況、あと２か月でそれだけの寄附がもらえるのかというところもありますので、このクラウドファンディング型の寄附金でありますが、これはふるさと納税の形と似ていまして、例えば5,000万寄附があった場合、返礼品と、あと事務、それから送料、そこに50％充てられて、残りがまた入るということで、実際には2,500万円で、そこで9,000万の事業をするとなると、不足分の6,500万が必要ということに単純計算ではなってくるわけなんですが、それを単費でも実行するのかというところが先ほども申し上げましたとおり、この9,000万で大和の慰霊塔を修復するというクラウドファンディングに挑戦した以上、そこをどう取り扱えるのかというところを再度調べて、10月末、このクラウドファンディングが終了した後に臨時議会でも開

いて、また皆様のほうに報告をすると同時に、この修復をどういった形でするのかというところも議論をして、そこでこの歳出にある商工費の中の観光費委託料の戦艦大和慰霊塔修復委託の9,000万については、どのような執行にするかというのを再度議論して、そこを決定していきたいので、この予算書に載っているので、これをもう説明もせずに執行するということではなくて、再度皆様にお諮りをするという真意でございます。

○８番（岡林　剛也議員）

総務課長はそう言っていますけども、町長も同じ意見ですか、お伺いします。

○町長（大久保　明君）

今総務課長が、終了した時点でまた再度議会としっかりと交渉した中でやっていくということでありますので、それは私はとにかく完成すればいいわけであって、ただ、そのとき町民の方々、議会の方々のいろんな意見も聞いてやってほしい、それはもう例えば期間を限定して、町民の方々が我々もこういう厳しい状況にある中で町民、郷友会の方々、そしていろんな関係した企業の方々、いろんな方々にも、短いようであと２か月弱あるわけですから、いろいろ交渉している中で手応えというのは、この１週間ぐらいは出てまいりました。１週間前までは非常に厳しいと思いましたけれども、特に西部地区の出身者の方々がこの数日かなり高額の今回町に送ってきている状況がありますので、それをさらに広げていくと。

以前クラウドファンディングというのは、最初の３日で決まるというふうな話を聞きましたけども、調べてみたら後からぐんぐん伸びてきたという例もありますので、そうなるように最善の努力をして、とにかく今岡林議員が言ったようなこともちろん視野に入れていきたいと考えております。

○８番（岡林　剛也議員）

大変厳しい状況ではありますけれども、あと２か月弱、皆さん頑張ってください。

終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○９番（上木　千恵造議員）

令和５年一般会計補正予算（第３号）について質疑をいたします。

27ページ、款８土木費のうちの港湾管理費の3,170万円が計上されていますが、昨日全協でもちょっとお伺いしましたけれども、再度この内容について説明をお願いしたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

前日も全協の中で説明させていただいたんですが、再度させていただきます。

先日開かれた子ども議会の中でも、面縄港に憩いの場をつくってほしいとの子どもたちからの要望がありました。

こういう思いも受けて、現在伊仙町では面縄港の施設整備計画を作成し、大きな目標を３つ掲げました。１つ、物流拠点としての整備。２つ、交流人口の増加を促進する施設整備。３つ、海に親しむ空間形成の整備になります。子どもたちからも要望があった人が気軽に交流できる憩いの場の構築など、にぎわいのある港湾を整備し、地域活性化に努めていきたいと考えております。

現在、面縄港の施設整備計画を進める中で、今年度は測量調査業務を行う予定でありましたが、補助事業を早期開始するためにも、今年度に環境調査を遂行しておく必要があります。

環境調査の内容としまして、既存資料文献の調査、水位底質の調査、潮流の調査、あと海洋生物等、陸上生物等の調査等もあります。この調査に係る期間が１年から１年半かかる予定になっていますので、早めの執行が必要になっていることから補正に上げさせていただきました。

○９番（上木　千恵造議員）

先般、町長他議長も陳情に行ったということをお聞きしておりますけれども、今後の見通しとしては、今建設課長の説明では、令和９年度頃から着工できるのではないかなという計画をもらっていますけれども、この見通しについて、町長のお考えがあればお伺いをいたします、今後の面縄港の採択の見通しについて。

○町長（大久保　明君）

面縄港に関しましては、将来を見据えた形での港湾が、新しい港湾がこの島には必要だと考えております。そういった中での計画でありますので、今いろいろ国との交渉、それから事あるごとに港湾の大会ではこの２年ほとんど参加していく中で、国がこれからどういうふうな港湾計画を立てていくかなども含めて、我々もこの面縄港を商港化という形でずっと進めてまいりました。それを、今あのような小さい港を一挙にたくさん、今例えばマイナス５ｍという形などをずっと考えていましたけれども、それでは到底時代の変化についていけないというふうな判断をいたしまして、交渉時もよりこの大型船が、島全体の状況を見たら抜港が多い中で、その抜港を防ぐために、農産物とかそういうものも含めた形で、面縄港から搬出できるような規模が必要だろうと考えておりますし、そのことを島全体の、またちょっと話が長くなりますけど、そのアクセス状況を考えてみた場合、20年、30年先の港というのは、やっぱりそのような大規模な港でないといけないだろうと考えておりますし、将来的にはそういった港ができるように今考えておりますし、また歴史的なことはあまり言ったらいけませんけれども、面縄港の河口でカムィヤキの史跡が大分見つかりました。ですから、しかも島で３頭面縄港の上にしかデイゴの花がないという、要するに琉球王朝時代は島の中心の港だったという証拠もあるわけですから、そういう歴史も思いながら、これから食料自給率を上げなければいけないとかいろんな状況があるし、例えばバレイショの出荷にしても、今傷ついたバレイショをＮＰＯの方が加工して搬出できるような仕組みも近いうち完成すると思いますので、そういうことも含めて考えてまいりたいと思いますので、今後私たちもずっと、私が町長になる前からこの要望してましたけれども、その頃と今とは社会状況とか、いろんなことが大きく変わってまいりましたので、そういった意味で、面縄港が今新しい港の俎上に上がってきたのではない

かと考えておりますので、これからも要請活動など、県ともしっかり交渉しながら進めていきたいと思います。

○９番（上木　千恵造議員）

面縄港につきましては、私は当時役場に勤務し、建設課長時代も２度ほど要望を出していますけれども、一般財源も1,000万ぐらい使って出しましたけれども、いまだに実現に至りませんでした。

そういうことで、今回は今町長がおっしゃいましたように、社会状況も大分変わっていますし、いい状況になったんじゃないかなと思います。そういう観点で、町長、ぜひ管理計画を早めに進めて、県の管理の港湾に持っていけるように、町長に最善の努力をしてほしいと思います。伊仙町の事業主体では、なかなかこの大規模な工事は難しいと思われます。そういうことで、今後県管理に持っていくにはどういうようにステップを踏んでいくのか、その辺のところも研究していただいて、ぜひ早めの採択に向けて努力していただきたいと思います。

そういうことで、これは一般財源がほとんど、来年度合わせると１億1,000万ぐらいの一般財源を使っていきますので、この一般財源が無駄にならないような状況で、ぜひこれを町長、実現していただきたいと思います。

終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、議案第41号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第41号、令和５年度伊仙町一般会計補正予算（第３号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第42号、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第42号、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について補足説明いたします。

予算書を開きください。

既定の歳入歳出予算の総額を、補正前の額10億5,833万2,000円から、歳入歳出それぞれ384万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を10億6,217万3,000円とするものです。

５ページをお開きください。

５款国庫支出金１項４目出産育児一時金臨時補助金は、出産育児金の支給額の増加に伴い、厚生労働事務次官から発出された通知により、市町村または都道府県に対する国保財政支援補助金として３万円新規計上するものです。

６款県支出金１項１目保険給付費等交付金は、歳出予算総務管理費から徴収費への旅費の組替えに伴う１万4,000円の増額です。

10款繰入金１項１目一般会計繰入金３節職員給与費等繰入金についても、旅費の組替えに伴い１万4,000円減額しております。

５節財政安定化支援事業繰入金は、交付額の確定に伴い11万1,000円減額しております。

11款繰越金１項１目前年度繰越金については、決算剰余金としての歳入、令和４年度保険事業の決算に伴う償還金の財源として392万2,000円を増額し、補正後の額を392万3,000円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書６ページになります。

１款総務費１項１目一般管理費２項徴収費への旅費の組替えとして、それぞれ２万円増減しております。

２款保険給付費４項１目出産育児一時金は、歳入で説明した国庫支出金の増額に伴う財源組替えで、補正の増減はございません。

予算書７ページにかけて、３款国民健康保険事業納付金１項医療給付費、２項後期高齢者支援金、３項介護納付金は、歳入の財政安定化支援事業繰入金の減額に伴い財源組替えを行うもので、補正の増減はございません。

予算書７ページになります。

７款基金積立金１項１目準備基金積立金は、国民健康保険事業特別会計内の差額調整として55万6,000円増額し、補正後の額を55万7,000円とするものです。

９款諸支出金１項７目特定健康診査等負担金償還金、８目保険事業分交付金償還金、それぞれ令和４年度事業の実績に伴う償還金として、７目特定健診事業が168万9,000円、８目保険事業が159万6,000円それぞれ増額し、合計328万5,000円増額し、補正後の額を479万円とするものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第42号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第42号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第42号、令和５年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第43号、令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第43号、令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額８億7,874万6,000円に、歳入歳出それぞれ1,324万6,000円増額し、歳入歳出予算の総額を８億9,199万2,000円とするものです。

予算書５ページをお開きください。

５款繰入金２項１目介護給付費準備基金繰入金は、令和４年度地域支援事業の実績に伴う精算償還金の財源とするもので、国と県の合計40万円となっております。

６款諸収入２項２目雑入は、令和４年度の支払基金分の過年度精算金として24万7,000円増額し、補正後の額を108万8,000円とするものです。

７款繰越金１項１目繰越金、令和４年度決算に伴う剰余金1,259万9,000円増額し、補正後の額を1,260万円とするものです。

次に、歳出について説明いたします。予算書６ページからになります。

２款保険給付費１項３目地域密着型介護サービス給付費について、補正前の額１億9,295万円から360万円減額し、補正後の額を１億8,935万円とするものです。

現在の支出状況から、介護予防サービス給付費へ300万円、介護予防サービス計画給付費へ60万円の組替えによる減額としております。

同款２項１目介護予防サービス給付費と７目介護予防サービス計画給付費は、今説明した組替えによる増額となっております。

同款４項２目高額介護予防サービス費は、支出状況により５項高額医療合算介護サービス等諸費からの組替えによる５万円の増額となっております。

同款５項１目高額医療合算介護サービス等費、４項２目高額介護予防サービス費と５項２目高額医療合算介護予防サービス費への組替えによる10万円の減額となっております。

予算書７ページになります。

同款同項２目高額医療合算介護予防サービス費は、今説明した組替えによる増額となっております。

４款基金積立金１項１目介護給付費等準備基金積立金、令和４年度の決算に伴う繰越し分16万286円と、介護給付費の過年度精算金24万6,415円の合計40万7,000円を増額しております。

５款諸支出金１項２目償還金は、令和４年度の事業実績に伴う償還金として、地域支援事業が353万2,000円、介護給付費が930万7,000円、合計1,283万9,000円増額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第43号について質疑を行います。

○８番（岡林　剛也議員）

令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）について質疑をいたします。

地域の施設で仙寿の里とかいろいろありますけども、そこでデイサービス事業をやっておりますよね。あれはこの介護保険でサービスで賄っているんでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

それぞれの事業所において、介護保障制度は全て給付費の中から賄われていることになります。

○８番（岡林　剛也議員）

昨日、おとといですか、ちょっと町民から聞いたんですけども、そこの仙寿の里のデイサービスが９月10日で停止するということを聞いたんですけども、それは本当でしょうか。もしあれだったら、その詳細な説明をお願いします。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

今議員がおっしゃるとおり、一部事業の休止ということで報告を受けております。詳細については、また後ほど文書等で配布をしたいと思うんですが、事業所からの申立てによると、人員不足ということで、やむなく事業を休止した、そして今現在は、再開に向けて活動しているというふうな

報告を受けております。

○８番（岡林　剛也議員）

そのデイサービスに通っていたお年寄りが行くところがなくなって、非常に不便をきたしているということですので、町としてもぜひ指導して、一刻も早くデイサービスの停止とか継続にならないように続けていってほしいと思いますが、町長どうですか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

当該事業所所長、そして施設長、そして会長とヒアリングを行っております。その中で、改善計画書の提出ということでお願いもしております。具体的な改善計画というものの提出がいまだない中で、改善命令の提出はあったんですけども、具体的な方策が示されていなかったので、今後再度ヒアリングを行い、再開に向けて連携して協力指導していきたいと思っています。

また、休止に伴う利用者、今後の新規サービスの確保についてなんですけども、こちらもケアマネ、島内全事業所を中心に招集をいたしましてお願いをしたところであります。ただ、現在まだ決まっていない方もいらっしゃるので、特に要支援の方についてはなかなか受入れ先が厳しい。そして障害のデイサービス等もやっていましたので、区分の認定等も時間がかかるというところで、今対応に苦慮しているところなんですけども、そこら辺も相談支援員さん等と協力をして、今後早急に新たな事業所の確保、サービスを受けるということに努めてまいりたいと思っております。

○８番（岡林　剛也議員）

町長はこのことは報告は受けていたんでしょうか。

○町長（大久保　明君）

私も昨日課長から説明を受けたばっかりでありますし、ただ、何か閉鎖するんじゃないかというわさは４、５日前から聞いておりました。

○８番（岡林　剛也議員）

停止を継続しないで、一刻も早いその再開をお願いします。

以上です。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

○７番（清　平二議員）

今現在、伊仙町では介護待機者が何人ぐらいいるのかお尋ねします。

○地域福祉課長（大山　拳君）

現在、伊仙町においては、今年度調査をした結果、待機者はそれぞれ事業所３名となっております。

○７番（清　平二議員）

３名ということですけども、それぞれの事業者に待機状態ですけども、いつごろ入れるのかとか

いうの、そういうのは本人及び家族と連絡をしているのかどうかお尋ねします。

○議長（前　徹志議員）

清議員、補正予算についてですから。

○７番（清　平二議員）

待機者がいるから聞いているわけです。

○地域福祉課長（大山　拳君）

いつ入れるかというのを把握することは不可能です。

○議長（前　徹志議員）

そういうのは手続が要るんですよね。分かっているでしょう。私語はやめてください。

いいですか。

他に質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第43号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第43号、令和５年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第44号、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、補足説明があればこれを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

議案第44号、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について補足説明いたします。

予算書をお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額２億924万3,000円に歳入歳出それぞれ229万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を２億1,153万6,000円とするものです。

歳入について、５ページをお開きください。

４款繰越金１項１目繰越金は、令和４年度決算に伴う繰越金として194万7,000円増額し、補正後の額を276万8,000円とするものです。

５款諸収入５項１目療養給付負担金は、実績額の確定に伴い34万6,000円増額しております。

次に、歳出について説明いたします。予算書６ページです。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、補正前の額２億270万5,000円に229万3,000円増額し、補正後の額を２億499万8,000円とするものです。

後期高齢者医療特別会計内の差額調整として、272万3,000円の増額。

療養給付費の過年度精算金として43万円減額するものです。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第44号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第44号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第44号、令和５年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は原案のとおり可決することに決定しました。

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第９条２項の規定により、会期日程どおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

△　日程第22　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△　日程第23　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△　日程第24　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△　日程第25　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△　日程第26　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△　日程第27　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前　徹志議員）

日程第22　認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第23　認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第24　認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第25　認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第26　認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第27　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の６件を一括して議題とします。

提出者より一括して提案に由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

認定第１号から認定第６号までは、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、地方自治法第233条第３項及び地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査員の意見を添えて議会の認定に付するものであります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案のあった６件については後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、１回１項目の質疑を行います。

○４番（杉山　肇議員）

令和４年度歳入歳出決算書の49ページをお開きください。

９款１項１目17節備品購入費について、説明をお願いいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

成果説明書の27ページをお開き、中段にあります消防組合感染対策事業をご参照ください。

徳之島地区消防組合感染対策事業としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、感染者搬送時での消防職員の感染被害の発生や、消防組合でのクラスター発生を防ぐため、消防組合伊仙分遣支所にて使用するオゾン水生成装置や紫外線除菌庫を整備したものであります。

財源としまして、全額交付金を充てております。

また、他の２町においてもこの交付金を活用し、同事業を実施してございます。

○議長（前　徹志議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第22　認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第27　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの６件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、日程第22　認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第27　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの６件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

これから、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後　４時５３分

再開　午後　４時５４分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に佐田　元議員、副委員長に樺山　一議員が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の議会は、９月６日午前10時から開きます。議事日程は一般質問であります。お疲れさまでした。

散　会　午後　４時５５分

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　２　　日

令和５年９月６日

令和５年第３回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

令和５年９月６日（水曜日）　午前10時00分　開議

１．議事日程（第2号）

○日程第１　一般質問　（久保　量議員、永田　誠議員、清　平二議員、井上和代議員）４名

１．出席議員（１４名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	井上和代　議員	２番	久保　量　議員
３番	大河善市　議員	４番	杉山　肇　議員
５番	牧本和英　議員	６番	佐田　元　議員
７番	清　平二　議員	８番	岡林剛也　議員
９番	上木千恵造　議員	１０番	永田　誠　議員
１１番	福留達也　議員	１２番	前　徹志　議員
１３番	樺山　一　議員	１４番	美島盛秀　議員

１．欠席議員（０名）

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元原克也　君　　事務局書記　實夏三　君

１．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町長	大久保　明　君	総務課長	久保　等　君
未来創生課長	佐平勝秀　君	くらし支援課長	稲田大輝　君
子育て支援課長	久保修次　君	地域福祉課長	大山　拳　君
経済課長	橋口智旭　君	建設課長	高橋雄三　君
耕地課長	稲田良和　君	きゅらまち観光課長	上木雄太　君
水道課長	富岡俊樹　君	農委事務局長	豊島克仁　君
教育長	伊田正則　君	教委総務課長	町本勝也　君
社会教育課長	中富譲治　君	学校給食センター所長	森　一途　君
健康増進課長	伊藤晋吾　君	選挙管理委員会書記長	重村浩次　君
総務課長補佐	實永英樹　君		

令和５年　第３回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質　問　者	質問事項	質　　問　　の　　要　　旨	質　問 相　手
1	久保　　量 （議席番号２）	１．農業振興について	①肥料・飼料の価格が高止まりする中で、８月の子牛セリ価格が更に暴落し、畜産農家の経営は益々不安定になっているが、町として対策を講じる計画はないのか問う。	町　　長
			②肥料価格高騰対策事業の進捗と今後の計画を問う。	
		２．戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトについて	①戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトクラウドファンディングに至る経緯について問う。	町　　長
			②当該事業に関し、現状と目標達成に向けた今後の取組みについて問う。	
2	永田　　誠 （議席番号10）	１．教育全般について	①校務支援システム導入の成果を問う。	教　育　長
			②タブレットを活用した学習の状況について、学校間での取り組み状況に格差が生じてないか問う。	
			③夏休み期間に各集落を巡回しての学習会を開催されていたが、成果と今後の課題について問う。	
			④伊仙町結い結い留学制度における成果と今後の課題について問う。	
		２．幼稚園給食について	①令和６年度から幼稚園給食がスタートすると認識しているが、現在の進捗状況について問う。	
			②幼稚園給食については、無償化及び有償化について以前、検討するとの答弁であったが、進捗について問う。	
3	清　　平二 （議席番号７）	１．たばこ税の活用方法について	①たばこ税は、町民の健康を守り健康寿命等に還元できる税金として予算化できないのか問う。	町　　長 教　育　長
			②現在、小中学生のスポーツ等の島外遠征費や教育予算に編成できないのか問う。	
			③子牛価格の低迷、更に肥料や飼料の高騰による畜産農家とさとうきび農家の現状について問う。	

4	井上　和代 （議席番号１）	１．徳之島なくさみ館を中心とした地域活性化について	①徳之島なくさみ館を中心とした観光発信拠点としての利用はどのように考えているのか問う。	町　　長
			②闘牛大会等が開催されていない時期の活用方法はどのように考えているのか問う。	

△開　会（開議）　　午前１０時００分

○議長（前　徹志議員）

ただいまから本日の会議を開きます。

△　日程第１　一般質問

○議長（前　徹志議員）

日程第１　一般質問を行います。

初めに、久保　量議員の一般質問を許します。

○２番（久保　量議員）

町民の皆様、おはようございます。伊仙町議会、議席番号２番、久保　量でございます。

先般行われました令和５年度伊仙町子ども議会におかれましては、子どもたちの目線で質問に対する調査などを行い、スライド等も準備し、各小中学校の代表者による質問がなされたと聞いております。次世代を担う子どもたちが、自分たちの町に関心を持ち、子ども議会を体験したということは、彼らが大人になってからも島を思うことに大いに役立つことだと思っております。今後もこういった活動を続けてほしいと考えております。よろしくお願いします。

それでは、議長より令和５年第３回定例会において、一般質問の許可がありましたので、通告しました２項目について質問を行います。

まず１点目、農業振興についてでございます。

うちの１、肥料・飼料の価格が高止まりする中で、８月の子牛競り価格がさらに暴落し、畜産農家の経営はますます不安定になっておりますが、町としての対策を講じる計画はないのかを問います。

２番目に、肥料価格高騰対策事業の進捗と今後の計画を問いたいと思います。

２項目、戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトについてでございます。

８月１日から始まりました戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトクラウドファンディングについて、本プロジェクトに至った経緯についてお伺いいたします。

また、現状と目標達成に向けた今後の取組についてお伺いしたいと思います。このことにつきましては、昨日の補正予算の中でもいろいろと質問等がございまして、ダブる点もあると思いますけれども、再確認のためお伺いしたいと思います。

１回目の質問の答弁をお願いしまして、２回目以降の質問は自席にて行いますので、どうかよろしくお願いします。

○町長（大久保　明君）

久保　量議員の質問にお答えいたします。

まず、子ども議会に関しましては、確かに次世代を担う子どもたちが、本当にはつらつと、見事な質問をしていただきまして、頼もしい限りでありました。

この前、９月競りに行きまして、農家の方々は大変心配をしておりました。ところが競りが始まってすぐ、価格が30万円台とか20万円台が出て、大変ショックを受けておりました。中には涙を流している畜産農家の方々もいらっしゃいました。せっかく育てても、それが赤字になるということに対して、今後、町、国、県が、せっかく今、畜産が頭数の増頭率も、成長が、多分、全国でも一番よかったと思いますけれども、それがここで大きな打撃を受けたことに関して、後ほど課長のほうから詳細な説明があると思いますので、町としても全力で取り組んでまいりたいと思います。

○経済課長（橋口　智旭君）

久保議員の農業振興について、①肥料・飼料の価格が高止まりする中で、子牛競り価格がさらに暴落し、畜産農家の経営はますます不安定になっているが、町としての対策を講じる計画はないかということでございますが、肥料対策におきましては、後もって質問のあります肥料価格高騰対策事業で対応しているところでございます。しかし、畜産農家におきましては、飼料の価格も高止まりしており、さらに６月、７月、８月と競り価格が落ち込んでいることから、非常に厳しい経営状況になっていると認識しております。

対策といたしましては、まず国のほうの対策として、７月期より、こちらは令和５年限りではありますが、生産者臨時経営支援事業の拡充を図られるという情報を得ております。また、本事業におきまして４月から６月期については、既に１頭１万5,000円の支援金が農家のほうへ振り込まれているところでございます。

町としましても、昨日、補正予算でもありましたが、昨年度に引き続き、コロナ交付金を活用いたしまして、経営維持支援交付金として3,786万円を予算化し、営農の継続と経営の安定を図っていきたいと考えております。

○２番（久保　量議員）

先ほどの交付金の件でございますけれども、給付対象及び支払い時期はどのような計画になっているのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

給付対象におきましては、早期に給付手続に入りたいと考えておりますので、令和４年度の競り出荷実績及び自家保留を含めた頭数を対象とする予定としております。頭数にしまして3,155頭を予定しております。

支払い時期についてですが、この中から令和５年度において廃業された農家等を一度調べた上で、９月の末から10月にかけては支払いをしていきたいと考えております。

○２番（久保　量議員）

今回の補正予算以外で、農家の経費削減などに寄与する取組はないか、伺います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

今現在、本町で取り組んでおりますのは、クラスター事業を活用いたしまして、時給粗飼料の率の増加による経費削減に努めているところでございます。本事業を活用いたしまして、毎年50機程度の機械が導入されております。

また、令和５年度より、本町の結サポートクラブのほうを活用いたしまして、肉用牛ヘルパー事業に取り組む予定としております。現在、限度額通知を受領いたしまして、今申請に向けて作業を進めているところでございます。本事業が採択になりますと、除角削蹄の支払金、農家負担分の約半額を農家に助成できるような事業となっておりますので、今、申請に向けて作業を進めているところでございます。

○２番（久保　量議員）

分かりました。それでは、②肥料価格高騰対策事業の進捗と今後の計画をお願いします。

○経済課長（橋口　智旭君）

②の肥料価格高騰対策事業の進捗でございますが、現在、ＪＡ徳之島のほうで、春肥の申請を県のほうに終えておりますので、まだ確定の数値ではございませんが、支援予定額が国、県、町の全ての合計が6,108万4,600円となっております。その中で町の負担分といたしまして、約1,000万円程度を負担することとなっております。農家につきましては、重複等はございますが1,415戸となっております。支払いにつきまして、町担い手協議会を活用した支払いについては、８月上旬で終えているところでございます。

○２番（久保　量議員）

この予算の額につきましては、2,031万円となっておりますけれども、その差額の説明をお願いしたいと思います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

確かに予算額に対して、約半分の交付となっております。減額の要因といたしましては、やはり小規模農家、肥料を購入の10袋以下のような農家の申請が少なかったことが１つと、もう一つが大規模農家においては、肥料価格の高騰前に相当数の肥料を必要数量を確保した上で対策を施していたことにより、今回、事業の要件から外れていることも要因の一つとなっております。

○２番（久保　量議員）

この件につきまして、農家さんの申告漏れ等はないのか、伺います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

申告漏れについてですが、秋肥のほうでも申請漏れ等、発生しております。しかし、そういった肥料につきましても、春肥の肥料と合わせて申請するなど、柔軟に対応しているところでございます。また、ＪＡにおいても同じような取組をしているということで、１軒でも多くの農家に対しまして支援できるように取り組んでいるところでございます。

○２番（久保　量議員）

今後の、この事業の見通しを伺います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

今後の事業の見通しについてでございますが、令和５年６月頃より化成肥料、約２割程度、価格のほうが落ちてきている状況ですが、従来の価格にすると、依然、高止まりしている状況でございます。しかしながら、現在行っております肥料価格対策、こちらは国のほうが発出する予定はないという情報を得ております。一方で、本事業の一環といたしまして、化学肥料低減定着対策事業というものが発出されておりますので、こちらについては担い手協議会のほうで申請手続を行っているところでございます。

○２番（久保　量議員）

化学肥料低減定着対策事業とは、どういった事業なのかを教えてください。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

本事業につきましては、肥料価格高騰対策事業の一環として、化学肥料の２割低減に向けた取組の定着に向けた地域の取組を支援する追加対策といたしまして発出されております。内容としましては、現在考えていますのが、堆肥、散布費用の助成、また、緑肥種子の助成による土づくりの強化を考えております。また、町といたしましても、化学肥料削減を継続、また推進するために、堆肥のペレット化等についても現在計画しているところでございます。

○２番（久保　量議員）

分かりました。肥料・飼料価格が高騰する中で、農家の経営が成り立たなくなって、規模縮小等にならないよう、早めの対応をお願いします。

２番目の戦艦大和慰霊塔修復プロジェクトクラウドファンディングに至る経緯について伺います。よろしくお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

お答えいたします。

昨年度初めに、国の関係機関に対して慰霊塔の再建と今後の管理についての連携をお願いしたが、困難であるとの回答であり、奄美群島振興開発事業や地方創生推進交付金を活用し、修復を検討したが、事業対象外のため断念し、今回、クラウドファンディングによる財源の確保という方法を取らせていただきました。また、このクラウドファンディングに関しましても、寄附者の負担にならないよう、寄附額に応じた返礼品や税控除を受けられるふるさと納税制度を活用しているガバメントクラウドファンディングを採用いたしました。

○２番（久保　量議員）

昨日もございましたけれども、目標金額の積算根拠について伺います。よろしくお願いします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

目標金額は１億8,000万円となっておりまして、その内訳は、修復費用が9,000万円、修復調査費用が約700万円、返礼品費用が5,400万円、返礼品に関わる経費が約1,900万円、クラウドファンディング手数料が約1,000万円となっております。

○２番（久保　量議員）

実際、修復工事することになりますと、9,000万円がかかるということでよろしいですよね。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

はい。

○２番（久保　量議員）

それでは、次の質問についてお願いします。当該事業に関しまして、現状と目標達成に向けた今後の取組について伺います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

現状といたしまして、今現在、クラウドファンディングが１億8,000万円の目標金額に対して、支援者が187名で、支援金が328万2,630円となっており、達成率が1.8％となっております。また、一般寄附に関しましては、個人21件、企業団体60件で、226万8,000円となっております。目標達成に向けた取組につきましては、新聞社やテレビなどのメディアを積極的に活用し、プロジェクトの周知に努めており、今後も各メディアに取り上げていただくよう、働きかけてまいります。

○２番（久保　量議員）

ただいまメディアの活用ということをおっしゃられましたけれども、メディア以外のプロジェクトの周知について、どのようなお考えを持っているのか、伺います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

メディア以外の周知としましては、関東や関西、鹿児島などの郷友会で本プロジェクトの支援や協力をお願いしており、また、徳之島と関わりのある店舗などにポスター掲示やチラシ配布の協力を行っているところであります。また、戦艦ヤマトの関係団体、自衛隊関係機関、自衛隊ＯＢ会などにも協力を依頼して、広くこの活動を広めております。

○２番（久保　量議員）

このクラウドファンディング以外に一般寄附とございますけれども、このことについては、どのような取組なのかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

一般寄附につきましては、伊仙町と関わりのある事業者や町民のほうに案内をさせていただいております。今回のクラウドファンディングは、ふるさと納税制度を活用していますので、企業や町民の方がクラウドファンディングに参加できないため、また、返礼品はいらないから寄附をしたいとのお声もいただきまして、町への一般寄附という形で受け入れさせていただいております。新聞やテレビ、チラシを見て寄附をしたいというお問合せや寄附の受付に関しましては、きゅらまち観

光課のほうで対応、受付をしております。

○２番（久保　量議員）

丁寧なご説明ありがとうございます。分かりました。この戦艦大和慰霊塔につきましては、今現在の世界情勢、特にロシア、中国、北朝鮮等を考えたとき、世界平和のシンボルとしても大事な慰霊塔であると考えます。先輩たちが残してくれたメッセージを引き継ぐためにも、このプロジェクトを成功させてほしいと強く願います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（前　徹志議員）

これで、久保　量議員の一般質問を終了します。

次に、永田　誠議員の一般質問を許します。

○１０番（永田　誠議員）

おはようございます。10番　永田　誠です。令和５年度第３回定例会において、一般質問をいたします。

まず、１、教育全般について。

①公務支援システム導入の成果を問う。

②タブレットを活用した学習の状況について、学校間での取組状況に格差が生じていないか問う。

③夏休み期間に各集落を巡回しての学習会を開催されていたが、成果と今後の課題について問う。

④伊仙町結い結い留学制度における成果と今後の課題について問う。

２、幼稚園給食について。

①令和６年度から幼稚園給食がスタートすると認識しているが、現在の進捗状況について問う。

②幼稚園給食については、無償化及び有償化について、以前、検討するとの答弁であったが、進捗について問う。

これで１回目の質問を終わります。

○町長（大久保　明君）

永田　誠議員の質問にお答えいたします。

教育全般についてでございます。タブレット等を活用した事業がかなり進んでおります。また、教育長の下で、先般もあったような形で、子ども議会を開催したり、いろんな形で先進的な取組というのをやっております。何といっても、子どもたちが未来の伊仙町をつくっていくわけでありますので、今まで児童生徒に対するいろいろな助成等をしながら、はつらつとして、そして町を誇りに持つような子どもたちに育つように、また、永田議員の息子さんは甲子園でも活躍いたしました。そういうふうな島の代表として、これから頑張っていく子どもがたくさん出てくると思いますので、教育全般について、また教育長のほうから詳細に答弁していただきます。

○教育長（伊田　正則君）

ご質問ありがとうございました。

まず、公務支援システムの件でご質問がありましたけれども、スズキ公務というのと、Ｓｅｅ－Ｓｍｉｌｅという公務支援システムを、今、進めていますが、スズキ公務については、今まで紙媒体で作成していた指導要録とか、それから健康診断表とか、通知表とか、出席簿、これを電子化することで、データで作成・保存ができるようになります。このことによって、事務処理が効率的になって、先生方の仕事の軽減に当たるのではないかなと考えています。

Ｓｅｅ－Ｓｍｉｌｅというのがありますけれども、これは学校と教育委員会のやり取りをする提出物等、今まで紙媒体でしていましたけれども、これをデータでやり取りをする。それから、学校内での職員会議、または研修等も、１回１回、先生方が印刷しながら取り組んでいましたけれども、これを電子化することによって、情報の伝達がデータでやり取りができるということで、ペーパーレス化にもつながって、業務の改善、負担軽減につながっているということです。

以上です。

○１０番（永田　誠議員）

その電子化ということなんですけれども、システムの導入によって、学校現場の業務改善につながっているのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

お答えいたします。

公務支援システムの導入によりまして、今、教育長のほうから説明がありましたが、児童生徒に関する情報や教職員間の連絡事項等、多岐にわたる機能が備わっております。その中で、従来、時間をかけていた事務作業、こういったものを簡略化することができますので、業務の短縮につながっております。教育委員会としては、一定の成果が出ているものと認識しております。

○１０番（永田　誠議員）

業務の改善によって負担軽減につながったということでありますが、業務の効率化によって生み出された時間を、子どもたちと向き合う時間にも充てることができると考えますが、この点についてお伺いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ただいまのご質問ですが、幾つかの学校に、現在、このシステムを活用して、どのような効果が現れているのかということで直接質問をいたしました。学校からとしては、やはり作業効率が上がって、業務の改善につながったということが１点。そしてまた、空いた時間を子どもたちと接する時間、また他の業務にも充てることができているということでありますので、今後もこのシステムを有効に活用していきたいということでの回答がございました。

○教育長（伊田　正則君）

ただいまの指摘は本当にありがたく思います。今回の事業のスタートというか、そもそも子ども

たちに向き合う時間を確保・充実させるために、教職員の業務改善が必要であるということでのスタートです。子どもたちと向き合うためには、今、先生方が多忙化していますので、この部分を改善させることによって、子どもたちと寄り添う時間をつくっていくと。そのためには業務改善が必要であるということでスタートしていますので、もちろんその結果が子どもたちと寄り添う時間とか、また関わる時間を生み出さないと、この事業の意味がないというふうに感じます。

○１０番（永田　誠議員）

先ほど言われましたとおり、作業の効率が上がった、他の作業もすることができた、子どもたちと向き合うことができたということですけれども、町も多額の予算をかけていますので、教職員の業務負担軽減を図ることは大事なことですが、空いた時間を活用して子どもたちの学力向上に取り組むことも重要でありますので、お願いしたいと思います。

次に、②をお願いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

②のタブレットを活用した学習の状況について、学校間での取組状況に格差が生じていないか問うということでございますが、教育委員会のほうでも校長研修会等、各種研修会等を通じて、学校のほうにはタブレットの活用に関して積極的な活用ということで指導を行っている状況でございます。先日行われました校長研修会、２学期のスタートでありますが、そちらのほうでも、このタブレットの活用については、研修会の中身として話をしている状況でございます。

○１０番（永田　誠議員）

２学期の始まりに研修会をスタートしているということなんですけれども、学校ではタブレットを活用した学習が進められていますが、具体的にどのような成果が出ているのか、お伺いします。

○教育長（伊田　正則君）

まず、タブレットを使った学習での利点といいますと、動画や音声を利用した学習が手軽にできるようになりました。これが子どもたちにとっては、今までの受け身的な授業に比べて、自分たちでタブレットの中に音声を録音したりとか、また動画を自分から探してみるということで、積極的に学習に参加するという楽しさが出てきたと思っています。

それから、今回、navima（ナビマ）という学習支援ソフトを購入させていただきましたけれども、このナビマという学習支援ソフトは、それぞれが学習したい内容について、ドリル等を検索できる。そして、ドリルをした結果、採点がすぐできるというのと、また、子どもたちの関心を引くために、ドリルの結果が全て満点だったら、ご褒美というか、金賞ですみたいな褒めの言葉が出てきて、子どもたちはすごく褒められることによって優越感を与えて、さらに学習したくなるようなソフトであるということ。また、その中で分からないところは動画で検索することによって、動画で丁寧に教えてくれる。学校で分からないで持ち帰ったとしても、その動画を見ることによって、動画の中で学習ができる。また、そのＡＩが、このプリントについて、あなたはもうちょっと優しいプリントから再度始めたらどうですかという提案をしますので、難しいドリルについては、優しい

ドリルを取り組んで、少しずつ、その子に合った学習ができるというふうに、いろいろ工夫されていて、自分から勉強するような部分につながるような学習ソフトになっています。

これが伊仙町の中ではというか、徳之島全体の中でも、自分から勉強するような子どもを育てていかないと、与えられた宿題だけをこなすような子どもを育ててしまうと、中学生になったときに、なかなか家庭の学習時間が増えていかない。大島事務所では6090運動ということで、小学生は60分、中学生は90分という家庭学習を推進していますけれども、小学校の60分は、親の言うことを聞いて、小学生たちはこれは実施できています。ですけれども、中学生になると、宿題も少なくなって、自分で勉強しなくちゃいけない時間をつくらないといけないということで、90が実現できていない、あまり自分から学習内容を探すところまで至っていないということがありますので、自分から勉強するような子どもに育てるために、このナビマを使った、またタブレットを持ち帰りにした学習を、今、教育委員会では進めています。

○１０番（永田　誠議員）

伊仙町においては、様々な学習支援ソフトを導入して、子どもたちの学習意欲の向上を図っていると認識していますが、学校の授業や自宅における活用状況について、お尋ねします。

○教育長（伊田　正則君）

学校の授業では、先ほどのナビマというソフト以外の、いろいろな使い方がありますので、その使い方は全ての学校で実施されているかなと思っています。ですが、支援ソフトを全ての小中学校で使っているかというと、先ほどご指摘がありましたけれども、学校によって格差があるかなと思っています。

それから、持ち帰りについても、今、教育委員会のほうでは持ち帰りの保護者との確約書を結んだりとか、持ち帰りを積極的に進めるような方向で、今、学校側と調整していますけれども、学校側の今の情報を聞きますと、持ち帰りは進んでいないと。最終的には持ち帰りの学習を進めていきたいと思っていますけれども、現実は、今のところは進んでいないというところです。原因としては、Ｗｉ―Ｆｉ環境が整っていない家庭もあるということや、タブレットを持ち帰ったときの故障等の心配があるということで、学校のほうでも、また保護者のほうでもなかなか進まないというのがあります。

それと、もう一つ進まない理由として、タブレットを持ち帰ったときに、タブレットで何すればいいのという、子どもたちが持ち帰った後、学習するような技術を、活用するような技術を学校側できちんと鍛えていかないと、持ち帰っても、それがうまく使いこなせないというのがありますので、まず、学校側で授業の中で、きちんとタブレットを学習する上の道具として使いこなす訓練が、まず必要だと思っていますし、教育委員会でも、夏休みとか、または９月４日から地域での児童クラブでの学習とかを通して、少しずつタブレットを使った学習が定着するような取組を、今、進めているところです。

○１０番（永田　誠議員）

このタブレットなんですけれども、これは、もし持ち帰るとする場合、町としては保険をかけているのか、かけていないのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

補償等の対応については、適宜、できている状況でございます。

○１０番（永田　誠議員）

それでは、各学校において、学校間の取組について格差が生じないよう、どのような指導を行っているのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

先ほど答弁の中でもありましたが、各種研修会等で、今後も継続して、この点については取り上げていきたいと考えております。また、このタブレットの活用については、どの学校で、どれぐらい使用されているか、これが数値で可視化できる状況です。なので、そういったものを用いながら、また校長研修会等では引き続き取り上げていくことになるかと思います。

○１０番（永田　誠議員）

ＩＣＴ教育を進めていく中で、機器の不具合などが発生した場合には、各学校、現場において支障を来すことが想定されますが、トラブルの対応については、教育委員会で対応できているのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ご指摘のとおり、今、町内11小中学校がございます。その中で、日々、通信トラブルでありますとか、機器の不具合等、連絡が入ることがございますが、その際には、現在、教育委員会に在籍しております地域おこし協力隊のほうで、連絡があった際には、直接学校のほうに出向いて、その日で対応できている状況でございます。地域おこし協力隊の職員のほうは、サーバーの管理でありますとか、パソコン端末の不具合等、そういったものを対応する専門的な知識を持っておりますので、現在のところは、そのような形で対応ができている状況でございます。仮に故障した場合には、教育委員会のほうで予備の端末等も準備しておりますので、そういったもので対応している状況でございます。

○１０番（永田　誠議員）

先日の全員協議会の話の中で、教室でしか学校の先生のタブレットがつながらないということでありましたが、昨日ありました一般会計予算の中にＩＣＴ教育推進ネットワーク構築業務委託の591万8,000円でＷｉ―Ｆｉを整備するのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ご質問のとおりでございます。今回、補正予算のほうで計上させていただいておりますが、ＩＣＴ教育に関するネットワークの構築業務委託ということで、これにつきましては、各学校の普通教室、子どもたちが学ぶ教室におきましても、この公務支援システムが活用できるような形で、電波

状況の改善、そういったものを業務委託で整備を行っていくということでございます。

○１０番（永田　誠議員）

この整備は、いつ頃からするのかお伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

今回、公務支援システムを導入した業者のほうにも、見積り等を既に取っておりますし、そういった工程についても、昨日、補正予算が通りましたので、早急に対応ができるような形で行ってほしいということで、こちらから連絡を行っている状況でございます。契約が終わり次第、直ちに、２学期の前半、９月から10月にかけて整備を進めていければと考えております。

③の夏休み期間に各集落を巡回して学習会を開催されていたが、成果と今後の課題について問うということで、お答えをいたします。

夏休み期間を利用して、各集落の公民館で学習会を開催いたしました。７月25日からスタートしまして、８月25日まで、約１か月間でございますが、参加人数につきましては、全体といたしましては、小学生が63名、中学生が11名、合計74名の参加がございました。

○１０番（永田　誠議員）

７月25日から８月25日、今、参加人数を言われましたけれども、小学生が63名、中学生が11名、これはどのような方法で広報したのか、お伺いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

広報周知につきましては、教育委員会のほうでポスター、チラシ等を作成をしまして、また、集落の区長さんが集まる区長会におきましても、この学習会についてご案内をしている状況でございます。また、集落の放送に関しても、直接、区長さんのほうにお願いしまして、この日に学習会がありますよということで、各集落で放送していただいた次第でございます。

また、町のホームページのほうでも、この件については掲載をしております。

○１０番（永田　誠議員）

学習会の内容については、夏休みの宿題やタブレット学習も実施していたと思いますが、具体的な内容について、人員配置も含めてお伺いいたします。

○教育長（伊田　正則君）

学習会への内容の本来の目的は、先ほどお話をしたタブレットの持ち帰りを推進していこうというのが本来の目的で実施しました。ですけれども、子どもたちが夏休みの宿題を積極的にしたいという子どももいましたので、そこのところはそこを優先させて、夏休みの宿題をする子はいました。中で、タブレットを活用した、先ほどのnavima（ナビマ）というソフトを使った学習、自主的な学習をしたいという子に対しましては、そちらのほうを教育委員会の担当のほうで設定をして学習させたということになります。

今、地区での公民館等での学習会については、やはりＷｉ―Ｆｉ環境が整ってないところがほとんどですので、そのＷｉ―Ｆｉ環境を教育委員会が購入したＷｉ―Ｆｉを持っていって、設置し

て、そこを設定してやるという形で、子どもたちの学習をスタートするまでの時間がかかりますので、できれば各学校で使っているタブレットが、そのまま公民館等、また家庭等で使うようになれば、設定の必要もありませんし、自由に子どもたちの力だけで活用できるかなと思っています。今回は、人数の多い公民館等では２名配置しました。人数の少ないところでは１名ということで、１名ないし２名で対応したということになります。

○１０番（永田　誠議員）

先ほどの話の中に、地域おこし協力隊を中心に、今回の学習会を実施したと聞いておりますが、来年度以降も継続をして実施していくのか、お伺いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

今回、試験的といいますか、１か月間を通して実施している中で、課題等も出ておりますので、そういったものを生かしながら、次年度以降も継続して取り組んでいきたいと考えております。

○１０番（永田　誠議員）

次に、④をお願いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

④の伊仙町結い結い留学制度における成果と今後の課題についてお答えいたします。現在、親子留学という形で、４組の親御さん、お子さんも含めまして、本町に移住をされております。学校といたしましては、阿権小学校、馬根小学校にそれぞれ通われております。伊仙中学校にも１名いらっしゃる状況です。

○１０番（永田　誠議員）

４組の方々が伊仙町に来ていらっしゃるということなんですけれども、本年度から制度がスタートし、親子留学という形で子どもたちが学校に通っていると報告を受けましたが、現在の状況としては、４組から、また増えるような形は取っているのか。小規模校にも対して。お伺いします。

○教育長（伊田　正則君）

先ほど課長からありましたけれども、馬根小学校が、今、馬根小校区から伊仙中に通っているお子さん、家族がありますけれども、その家族については、家族の中で、さらに徳之島への、伊仙中への留学を希望している子がいますので、そこもこれから増えていく可能性があるかなと思っています。

先ほど成果が課長からありましたけれども、馬根小学校、この夏休みに１人、追加の転入がありましたけれども、この１人の追加の児童さんは、馬根小学校の空白の学年の転入でした。空白の学年に転入ということは、来年度、今のままでしたら空白の学年が生じた場合はクラスが減になります。クラスが減になるということは、職員定数も減になります。そこで、今回、夏休みに空白の学年に入ったということで、定数減がなくなりました。クラス減がなくなったということです。こういうような成果があって、地域とか学校の活性化にはつながっているだろうという成果は付け加えておきたいと思います。

○１０番（永田　誠議員）

今、話を聞きましたけれども、増えて、学校の活性化になってくれたらいいと思います。

また、この制度を活用して実際に学校に通う子どもたちが増えて、順調に事業が進んでいると思いますが、一方で、悩みを抱えたり、なかなか学校になじめないケースも今後想定されます。そういった場合に、相談窓口の整備やサポートをする体制を整えることも必要だと思いますが、この点について伺います。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ご指摘のとおり、移住をされて順調にいくケースもあれば、今後、何かしら悩みを抱えたり、支援が必要なケースも出てくることが想定されます。教育委員会におきましても、相談窓口として対応に当たる職員を配置しております。また、定期的に開催をしている長期欠席及び支援を要する児童生徒の情報交換会、こちらにおきましても、ＮＰＯ法人、また県の徳之島事務所の福祉課、子育て支援課、そして教育委員会、主任児童委員ら、各組織の代表で構成されておりますメンバーで定期的に児童生徒の不登校でありますとか、そういったものを情報共有しながら、対応を協議している状況でございます。そういった支援する組織を中心にして、今後も継続して、こういった結い結い留学制度を活用して来られる方々についてはサポートを取っていきたいと考えております。

○１０番（永田　誠議員）

この制度の中で、家の契約は教育委員会でしているのか、また、不動産を通しているのか。また、トラブル等がなかったのか、お伺いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

物件の契約に関しましては、基本的には家主さんと借り主の方、そして、今回来られている方々も、ほとんどは不動産を経由したりしている状況でございます。教育委員会としても、極力、不動産を通すような形でのお願いをしていきたいと思いますが、今、議員からありましたトラブルという件でございますが、阿権の集落のほうで、そういった物件に関してトラブルが出たという情報はこちらでは入っております。詳細については、双方のプライバシーの問題もありますので、差し控えてさせていただきますが、家賃等のトラブルではないということでは話を聞いている状況でございます。

○１０番（永田　誠議員）

分かりました。次の２の幼稚園給食についてお願いします。

○学給センター所長（森　一途君）

永田議員のご質問にお答えいたします。

昨年の12月議会でも幼稚園給食に関する質問があり、答弁をさせていただきましたが、幼稚園給食に必要な準備として４点。

１番、調理員不足で小中学校への給食提供でぎりぎりの状況である。定数の改定が必要。

２番、各幼稚園に配達する車が確保できない。

３番、各幼稚園にコンテナを置いて保管する場所がない。

４番、幼稚園児分の食器、スプーン、箸が絶対数足りない。食器等の保管場所がない。

まず、１の調理員不足は、さきの６月補正予算で調理員１名分の報酬を計上し、可決していただいたので、８月より新しい調理員が１名増えて、幼稚園の食数が増えても対応できる体制となっております。

２番の運搬車については、これも６月議会補正予算で、いせん幼稚園と面縄幼稚園に給食を運ぶ軽ワゴン車購入費を計上し、８月に購入したところです。

３のコンテナ設置も検討いたしましたが、費用がかかることや、トラックが幼稚園に入るときの安全が保障できないこと、また食数が２つの園を合わせて25食程度で、量的にもコンテナに積むほどいらないことから、主食・おかずなどを入れたバケットのような箱を軽ワゴン車の荷台に積み、運搬して、幼稚園内で保管します。

４の必要な備品については、本年度の当初予算で計上し、購入しております。

１学期に、いせん幼稚園、面縄幼稚園・小学校及び教育委員会給食センター担当職員を交えて幼稚園給食に関する協議を行い、準備するものについても確認し、足りないものも幼稚園で購入しております。給食に必要な手続などについても、小学校と連携して行っています。

給食のスケジュールは、11月に２つの園で親子試食会を予定しています。来年１月より、火、木曜日の弁当の日を中心に、３月まで30食提供する予定です。

次の質問２番にも関連しますが、１食155円徴収することを幼稚園児の保護者には伝えております。令和６年度より、月から金曜日、提供できるように、給食センター職員間はもちろん、幼稚園、小学校、教育委員会とも再度協議し、さらに必要な準備を進めてまいります。

○１０番（永田　誠議員）

給食センターのほうでは、準備が着々と進んでいると思います。幼稚園の給食をスタートするに当たり、保護者の意見なども参考にすることで、仕組みや事業の実施が円滑に進むと思いますが、アンケート調査などは実施していないのか、お伺いします。

○学給センター所長（森　一途君）

ただいまの質問、保護者へのアンケートを実施しているかということでのご質問なのですけれども、ただいまのところ幼稚園の保護者へのアンケートは行っていません。理由としては、初めて給食を食べる子どもの保護者もいるので、給食のイメージが分からないので、アンケートに答えにくいと思われます。

また、給食が開始される前にアンケートを取ると、子ども向けにこうしてほしいとか、答えられない要望が出てきます。幼稚園給食は、学校給食に準じ給食を実施すると学校給食法にも定められていて、学校給食と同じ献立の提供、量だけを少なくして味つけや材料の切り方は同じにするので、給食開始前に保護者へ文書等で伝えていきたいと思います。11月に２つの幼稚園の親子試食会でアンケートを実施し、献立についての感想や要望、給食費徴収を含めて、学校給食への意見を伺

い、今後の給食提供に役立てたいと考えております。

○１０番（永田　誠議員）

分かりました。それでは、次の②の幼稚園給食についてお願いいたします。

○学給センター所長（森　一途君）

２番の幼稚園給食についての無償化及び有償化について、永田議員のご質問にお答えします。

先ほども少し触れましたが、11月から来年３月については、幼稚園児は１食155円徴収することで保護者からも了解を得ています。徴収の根拠ですけれども、町内小中学校の校長などで構成される学校給食センター運営委員会で、今年度第２回目の会議が７月にあり、幼稚園児１食155円徴収することを了承されました。単価については、１食に出る量が小学生より少ないので、小学生より10円少ない額となっております。令和６年度についても同じ単価155円で徴収を行う予定ですので、今のところ幼稚園児については有償化となります。

○１０番（永田　誠議員）

現時点では有償化ということですけれども、これもアンケート等を保護者に取っていただきたいと思います。それと、幼稚園の給食が始まると、幼児が食べ物を喉に詰まらせて重大な事故につながると、報道等でよく見受けられます。緊急時に対応できるような体制も整えていく必要があると思いますが、この点についてお伺いいたします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ただいまの緊急時の対応ということでございますが、先日、幼稚園教諭とも、この給食開始につきまして、次年度の実施に向けた準備として意見交換を行っております。幼稚園の教諭のほうからは、例えば、何か喉に詰まらせて心肺停止とか、そういった重大事故になった場合に、どうしてもＡＥＤの設置が必要ということで要望をいただいております。小学校のほうにはＡＥＤは設置されているのですが、伊仙小学校、面縄小学校ともに幼稚園まで距離がありますので、機器を取りに行って、帰ってきて処置を始めるとなると、どうしても時間を失ってしまうということで、ぜひ幼稚園のほうにも緊急時に備える形でＡＥＤを設置していただきたいということで要望が上がっております。この点については、令和６年度の予算で反映できないかということで、今、私の個人の見解なんですが、令和６年度の予算で予算化していきたいというふうに考えております。

○１０番（永田　誠議員）

令和６年度の予算でＡＥＤを設置したいという答弁でありましたが、その前に講習会など、そういったものも必要となってきますので、そういうところも予算化していただきたいと思います。

最後になりますが、教育委員会、そして学校、また令和６年度から始まります幼稚園の給食なども保護者と協議をして取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

これで永田　誠議員の一般質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時１８分

○議長（前　徹志議員）

次に、清　平二議員の一般質問を許します。

○７番（清　平二議員）

町民の皆さん、こんにちは。７番の清　平二です。令和５年９月定例委員会におきまして議長の許可がありましたので、町民の代表として一般質問をいたします。

先ほど行われました105回全国高校野球選手権大会で、鹿児島県代表として上村学園野球部が大活躍しました。感動をありがとうございます。また、上村学園の野球部員に面縄中卒業生の永田剛丸君が出場できたことは伊仙町の誇りであります。今後ますますのご活躍に期待します。

では、一般質問に移させていただきます。

令和４年度決算書におきまして5,519万9,750円のたばこ税が計上されております。このたばこ税の活用の方法についてお尋ねします。

１、たばこ税は、町民の健康を守り健康寿命等に還元できる税金として予算化できないのかを問います。

２、現在、小中学生のスポーツ等の島外遠征や教育予算に編成できないのかを問います。

３、子牛価格の低迷、さらに肥料や飼料の高騰による畜産農家とサトウキビ農家の現状について問います。以後、自席にて質問しますのでよろしくお願いいたします。

○町長（大久保　明君）

清議員につきましては、たばこ税に関しましては過去数多く質問していただきました。このたばこ税を健康長寿等に還元できる税金として予算化できないかということでありますけれども、担当のほうからその予算等、たばこ税がどのくらいあるかを含めて、また答弁をしていただきます。

個人的には、町民の健康を守り、健康寿命等に還元する税金としてたばこ税がどんどん多くなったほうがいいという考え方であれば、矛盾しているような気もいたしますので、私は毎回疑問に感じておりましたので、その辺のところをまた議論をしていきたいと思っております。

○総務課長（久保　等君）

清議員のたばこ税についてでありますが、①の質問については、この市町村に入ってくる税金の中で、課税主体に分類して都道府県税と市町村税に分けられております。さらに、それぞれ普通税と目的税の２つに分類されるわけでありますが、このたばこ税については普通税という取扱いになります。その収入の使い道を特定せず一般経費に充てられるために課される税を示します。

一方、目的税とは特定の目的のために課せられる税であり、使い道はあらかじめ定められていますというふうに分類されて、たばこ税は普通税という分類の中に入ります。ですので、たばこ税は

製造たばこの製造者、卸売業者などの販売業者等が町内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税金であり、他の町税と同様に一般財源として入ってきますので、全体の予算に組み込まれております。

一般財源として入ってきたたばこ税の使途については、今回令和５年度の歳入計画では5,350万円程度計上されており、農林水産業費の７億8,000万円、衛生費６億800万円、教育費の7,300万円等に振り分けられて使用されておりますので、その特定したということではなく、一般経費として全体にこれが配分されているということでございます。

○７番（清　平二議員）

なぜ私がたばこ税をやるかというと、今、愛煙家の皆さんは、やはり町にこれだけの金が入っているということを知っている方が非常に少ないんです。だから、私は愛煙家の皆さんにたばこは町内で買ってください。そうしたらその税金が伊仙町に入るので、ぜひ協力をお願いしますということを私はたびたび言っていますが、まあ何名かの皆さんはそういうことは知らなかったと。自分は天城町に行ったり徳之島町に行ったり買ったりしていると言うから、そうじゃなくて、ぜひ町内で買って町の税金に協力してくれるようにとお願いをしたりしています。

そういうことで、令和４年度の決算書によりますと、各種検診の個人負担金は240万8,000円であります。たばこ税から比べれば非常に少ない金額を個人から負担していただいていますけども、このようにこの個人負担金をなくして受診率の向上につなぎ、そうすることにより職員が現金取扱いをすることなく、事務の効率化も図れると思いますが、これについてはどう考えているでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

予算書の中でもいろんな事業、総額73億円というふうに上るわけなんですが、全て費用のこと等のものを町に全て、この受診のお金も全てするということではなくて、やっぱり自助・共助が必要となってくるとも考えています。全て賄える財源ではありませんので、こういった自助・共助・公助そのバランスも考える必要がありますので、今すぐこれを、たばこ税をこれに充てますということにはちょっと考えにくいと考えております。

○町長（大久保　明君）

町民の方々は例えばいろんな機械とか何とかをほとんど町外で購入をしております。決して、たばこだけが他の町で買っているわけではないので、これは例えばファミリーマートとか、それから伊仙町民が例えば一昔前は町外で買物をするのが当たり前のような状況でありましたし、いろんな大型店舗の誘致なども行ったのも、どんなことがあっても伊仙町の購買は町内でやっていこうという話でありました。

そのためにいろんな個人店舗が非常に売れなくなったというそういう犠牲は払いましたけれども、それでも伊仙町民はこれからあらゆるお金を伊仙町内で使うと。ですから自然遺産になったとき

も、多くの方々が島に来るのであればその方々を今、伝泊、民泊だけでは全く足りない状況ですから、町内にも大型ホテル等を誘致していくとか、そういうことが非常に重要だと思っていますので、たばこにこだわることは、私はいつも申し訳ないけれどもこれは他の商品もみんな同じ状況であるわけですから、たばこは健康に関しては、健康寿命をもう明らかに短くしているということはデータが全て物語っているわけですから、我々は、そちらのほうをより注視して改善していくことが重要ではないかと考えております。

○７番（清　平二議員）

たばこの愛煙家にとっては非常に厳しいものだと思いますけども、やはりこの方々の協力がないとこのたばこ税が入ってこないですので、やはりぜひ愛煙家の皆さんに町内業者のところで買っていただく、その対策を取ってもらえるのかどうか、お尋ねします。

○町長（大久保　明君）

先ほど申し上げたように、あらゆる購買を町内で進めていくということをとにかく昔から、以前、ある議員が本川とウワナル川のところの橋をもう閉鎖しないというぐらい極論を言う方もいらっしゃいましたので、ですから、それは我々ももちろんしますけど、町民一人一人が伊仙町で購買したほうが得であると。しかし、伊仙町にない店は町外に行かなければならないわけでありますので、たばこの販売店は伊仙町にあるわけですから、そのことに関しては、たばこに関しましても愛煙家の方は町内で購買をするようということは、今後とも伊仙町の税収増のためにはやっていきますので、そのことは理解していただきたいと思います。

○７番（清　平二議員）

ぜひ、そのたばこを販売している店に、やはりたばこは町内で買いましょうという何かそういう貼って、そしてたばこ税は町内で買ったら入りますよというそういう何というんですか広報もしないと、やはり知らない人が多いので、ぜひそういうのをなくしてほしいと思うんですけども、この個人負担金はどうにかして免除していただけないものかどうかお尋ねします。

そして、受診率を上げることにより、今、資料をもらいましたけども、この資料の中で見てみますと、がん検診が国保から出ている分が１億2,288万5,000円の療養費が出ています。やはりこの受診率を上げる、検診率を上げる。そうしたら療養費も少なくなるので、やはり受診率向上のためにもこれはつながるものと思いますけども、その辺のところはどう考えているのか、お尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

受診率のアップをして早めの健康被害への対応ということについては、おっしゃるとおりだと思いますが、歳入歳出のバランスを取らなければならないわけですので、もしこれを全額町が負担するとなると、他の何かの事業をやめるということになりますので、その辺のことも考慮して対応できるかどうかというところについては、また考えていきたいと考えます。

○７番（清　平二議員）

その予算のバランスとか話していますけども、やはりこれだけ医療費が上がるということは、もっと予防費に力を入れないとこの医療給付費はますます右肩上がりになっていきますので、その予算のバランスだけども、やはり医療費の抑制のためにもそのぐらいのことは私はしてほしいと思うんです。１億2,200万円もそういうがんのあれで出ているわけですので、早期発見早期治療して、これを2,000万、3,000万少なくすることにより、この個人負担金ぐらいはと私は思うんですけども。ぜひその予算のバランスだけじゃなくて、国保から出ている療養費の予算も非常に高額な予算でありますので、このことも考えてぜひ縮小していただきたいと思いますけども、その辺のところはどう考えているのか、お尋ねします。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。

休憩　午前１１時３５分

再開　午前１１時３８分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

がん、そしてたばこというものにこだわることではなく、町民の生命を守るため、健康福祉全般町民全体のために、予防等の検診等、力を入れていく必要があると思っております。

○７番（清　平二議員）

予防のために検診の受診率を上げなければいけないんですけども、やはりこれだけ医療給付費が高騰している中でどうして受診率を上げるか。その一歩手前として、私はその個人負担金をなくせないものかなという思いでいっぱいです。ぜひそのようなところは検討していただき、個人負担金、先般の６月議会の中で肺がんＣＴが8,200円ですか、去年まで１人8,200円かかっていて。やっと町が4,000円を補助して個人負担が4,200円で今年からできるようになりました。やはりこのようにして町民の検診率を上げるということをぜひお願いしたいと思います。

また、最近は女性がん検診も非常に、何というのか若い人ががんになっている人が多いように見受けられます。これを来年度からやはり年齢を少し下げて、クーポン券ですか、こういうものを発行して、若い方から受診をさせるようにできないものかどうか、お伺いします。

○町長（大久保　明君）

今、清議員の話した若い女性の子宮がんというのは非常に増えております。また乳がんに関しても女性特有であり、増えているわけですから、この検診年齢というのを下げていくということは非常に重要だと思います。

特に致命的な病気でくも膜下出血があるんですけれども、くも膜下出血というのはある程度この遺伝性があります。若い方がこの20年で、町職員も含めて少なくとも５名の方が出血しただけで意識がなくなって、命を落としておりますので、その方々のＣＴ検査はやはりドックに入っても相当お金がかかるし、それから、今話した重要なくも膜下出血を見つけるためのＣＴ検査とか、それから肺がん検診もこれは様々な意見がありますけれども、やはりＣＴでやったほうがほとんど見逃しがないというふうな状況でありますので、そのことを今後しっかりと前向きに検討して、若年の方々の死亡をなくしていくということは重要なことであり、それはもう当然高齢者の方々においても検診の重要性を今後、地域福祉課だけでなくて、町民が健康増進を進めていくと。

伊仙町の健康寿命は、80歳以上の方々の平均を見ればまだまだ圧倒的に長いけれども、若い方々の早世というか健康チェックが足りなくなったと。一つは運動量が足りなくなったことなどを、今からしっかりと検討しながら、名実ともに長寿の町ということをこれからも推進していくことが重要であると思っておりますので、清議員のおっしゃっている早期発見・早期治療ということは大変重要であるし、たばこも町内購買ということを同時に推進していくことは大事だと思います。それはたばこだけでなくあらゆる生活必需品に関しても伊仙町で購買できるような仕組み、そういう店舗の誘致などは、それは町長の大きな役割だとも思っておりますので、そういうことも含めて健康増進の町、名実ともに長寿の町にもう一度取り戻していくことが重要ではないかと思います。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

ただいまの清議員の質問にありました子宮頸がんの件ですけど、毎年21歳になる年の方に無料で検診いただけるように実施しているところでございます。

また、それ以下の12歳から20歳までの方にはワクチン接種を推進しているところでございます。

○７番（清　平二議員）

21歳からと言いましたけども、やはりこの21歳だけじゃなくて、例えば３歳刻みあるいは５歳刻み、こういう方々にもクーポン券を発券して受診率の勧奨をできるのかどうか、お尋ねします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

この事業は国の事業を活用してまして、国の指定された年齢の方に無料で検診していただいているところでございます。

○７番（清　平二議員）

国の事業で21歳ということですけども、ぜひ伊仙町単独で一般財源で５年刻みにして、若い方々の早期発見に努めるようにと私は思いますけども、その５歳刻みにして女性がん検診の早期発見、こういうものが可能なのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

先ほどから質問の中に出てきますが、先ほどお褒めの言葉ありがとうございます。負担金を8,200円から4,200円にしたということで、早期発見にするために町のほうも考えてしているわけですので、今、これできるできないという話をすぐされても、ちょっと答えづらいのがありますので、検

討したからこそこの負担金を8,200円から4,200円に下げているわけですので、今後の対応についてはまた中で協議をして、皆様にお知らせしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○７番（清　平二議員）

国保のこういう高額な療養費がかかるということを観点に置きながら、やはり若い方々のまた町民の寿命の引き延ばしの作戦にも非常につながりますので、これは早期に取り組んでいただきたいと思います。

次に２番目のほうをお願いします。

○総務課長（久保　等君）

２番目の質問でありますが、先ほど歳入に組まれている5,350万程度の歳入があるわけなんですが、教育費にも７億3,000万のうち、このたばこ税がこのスポーツ振興等、それから教育全般に割り振りをして使われているものでございます。

○７番（清　平二議員）

２番目の小中学生のスポーツ等の島外遠征や教育予算に編成できないとかいうのがありますけども、私が社会教育課から資料を頂きましたら非常に高額で568万8,000円のこの各種スポーツ大会に援助されているみたいです。

しかし今、現状を見てみますと、保護者の方々はその野球部に入部をさせたいが、道具代や初期投資に非常に負担がかかると。やはり親もそういう身体能力があるから遠征費等に負担がかかる。で、入部しない子どもがいる。この辺のところもやはりちゃんと、もうちょっと保護者、若い方々を育てるという意味でも予算化をしていただけないものかなと思って質問しているところですけども、どうでしょうか。これ以上の予算はちょっと無理というのか、その辺のところをお伺いします。

○総務課長（久保　等君）

スポーツ大会の出場補助金ということで今回補正も上げているわけでありますが、先ほどから申し上げるようにこの１点だけをすると、では、農家をしている人たちの補助が安くすればいいのかどうかという議論にも至るわけですので、そのバランスを取ってこの予算をしていますということで考えております。支払いが多くて大変というのは分かりますが、逆に農家をして売上げを出すためにはそこの補助もしていかなければならない。じゃ、それを下げていいのかという議論になったりしますので、そこはバランスを、この予算編成でしていますので、ご理解くださいということであります。

○議長（前　徹志議員）

ここでしばらく休憩します。午後１時より再開します。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

○議長（前　徹志議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○７番（清　平二議員）

もう１件お尋ねしたいと思います。町民の健康を守るにはどうしたらいいかということですけれども、昨日、佐田議員からもありましたけれども、高齢者の健康を守るために、今、義名山までグラウンドゴルフをして、それから使用料をもらっているみたいですけれども、やはりこれもまちまちじゃないかなということも言われているんですけれども。調べてみたら、グランド使用料が74万5,200円、高齢者の方々がこれだけ払ってグラウンドゴルフを楽しんでいる。

グラウンドゴルフを楽しむということは、やはり介護給付も予防になる。さらに高齢者の健康のための医療も安くなるということで、義名山までのグラウンドゴルフの使用料、これもこの方々の免除の方向で検討できないかどうか、お伺いします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

昨日、佐田議員からもありましたように、申請書を頂いて、その段階で減免申請をしていただいた中で、町長、教育長と内容を確認して、その段階で判断しますので、ここで、この場で半額とか免除とかというのはお答えできないところです。

○７番（清　平二議員）

だから、減免申請をしてやる手続もあるし、利用料をもらったら、現金でもらったら、その管理もしなくちゃいけない。非常にこういう事務経費が高くなるので、そういう面から言っても、私はこの高齢者の方々に使用申請だけをさせたら、事務がスムーズに進むんじゃないかと思うんですけれども、申請をして、減免申請をして、また教育長、町長の許可を得る。非常に事務経費がかかるわけです。また現金を持ち歩くことになる。

そういうことをしないで、やはりこの高齢者の方々のスポーツをさせたら、介護保険の医療給付の削減にもつながるし、また後期高齢者の医療費の抑制にもつながりますので、私は相乗効果があると思うんです。そういうことを考えて、そういうことができるのかどうか。予算が足りない、いろいろあると思うんですけれども、やはりその相乗効果、先ほども話したように、国民健康保険でも一緒です。それは相乗効果が出てくると思うので、医療費の抑制とかそういうのにつながりますので、ぜひ後期高齢者の方々からの負担金というか、こういうものは、１日いくらですか、200円ですか。１時間200円。町長、この辺のところを考えて、どうにかこの方々の、ますます健康増進を図るために、これをできるか、できないか、または今後検討する余地があるのかどうか、お尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

先ほども答弁したとおり、今ここでそれをしますとかいう話をすることはできないわけでして、検討した結果、先ほどのＣＴ検査も下げたわけです。このことを、はい、ここでこうしますという

宣言じゃなくて、持ち帰り検討して、対応したいと考えております。またそういったクラブ等に町の補助金も出しているわけなので、そこを下げるのかという議論にもなりかねないので、検討させていただきたいと思います。

○町長（大久保　明君）

補足します。行政の効率化は、非常に重要であると思います。いろいろスマートフォンとか、そういうのがどんどん進行しまして、新しい庁舎では、もう机の前の本棚は全て使わないという状況など、簡略化より、そして利便性の高いような行政を行っていかざるを得ないと思っておりますので、確かにいろんな事務手続が煩雑な面もあるし、どんどんやっぱり改めるべき点は改めていけるわけでありますので、重要であると思います。

そして今、清議員が話した、高齢者の方々がどのように健康でやっていけるかということになりますので、ほーらい館はそのためにも建設したし、確かに医療費の圧縮にもなりましたし、ほーらい館だけでなくて、やっぱり高齢者の方々が今まで頑張ってきた、その褒美と言ったら変ですけど、最後はしっかりと人生を振り返りながら、そして同僚の方々といろいろ話をしながら、高齢者の方々は、またどうしたら社会に役立つようなことができるかとも考えているわけですから、そういうことも協議して、ともに新しいまちづくりを、次の世代のためにも頑張っていこうということでやっていくとは、これからのまちづくりで重要であると考えます。

それから島に帰ってきたい方々がたくさんいると思いますので、都会で寂しく生活するよりも、島でやったほうがより元気になって、十分豊かな人生が送れるのではないかということなど、健康長寿の町で訴えていくためにも、その方々が活動しやすいような状況の中で、今、総務課長が話したようなことをしっかりと進めていきながら、このことは新しい時代に突き進んでいく中で、この町がより健康長寿の町であるということをアピールするためにも、非常に効果が出ると思いますので、教育委員会、また課長会の中でも検討して、前向きに進めていきたいと思います。

○７番（清　平二議員）

前向きに検討するということですので、その言葉を信じて、来年の予算を楽しみにしております。

次に、町長にちょっとお伺いしますけれども、これはもう２番目に入っています。今の保護者の方々、若い方々、自分の子どもを部活に入れたいんだけれども、今まで兄ちゃん、姉ちゃんの部活を入れて、遠征費を借金をして、その借金をまだ払い切らないでいると。だから、その下の子どもが入部できない保護者もいるということですけれども、今の若い方々のこの話を聞いて、私は本当に胸が痛い思いでしたけれども、こういう方々に対して、町長はどういう感情を持っているでしょうか。町長にお願いします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

そういったケースがございますので、社会教育課としましては、各種スポーツ大会の出場補助金

を、地区大会を勝ち上がった県大会では上限３万円の３分の２、九州大会では上限５万円の３分の２、全国大会では上限10万円の３分の２の助成をしているところでございます。

○町長（大久保　明君）

先般、教育長と一緒に全国離島甲子園というところに、初めて奄美で開催されまして、それで徳之島連合も非常に頑張りました。高岡町長と話をして、３年後は徳之島で開こうということで、ほぼ離島振興協議会のほうでも理解をしていただきましたので、３年後ないし４年後になると思います。そうすれば、全国の離島から700名ぐらいの方が、今回奄美大島に集まりまして、そして地元で開催したということで、奄美市、それから瀬戸内町は多くのチームを参加させておりました。

そこでどれだけの経済効果、ですから遠征に行ったら遠征中は効果が出るのでありますので、１つのこれは例ですけれども、そういうことをやることで、島の子どもたちが甲子園に出場した大島高校は、大野投手も含めて、離島甲子園に奄美から初めて対馬に行ってやった自信で、大島高校に残って甲子園に行ったというふうな成果も出ておりますので、そういうことを含めて、天城町はスポーツアイランドということを標榜しております。そういった形で、自然遺産とともに多くの、トライアスロンだけでなくて、それからあらゆるバレーボールでもこの町でやっていける可能性がありますので、バレーボールないし男子バレーボールも含めて、体育館が２つ接続しているというのは旧笠利町と伊仙町だけでありますので、今、バレーボール大会は全て義名山体育館で群体は行われています。

残念ながら、宿泊がまだまだ町内にないということですから、そういうことも今後いろんな宿泊施設の誘致も、今、積極的に進めている中でやっていくということで、地元で開催することがこれから増えてくれば、その分の負担がないわけですから、それを他の遠征などに補塡していくことも可能であるわけですから、そういうようなこと等をやるし、それから離島の助成金を、全国離島振興協議会から、旅費は相当出ます。具体的には分かりませんが６割か７割出るわけですから、奄美群島等全体でも、そういった、伊仙町だけじゃなくて、本土まで行くためには徳之島の場合、各自治体がどれだけ負担するかなど、そういう仕組みを作っていくことも大事であるし、それを伊仙町が先陣を切ってやるということも、費用対効果を考えた場合には、非常に新しい挑戦であると思いますので、これは私が今突然話したんですけれども、教育委員会、スポーツ少年団の方々、もちろん行政も含めて、これから可能性のある考え方だと思いますので、進めていけるよう検討していきます。

○７番（清　平二議員）

私が質問している答弁とはちょっと食い違えているみたいですけれども、先ほども話しましたように、この兄ちゃん、姉ちゃんの応援をして、借金までしてやっているという若者がいる。そしてその下の子どもには入部さえさせてあげられない、部費も出せないような状況があるという家族を見たら、非常に心苦しい思いがしているから、町長はこのことを聞いたことはありますかと、私は聞いているんです。それに対して、町長はどう思うかとお伺いします。

○町長（大久保　明君）

それはもう、全国大会など、空手道とかレスリングも含めて、かなりの方々が活躍しております。そのときの保護者の意見の中で、非常に生活は大変だということを聞いていますけれども、下の子がやりたいことができないという話は聞いてはありませんけれども、現実ではそういうことも言いたいだろうけど、言えない状況だったかもしれません。スポーツ少年団の方々、そして水泳の団体の方々も、いろいろそういうような要望には来ております。

○７番（清　平二議員）

やはり子どもたちの中に、保護者の方々に、非常にこの格差がある。伊仙町でそんなにもあるのかなと思ったんですけれども、これを聞いて本当に心苦しくなりましたので、ぜひこの辺のところも何かしら話合いをして、救済する措置があれば救済をして、子どもたちが伊仙町で学校を歩いてよかったと言えるまちづくりにしてほしいと思います。

次に、３番目お願いします。

○経済課長（橋口　智旭君）

清議員の３番目の質問にお答えいたします。

午前中の久保議員の一般質問の中でもお答えしておりますが、現在、肥料、飼料の高騰及び競り価格の低迷等により、農家のほう大変厳しい状況になっていると認識しております。そういった中で、我々経済課といたしましても、各種事業を活用したり、交付金を活用したりなどして、支援に努めているところでございます。

○７番（清　平二議員）

昨日の予算にも出てきましたけれども、畜産農家経営維持支援金交付金3,155頭、１万2,000円、１頭当たり、3,786万円というコロナ交付金でしているんですけれども、これは全部コロナ交付金だけでと言ってもあれだけれども、やはり町の、本当にこの畜産をしている方々に困っていると分かっていれば、もう少し町単独でもこれにプラスしてできたらなという思いがあります。今後そういうことができるのかどうか、お尋ねします。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

午前中から何度もございますが、町単独予算、予算湯水のごとく湧いてくるものでもございませんし、額の限りもございます。そういった中で、片方の事業を拡張するとなると、もう片方では縮小しないといけないといった事業等もございますので、その辺はしっかりバランスを考えて取り組んでいきたいと考えております。

○７番（清　平二議員）

はい。ここに農業新聞がありますけれども、農業畜産産業振興機構から、７月から子牛生産臨時経営支援事業を新たに発動した。全国４ブロックに分け、子牛の平均価格が60万を下回った場合は、差額の４分の３を助成するという新聞に載っております。九州沖縄ブロックでは１万5,000円

を交付するというのがありますけれども、やはり国の政策を使って、こういう資金を町にしていただけるようにお願いしたいと思います。

また、次のほうには全国平均を押し迫ると、その差額の４分の３を新たに補塡する。７月から12月分の売買分が対象、７月の平均価格で試算すると、九州・沖縄ブロックは子牛１頭当たり４万3,000円から６万5,000円に拡充されるというのが載っていますけれども、こういう補助金を使って、今の畜産農家を応援していただきたいと思いますけれども、こういう交付申請等と、またこういうことが伊仙町でできるのかどうかお尋ねします。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

先ほどの質問も、久保議員の質問の中でお答えしておりますが、和子牛生産者臨時経営支援事業、こちら４月から６月分までにつきましては、既に農家のほうに１頭１万5,000円振り込まれているところでございます。また、制度の拡充として、先ほど議員がおっしゃられていたような経営支援対策が発出されているところでございます。現在、既に農家のほうに支払い済みとなっております。

○７番（清　平二議員）

これは令和５年８月30日の新聞ですので、７月からこの分を支払われているということですか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

こちら１年間を四半期に分けまして、事業が発動することとなっております。第１四半期、年度の４月から６月分が１万5,000円支払済みでございます。その次に、７月から９月分までの競り価格によって事業の発動要件が変わってまいりますので、そこで発動する、しないといった区別が出てくるということでございます。

○７番（清　平二議員）

こういう国の施策も大いに利用して、町内の畜産農家の方々を支援していただきたいと思います。またこういう支援だけじゃなくて、今、畜舎を造って、恐らくその畜舎の代金というんですか、そういうのを自分で支払っていると思うんですけれども、やはり今これだけ価格が下がってきたら、畜産基盤整備事業ですか、１億円の事業があったと思いますけれども、個人負担が1,000万ぐらいあると思います。こういう方々は、今、この1,000万の金額を返すというのは非常に難しいと思います。だからこういう方々を助けるためにも利子の減免やら、あるいは金融面の支援、無償で５年ぐらい貸し出して、５年後から支払う方法もあると思うんですけれども、こういう計画はされているのか、お尋ねします。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

基盤整備事業など自己負担分につきましては、こちら町のほうが金銭の貸付けを行っているわけ

ではございませんので、利子の免除といったことはまだ想定されていないわけでございますが、本事業を採択されている多くの農家のほうが認定農家なりといったことになっておりますので、そういった部分で、利子のかなり優遇されているような状況はございます。民間の金融機関等より借入れをする際の利子の優遇といったことは、既にされているものでございます。

○７番（清　平二議員）

利子の優遇じゃなくて、町から貸付けなんかして、救済してもらえないのかな、そういう検討はしていないのかなと私は思うんですけれども、やはりそういう畜産農家の方々と膝を交えて、困っているのであれば、やはり町からそういう手助けをしていただきたいなと思いますが、そういう計画はないんでしょうか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

まずもって、事業を採択される際には、農家の方から申請が上がってくるわけですよね。農家自らが手を挙げて申請を行って、補助金を獲得していくわけでありますので、その自己負担分にさらに一般財源を用いて補助をするというのは、なかなか考えづらいのかなとは考えております。そういった資金があるのであれば、畜産全体に寄与するような事業等に活用していきたいと考えております。

○７番（清　平二議員）

私はその方々に補助じゃなくて、返済する猶予期間を設けてほしいと。返済するのに、今非常に牛の価格は低迷していて返済が難しい。だからそこに町が、半分ぐらいでも、1,000万の自己負担分の半分、500万を貸し付けて、５年後、10年後にそれを町に返済するという方法は考えていないのかどうか。その方々に補助じゃなくて、そういう方法は取れる計画があるのかどうかということを、私は尋ねているんです。

○経済課長（橋口　智旭君）

先ほどから申し上げておりますが、農家に貸付けをする際にも予算を伴うわけでございますので、５年後にいずれ返ってくるお金かもしれませんが、その単年度においては、どこかの事業を500万縮小しなければならない、そういった事態にもなりますので、そういったことはちょっと難しいのかなと認識しております。

○７番（清　平二議員）

机上計算だけじゃなくて、やっぱり農家を回って、農家の意見を聞いて、本当にその農家が困っているんだったら、行政が助けるべきじゃないかなと思います。ぜひ現場を回って、農家の意見を聞いていただきたいと思います。

よく町長は子宝の町とか、長寿の町と言いますけれども、やはりこれにふさわしい施策をしていただき、私もまたこういう施策に期待していますので、町長の子宝の町、長寿の町にふさわしい施策を実現できるように期待し、私の一般質問を終わります。

○議長（前　徹志議員）

これで清　平二議員の一般質問を終了します。

次に、井上和代議員の一般質問を許します。

○１番（井上　和代議員）

１番、井上和代でございます。ただいま議長のほうから令和５年度第３回定例会の一般質問の許可がおりましたので、通告に従いまして、質問をいたしたいと思います。こちらのこの議場も今回で最後ということなんですけれども、私もこちらに来たのは、子ども議会のときに見学という形で来たのを覚えておりますけれども、そのときが初めてなんですが、子どもたちがこちらに来て、そして伊仙町のことを考えるというような場ではあったんですけれども、これからもこの議場、また新しい議場のほうでも、子どもたちの未来を考えられるような討論というか、執行部と議員の交流ができればいいなというふうに思います。

今回の質問なんですけれども、徳之島なくさみ館を中心とした地域活性化について。

１つ、徳之島なくさみ館を中心とした観光発信拠点としての利用はどのように考えているのかを問います。

２番、闘牛大会等が開催されていない時期の活用法は、どのように考えているのかを問います。

２回目以降は自席にて質問をいたしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（大久保　明君）

井上議員の質問にお答えいたします。

徳之島なくさみ館という名称は、これは地元の愛称でありまして、今は全県的にも、全国的にも知名度が上がっていると思いますけれども、これは伝統文化情報発信施設というのが正式の申請したときの名称であります。あまりにも長いので、そのときの話の中で、闘牛という言葉は絶対使わないでくれということでしたので、なくさみは発音は闘牛じゃありませんからということでやった中で、伝統文化の情報発信という形で、島唄とか、それから最近は島唄を中心としたイベントとか、自然遺産を中心としたイベントとか、ああいうことができるし、あらゆるものが可能な施設がありますので、最近は東部目手久の方々が夏祭りも開催しておりました。

井上議員が、できて直後ぐらいですか、あそこでバザーを開いたりとか、そういうこともやっておりましたし、この前、世界自然遺産のときには、多くの方が集まる場所がないんで、虹の会を中心に、補助事業であそこで島の子どもたちが本当にたくましく、そして自然遺産に向かって祝賀会をやった例などありますので、今後ともいろんな可能性があります。

闘牛大会は年に、もう20回を切っておりますし、ただ夕方とかを中心に闘牛のトレーニングも行っている中でありますけれども、その場合、新しいイベントなど集落のいろんな行事などをやるということを、今、管轄はきゅらまち観光課でありますので、そこと調整をして、どんどんイベントができるようにしていかなければなりません。

また前回の井上議員から質問があった、道路の件も、今後、県と調整をしながら、次の伊仙工区

が終わった後は、恐らく目手久地区の県道の改修になると思いますので、それが進んでいく中で、県道からなくさみ館までの道路も、これは町道として、歩道もできるような道が必要ではないかと考えております。そうすると、いろんなイベントがしやすくなると思いますので、そういうことも含めて、これから天城町でも同じような施設が２、３年後にオープンしますので、ライバルが出たわけでありますので。

このなくさみ館をもっともっと発信するために、集落の方だけでなくて、町民が一体となっていろんなイベントを、それからイベントだけでなくて、この前、ほーらい館の芝生を利用して、集落の方々がいろんなイベントもやっておりますので、コロナがほぼ収束しましたので、その中で町民のいろんな英知を集めて、いろいろイベント、スポーツ大会などをできることはたくさんあると思います。

当初、歌手が来て、歌を歌ったこともありますので、そういうことも可能性としてはいっぱいあると思いますので、どうか目手久地区中心に、町民の方々が、この伝統文化情報発信施設を、その名のとおり活かせるように、我々も今まで以上に努力してまいりたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

井上議員の、なくさみ館を中心とした観光発信拠点としての利用はどのように考えているかについて、お答えいたします。

令和４年度よりきゅらまち観光課の一部がなくさみ館隣の旧休憩所に移り、島内・町内の観光マップ、遺産関連、物産関連の情報紙を設置し、訪れる観光客へ情報提供、案内を行っております。なくさみ館は、現在、闘牛に関連したイベントでの使用が主で、闘牛大会や旅行会社の企画する闘牛とのふれあい体験ツアーの場となっております。

なくさみ館には、闘牛が常時いると思われがちで、訪れる観光客も期待してこられる方が多く、季節や時間帯で闘牛に出会える頻度は変動するため、闘牛が見られる時間帯にツアーを設定していただくなど、観光客の満足度を高めていきたいと考えております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。町長のおっしゃっていただいたように、なくさみ館を、徳之島地域文化情報発信施設、徳之島なくさみ館という名前になっているわけです。今おっしゃっていただいたように、いろんなイベントを、今、何度か開催させていただきまして、その中で今年の４月、未来創生課を中心とした町制施行60周年記念式典前夜祭という形で行っていただいたときに、もう本当にいろんな子どもたちであったり、唄者のイベントというか、コンサートのような形のものであったりというような形で、本当に多岐にわたってしていただいて、そういったものを見て、これからこういった形のことができるんだなというようなことを思ったんですけれども、あの施設の中で、今のあの状態で、それを行ったということを、これからそれをそのままやっていくのかなというふうに思い、今回あの場所をイベントなり、発信地ということでするのであれば、もう少し何か施設に手を加えていくことができないのかなということなんですけれども。

前回行われたときに、島外から島唄を歌いに来ていただいている方がいらっしゃいました。本当に心温まるものがあり、本当に懐かしさと感動を覚えたんですけれども、砂場というんですか、そういったところにそのままの状態で、きれいなドレスを着ながらやっているという姿が、とてももったいないなと思ったんです。

そういったところがありますので、これからここをイベントとしても使えるよということであるのであれば、その砂地のところに床というか舞台というか、そういったものを設置するような形等もしていただいたほうがいいのかなと思ったところです。そういったふうにすれば、また違う形で、舞台のほうで日本舞踊なり、島踊りというんですか。そういったものなどもできるような形も、イベントとして行うことができないのかなと思ったところです。

そして、とてももったいなかったのが音響、リースということでしたけれども、聞こえづらかったというのが何人かから聞くことがあって、そういったところを改善していけば、もっとイベントができるような施設というか、イベント会場というようなものにできるのではないかなと思うんですけれども。前回も言いました５月５日にかりゆし58というイベント、コンサートがあって、その後に闘牛ということだったんですけれども、ああいった形のコンサートというイベントもできるのではないかなと思ったりします。場所をこれから使うという課がありますでしょうか。もしあれば、こういったことをするというのがあれば、教えていただきたいなと思うんですけれども。

○議長（前　徹志議員）

井上議員、１件ずつ聞かなくていいんですか。

○１番（井上　和代議員）

すみません。

○議長（前　徹志議員）

砂場と音響と。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

砂場と音響に関して、ご意見ありがとうございました。今後、参考にして検討してまいりたいと考えています。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。走ってしまいますので、途中で止めていただいて、ありがとうございます。

今、夏祭りとかで舞台を作りますけれども、ああいったものはどちらでやられるんでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

夏祭りの舞台設置に関しては、業者に委託して、設置していただいております。

○１番（井上　和代議員）

闘牛場は、ずっとそういったものを置いておくというわけではないかと思うんで、簡易に取り外しというか、ちょっと舞台みたいなものを置くとか、そういったことが可能であるのか、またそう

いったものが使えるか、これから検討するかと思うんですけれども、またそういったところも考えていただいて、本当にイベントができるような形を取っていただきたいなと思います。

ちょっと社教のほうにもお尋ねしたいと思うんですけれども、今、親子チャレンジがあるんですが、コロナで大分縮小されたりとか、中身が変わられているかと思うんですが、前ありました理科実験みたいな親子チャレンジがあったんですが、今そちらのほうはまだありますでしょうか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

理科実験というか、確か科学の祭典があったと思うんですけど、現在は今開催してない状況でございます。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。私、前にも言ったかと思うんですけれども、親子チャレンジを開催するときに、どうしてもこの伊仙の中央の部分で開催されることが多くて、そういったものを馬根小学校であったり、糸木名小学校であったり、そういったところになかなか行くことがないので、そういったところでも開催ができないのかなというようなことを、あちらこちらで私は言うんですけれども、そういったふうな形で今のそういった科学の祭典とか、そういったイベントみたいな形で、そういったなくさみ館みたいなものが使えるようなものを提案するというようなことが可能かどうか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ありがとうございます。ただいまのご意見、なくさみ館等、科学の祭典とかではなく、またそういった場所を使えるようなプログラムを検討して、今後そういうようなプログラムを採用していきたいと考えております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。そして、向こうのほうが、真ん中が舞台のような形になれば、360度見ることができるので、文化祭との舞台発表とかありますよね、ああいったものをすることができないのかなと思ったりするんですけれども、いかがでしょうか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

文化祭が、今現在、ほーらい館のほうで開催しておりますが、なくさみ館の名称が伝統文化情報発信施設となっておりますので、伝統文化の発信にはちょうどいいと考えられますので、そちらのほうも文化協会と検討していきたいと思います。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。というように、文化ということで、いろんなイベントをこのなくさみ館を使ってやっていただきたいのですが、先ほども言いましたように、砂場というか、舞台装置であるとか、音響のほうをやっていただきたいなと思うんですけれども、こういった考えというか、そういったものはどう思われますでしょうか、町長。

○町長（大久保　明君）

先ほど例に挙げました、この虹の会の方々がやったときはステージを作ってありました。それから、前のほうには今、あらゆる立場の来賓の方々の場所も、あそこでイベントのとき、歌うステージということにもなっておりますので、ただ、大勢の方々を誘客したときに、ステージ、かなり大きいものがありますので、それは今後いろんな設計とかして、自由にそこで、砂場でなくて、机を並べるような、とにかく大きなステージ、移動できるステージがあれば、かなりの行事ができると思います。

ただ、その夕方にそういうステージがいるわけですので、闘牛の関係の方々ともしっかり話をして、毎日夕方練習してますけれども、そういう方々にもしっかりと説明をしていって、今月、何月何日、３日か４日間はステージを使いますよとかいうことなども決めていけば、やはり大会のときのような観客はなくても、かなりの誘客で、いろんなイベントは十分できると思いますので、自然遺産になったときの、いろんな花徳の闘牛場も模擬闘牛練習場になったりしてますので、今、阪急交通社が来て闘牛の軽い練習を見てますけれども、場合によっては、そのことが進んでいけば、２番組、３番組でも、観光客向けの本物の闘牛が提供できるような気がいたしますので、話はずれましたけれども、とにかくそういうステージというものを造っていけば、かなりのイベントが開催されると思いますので、これも職員と相談ということはあまり言ったらいけないんですけれども、情勢を見ながら、予算も見ながら、検討していきたいと思います。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。徳之島地域文化情報発信施設、徳之島なくさみ館の利用に対して、イベント活用等ができるような形で、真ん中の砂場のところと、あと音響のほう、そちらを考えた形で行っていただきたいなと思います。

そうしましたら、２番目のほう、闘牛大会等が開催されていない時期の活用方法について、お話しいただけますでしょうか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

闘牛大会等が開催されていない時期の活用方法について、お答えいたします。

現在、闘牛大会が開催されている時期は、１月、３月、４月、５月、８月、９月、10月、12月となっております。大会がない時期は常時開放しており、闘牛の稽古場として使用されております。このように、闘牛に関連する利用がほとんどであります。

その他、ツアー体験の場や、今年５月のようにライブ会場にも利用可能で、令和３年度には、先ほど町長から言いましたように、世界自然遺産登録を記念したイベント、また集落による駐車場スペースでの夏祭りの会場として利用されております。管理課としましては、地域文化情報発信の施設であるため、闘牛以外でのイベントの利用、例えばライブ会場、演劇、映画などの鑑賞会場にもぜひ活用していただきたいと考えております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。１番と２番が重なるような形で、ちょっと難しくなって、答えも重なっているかなというふうにも思ったりもするんですけれども。なくさみ館がある、あの場所というか、あの地域というような形で考えていただいたときに、闘牛大会がないときにどういうような形ができるのかなということで、一般の人も来れるような形で、飲食店があったりとか、ちょっとお土産屋さんがあったりとか、そういったことも必要ではないのかなということで、こういった形の質問をさせていただくんですけれども。

今おっしゃっていただいたように、最近は観光バスが入ってきます。観光バスのほうで、闘牛のデモンストレーションみたいな形で稽古等がされているときは､それを見て感激をしてという形で、その余韻を持ったまま事務所に入って、思わず事務所だけを見て、ああと思って帰っていくというような形で。もし事務所のところが、今、ほーらい館にあります百菜のような形で、お土産であったりとか、島の物産のようなジュースであるとか、たんかんジュースであるとか、闘牛のＴシャツであるとか、そういったもの等があれば、ミニ百菜みたいな形であれば、そのなくさみ館を出た後にも余韻を持ちつつ、バスに乗って、そして他の場所に移っていくのかなというようなことであれば、観光の発信地としてのつながりができてくるのかなと思ったりもするんですけれども。

そういった場所ではないということで、そういったものが、ちょっと流れというか、そういったものができないのかなというふうに、あの場所が発信地であるのであれば、発信地の様相をしていただきたいなと思うんですけれども。昨日、そちらのほうの、きゅらまち観光の分室というんですか、そちらを覗きましたら、確かに問合せはよく来ますよと。入り口に入りましたら、パンフレット等があって、ちょっと休むというところはなくて、ちょっと休憩というところもなくて、本当に事務所という形になっていますので、そういったことではなくってということなんですが、場所は総務課の課長さんに聞いたほうがいいのかな。あの場所は、新庁舎ができても、あの場所にあるんでしょうか、分室は。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

井上議員の質問にお答えいたします。

新庁舎ができても、分室のほうは残す予定でおります。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。そうしましたら、今の形状そのままということですよね。事務所の形そのままという状態で。今言ったように、観光バスが来ました。見せます。観光バスが来たときには、あと他に見るところがあるわけですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

なくさみ館ドーム隣の資料展示室のほうにご案内しております。

○１番（井上　和代議員）

ビデオ等を見てという形です。やっぱり、闘牛の牛自体を見て感激する部分というのもあったり

すると思うので、そういったものの大きさというか、そういったものが見れると、またいいのかなと思ったりもするんですけれども。いろんな形で整備をしていただきたいということなんですが、とりあえず闘牛、なくさみ館に行きます。そういうものだよというだけで終わるのではなく、この発信地の意味合いを持たせた形で、大きさなり迫力なりということを味わせていただくような、何か施設があったらいいなというような部分と、それから発信地ですので、伊仙町のほうにあるいろんな観光施設というか、観光の場所等の案内というか、本があるだけではなくて、そういったものの図であるとか、写真であるとかみたいな、そういった目で見えるような形のものがあるといいのかなというふうに昨日行って、見てきたところです。その観光地という整備の中で、あの場所、他に何かを作るとか、そういった形のことは、もうあの状態で終わるわけですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

井上議員の質問にお答えします。

前回、井上議員から質問に上がりましたなくさみ館の収容人数に対して、駐車スペースが不足しており、イベント開催時の近隣の無断駐車を解消するため、新たな駐車場の整備計画を進めてまいりたいと考えております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。ちょっと私のほうも取り留めがなくなってしまったんですけれども、あの場所を観光地として整備をしていただいて、お土産なり飲食店なり、そして一般の観光客じゃない人たちも飲食ができるような何かスペースがあったりとか、人が集まるような、そういったところになっていただければいいのかなと。観光の中心というような趣で、事務所だけではなく、そういったことの交流の、観光の交流の場としての場所というものの提供をしていただきたいなと思うところなんです。

今、観光のほうでいろんな場所とかそういったものがあるわけですけれども、そういったものに対しての交流の場所が、ちょっとないのかなと思います。今、犬田布にもあちらこちらに鍾乳洞だとか、見晴らし台だとかというのがあるというようなお話も聞きますけれども、そういった情報を得る場所にしていただきたいなと。事務所だけの形に終わらずに、もう少し活用していただきたいなと思います。それで、もう少し観光地として頑張っていただきたいなというところです。

そして昨日、私、そちらに行きましたら、山のように封筒のほうが山積みになっていまして、多分、今、昨日からずっとあります、戦艦大和慰霊塔を守りたいというような形の働きをしていただいているんだろうなと見て、そちらのほう頑張っていらっしゃるなと思ってみたところです。私も、こちらのほうをいろんな方が働いていただいているということで、まずは戦争を知らないこの若い人たちが、この平和の象徴である犬田布岬の慰霊塔、あちらを守ろうと一生懸命なっている姿を見たときに、本当にそういうことが、この人たちは本当に頑張っていらっしゃるなということに、ちょっと胸が打たれたというか、そういったところがあるんですけれども。

まずこの戦艦大和というものが本当にすごいんだよと、この岬のこの塔はすごいんだよというこ

とを、分かってほしいなというところがあるんですが。まず、大和、あの時代に世界最大の戦艦であったということ、この世界最大といってもどれぐらいの大きさなのかなと私も思ったんですけれども、昨日ちょっと調べてみましたらば、６万5,000ｔという大きさだそうです。６万5,000ｔといっても大きさが分からなかったんですけれども、この島のほうに来るフェリー、あけぼのさんであるとか、クイーンコーラルさんであるとか、そういったものの大きさは大体8,000ｔということらしいです。ということは、あれを10倍近く大きいんだろうなというようなことを思いつつ、そちらのほうを考えさせるところです。

そしてその大きな世界で、その当時世界最大であった戦艦が広島から沖縄へ、沖縄と日本を守るために広島を出て、その道半ばとして沈んでしまったわけなんですけれども、その中で、この日本という国が最後の切り札ということで、そちらに書いてあるのを見たときに、思ったのが、海上特攻隊としての意味合いがあったんだというようなことを書かれているのを見たときに、ちょっと胸が詰まるような思いをしたんですけれども、もうこの最後の切り札として世界最大と言われる戦艦が、この伊仙町の犬田布岬というところに慰霊塔として祭られている。そちらで、毎年４月７日に慰霊祭をされているということを深く考えるところです。

やはりあの塔を見上げたときに、あの大きさを見上げたときに、私たちは本当の意味の平和ということをやっぱり考えるし、あの岬のほうで、巨大の塔を見て平和を知るということができると思いますので、そういったところをもう一度私たちは、ここでまた感じ取っていかなきゃいけないのかなと。

もう本当に普通にというか、当たり前にあるところなので、深く今までは考えることがなかったのですが、そういったところにもちょっと思いを馳せるところでした。今のクラウドファンティングですか、そちらに一生懸命されている、封筒の山を見たときに、戦争を知らないこの若い人たちが頑張っていらっしゃるんだなと、きゅらまち観光課の方たちが頑張っていらっしゃるんだなと思い、ありがたいなと思ったところでした。

ちょっと取り留めもなくなりましたけれども、なくさみ館のほう、先ほども言いましたように、名前が文化の発信地ですので、そういったこともう１回考えていただいて、どういった活動をすれば発信ができるのかなというようなことを柔軟に考えていただいて、いろんなイベントに挑戦をしていただきたいなと思います。

また、社会教育のほうでも文化祭と一度やってみていただいて、いいところ、悪いところも出てくるかと思いますので、またそういったところも挑戦をするというような形で使用していただきたいなというふうにお願いをして、私のほう、終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（前　徹志議員）

これで、井上和代議員の一般質問を終了します。

本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

明日９月７日は、令和４年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会による現地調査となります。委員の皆様は現地用の制服を着用の上、10時までに議場へご参集願います。お疲れさまでした。

なお、この後、請願審査を行いますので、経済建設常任委員の皆様は、委員会室へお入りください。

散　会　午後　２時０５分

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　３　　日

令和５年９月７日

令和４年伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和５年９月７日（木曜日）　午前10時00分　開議

１．議事日程（第3号）

○日程第１　令和４年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）

１．出席議員（１２名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	井　上　和　代　議員	２番	久　保　　量　議員
３番	大　河　善　市　議員	４番	杉　山　　肇　議員
５番	牧　本　和　英　議員	６番	佐　田　　元　議員
７番	清　　平　二　議員	８番	岡　林　剛　也　議員
１０番	永　田　　誠　議員	１１番	福　留　達　也　議員
１３番	樺　山　　一　議員	１４番	美　島　盛　秀　議員

１．欠席議員（０名）

１．オブザーバー（２名）

９番	上　木　千恵造　議員	１２番	前　　徹　志　議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元　原　克　也　君　　事務局書記　實　　夏　三　君

～令和４年伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開　会（開議）　　午前１０時００分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ただいまから、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、令和５年９月５日の本会議において付託されました令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は、本日９月７日から13日までの７日間（実質５日間）を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるようご理解とご協力をお願い申し上げます。

日程第１　委員の派遣について議題とします。

お諮りします。令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書（案）のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会いたします。

次は、９月８日金曜日午前10時より本議事堂において令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査を行いますので、午前10時まで本議事堂にご参集下さい。

散　会　午前１０時０３分

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　４　　日

令和５年９月８日

令和４年伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和５年９月８日（金曜日）　午前10時05分　開議

１．議事日程（第4号）

○日程第１　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明）

○日程第２　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）

○日程第３　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明）

○日程第４　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明）

○日程第５　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明）

○日程第６　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明）

１．出席議員（１１名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	井上和代　議員	２番	久保　量　議員
３番	大河善市　議員	４番	杉山　肇　議員
５番	牧本和英　議員	６番	佐田　元　議員
７番	清　平二　議員	８番	岡林剛也　議員
１０番	永田　誠　議員	１１番	福留達也　議員
１４番	美島盛秀　議員		

１．欠席議員（１名）

１３番　樺山　一　議員

１．オブザーバー（２名）

９番　上木千恵造　議員　　１２番　前　徹志　議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元原克也　君　　事務局書記　實夏三　君

１．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町長	大久保　明　君	総務課長	久保　等　君
未来創生課長	佐平勝秀　君	くらし支援課長	稲田大輝　君
子育て支援課長	久保修次　君	地域福祉課長	大山　拳　君
経済課長	橋口智旭　君	建設課長	高橋雄三　君
耕地課長	稲田良和　君	きゅらまち観光課長	上木雄太　君
水道課長	富岡俊樹　君	農委事務局長	豊島克仁　君
教育長	伊田正則　君	教委総務課長	町本勝也　君
社会教育課長	中富譲治　君	学校給食センター所長	森　一途　君
健康増進課長	伊藤晋吾　君	選挙管理委員会書記長	重村浩次　君
総務課長補佐	賓永英樹　君		

～令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開　会（開議）　　午前１０時０５分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ただいまから令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、本日は、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算についての補足説明のみを行います。

説明をする際は、歳入歳出それぞれ各款、項目順に各課長により、決算書並びに主要施策の成果説明書のページ数を提示した上で進めていただきたいと思います。

また、決算書に提示されている件について簡潔明瞭な説明をされることを心がけていただき、特に徴収率、不用額、流用額、繰越額について詳細な説明をお願いいたします。

日程第１　認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保　等君）

それでは、認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書の61ページをお開きください。

実質収支に関する調書から、１、歳入総額78億255万7,000円、歳出総額75億8,903万9,000円、歳入歳出差引額２億1,351万8,000円であります。この中から、４、翌年度へ繰り越すべき財源として、継続費逓次繰越額9,937万4,000円、繰越明許費繰越額6,596万円、事故繰越繰越額3,214万6,000円、繰越合計額１億9,748万円となり、５、実質収支額1,603万8,000円。この実質収支のうち、地方自治法第233条の２の規定による基金繰入金を900万円といたしました。

続きまして、総務課所管事務について歳入の説明をいたします。

決算書５ページ下段、５ページの下段から７ページにかけて、成果説明書については10ページをお開きください。

２款地方譲与税でありますが、１項地方揮発油譲与税、これは、ガソリン等に課税される地方揮発油税1,806万1,000円、２項自動車重量譲与税、これは、町道等の延長面積により案分して交付される自動車重量税5,406万5,000円、４項森林環境譲与税の92万円を含め、前年度比1.1％減の7,304万6,000円となっております。

３款利子割交付金、これは、預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和４年度の交付額は、前年度比52.6％減の９万3,000円となっております。

４款配当割交付金、これは、預貯金の利子として課税される県民税のうち、市町村の個人県民税の収入率によって案分して交付されます。令和４年度の交付額は、前年度比12％増の91万6,000円となっております。

５款株式等譲渡所得割交付金、これは、一定の特定口座における上場株式の譲渡による所得等の金額に対して課税される県民税を市町村の個人県民税の収入率により案分して交付されます。令和４年度の交付額は、前年度比7.7％減の104万8,000円となっております。

６款法人事業税交付金、これは、県に納付された法人税を基に当該市町村の経済センサス基礎調査の従業者数で案分して交付される交付金であります。令和４年度においては、459万円となっております。

７款地方消費税交付金、これは、国勢調査時の人口及び経済センサス基礎調査の従業者数により案分して交付されます。令和４年度の交付額は、前年度比3.3％増の１億4,114万7,000円となっております。

８款環境性能割交付金、これは、納付された自動車税環境性能割額を町道の延長及び面積により案分して交付されます。令和４年度の交付額は、前年度比13.6％減の364万1,000円となっております。

決算書７ページに移ります。

９款地方特例交付金、この特例交付金は交付率が低く財源を圧迫すると見込まれる交付金を補うものであり、令和４年度は個人住民税減収補填交付金だけとなり、令和４年度の交付額は、前年度比65.5％減の122万6,000円となっております。

10款地方交付税、これは、普通交付税において地方公共団体の毎年度の基準財政需要額が基準財政収入額を上回る額を補填するものであります。令和４年度の交付額は、前年度比2.6％減の34億7,592万9,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金、これは、道路交通法の規定により罰則金に係る収入を財源として道路交通安全施設の設置･管理及び交通安全教育に要する経費として交付されるものです。令和４年度の交付税額は、前年度比13.2％減の102万8,000円となっております。

決算書８ページに移ります。

13款使用料及び手数料１項使用料１目総務使用料1,220万4,169円に、駐車場使用料の77万4,000円が含まれております。２項手数料１目総務手数料559万1,660円に、臨時運行許可手数料67件分の５万250円が含まれております。

決算書11ページに移ります。

15款県支出金２項県補助金７目消防費県補助金7,362万9,000円については、奄美群島防災関連施設整備事業の予算であり、喜念東西公民館施設整備繰越し分の歳入であります。３項県委託金１目総務費県委託金５節権限移譲委託金７万円のうち、公有地に関連した事務の権限移譲委託金４万円が含まれております。

決算書12ページ、８目消防費県委託金１節権限移譲委託金7,000円については、火薬類取締法に関する事務の委託料であります。

16款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入859万9,928円に、駐在所敷地貸付け、ＮＴＴ無

線局敷地貸付け、道路占有料、町有財産使用料の236万6,154円が含まれております。２目利子及び配当金３万5,269円に、株主配当金１万3,370円が含まれております。２項財産売払収入１目不動産売払収入310万3,800円においては、７件の町有地の売払い代金であります。

７款寄附金１節一般寄附金の13万円については、町村会から令和４年台風14号に伴う災害見舞金であります。

18款繰入金２項１目基金繰入金１節財政調整基金繰入金5,446万3,000円については、収入不足額の補填となっております。２節きばらでぇ伊仙応援基金繰入金8,429万5,852円に、ふるさと納税活用事業分として3,862万1,648円を繰入れしてございます。６節減債基金繰入金21万9,301円については、令和３年度普通交付税見直しの際に増額となった臨時財政対策債増加分の償還に対する繰入れとなっております。

19款繰越金１項１目繰越金２億2,479万751円については、令和３年度からの繰越金であります。

20款諸収入２項１目１節総務管理雑入963万9,599円に、主なものとして、公益財団法人県市町村振興協会からの宝くじ交付金292万7,475円が含まれております。

決算書14ページに移ります。９目消防費雑入3,700円については、消防団員等福祉共済事務取扱交付金であります。

決算書15ページに移ります。

21款町債、令和４年度において11億5,151万円の借入れを行っております。

成果説明書15ページから18ページにかけて、地方債の借入れ実績現在高、借入先別・利率別現在高、年度別償還状況等を示してございますので、ご参照ください。

以上で、歳入についての説明を終わります。

続きまして、歳出について説明いたします。

成果説明書12ページをお開きください。

まずは、各課共通する人件費について説明いたします。

１、人件費の内訳、（１）議員委員等報酬手当につきましては、議員、農業委員、教育委員、監査委員、会計年度任用職員の報酬であり２億1,880万5,000円、（２）特別職の給与につきましては、町長、教育長の給与であり1,794万1,000円、（３）職員給与５億8,761万1,000円、（４）職員共済組合負担金１億3,758万6,000円、（５）退職手当組合負担金１億4,425万6,000円、（６）災害補償費74万4,000円、（７）その他2,282万3,000円。

令和３年度より増額となった要因としまして、令和４年度の職員採用により退職手当組合負担金が増になったためであります。

成果説明書14ページには、１、議会費から10、教育費まで費目ごとの人件費を示してございます。総額としまして、11億2,976万6,000円、前年度比１％の増となっております。

続きまして、総務課関係事業費の歳出について説明いたします。

決算書の16ページから18ページでございます。成果説明書は22ページから29ページにかけて、順

次説明してまいりますので、ご参照ください。

２款総務費１項総務管理費１目一般管理費については、庁舎全体に係る維持管理費であります。８節旅費については、普通旅費、特別旅費、職員研修旅費等1,330万4,180円であります。10節需用費については、コピー用紙等の消耗品、庁舎の光熱水費、条例追記追録費で1,382万3,369円。不用額につきましては、条例追録件数が令和３年度より減少したことに伴う費用減が要因であります。11節役務費については、切手、レターパック等の通信運搬費、電話料、各種手数料等で275万1,228円。12節委託料については、宿日直、警備、高圧電気管理、健康診断、公会計制度導入指導・助言等の委託で2,156万43円。決算書７ページに移ります。13節使用料及び賃借料については、自治体ホームサービス等の使用料で56万4,831円。18節負担金補助及び交付金については、県町村会、郡町村会、防犯連絡協議会等への負担金、がんばる集落支援事業補助金等で529万6,135円。

２目財産管理費10節需用費については、燃料費、公用車車検、庁舎の修繕料で45万5,234円。不用額については、修繕料において、庁舎解体を考慮して修繕費を抑制したことが要因であります。11節役務費については、市町村建設共済分担金、市町村自動車損害共済分担金、全国町村会損害補償保険料等で1,050万7,618円。12節委託料については、浄化槽管理委託料で36万1,768円、令和３年度から明許繰越しの公共施設等総合管理計画見直しに伴う委託料368万5,000円の合計。13節使用料及び賃借料については、駐車場用地借上げ、国有林野借上げ、重機借上料等で178万5,960円。21節補償補填及び賠償金については、庁舎建て替えに伴う配電線路移設補償金であります。

３目交通安全対策費８節旅費については、交通安全指導員の研修旅費等で12万9,960円。10節需用費については、新入生への黄色い帽子等消耗品費で４万3,934円。13節使用料及び賃借料について、ガードレール、転落防止柵、カーブミラー設置に係る重機借上料で50万1,500円。15節原材料については、交通安全施設用のガードレール等の材料費で119万7,090円。18節負担金補助及び交付金8,000円については、交通安全母の会負担金であります。

４目電算システム費10節需用費については、システム関連の消耗品費、修繕料等で10万4,555円。11節役務費については、総合行政ネットワークシステム使用料、クラウド回線使用料等で154万6,635円。12節委託料について、電算システム改修、プリンター保守、パソコン設定、ホームページ、サーバーシステム、コンビニエンスストア収納代行等の委託料で1,229万7,298円。13節使用料及び賃借料については、住基ネットシステム機器、総合行政ネットワーク機器、コンピューターウイルス対策ソフト、総合行政システム機器リース、仮想デスクトップ環境構築機器リース等で1,668万1,714円。17節備品購入費については、13台のパソコン購入で197万7,140円。18節負担金補助及び交付金について、町村会総合行政システム負担金、中間サーバープラットフォーム利用負担金、自治体クラウド負担金等で1,710万970円であります。

決算書18ページ、成果説明書26ページをお開きください。

５目男女参画事業費８節旅費については、担当職員や委員の協議会参加に要する費用であります。

決算書20ページ、成果説明書27ページをお開きください。

15目庁舎建設事業費12節委託料については、オフィス環境整備委託440万円、議会音声システム構築業務委託料の前払い884万円、合計1,324万円であります。14節工事請負については、１期地盤改良工事の完成払い、１期本体工事の部分払い、３億9,869万8,000円であります。

決算書48ページから49ページ、成果説明書については27ページから29ページにかけてご参照ください。

９款消防費１項消防費１目常備消防費10節需用費、17節備品購入費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、徳之島地区消防組合感染対策事業として、伊仙分遣所に感染防止ジャケットや保護めがね、オゾン水生成装置、紫外線除菌庫の整備を行ったものでございます。18節負担金補助及び交付金１億3,132万2,000円については、徳之島消防組合の事務執行経費を負担金割合に応じた負担金を支出してございます。

２目非常勤消防費については、災害時等から町民の生命と財産を守るという消防の使命の下、消防・防災全般にわたる施策を実行するための経費として、１節報酬に消防団員への報酬415万2,237円。不用額については、出動回数が減少したことに伴う費用減が要因であります。４節共済費については、消防団福祉共済費でございます。８節旅費については、消防担当職員や消防団員の総会等の出席に伴う旅費費用でございます。10節需用費については、消防車両の車検整備費、操法大会に関わる消耗品費、消防団員の被服費の費用で150万693円でございます。17節備品購入費4,950万円については、消防団の消防車両購入でございます。18節負担金補助及び交付金については、市町村消防補償等組合負担金、離島緊急医療対策組合負担金等で275万449円であります。

３目防災まちづくり事業費12節委託料については、避難所施設改修事業の設計委託料繰越分1,527万3,000円、防災無線管理委託202万4,000円、無線免許更新申請委託料10万3,800円、合計1,740万800円であります。

次年度への明許繰越額4,224万円については、防災無線設備更新委託料であります。14節工事請負費については、東西公民館、喜念生活館の避難所施設改修事業の繰越し分１億744万4,000円でございます。

決算書54ページをお開きください。

10款教育費４項高等学校費１目高等学校総務費18節負担金補助及び交付金1,085万1,264円のうち、300万円の樟南第二高等学校校舎改築事業補助金が含まれております。当校の校舎改築に要した事業費の返済補助として、伊仙町においては令和元年度より予算化してございます。

決算書60ページをお開きください。

12款公債費については、元金７億6,482万5,516円、利子3,879万4,923円、総額８億362万439円の元利償還を行いました。

続きまして、成果説明書16ページをお開きください。

下から３段目をご参照ください。

地方債現在高の状況について、令和３年度末現在高として75億2,813万6,000円、令和４年度発行

額11億5,151万円、令和４年度元利償還額８億358万5,000円、令和４年度末現在高として、51％、３億8,668万4,000円増の79億1,482万円となっております。

成果説明書17ページをご参照ください。

年度末工事代金の支払い等で、令和５年３月13日に10億円の一時借入れを行い、令和５年度４月７日に利息３万5,616円を加え返済を行いましたので、その状況を記載してございます。

その下、予備費充当状況の表をご参照ください。

令和４年度予備費充当は発生してございません。

以上、令和４年歳入歳出決算について、総務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、未来創生課、お願いいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

未来創生課より、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

歳入についてご説明いたします。

決算書８ページをお開きください。

13款使用料及び手数料１項使用料１目総務使用料について、収入済額1,220万4,169円のうち、未来創生課が所管する主な使用料として、1,100万7,649円がＩＲＵ及び芯線使用料、前里屋敷使用料11万3,450円、サテライトオフィス施設使用料30万9,070円の収入であります。

13款使用料及び手数料１項使用料３目商工使用料について、糸木名集落にあります企業誘致促進施設の使用料として360万円の収入でございます。

決算書９ページをお開きください。

14款国庫支出金２項国庫補助金１目総務費国庫補助金について、収入済額２億1,545万3,000円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、無線システム普及支援事業費等補助金676万5,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２億25万3,000円、特定地域づくり事業協同組合補助金112万1,000円の収入がそれぞれございました。

決算書10ページをお開きください。

15款県支出金２項県補助金１目総務費県補助金について、１節総務管理費補助金として、令和４年度地方公共交通特別対策事業補助金が311万7,000円、同款項目の２節統計調査費補助金として、令和４年度土地利用規制等対策費6,000円の収入がそれぞれございました。

決算書11ページをお開きください。

15款県支出金２項県補助金５目商工費県補助金について、収入済額1,812万1,000円のうち、未来創生課が所管する主なものとして、令和４年度鹿児島県消費者行政活性化事業補助金が３万3,000円、新型コロナウイルス感染症対策利子補給事業が20万7,000円収入がございました。

15款県支出金３項県委託金１目総務費県委託金４節統計調査委託金として、令和４年度教育統計

調査費が１万1,000円、令和４年度鹿児島県人口移動調査費が１万円、令和４年度経済センサス調査区管理費が3,160円、令和４年度就業構造基本調査18万3,000円、令和４年度住宅・土地統計調査調査区設定費５万1,000円、令和４年度統計調査員確保対策事業費が8,000円、それぞれ収入がございました。

同款６節総務費委託金として、令和４年度鹿児島県議会だより配布業務委託金として１万5,434円、令和４年度県政かわら版配布業務委託金として７万8,906円、それぞれ収入がございました。

決算書12ページ、成果説明書30ページをお開きください。

17款寄附金１項寄附金１目寄附金２節指定寄附金について、ふるさと納税に該当するきばらでぇ伊仙応援寄附金が9,146万1,000円、企業版ふるさと納税が100万円、それぞれ収入がございました。

決算書13ページをお開きください。

18款繰入金２項基金繰入金１目基金繰入金２節きばらでぇ伊仙応援基金繰入金について8,429万5,852円のうち、未来創生課所管のふるさと納税に関する事務費及び返礼品に対する費用として4,567万4,204円を繰入れしております。

20款諸収入３項諸収入１目総務費雑入、収入済額963万9,599円のうち、主なものとして、令和４年度コミュニティ助成事業が500万円、大島地区広報連絡協議会負担金精算金４万1,729円の収入がそれぞれございました。

続きまして、歳出の補足説明をいたします。

具体的な説明につきましては、毎年計上しているものを除き、当該年度において新規事業及び重要事項のみを優先的に説明し、併せて高額の不用額が生じたものを重点的に説明いたしますので、あらかじめご了承ください。

決算書18ページから19ページ、成果説明書は31ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費７目文書広報費10節需用費において、毎月3,600部発行している広報いせん印刷製本費が主なものとして上げられます。

２款総務費１項総務管理費８目企画費についてご説明いたします。

１節報酬については、生活応援商品券発行事業におけるパートタイムへの報酬と、行政運営調査会委員報酬を計上しておりましたが、不用額の２万円につきましては、当該年度において、行政運営調査会への諮問事項の提出がなかったことに伴い、審査会の開催が行われなかったため、２万円全額が不用額とするものであります。

７節の報償費につきましては、空き家対策審議会委員謝金として計上されておりましたが、これにつきましても、当該年度内での会議が開催されなかったため、不用額の扱いとなっております。

10節需用費の主なものとして、生活応援商品券事業に関する消耗品をはじめ、サーバー室の光熱費等が該当しますが、59万2,355円の不用額の主な要因としては、生活応援商品券の消耗品費の執行残及び近年の電気代高騰に伴う背景に基づき、年度途中で補正対応などしておりましたが、結果として電気代の負担が想定した見積額より抑制されたことが原因として上げられます。

同款11節役務費につきましては、インターネット通信料及び生活応援商品券事業の郵送代が主なものとして上げられます。不用額28万5,780円の主な要因としては、生活応援商品券事業の送料における執行残が原因として上げられます。

同款12節委託料の主なものとして、光伝送路施設保守委託料1,260万1,044円、伊仙町ＰＲ映像制作委託料202万6,750円、伊仙町の情報発信力強化に資する情報戦略業務委託として376万2,000円、伊仙町公式ＬＩＮＥ開発に関する情報発信業務委託料113万8,500円、令和４年度伊仙町生活応援商品券事業に関する商品券製作業務委託及び商工会への商品券発行事業支援業務委託料等で378万6,230円が上げられます。不用額の106万8,976円の主な要因としましては、伊仙町ＰＲ動画制作委託料において当初の見積額300万円から撮影スケジュールの短縮及び業務の効率化を図ることで97万3,250円の費用を圧縮したことが原因として上げられます。

同款13節使用料及び賃借料の主なものとして、電柱使用料648万8,390円、生活応援商品券事業におけるパソコンリース料16万4,000円が上げられます。

同款15節原材料の主なものとして、Ｄ―ＯＮＵ装置の故障に伴う新規取替え100台分の費用が上げられます。

同款17節備品購入費、情報連絡業務に資するパソコンをはじめとした物品購入費等が上げられます。

同款18節負担金補助及び交付金の主なものとして、各種協議会への負担金及び令和４年度コミュニティ事業補助金として、東伊仙西並びに西犬田布集落へそれぞれ250万円ずつの補助、新型コロナウイルス感染症対策利子補給金として34万7,907円、コロナ対策集落維持支援金160万円、特定地域づくり事業協同組合補助金548万6,000円、令和４年度伊仙町生活応援商品券事業等補助金１億1,915万8,000円が上げられます。不用額の630万4,993円の主な要因としては、特定地域づくり事業協同組合の実績に伴う補助金の執行残470万2,000円が原因として上げられます。

続いて、決算書19ページ、成果説明書33ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費９目企業誘致対策事業費についてご説明いたします。

10節需用費の主なものとして、糸木名集落にある企業誘致における貸し施設の修繕費等が上げられます。不用額の15万1,216円の主な要因としては、例年と比較し修繕箇所が確認されなかったための執行残であります。12節委託料の主なものとして、高圧電気管理委託料29万400円、浄化槽管理委託料20万1,684円、消防設備点検委託料６万4,900円が上げられます。14節工事請負費、糸木名集落にある企業誘致における貸し施設敷地内の道路舗装に伴う工事請負費847万8,000円が上げられます。18節負担金補助及び交付金の主なものとして、企業誘致対策協議会負担金の３万4,000円が上げられます。

２款総務費１項総務管理費10目きばらでぇ伊仙応援基金事業費についてご説明いたします。

７節報償費の主なものとして、返礼品代の2,588万7,123円が上げられます。11節役務費の主なものとして、返礼品の発送料などの通信運搬費、口座振替手数料、ふるさと納税収納代行手数料、合

わせて1,015万5,790円が上げられます。12節委託料の主なものとして、ふるさと納税システム保守委託料、看板設置委託料、ふるさと納税告知ツール保守更新委託料、ふるさと納税支援サービス業務委託料等、合わせて631万8,046円が上げられます。15節原材料費の主なものとして、返礼品撮影用材料費等３万7,602円が上げられます。24節積立金、令和４年度ふるさと納税の総額9,146万1,000円を積み立てております。

なお、10目における不用額については、全て令和４年度の寄附実績に伴う経費率50％以内に基づく不用額であります。

続いて、決算書19ページ、成果説明書34ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費11目地方創生推進事業費についてご説明いたします。

７節報償費の主なものとして、地方創生効果検証委員会の委員出会手当４万7,000円が上げられます。８節旅費につきましては、地方創生関連交付金に関する説明会などへの出席するための旅費であります。10節需用費の主なものとしては、消耗品などをはじめとする事務用品購入費であります。11節役務費につきましては、全額不用額として扱っております。

続いて、決算書20ページ、成果説明書34ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費12目地域おこし協力隊推進事業費についてご説明いたします。

同項目につきましては、地域おこし協力隊２名分の人件費、活動に関する事務経費、先進事例の視察研修の費用であります。令和４年度における当課所属の地域おこし協力隊は２名所属しており、2021年４月から2023年３月までの２年間活動し、主に町内の農産物を活用した特産品の研究開発等を行っており、シナモンを使った加工品や紅茶類を開発し、ふるさと納税返礼品の一部として取り扱い、同じく本町発展に大きく寄与していただきました。前年度までで退任され、現在町内にてこれまでの活用実績を踏まえて起業されるものと期待しております。もう１名につきましては、2022年８月から現在まで活動されております。主に、未来創世課内でふるさとレストランに関する業務と各月の寄附実績に伴う集計業務等を行っております。

２款総務費１項総務管理費14目長寿と子宝のまちでサテライトオフィスについてご説明いたします。

８節の旅費の主なものとして、お試しサテライトへの参加に伴う民間企業５社分の費用弁償58万3,944円、ＮＴＴデータとの協議及び誘致企業との交渉に資する職員の普通旅費56万844円が上げられます。不用額の61万6,212円の主な原因としては、費用弁償の執行残でございます。

10節需用費の主なものとして、サテライトオフィスにおける防犯を目的とした電子錠付パーティション設置並びに防犯カメラ設置に伴う窓枠等の補修、既存のロールスクリーン撤去及び新品取替えに伴う窓枠設置部分の修繕等、合わせて245万536円が上げられます。

12節委託料の主なものとして、サテライトオフィスセミナー開催等企業誘致に資する各種支援業務委託料299万2,000円、サテライトオフィス施設管理委託料95万7,000円、サテライトオフィス整備における設計委託料130万200円が上げられます。13節使用料及び賃借料の主なものとして、イン

ターネット使用料等が上げられます。

14節工事請負費につきましては、サテライトオフィスの賃貸契約を締結する企業に対する物品等の保管施設として使用する倉庫建設費用において708万4,000円が上げられます。

17節備品購入費等の主なものとして、コロナをはじめとした感染症対策の一環で購入した空気清浄機の購入費用が上げられます。不用額の18万1,060円につきましては、執行残でございます。

18節負担金補助及び交付金の主なものとして、サテライトオフィス進出企業への補助金58万3,331円が上げられます。これにつきましては、３年間を上限として１年当たり100万円の補助をすることとしておりますが、当該年度におきまして進出時期が年度途中で進出されたため、日割り計算で支給をいたしております。

決算書20ページ、成果説明書35ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費16目集落活性化事業費についてご説明いたします。

同項目につきましては、平成25年に寄附されました阿権集落にある前里屋敷の整備に関する決算であります。

10節需用費の主なものとして、消耗品、光熱水費、修繕料が上げられます。不用額の10万8,545円は、各細節の執行残でございます。

11節役務費の主なものとして、インターネット使用料が上げられます。

12節委託料の主なものとして、浄化槽管理委託料及び前里屋敷清掃管理業務委託料が上げられます。

決算書21ページをお開きください。

２款総務費１項総務管理費19目町制施行60周年記念式典事業についてご説明いたします。

同項目につきましては、令和５年４月14日及び15日に開催された関連事業の実績であります。

７節報償費の主なものとして、小中学生を対象とした絵画及び作文出展に伴う参加賞として商品券などを支給した分の費用と、運営委員会等の委員出会謝金29万2,500円が上げられます。

10節需用費の主なものとして、町制施行60周年記念事業におけるポスター製作や横断幕製作、当日のパンフレット製作等々に係る経費として622万2,760円が実績額として上げられます。不用額につきましては、全て執行残でございます。

11節役務費の主なものとして、案内状送付などに伴う郵送代15万5,322円が上げられます。

12節委託料の主なものとして、60周年の節目に当たりまして南日本放送様で保存されていた本町に関わるアーカイブ映像を取りまとめていただくに当たっての委託料165万円が上げられます。

決算書23ページから24ページ、成果説明書36ページをお開きください。

２款総務費５項統計調査費１目統計調査総務費から18目就業構造基本調査費までは、主要統計調査に関する事務経費でございます。

決算書39ページ、成果説明書36ページをお開きください。

６款農林水産業費１項農業費19目ふるさとレストランプロジェクト事業費についてご説明いたし

ます。

同項目につきましては、第１次・２次産業従事者、その他食に関わる町民のものづくりに対する意識改革や知識・技術の習得、また関連する情報の提供を支援し、特産品のブランド価値の向上、販路の拡大、税収の確保の３つを目的としております。

12節委託料188万8,744円は、同プロジェクトの目的を達成するための業務委託料でございます。

決算書44ページ、成果説明書36ページをお開きください。

７款商工費１項商工費３目消費者行政強化費についてご説明いたします。

７節報償費６万6,000円は、弁護士無料相談会開催に伴う弁護士への報酬であります。

以上、未来創生課の所管する歳入歳出決算について説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時０６分

再開　午前１１時２２分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、くらし支援課。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

令和４年度一般会計歳入歳出決算、くらし支援課分について説明いたします。

決算書５ページ、21ページから22ページ、26ページになります。

成果説明書は37ページから43ページになります。

それでは、決算書５ページをお開きください。

歳入のほうから説明いたします。町税等の調停額及び収入額については、決算書５ページをお目通しください。

１款１項１目町民税から同款１項４目市町村たばこ税まで。

１項町民税、１目個人住民税と２目法人町民税が、町民税の合計額１億6,493万8,816円の調定額に対して収入額１億5,344万1,954円。

２項１目固定資産税、調定額１億4,205万2,256円に対して、収入額１億1,717万2,300円。

３項軽自動車税、調定額3,970万5,400円の調定額に対して、収入額3,376万2,200円。

４項市町村たばこ税、調定額5,519万9,754円に対して、収入額5,519万9,754円、調定額合計４億189万6,226円、前年度調定額より約1,800万円の増です。

収入額合計３億5,957万6,208円、前年度より約1,900万円の収入の増になっております。

徴収率89.5％、前年度88.5％より１ポイント伸びて改善をされておりますが、いまだ徴収率の低

い状態にあります。また、今年度も徴収体制の強化、職員スキルのアップを行い、徴収率の向上を目指します。

歳入については以上です。

次に、歳出について説明いたします。

決算書21ページをお開きください。

２款２項町税費から３項戸籍住民基本台帳経費について、説明いたします。

２款２項１目税務総務費は、主に職員の人件費と、それから事務費になります。

２目賦課徴収経費は、主に税務事務費になります。

この中で12節委託料、地図システムの電算化に伴う地籍調査完了後の地区の追加分の取り込み委託料30万6,900円と、ｅＬＴＡＸ共通納税システムを導入した、納税の税務拡充のためのシステム改修委託料122万3,200円の、合計153万100円が含まれております。

21ページ下段から22ページ、３項戸籍住民基本台帳経費について説明いたします。

１目戸籍住民基本台帳経費、１節から４節は、職員の人件費等になります。

12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、18節負担金及び交付金は、法改正による戸籍システムの改修費、備品購入費の総額になります。

２目人口動態調査及び中長期在留地届出書事務は、コロナ禍の影響等で出張等がなかったため、支出することがなかったので補正予算で全額落としております。

26ページをお開きください。

３款１項５目国民年金事務費について説明いたします。

国民年金事務費のほうは、主に職員の人件費と事務費になります。国民年金事務費676万8,389円のうち304万2,255円は、国民年金事務費交付金が当てられております。

以上、くらし支援課の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、子育て支援課。

○子育て支援課長（久保　修次君）

令和４年度一般会計決算に係る補足説明の前に、歳入歳出における主要施策の成果説明書の一部に誤りがございますので、訂正をお願いいたします。

成果説明書63ページになります。

３、児童手当給付事業の概要及び実施状況の中で、非被用者給付総額2,875万5,000円となっておりますが、正しくは2,877万5,000円に訂正をお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

それでは、令和４年度一般会計決算書の子育て支援課関連の補足説明をいたします。

まず、歳入から主なものをご説明いたします。

決算書７ページ、成果説明書は63ページから67ページになります。

12款分担金及び負担金、２項負担金、１目民生費負担金、２節児童福祉費負担金、調定額836万6,760円に対して、収入済額825万9,070円となっております。

これは、保育所に入所している児童の保護者負担金で、徴収率98.71％となっております。収入未済額10万7,690円につきましては、今年度８月で９万5,000円が納入されており、残りの１世帯分１万2,690円になっています。この分につきましては、通知書・納付書を随時発送し、督促に努めております。万が一、納付がなされなければ、児童手当からの差引による納付となりますので、徴収率は100％でございます。

決算書８ページをお開きください。

14款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金、２節児童福祉費負担金、調停額、収入済額とも２億4,501万1,942円になります。

内訳としまして、子どものための教育保育給付費、市立保育所分２園分で6,969万6,768円、同じく子どものための教育保育給付費、認定こども園３園分が9,530万8,842円、児童手当国庫負担金8,000万6,332円になります。

決算書８ページから９ページになります。

同款同項２目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費負担金、調停額、収入済額とも1,393万3,640円のうち29万9,250円は、養育医療費の国庫負担金です。

同款２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金、３節児童福祉費補助金、調停額、収入済額とも3,414万1,147円となります。

内訳としまして、特別児童扶養手当事務交付金１万4,752円、子育て世帯生活支援特別給付金補助金1,450万円、子育て世帯生活支援特別給付金事務補助金24万9,000円、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特別交付金600万8,395円、子育て世帯への臨時特別給付金補助金10万円、出産子育て応援交付金371万2,000円、保育対策総合支援事業補助金115万円、子ども・子育て応援交付金840万7,000円となっております。

同款同項３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、調停額、収入済額とも2,494万円のうち101万9,000円は、母子保健衛生費国庫補助金になります。

決算書10ページをお開きください。

15款県支出金、１項県負担金、１目民生費県負担金、３節児童福祉費負担金、調停額、収入済額とも8,574万5,641円になります。内訳としまして、子どものための教育保育給費、市立保育所分2,843万9,520円、同じく認定こども園3,880万4,289円、児童手当負担金1,850万1,832円となります。

同款同項２目衛生費県負担金、１節保健衛生費負担金、調停額、収入済額とも23万8,750円のうち21万3,750円は、養育医療費の県負担金になります。

同款２項県補助金、２目民生費県補助金、１節社会福祉費補助金、収入済額270万3,000円のうち138万9,000円は、独り親家庭医療費助成事業補助金になります。

同款同項同目３節児童福祉費補助金、収入済額1,263万2,000円の内訳としまして、子ども子育て

応援交付金790万5,000円、多子世帯保育料軽減事業費補助金24万7,000円、子ども医療費助成事業補助金255万7,000円、子育て世帯生活支援特別給付金５万円、保育所等給食支援事業費補助金98万8,000円、出産子育て応援交付金88万5,000円となります。

同款同項３目衛生費県補助金、１節保健衛生費補助金、収入済額1,489万3,600円の内９万2,600円は、離島地域不妊治療支援事業補助金になります。

決算書14ページになります。

20款諸収入、３項雑入、６目民生費雑入、１節児童福祉費雑入、調定額、収入済額とも365万3,568円の内訳としまして、子育て世帯への給付金事業過年度分精算追加交付金195万円、子どものための教育・保育給付負担金令和３年度精算分118万5,418円、子どものための教育・保育給付負担金過年度分精算追加交付分が51万8,150円となっております。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

決算書29ページ、成果説明書は63ページをお開きください。

３款民生費２項児童福祉費１目児童福祉総務費12節委託料、支出済み額791万4,000円。内訳としまして、西伊仙児童クラブ管理運営委託料650万6,000円、子育て支援病児保育委託料140万円、子育て短期支援業務委託料8,000円となっております。不用額8,000円については、本事業の執行残になります。

同款同項同目19節扶助費、支出済み額１億2,443万円の内訳としまして、被用者児童手当給付費等になります。詳細については、成果説明書をご参照ください。

不用額480万7,000円については、児童扶養手当給付費225万5,000円、被用者児童手当給付費60万2,000円、子育て世帯生活支援特別給付費195万円で実績に伴う執行残になりますが、出納閉鎖時点で適切な不用額の処理を怠ったためによる多額の不用額が発生しました。

今後は、このようなことがないように、適切な事務処理を行ってまいりたいと思います。

決算書29ページ、成果説明書64ページになります。同款同項２目私立保育所費18節負担金補助金及び交付金、支出済み額３億2,746万7,905円になります。内訳としまして、私立保育所運営経費等になります。詳細については、成果説明書をご参照ください。

不用額2,319万7,095円については、主に私立保育所運営経費において、年度末に確定する公定価格等を反映させた各園からの給付請求の一部に返納戻入れがあるため発生するものですが、出納閉鎖時に適切な不用額の処理を怠ったためにより多額の不用額が発生しました。

今後は、このようなことがないように、適正な事務処理を行ってまいりたいと思います。

成果説明書65ページから67ページになります。同款同項３目子育て支援事業費12節委託料、支出済み額2,420万9,000円につきましては、子育て支援推進事業費350万円、放課後わくわくクラブ推進事業費2,070万8,000円になります。子育て支援推進事業については、親子ネットワークがじゅまるの家へ委託しております。

本事業は、子育て中の親子を対象に各種イベントを開催し、不安・孤立感の解消を図るものです。

また、放課後わくわくクラブ推進事業費については、長寿子宝社へ委託をしております。

同款同項同目19節扶助費、支出済み額495万円は出産祝金になります。詳細については、成果説明書をご参照ください。不用額55万円については、本事業の執行残になります。

決算書30ページ、成果説明書65ページから66ページをお開きください。

３款民生費２項児童福祉費５目子ども医療費19節扶助費、支出済み額1,524万7,038円の内訳としまして、ひとり親家庭医療費助成事業等になります。詳細については、成果説明書をご参照ください。不用額１万2,960円については、本事業における執行残になります。

同款同項６目出産子育て応援交付金事業18節負担金補助金及び交付金、支出済み額530万円については、出産子育て応援交付金になります。詳細については、成果説明書をご参照ください。

決算書32ページ、成果説明書66ページになります。４款衛生費１項保健衛生費６目母子衛生費12節委託料、支出済み額407万9,756円の内訳としまして、妊婦・乳幼児健診診査及び新生児聴覚検査委託料405万4,766円、妊婦歯科健診委託料１万6,000円、地域包括システム保守委託料２万6,400円、地域包括システム導入委託料61万2,590円になります。不用額64万4,244円については、本事業における執行残になります。

同款同項同目17節備品購入費、支出済み額132万円の内訳としまして、屈折検査機器スポットビジョンスクリーナー１台、専用プリンター１台になります。これは、３歳児健診等で用いるもので、弱視の見逃しを防ぐために検査し、早期発見・早期治療を促すための視力検査機器であります。

同款同項同目18節負担金補助及び交付金、支出済み額629万5,332円の内訳としまして、産科医確保支援事業補助金600万円、不妊治療支援事業旅費助成18万5,332円、母子乳幼児管理システム保守負担金11万円になります。不用額64万668円については、本事業に係る執行残になります。

同款同項同目19節扶助費、支出済み額274万8,746円の内訳としまして、養育医療費助成事業扶助費81万3,988円、ハイリスク妊産婦旅費扶助費34万8,408円、母子栄養ミルク扶助費17万4,740円、妊婦健診給付費５万9,700円、産後ケア扶助費１万1,000円、島外旅費助成扶助費134万910円になります。不用額63万5,254円は、各事業における執行残になります。

以上、子育て支援課の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

次に、選挙管理委員会、お願いします。

○選挙管理委員会書記長（重村　浩次君）

それでは、選挙管理委員会の令和４年度決算について説明いたします。

まず歳入について、決算書10ページをお開きください。上から２段目、３項国庫委託金２目総務国庫委託金２節選挙費委託金631万668円は、参議院選挙の選挙費でございます。

11ページ中ほど、３項県委託金１目総務県委託金３節選挙費委託金166万8,711円は、県議会議員選挙の選挙費用でございます。

次に、歳出について説明いたします。

決算書22ページから23ページ、成果説明書123ページでございます。４項選挙費１目選挙管理委員会費1,815万3,168円は、主に職員手当等になります。

２目選挙啓発費は９万4,560円です。主に総会及び研修のための旅費、費用弁償等で支出をしております。

７目参議院議員選挙631万668円の支出です。２万9,332円は執行残です。

８目県議会議員選挙は166万8,711円の支出で、68万1,289円の執行残です。

選挙の主な支出につきましては、選挙事務に係る職員手当となっております。

以上、選挙管理委員会の報告を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

次に、地域福祉課。

○地域福祉課長（大山　拳君）

令和４年度一般会計決算、地域福祉課に係るものについて補足説明いたします。

成果説明書は44ページから47ページをご参照ください。主に決算書にて説明をいたします。

歳入につきまして、決算書７ページをお開きください。12款分担金及び負担金２項１目１節老人福祉費負担金は、徳之島老人ホームの入所措置費として1,108万8,460円の歳入となっております。

次に８ページ、14款国庫支出金１項１目１節社会福祉費負担金は、国庫基盤安定負担金が983万3,207円、障害者自立支援給付費等負担金１億2,689万323円、障害者自立支援医療給付費負担金900万9,000円、障害児給付費事業負担金1,877万5,000円の合計１億6,450万7,530円が含まれております。

決算書９ページ、同款２項国庫補助金２目民生費国庫補助金は、１節社会福祉費補助金に地域生活支援事業補助金261万1,000円が含まれ、２節老人福祉費補助金は1,126万6,200円の歳入としております。

決算書10ページになります。15款県支出金１項１目１節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費負担金、障害者自立支援医療給付費負担金、重度心身障害者医療助成金、障害児給付事業、それぞれの事業の合計１億3,216万1,576円が含まれ、２節老人福祉費負担金が3,123万6,712円の歳入としております。

同款２項２目民生費県補助金１節社会福祉費補助金、主に地域生活支援事業補助金103万5,000円が歳入として含まれております。２節老人福祉費補助金は、老人クラブ育成補助金、介護保険低所得者軽減措置事業補助金、介護保険低所得者保険料軽減負担金交付金、元気度アップ地域包括ケア推進事業補助金の合計740万5,452円の歳入となっております。

３目衛生費県補助金１節保健衛生費補助金、地域自殺対策に係る事業費として66万4,000円が含まれております。

決算書14ページになります。20款諸収入３項６目民生費雑入２節障害福祉費雑入から５節社会福祉費雑入は、各種事業の実績に伴う精算返還金となっております。

続いて、歳出について、不用額の多いものを中心に説明いたします。

決算書26ページになります。３款民生費１項１目社会福祉費総務費27節繰出金は、国保特別会計事務費の実績に伴う100万3,000円の減額が主なものとなっております。

２目社会福祉施設費、主なものとして10節需用費において、管理施設の光熱水費や修繕費としての支出88万4,663円であります。不用額はその実額に応じて支出した執行残となっております。

３目老人福祉費27節繰出金は、介護保険給付、地域支援事業、介護保険事務費、低所得者介護保険料軽減措置、それぞれの事業実績に応じ支出し、539万519円の不用額となっております。

４目後期高齢者医療費27節繰出金についても、後期高齢者医療事業の実績に伴うもので、不用額362万6,644円のうち後期高齢者医療広域連合療養給付費が328万1,825円と主なものとなっております。

決算書27ページ、６目障害福祉費19節扶助費は、障害者自立支援給付費等事業など８つの事業の合計３億3,189万3,542円の歳出となっており、それぞれの実績に伴い不用額が大きくなっております。

９目地域包括支援センター運営費10節需用費の内訳として、公用車の修繕費と車検整備等の費用として31万400円の歳出で、不用額は事故や修繕等がなかったことによるものとなっております。

決算書28ページにかけて、10目元気度アップ地域包括ケア推進事業は、高齢者の社会活動に付与するポイントを商品券化する事業として96万6,704円の支出となっており、不用額は実績に伴うものとなっております。

決算書30ページになります。４項災害救助費１目災害救助費は、災害時の費用として計上しており、大きな支出はありませんでしたが、台風14号襲来時に福祉避難所へ１泊分支出し、その他全て不用額としております。

決算書32ページから33ページになります。４款衛生費１項７目地域自殺対策強化事業は、12節委託料において、ゲートキーパー養成講座や相談会に係る費用など89万5,000円支出しております。

以上、地域福祉課の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康増進課、お願いします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

それでは、令和４年度健康増進課分、歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書７ページをお開きください。成果説明書は68ページから70ページになります。ご参照いただきたいと思います。12款分担金及び負担金２項負担金２目衛生費負担金１節保健衛生費負担金、収入済額240万8,017円は、各種検診の個人負担金であります。

次に８ページから９ページになります。14款国庫支出金１項国庫負担金２目衛生費国庫負担金１節保健衛生費負担金、収入済額のうち1,363万4,390円は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に関する国庫負担金であります。同款２項国庫補助金３目衛生費国庫補助金１節保健衛生費補助金、収入済額のうち51万円は、新たなステージに入ったがん検診と風疹抗体検査に関する補助金、及び463万1,000円が、新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する国庫補助金であります。

10ページをお開きください。15款県支出金２項県補助金３目衛生費県補助金１節保健衛生費補助金、収入済額のうち50万9,000円は、健康増進事業県補助金であります。

11ページ、３項県委託金２目民生費県委託金１節権限移譲委託金、収入済額のうち16万4,000円は、医療関係各種免許申請事務及び調理士、栄養士免許申請事務の権限移譲に係る県からの委託金であります。

次に歳出、予算書31ページをお願いします。４款衛生費１項保健衛生費３目保健センター運営費18節負担金補助及び交付金の32万1,800円は、主に医師就学資金助成の申請がなかったため不用額となっています。４目予防費の19節扶助費121万918円についてはコロナ感染症に関する初診料及び自宅待機者支援の実績に伴う執行残となっています。

32ページ、５目健康増進事業費12節委託料の90万4,181円については女性がん検診及び肺がん、結核検診の実績に伴う執行残となっています。

33ページ、11目新型コロナウイルスワクチン接種事業12節委託料の74万3,987円については、ワクチン接種の実績に伴う執行残となっています。

以上、健康増進課、令和４年歳入歳出決算書の補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

次に、きゅらまち観光課、お願いします。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

令和４年度歳入歳出決算について、きゅらまち観光課所管の補足説明をいたします。

決算書８ページ、成果説明書94ページから99ページをご参照ください。13款使用料及び手数料１項使用料３目商工使用料１節観光使用料の345万1,953円は徳之島なくさみ館の施設使用料になります。

同じく２項手数料２目衛生手数料１節衛生手数料の37万7,950円は、犬、猫の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料になります。

９ページをお願いいたします。14款国庫支出金２項国庫補助金３目衛生費国庫補助金１節保健衛生費補助金の2,494万円のうち1,878万円は合併処理浄化槽設置に係る国からの補助になります。同

じく３節清掃費補助金991万3,000円は脱炭素実現に向けた再生化エネルギーの導入に向けた計画策定に係る国からの補助になります。

10ページをお願いいたします。15款県支出金２項県補助金３目衛生費県補助金１節保健衛生費補助金の1,489万3,600円のうち614万2,000円は、合併処理浄化槽設置に係る県からの補助、745万円は猫対策に係わる県からの補助となります。

11ページをお願いいたします。同じく５目商工費県補助金１節商工費補助金1,812万1,000円のうち1,159万6,000円は、プレミアム商品券事業、456万6,000円はマイナポイント事業、171万9,000円は希少動植物保護に係る県の補助となります。同じく３項県委託金３目衛生費県委託金１節保健衛生費委託金の2,068万3,000円は海岸漂着物対策事業の歳入となります。

13ページをお願いいたします。20款諸収入３項雑入２目衛生費雑入１節保健衛生費雑入の261万9,342円は、ハブ買上げの県負担金分及びヤスデ駆除の薬剤購入に係る県負担分になります。

以上、歳入になります。

続きまして歳出の方を説明いたします。

決算書30ページをお願いいたします。４款衛生費１項保健衛生費１目衛生総務費18節負担金補助及び交付金の支出済額のうち、750万44円は徳之島食肉センター負担金となります。４款衛生費１項保健衛生費２目環境衛生費７節報償費516万円はハブ買上げ代となります。

31ページをお願いいたします。同じく18節負担金補助及び交付金の収入済額のうち3,773万3,000円は合併処理浄化槽設置補助金、1,241万9,367円は徳之島３町猫対策協議会への負担金となります。

決算書33ページをお願いいたします。同じく８目海岸漂着物地域対策推進事業については2,516万4,114円の支出となっており、129トンの漂着ごみ51.9トンの軽石を回収いたしました。

決算書34ページをお願いいたします。４款衛生費２項清掃費１目清掃総務費12節委託料のうち1,862万6,000円はごみの収集委託料として、残りの991万3,750円は脱炭素型地域づくりのモデル形成事業の委託になります。こちらは国の100％事業でして、町内の年間CO_2排出量の調査や町に合った再生可能エネルギーの調査など現状分析を行いました。18節負担金補助及び交付金に関しましては、徳之島愛ランド広域連合負担金となります。

決算書43ページをお願いいたします。７款商工費１項商工費１目商工振興費については、マイナポイント申込支援員に係る経費となり、14節工事請負費については旧伊仙町伊仙町立大島紬織工養成所解体撤去工事費となります。18節負担金補助及び交付金2,391万2,000円のうち地域消費喚起プレミアム商品券事業として1,664万3,000円、プレミアム付き商品券発行事業として300円などに支出しております。

同じく２目観光費10節事業費については、消耗品、光熱水費、修繕費となります。12節委託料につきましては、浄化槽管理委託トイレ管理委託料となります。14節工事請負費につきましては県の魅力ある観光地づくり整備事業で面縄港入口に建設されたトイレへの水道の引込み工事費となりま

す。18節負担金補助及び交付金につきましては、ほーらい祭実行委員会、徳之島観光連盟と各種協会実行委員会等への補助及び負担金となります。

決算書44ページをお願いいたします。４目徳之島地域文化情報発信施設運営費10節事業費につきましては、消耗品、光熱水費、修繕費となっております。12節委託料は浄化槽管理委託料、パンフレット作成委託料、音響委託料となっております。

同じく６目世界自然遺産保全事業につきましては、外来種対策、希少種保護パトロール及び移植、また普及啓発の一環として自然体験活動などを行いました。

以上、きゅらまち観光課関連の説明を終わります。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

次に、農業委員会の説明をお願いいたします。

○農委事務局長（豊島　克仁君）

それでは、農業委員会の令和４年度歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書、歳入につきましては10ページをお開きください。15款県支出金２項県補助金４目農林水産業費補助金１節農業委員会補助金収入済額は794万4,450円となっております。内訳といたしまして、農業委員会費補助金215万9,460円、機構集積支援事業補助金112万9,000円、農地利用最適化交付金450万1,000円、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業15万4,990円となっております。

続きまして11ページ、15款県支出金３項県委託金４目農林水産業費県委託金２節権限移譲委託金、収入済額20万4,000円のうち、農業委員会の分といたしましては４万8,000円が農地法に関する事務の権限移譲交付金になります。

続きまして、14ページをお開きください。20款諸収入４項受託事業収入１節農業費受託事業収入、収入済額は60万2,000円となっております。内容としましては農業者年金業務自宅収入になります。

続きまして歳出について説明いたします。

決算書34ページから35ページをお開きください。６款農林水産業費１項農業費１目農業委員会費１節報酬支出済額821万5,563円、これは農業委員会会長及び委員推進員の報酬になります。12節委託料支出済額25万3,000円は、農地基本台帳システムデータ照合作業になります。18節負担金補助及び交付金、支出済額38万7,700円は主なものとして農業会議所及び奄美地区農業委員連絡協議会の負担金になります。

続きまして成果説明書122ページをお開きください。後ろから２ページです。農業委員会開催状況につきましては毎月15日前後が開催日となっております。主な議題としては、農地法第３条許可申請の議案、農地法第４条、５条許可申請の議案として主に取り扱っております。令和４年度の農地法第３条許可申請は105件、40万7,798m^2が売買及び贈与での申請となっております。農地法第４条

許可申請は４件、1,686ｍ^2、農地法第５条許可申請は11件、7,677ｍ^{2}が転用されております。農業地利用収穫結果につきましては67件、45万3,863ｍ^{2}となっております。

農地の利用関係にめぐる紛争につきましては、令和４年度は境界線等の和解の仲介申立てがなかったため０件となっております。

農業者年金加入状況につきましては、令和４年度の加入が０件、受給者数が114名となっております。

以上で、農業委員会の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、経済課の補足説明をお願いいたします。

○経済課長（橋口　智旭君）

それでは、経済課所管の令和４年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

歳入の方から説明いたします。歳入につきましては、決算書等により説明いたします。決算書６ページをお開きください。２款地方譲与税４項１目１節森林環境譲与税、収入済額92万円は全額を基金へ積み立てております。

８ページをお開きください。12款分担金及び負担金２項５目農林水産業費負担金１節農業費負担金、収入済額５万9,400円はカミキリムシ防除資材購入助成の際の農家負担金、２節畜産業費負担金、収入済額350万円は、畜産関係の各種資機材の導入助成の際の農家負担金でございます。

13款使用料及び手数料１項２目１節農業使用料、収入済額378万9,172円は、百菜施設使用料及び生活改善センター、農業支援センターの使用料でございます。

９ページ、14款国庫支出金２項４目２節農業費補助金、収入済額1,530万7,000円は農山漁村振興交付金事業の実施による歳入でございます。

10ページをお開きください。15款県支出金２項４目農林水産業費県補助金、継続費及び繰越事業費１億4,208万8,000円は南西糖業伊仙工場における産地パワーアップ事業、また奄美農業創出緊急支援事業における散水車の導入に関する令和３年度からの繰越でございます。

２節農業費補助金、収入済額１億8,041万8,421円、主なものといたしまして、先ほどの産地パワーアップ事業の他、輸送コスト支援事業、農業次世代人材投資事業、鳥獣被害対策事業等各事業の実施による歳入が含まれております。

11ページ、４節林業費補助金、収入済額42万1,800円は、森林環境保全直接支援事業の実施による歳入、５節水産業費補助金、収入済額176万8,000円は、離島漁業再生支援事業及びサンゴ礁保全対策事業の実施による歳入でございます。３項県委託金４目１節農業費委託金、収入済額717万6,000円は、奄美群島移動規制害虫特別防助事業受託による歳入でございます。

12ページをお開きください。16款財産収入２項３目１節生産物売払い収入、収入済額84万7,757円のうち80万1,011円が農業支援センターの農作物売払いによる歳入でございます。

13ページ20款諸収入３項３目農林水産業費雑入１節農業費雑入、収入済額593万5,982円、主なも

のとして鹿児島地域振興公社からの農地中間管理事業事務の受託、味の素ＡＧＦ株式会社からの徳之島コーヒー生産支援プロジェクトの負担金の歳入がございました。２節畜産業費雑入、収入済額1,190万5,000円は畜産基盤再編総合整備事業の実施に係る農家負担分、３節水産業費補助金、収入済額８万5,000円は漁業集落支援事業に関する違約金でございます。

14ページをお開きください。同款５項２目１節農林水産業費貸付金収入、収入済額360万円は百菜の長期貸付金の返納による歳入でございます。

続きまして歳出の説明をいたします。決算書35ページをお開きください。成果説明書は74ページからとなっておりますので、ご参照ください。

35ページ、６款農林水産業費１項農業費４目農業総務費、継続費及び繰越事業費繰越額48万8,400円は百菜備品の修繕に係る令和３年度からの繰越しでございます。

36ページをお願いします。繰越明許費でございますが、12節委託料の100万円は、百菜への浄化槽設置に係る工事管理業務、14節工事請負費はその浄化槽設置工事、18節負担金補助及び交付金2,031万6,000円は、肥料価格高騰対策の令和５年度への繰越しでございます。

支出の主なものといたしまして、10節需用費は各施設及び設備の修繕、その他消耗品費、燃料費、光熱水費等で支出しております。12節委託料は農業振興地域全体見直しに係る業務委託、またコーヒーの現地栽培技術確立のための業務委託、百菜への浄化槽設置に係る設計業務委託、17節備品購入費においては堆肥センターの10ｔダンプの導入、百菜の空調設備、また農業支援センターのペーハー測定器などの更新による支出を行っております。

18節負担金補助及び交付金は堆肥散布助成を行う他、徳之島地域営農推進本部やハイプラスチック処理連絡協議会等各団体への負担金、及び補助金として支出、21節補償補填及び賠償金1,571万5,924円は百菜の管理者引継ぎの際の建て替え分の補填として支出いたしております。５目特殊病害中防除対策費、こちらはカンキツグリーニング病の根絶を図るための調査及び防除、またミカンコミバエなどの侵入警戒トラップ調査を行っております。

10節需用費は防除用の薬剤購入、12節委託料は調査及び防除等のシルバー人材センターへの作業委託でございます。

36ページから37ページにかけまして、６目糖業振興費11節役務費、12節委託料は種苗対策としての原苗ほの設置に伴う種苗の運搬費と原苗ほ設置の委託料、18節負担金補助及び交付金の主なものとして、産地パワーアップ事業の実施、増産推進事業として各種機械作業の助成や採苗班育成の支援、その他生産対策本部等への各団体への負担金及び補助金として支出いたしております。

７目有機物供給センター管理運営費10節需用費は主にアンモニアキラーや菌体等の薬品代や施設及び機器の簡易な修繕、12節委託料は施設の管理運営委託、及び施設の改修委託として支出、明許繰越費の397万8,000円は本改修委託のうちコロナの影響により液肥輸送ポンプの部品の調達が遅れたことから令和５年度への繰越しとなっております。

８目園芸振興費、主なものとして８節旅費において園芸品目の市場調査及び販促活動の実施、18

節負担金補助及び交付金においてカボチャ、実エンドウ、エダマメなどの園芸品目生産資材の助成、また町園芸振興会への活動助成を行っております。

９目畜産振興費、主なものとして８節旅費、及び11節役務費については全国和牛能力共進会鹿児島県大会に係る旅費及び包装料として支出、12節委託料はスタンチョン及びカウハッチの導入業務委託、18節負担金補助及び交付金については、主なものとして優良素牛保留事業、畜産農家経営維持支援事業交付金、その他畜産基盤再編総合整備事業、畜産資材導入補助、死亡獣畜処理費用等の助成、及び各団体への負担金の支出を行っております。

10目生活改善センター運営費10節需用費において消耗品や光熱水費としての支出、17節備品購入費において真空煮釜を更新いたしました。現在、本施設を活用して様々な加工品が作られているところですが、昨日、現地でも説明したとおり、今後はその加工品の商品化について取り組んでいきたいと考えております。

38ページをお開きください。11目農林水産物輸送コスト支援事業、こちら事業対象の２ＪＡ、２団体に対し農産物及び資材の流通経費の助成を行っております。不用額についてはバレイショの出荷量の変動に伴う不用額となっております。

12目農業担い手育成確保事業、認定農業者連絡協議会や４Ｈクラブなどの農家団体の活動に対する支援、また新規就農者との個別面談による経営の確立支援、また農業次世代人材育成投資事業及び経営開始資金事業を活用して、青年就農者に対し給付金を給付いたしております。

13目人・農地プラン推進支援事業、人・農地プランの実質化に向けた取組を実施し、町内の全ての地区において実質化がなされております。令和５年度より本プランを活用し、地域計画の策定に向けて取り組んでいるところです。

14目農地中間管理事業、こちらは県地域振興公社から業務委託を受け、農地の集積、集約化に取り組んでおります。実績としまして、農地集積については阿三、牧原地区において2,299ａの集積を実施いたしました。

39ページ、15目鳥獣被害対策事業、有害鳥獣の駆除実績といたしまして、イノシシの成獣201頭、幼獣９頭の捕獲がございました。また、捕獲遠隔監視機器の導入、イノシシ対策資材購入費用の助成を行う他、侵入防止策の管理委託を行い、適正な管理に努めているところです。

16目奄美農業創出緊急支援事業、継続費及び繰越事業費繰越額2,000万円は散水車導入に係る令和３年度からの繰越しであり、コロナ禍の影響を受け部品の手配等に時間を要したことから、令和５年度への事故繰越を行っております。

18節負担金補助及び交付金998万1,000円はポテトハーベスター２台の導入に係る令和５年度への明許繰越でございます。

17目農業支援センター運営費、実績としまして、令和４年度においては２名の研修生を受け入れ、実証圃等を活用した研修を実施したところです。またキノコにじいろクラブなどと連携した農福連携事業への取り組み、保育園や小学校への出前講座等の実施、年間を通した土壌分析を行って

おります。

40ページをお開きください。22目農山漁村発イノベーション等整備事業、本事業については、地域資源を活用しつつ農山漁村における定住、交流の促進、農業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農産物の加工、販売施設、地域間交流拠点等の整備を実施する事業となっており、令和４年度においては農業用機械の導入や農福連携拠点施設及び収縮化施設の設計業務を実施しております。

42ページをお開きください。３項林業費１目林業振興費12節委託料において造林事業を活用しまして町有林の保育間伐を実施いたしております。また繰越明許費は森林環境譲与税を活用し、新庁舎において、島内産材を活用した備品の設置を予定しておりまして、昨日搬入が完了したところです。

４項水産業費１目水産振興費12節委託料においてサンゴ礁のモニタリング調査を通した保全対策事業の実施、18節負担金補助及び交付金において離島漁業再生支援事業を活用した漁業集落の活動に対する支援を行っております。漁業集落の活動としてシラヒゲウニの中間育成やサメ駆除による水産資源の確保、また魚食文化の継承活動として町産業祭への出展や、子ども会への児童、生徒に対してお魚教室を開催しており、今年度についても他の小学校や育成会の方からの開催の希望がございますので、継続して取り組んでいきたいと考えております。

以上、経済課所管の令和４年度歳入歳出決算の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて耕地課、お願いします。

○耕地課長（稲田　良和君）

それでは、耕地課所管の令和４年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

成果説明書92ページから93ページです。ご参照ください。それでは歳入の方からご説明いたします。

決算書７ページをお願いいたします。12款分担金及び負担金１項分担金１目農林水産業費分担金１節農地費分担金、調定額4,741万6,434円に対しまして収入済額445万1,116円、収入未済額429万6,318円と低迷しています。法改正等ありましたが、徴収率向上に進めてまいります。

続きまして11ページお願いいたします。15款県支出金２項県補助金４目農林水産業費県補助金３節農地費補助金4,652万1,105円の内訳としまして、多面的機能支払交付金3,738万105円、多面的機能支払推進交付金83万1,000円、地籍調査事業費補助金831万円でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

決算書40ページから41ページです、お願いします。６款農林水産業費２項農地費１目農地総務費10節需用費257万1,878円については、地下水ポンプの電気料及び修繕費が主なものでございます。12節委託料219万5,160円については、農道台帳作成委託町有地調査業務委託料でございます。13節使用料及び賃借料111万962円については、コピー機リース標準積算システム、水土里情報システム

の使用料でございます。18節負担金補助及び交付金6,502万8,040円、主なものについては多面的機能支払い交付金、徳之島用水土地改良区、徳之島ダム、基幹水利運営負担金でございます。

２目特定地域振興生産基盤整備事業10節需用費1,065万7,332円については、主に農道水路の補修費でございます。13節使用料及び賃借料209万5,600円については、修繕時の重機借上料でございます。18節負担金補助及び交付金１億3,110万8,700円については、畑総、畑かん事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業の町負担金でございます。

３目ダム管理費８節旅費18万140円、11節役務費10万2,000円は、ダム主任管理技術者研修会の旅費及び研修会の受講料でございます。10節需用費149万8,425円については、ダムの光熱費、修繕費でございます。

５目地籍調査事業費12節委託料444万4,000円については、測量委託費でございます。13節使用料及び賃借料110万3,520円については、地籍調査システムの使用料でございます。17節備品購入費59万8,180円については、地籍測量業務に係る機器購入費でございます。

以上、耕地課所管の補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、建設課。

○建設課長（高橋　雄三君）

それでは、建設課所管の令和４年度一般会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

まず歳入につきまして決算書の８ページをお開きください。成果説明書は79ページから91ページになります。

13款使用料及び手数料１項使用料４目土木使用料１節住宅使用料について、調定額１億39万9,760円に対し、収入済額5,213万8,600円、収入未済額4,826万1,160円になります。収入未済額については昨年度までの滞納の合計が計上されているため高額になっております。今後、滞納につきましては顧問弁護士と相談し、対応をご教授していただきながら進めていく中で、支払いいただけない滞納者に対しては民事調停などを行うとともに、死亡者等に関しましては不納欠損処理を進めていきたいと考えております。

次に９ページをお開きください。14款国庫支出金２項国庫補助金５目土木費国庫補助金１節社会資本整備総合交付金、調定額２億2,910万9,500円につきましては、公的家賃低廉化の事業、及び道路整備事業の阿三中山線等の事業費に関わるものであります。２節防災安全社会資本整備事業交付金１億828万8,000円は橋梁補修事業及び道路舗装補修事業の事業費になります。

次に12ページをお開きください。15款県支出金３項県委託金５目土木費委託金１節道路橋梁費委託金690万円は、県道の維持管理費、２節権限移譲委託金の12万7,800円は都市計画法等の事務委託料になります。

次に14ページをお開きください。20款諸収入３項雑入８目土木費雑入４節住宅費雑入65万2,500円は、住宅入居時の保証費になります。退去時の修繕費等に利用するものであります。

次に15ページをお開きください。21款町債１項町債１目過疎対策事業費５節土木費１億1,940万円は、過疎対策事業費と防災安全社会資本整備交付金事業に当てるものであります。２目の辺地対策事業費4,370万円は、社会資本整備総合交付金事業に当てるものであります。３目公営住宅施設整備事業債１億4,440万円は、公営住宅建設事業費に当てるものであります。

次に歳出の主なものについて説明いたします。

45ページをお開きください。８款土木費２項土木橋梁費１目過疎対策事業14節工事請負費5,194万円9,000円は、成果説明書83ページ、町単独道路整備事業実績の中に記載されている大郷町田線外３路線の改良工事であります。このうち929万6,000円は阿三中山線におきまして地権者との交渉に時間を要したため、明許繰越となっております。

２目道路維持費10節需用費1,708万2,970円は、主に道路の修繕費に係るものであります。令和４年度は19件の修繕を行っております。12節委託料1,154万8,627円は、道路台帳策定委託料及び草刈業務委託料になります。14節工事請負費1,256万7,000円は、古里西伊仙線排水路工事外１路線の修繕工事であります。

３目県道維持管理費12節委託料405万9,560円は、県道の草刈業務委託料になります。13節使用料及び賃借料113万1,440円は、県道に関わる高木の撤去に使用した工所作業者やホイールローダーの使用料になります。

４目社会資本整備総合交付金事業費12節委託料2,628万1,000円は、サクマ板割線の測量設計業務委託料と古里西伊仙線及びサクマ板割線の建物等補償調査業務委託料になります。14節工事請負費１億899万5,000円は阿三中山線改良工事及び伊仙馬根線道路、道路照明設置工事になります。

16節公有財産購入費1,717万5,000円は阿三中山線、古里西伊仙線、サクマ板割線の用地購入費になります。21節補償補填及び賠償金4,273万2,000円は、阿三中山線改良工事に伴う農業用水切り回し補償工事、及び電柱移転補償費、古里西伊仙線用地取得に伴う建物等の補償費になります。

繰越明許費が5,587万円と高額であります。要因としましては、阿三中山線の用地取得において、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、分筆登記作業に不測の日数を要したことや、取得用地には名義人未相続物件が多いため、この相続扱いに不測の日数を要している状況でございます。

47ページをお開きください。成果説明書は80ページになります。５目防災安全社会資本整備交付金事業12節委託料1,891万9,000円は、防災安全交付金に関わる測量設計委託料及び道路メンテナンス事業に関わる橋梁補修設計委託料になります。14節工事請負費１億4,600万円は、主に道路の舗装補修工事費及び橋梁補修工事費になります。不用額111万1,300円は入札時の執行残であります。

３項港湾費１目港湾管理費10節需用費205万円は、面縄港及び鹿浦港に関わる修繕費になります。12節委託料1,686万1,000円は面縄港及び鹿浦港の長寿命化計画作成の更新業務、及び面縄港改修計画策定業務委託料になります。

４項住宅費１目住宅管理費10節需用費1,125万7,437円は、主に住宅の修繕費になります。12節委託料416万7,400円は、主に住宅のシロアリ駆除委託料、住宅解体委託料になります。不用額96万

6,400円については、シロアリ駆除要請住宅がなかったことと執行残によるものでございます。

２目公営住宅建設事業費12節委託料1,754万9,390円は、主に検福赤久団地及び佐弁団地の改修設計委託料、工事委託料、地質調査委託料、長寿命化計画策定委託料になります。繰越明許費791万4,890円は下向里団地委託料、喜念団地工事管理委託料になります。

14節工事請負費５億930万2,725円は、西犬田布団地、崎原団地の工事費になります。繰越明許費２億9,539万4,125円は喜念団地、阿三カシナトウ団地の建築工事及び検福赤久団地改修工事の工事請負費になります。成果説明資料81ページに記載してありますのでお目通しください。

21節補償補填及び賠償金490万1,000円は旧大久保団地新入道路整備に伴う建物等補償費になります。

３目定住促進住宅運営費13節使用料及び賃借料2,180万3,000円は、定住促進住宅のリース料になります。

以上、建設課の令和４年度歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後　１時５２分

再開　午後　２時０５分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育委員会総務課より、補足説明をお願いします。

○教委総務課長（町本　勝也君）

それでは、教育委員会総務課の令和４年度歳入歳出決算について補足説明をいたします。

歳入について説明いたします。決算書の７ページをお開きください。収入済額の部分を説明いたします。

12款分担金及び負担金２項負担金３目教育費負担金２節小学校費負担金18万4,000円は、日本スポーツ振興センター小学校分の災害共済の保護者負担分です。

３節中学校費負担金８万2,800円は、中学校分の日本スポーツ振興センター災害共済の保護者負担分です。

続きまして、９ページをお開きください。

14款国庫支出金１項国庫負担金３目教育費国庫負担金１節幼稚園費負担金2,103万3,140円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育の国庫負担金です。

２節小中学校費負担金1,134万8,000円は、喜念小学校新増改築工事に関する国庫負担金です。

下段のほうを御覧ください。

14款国庫支出金２項国庫補助金６目教育費国庫補助金１節小中学校費補助金571万円は、小中学校の高度僻地修学旅行費、小中理科教育設備整備費、小中特別支援教育就学奨励費の補助金です。

２節高等学校費補助金392万5,000円は、徳之島高校に町内より通学している生徒を対象とした、バス通学費の補助金です。

４節保健体育費補助金83万8,000円は、小中学生の入学時の心臓健診事業、僻地児童生徒健康診断の補助金です。

７節幼稚園費補助金82万5,279円は、保育士等処遇改善臨時特例交付金です。

15款県支出金１項県負担金３目教育費県負担金１節幼稚園費負担金1,727万1,479円は、公立幼稚園、認定こども園及び預かり保育による県負担分です。

続きまして、11ページをお開きください。

６目教育費県補助金２節保健体育費補助金14万円は、スクールガードリーダー活動に対する県の補助金です。

続きまして、12ページをお開きください。

16款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入１節土地建物貸付収入、収入済額859万9,928円のうち617万3,774円が、小中学校の教職員住宅の宿舎貸付収入でございます。

下段のほうになります。

２項財産売払い収入３目生産物売払い収入、収入済額84万7,757円のうち４万6,746円は、伊仙小学校の太陽光発電の売電収入でございます。

続きまして、歳出を説明いたします。

決算書の50ページをお開きください。成果説明書は、106ページから112ページです。

支出の大きなものを中心に、説明をいたします。支出済額をご確認ください。

10款教育費１項教育総務費２目事務局費12節委託料、支出済額9,660万5,166円の主な内訳として、公務支援システム導入委託2,015万7,500円、公務用ネットワーク環境構築委託料7,029万円、その他、ごみ収集委託、草刈り業務委託、就学相談会委託料、送迎業務委託料となっております。

続きまして、51ページをお開きください。

５目学習向上プログラム１節報酬458万4,710円は、図書司書補３名分の報酬です。

13節使用料及び賃借料、支出済額1,505万7,648円は、電子黒板、無線ＬＡＮ、公務用パソコンのリース料でございます。

18節負担金、補助及び交付金185万2,500円は、漢検、英検、数検の検定補助金でございます。

52ページをお開きください。

２項小学校費９目学校管理費１節報酬、支出済額761万6,871円は、各小学校の用務員の報酬でございます。

７節報償費806万6,500円は、各小学校特別支援教育支援員の謝金でございます。

10節需用費3,472万5,152円は、各小学校の光熱水費、修繕費でございます。

11節役務費326万3,166円は、各学校の電話料、各小学校教員住宅浄化槽定期検査手数料、消防設備点検手数料となっております。

12節委託料233万1,769円は、各学校浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料です。

13節使用料及び賃借料463万8,671円は、各学校のコピー機、印刷機、ＡＥＤ、デジタル教科書に関するリース料でございます。

53ページ。

11目学校建築費12節委託料1,510万8,000円は、喜念小学校校舎建築に関わる設計業務委託料です。

３項中学校費４目学校管理費１節報酬、支出済額354万1,616円は、各中学校の用務員の報酬でございます。

７節報償費263万1,750円は、各中学校特別支援教育支援員の謝金でございます。

10節需用費1,291万7,306円は、各中学校の光熱水費、修繕費です。

11節役務費182万9,262円は、各学校の電話料、各小学校教員住宅浄化槽定期検査手数料、学校消防設備点検手数料でございます。

54ページをお開きください。

12節委託料124万4,870円は、各学校浄化槽管理委託料、高圧電気管理委託料です。

13節使用料及び賃借料163万6,827円は、各学校のコピー機、印刷機、ＡＥＤ、デジタル教科書等のリース料でございます。

18節負担金、補助及び交付金174万8,360円は、伊仙町中学校体育連盟の補助金です。

５目教育振興費19節扶助費499万4,686円は、就学旅行の援助費及び準要保護生徒援助費補助でございます。

４項高等学校費１目高等学校総務費18節負担金、補助及び交付金1,085万1,260円のうち785万1,264円は、離島高校生就学支援費でございます。実績といたしまして、合計52名の申請がありました。

５項幼稚園費４目幼稚園管理費18節負担金、補助及び交付金4,942万7,991円は、公立幼稚園、私立幼稚園、認定こども園運営負担金です。

以上、教育委員会総務課の令和４年度歳入歳出決算について、補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、社会教育課、お願いいたします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

それでは、社会教育課関係の令和４年度歳入歳出決算について補足説明いたします。

まず、歳入より説明いたします。決算書８ページをお願いします。

13款使用料及び手数料１項使用料５目教育使用料１節社会教育使用料228万8,988円は、社会教育施設・公民館使用料及び歴史民族資料館の入館料でございます。

９ページをお願いします。

14款国庫支出金２項国庫補助金５目土木費国庫補助金１節社会資本整備総合交付金２億2,910万500円のうち、義名山公園多目的広場整備工事及び大型遊具設置工事3,550万2,500円が含まれております。

同ページ、６目教育費国庫補助金３節社会教育費補助金513万3,000円は、町内遺跡発掘調査等事業169万3,000円及び文化財活用事業344万円でございます。

11ページをお願いします。

15款県支出金２項県補助金６目教育費県補助金１節社会教育費補助金585万3,000円は、町内遺跡発掘調査事業13万5,000円及び旧徳之島農業高等学校55号棟耐震改修設計571万8,000円でございます。

12ページをお願いします。

同款３項県委託金６目教育費県委託金１節社会教育費委託金720万円は、畑総事業に伴う埋蔵文化財調査報告書作成事業の委託金でございます。

その下、２節権限移譲委託金２万円は、県青少年保護育成条例に関する事務の委託金になります。

14ページをお願いします。

20款諸収入３項雑入４目教育費雑入１節社会教育費雑入88万2,800円の主なものは、契約業者から入金分32万円、町誌販売売上金56万2,500円でございます。

以上、歳入でございます。

続きまして、歳出について補足説明いたします。決算書48ページをお願いします。成果説明書は113ページから114ページをご参照ください。

８款土木費５項都市計画費１目公園費12節委託料の明許繰越し570万円は、義名山公園整備事業設計委託料及び工事管理委託料となっております。

14節工事請負費7,742万2,000円は、義名山公園多目的広場整備及び大型遊具設置工事費となっております。工事請負費の6,240万円は、明許繰越しとなっております。

続きまして、決算書55ページをお願いします。

10款教育費６項社会教育費１目社会教育総務費10節需用費469万3,731円は、教育委員会施設の光熱水費及び小島青少年会館防水等修繕費が主なものでございます。

18節負担金、補助及び交付金320万4,500円は、伊仙町町民会議補助金や劇団四季徳之島公演負担金及び県、地区の負担金でございます。

３目学習支援プロジェクト事業費10節需用費224万5,330円は、図書室用書籍費190万4,811円が含まれております。

12節委託料529万9,640円は、現役東大生による遠隔双方向ライブ授業委託料、学習支援員委託料、いせん寺子屋講師委託料でございます。

13節使用料及び賃借料150万9,200円は、主に図書館システム利用料及び図書館センターツールアイ使用料でございます。

４目社会体育費。56ページをお願いします。成果説明書は115ページから116ページをご参照ください。

10節需用費976万4,517円は、主に総合体育館の光熱水費及び社会体育施設の修繕費でございます。

17節備品購入費156万4,660円は、常用草刈り機、バレーボール用支柱、ネットの備品購入費でございます。

18節負担金、補助及び交付金1,173万9,193円は、町体育協会、町スポーツ少年団、各種スポーツ大会出場補助金及び県、地区の負担金でございます。

同ページ、５目公民館費10節需用費82万8,112円は、主に光熱水費及び公民館修繕費でございます。

６目文化費18節負担金、補助及び交付金33万766円は、県、地区負担金及び町文化協会補助金でございます。

57ページをお願いします。成果説明書は、117ページから120ページをご参照ください。

８目歴史民族資料館費８節旅費276万1,826円は、町史編纂事業の各調査に係る調査員及び各部会の委員の費用弁償247万6,266円が含まれております。

10節需用費514万5,872円は、施設修繕及び町指定文化財蔵屋敷跡修繕費が含まれております。印刷製本費の160万円が明許繰越しとなっております。

12節委託料2,264万2,220円は、町制60周年記念式典展示用パネル製作委託、文化財保護、草刈り委託、町史編纂専門員調査委託、旧徳之島農業高等学校55号棟耐震改修設計委託料でございます。不用額の347万6,437円は、旧徳之島農業高等学校55号棟耐震改修設計委託において、当初積算をしていた耐震設計の範囲に不要な部分があったことが判明し、その部分を除いた範囲での事業執行のための不用額でございます。

17節備品購入費364万6,830円は、展示用アクリルケース及び展示用両面有孔ボード315万9,530円が含まれております。

９目国宝重要文化財等保存活用事業費は、国の補助を受け、実施しております。主なものとして、町内遺跡確認調査の事務、発掘作業員の報酬、発掘に係る測量業務委託等でございます。

58ページをお願いします。

10目県補助委託文化財調査等事業費は、県の委託を受け、実施しております。主なものとして、発掘整理作業員の報酬及び報告書作成委託等でございます。

11目青少年健全育成事業費ですが、毎月開催の親子チャレンジ教室を実施しているものでございます。令和４年度は、７プログラム中６プログラムを開催しております。

以上、社会教育課関係の補足説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたしま

す。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

続いて、給食センター、補足説明をお願いします。

○学給センター所長（森　一途君）

令和４年度給食センター歳入歳出の補足説明をいたします。

決算書について、まず歳入について説明いたします。決算書14ページをご参照ください。

20款諸収入３項４目６節保健体育費雑入は、予算額802万1,000円に対し、調定額、収入額ともに1,301万596円です。内訳としては、主に教職員の給食費、その他、給食センター職員や試食会等、給食費歳入によるものです。

同じく、４項４目５節教育費受託事業収入は、予算額633万1,000円に対し、調定額、収入額ともに489万5,384円です。県学校給食会へ、米飯及びパン、原料、納入、発送を受託している分の収入となります。

続いて、歳出について説明いたします。

決算書59ページ及び成果説明書121ページをお開きください。

主な項目について説明します。成果説明書121ページをお開きください。

10款教育費７項２目１節報酬について、内訳は、パン加工員３名、384万5,101円、運転士３名、430万4,859円、調理員７名、888万4,981円で、合計1,703万4,941円となります。問題点としては、慢性的な人材不足であり、ぎりぎりの人数で作業しているため、休みの確保が難しく、代替の確保ができておらず、現在も人材不足が深刻な状況であります。

同じく、14節工事請負費は、ボイラー設置であります。食器洗浄用のボイラー故障による新しいボイラー設置に伴う工事で48万8,400円、業者名、工期名は以下のとおりです。設置の日からガス給湯器を使用し、食器、食缶等の洗浄を行っております。

同じく、17節備品購入費、予算額、支出額、支出済額770万8,250円であります。食器やスプーンを食器籠に入れ、消毒する機械、消毒保管庫と200人分のおかずを作ることができるガス回転釜、さらに、児童生徒増に対応するため、コンテナを新規導入し、給食提供や配食の安全性を高めることができました。購入は消毒保管庫２台、ガス回転釜１台他、コンテナ２台など合計408万3,750円です。

同じく、19節扶助費、内訳は児童452名、生徒221名及び教師84名分の、令和４年度の１年間の支出4,717万9,153円で、町内小中学校児童生徒の給食費無償化を実施し、給食費を町が負担したことで、保護者の負担軽減につながったと考えております。

続いて、防災給食事業、食料費になりますが、災害時に使用する防災給食を、４月、五目御飯、10月と３月に救急カレーを購入し、救急カレー２回について、673食分、町費85万3,220円を賄っています。令和４年度は、１回だけ救急カレーを提供しました。これらを含めた合計支出済額１億637万3,801円となります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これで補足説明を終わります。

日程第２　認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算において、地域福祉課に係る事業について、主に決算書にて説明いたします。

決算書62ページと63ページになります。成果説明書は、48ページから50ページをご参照ください。

収入済額10億8,009万9,829円から支出済額10億3,417万6,331円を差し引き、歳入歳出差引残高が4,592万3,498円、そのうち4,200万円を基金積立金とし、残りの392万3,498円を翌年度繰越金としております。

決算書65ページをお開きください。

６款県支出金１項１目保険給付費等交付金１節給付費の普通交付金として、７億9,345万1,054円の歳入。

２節特別交付金は、保険者努力支援交付金1,371万9,000円、特別調整交付金市町村分交付金2,560万3,000円、県繰入金（２号分）交付金1,533万7,000円、特定健康審査等負担金484万円の合計5,949万9,000円の歳入となっております。

10款繰入金１項１目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、保険者支援分、職員給与費等繰入金、出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、未就学児均等割保険税繰入金、それぞれの合計１億1,048万3,509円の歳入となっております。

決算書66ページになります。

12款諸収入４項５目一般被保険者第三者納付金１節一般被保険者第三者納付金及び、その下、７目１節一般被保険者返納金は、第三者行為求償による歳入及び資格喪失者の返還金としての歳入となっております。

続いて、歳出について説明いたします。決算書68ページになります。

１款総務費１項１目一般管理費は、一般事務に係る費用としての支出となっており、11節役務費において、前年度の繰越し等で支出がなかったことなどにより、25万8,216円が不用額となっております。

続いて、69ページ。

２款１項療養諸費は、１目一般被保険者療養給付費、３目一般被保険者療養費、５目審査支払手数料、それぞれの実績に応じ、合計６億6,474万2,163円の歳出、3,210万7,837円が不用額となって

おります。

２項１目一般被保険者高額療養費として１億2,540万5,202円の歳出となっており、こちらも実績に応じて1,314万4,798円の不用額が出ております。

決算書70ページ。

４項出産育児諸費及び５項葬祭諸費、実績に応じた歳出をし、42万円の不用額が出ております。

７項傷病手当等費は、コロナウイルスに感染し、その療養のため働くことができなくなった方への所得補償制度で、12万1,557円の支出となっており、不用額はその執行残となっております。

３款国民健康保険事業納付金は、１項医療給付費分１億4,038万3,109円、２項後期高齢者支援金等分4,469万6,356円、３項介護納付金分1,641万447円、それぞれ実績額として支出しております。

決算書72ページから73ページになります。

９款諸支出金１項償還金及び加算金は、過年度の実績に伴う精算返還金となります。地域福祉課所管事業として、６目保険給付費等交付金償還金467万1,713円、９目その他償還金は、過年度療養給付費として歳入出していたものの、その後、第三者行為求償の対象となったことによる返還金として、１万9,200円となっております。

以上、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これで補足説明を終わります。

日程第３　認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について説明いたします。

決算書75ページと76ページになります。成果説明書は51ページから60ページとなりますので、ご参照ください。

収入済額８億8,902万8,772円から支出済額８億6,243万645円を差し引き、歳入歳出差引残高が2,659万8,127円、そのうち1,400万円を基金積立金とし、残りの1,259万8,127円を翌年度繰越金としております。

決算書77ページになります。

１款保険料について、現年度分、滞納分、合わせて１億1,068万2,980円で、現年度収納率が97.25％、過年度分が9.81％となっております。今後とも、くらし支援課と連携し、個別訪問や納税相談、口座振替の推進を強化していきたいと考えております。また、保険料の時効消滅分、206万200円を不納欠損しております。

２款国庫支出金１項１目介護給付費負担金は、施設と居宅の両介護サービスに係る費用の、それぞれの国の法定割合分の合計額で、１億5,240万2,000円の歳入となっております。

２項国庫補助金は、主に調整交付金と包括支援センターの事業収入となっており、１億2,536万7,604円の歳入となっております。

決算書77ページから78ページにかけて。

３款支払基金交付金は、国庫支出金と同じく、介護保険給付費や包括支援センター事業収入として、支払基金から２億1,924万3,000円の歳入となっております。

４款県支出金、主に２款国庫支出金で説明した、介護給付費と包括での地域支援事業に係る事業の県法定負担割合による歳入で、１億2,138万8,830円の歳入であります。

５款繰入金、給付費負担金地域支援事業、低所得者保険料軽減措置事業、事務費など各種事業において、町が負担すべき法定割合分としての一般会計からの繰入金１億4,204万2,481円となっております。

６款諸収入は、主に徳之島地区介護保険組合負担金の返還によるものです。

７款繰越金は、過年度決算剰余金等による繰越金歳入となっております。

続いて、歳出について説明いたします。決算書80ページになります。

１款総務費１項１目７節報償費は、徴収員による徴収実績に伴う支出として、２万8,492円を支出し、４万1,509円は、その執行残となっております。

決算書80ページから82ページにかけて。

２款保険給付費、居宅や施設などの各種介護サービスに係る給付費となっており、不用額は全て実績に基づく執行残となっております。各種サービスにおいて、給付費を予測することが困難なことから不用額も高額となっており、款全体で７億9,703万8,574円、不用額が3,432万1,426円となっております。

決算書83ページになります。

３款地域支援事業費１項１目18節負担金、補助及び交付金、通所型サービスや訪問型サービスの負担金として、介護事業所へ実績に応じ、614万4,423円支出し、133万8,577円を執行残としております。

２項一般介護予防事業費１目12節委託料、各種教室及び地域サロンに係る費用で、コロナウイルスの影響を受け、執行残が214万8,000円となっております。

決算書84ページにかけて。

３項包括的支援事業任意事業費１目８節旅費が、ハイブリッド方式となったことにより、不用額が出ております。

４目任意事業費12節委託料は、独居高齢者や高齢者のみの世帯へ食事を提供する配食サービスとして、実績額784万1,000円支出し、54万1,000円が執行残となっております。

決算書85ページになります。

５款諸支出金は、１目において、保険料の過年度還付金19万2,600円、２目において、地域支援事業過年度精算金償還金249万2,456円、介護給付費過年度精算金償還金1,105万6,247円、介護保険組

合負担金過年度精算金償還金248万3,141円の、合計1,622万4,444円の歳出となっております。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

補足説明を終わります。

日程第４　認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○地域福祉課長（大山　拳君）

認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明いたします。

決算書87ページと88ページ、成果説明書は61ページから62ページをご参照ください。

収入済額１億9,626万2,498円から支出済額１億9,431万3,647円を差し引き、歳入歳出差引算残高194万8,851円を、そのまま翌年度繰越金としております。

歳入について、89ページ説明いたします。

１款１項後期高齢者医療保険料について、特別徴収分、普通徴収分、合わせて4,766万8,200円で、現年度収納率が98.68％、過年度分が78.14％となっており、過年度の時効消滅分10万1,200円を不納欠損しております。電話催告や納付相談を行い、広域連合が示す予定収納率99.3％達成に向け、収納率向上に努めてまいりたいと思います。

３款繰入金は、保険基盤安定事業や療養給付費などの各種事業における繰入金として、１億4,411万356円の歳入となっております。

４款繰越金は、令和３年度の決算繰越金と出納閉鎖期間の歳入で、合計256万9,088円の歳入となっております。

決算書90ページになります。

５款４項受託収入について、１目健康審査事業収入、後期高齢者を対象とする長寿健診事業の歳入として101万1,000円の歳入。

８目特別対策補助事業収入は、制度改正に伴う２回目の保険証発送費用として、23万3,954円の歳入となっております。

次に、歳出について説明をいたします。決算書91ページになります。

１款１項１目一般管理費８節旅費において、ハイブリッド方式による執行残が主な不用額となっております。

２項徴収費は、主に７節報酬費において、徴収員への徴収報酬として、徴収実績額を除く５万1,196円を不用額としております。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の算定により、療養給付費や保険基盤安定負担金、保険料特別徴収など、各種保険料納付金として支出しており、合計１億8,926万8,826円歳出し、

実績に伴う執行残が860万7,174円となっております。

決算書92ページ。

４款諸支出金は、１項１目22節償還金利子及び割引料、所得確定などによる還付金として、広域連合からの通知額65万9,900円の歳出としております。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これで補足説明を終わります。

日程第５　認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について、補足説明いたします。

決算書は94ページから98ページ、成果説明書は71ページから73ページになりますので、ご参照ください。

歳入について、決算書94ページをお開きください。

１款使用料及び手数料3,025万2,685円は、主に会員の会費及び施設使用料になっております。

２款繰入金7,215万1,493円については、運営に関わる一般会計からの繰入金になります。

４款諸収入976万2,381円は、ショップの売上げと電気代収入及び事業収入等であります。

次に、歳出97ページをお願いします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費１億1,191万719円は、主に職員給与とスタッフ報酬、需用費、委託料が、多い支出となっています。

10節の需用費で、燃料費1,721万1,881円、光熱水費で2,701万2,374円、修繕費で1,102万1,334円の支出となっています。

12節委託料は、主に、運転管理委託料が524万9,200円、浄化槽管理委託料が140万5,910円、講演会等講師派遣業務委託料で130万円、インストラクター研修委託料で165万9,400円の支出となっています。

17節備品購入については、ジムのほうで利用の多い、ランニングマシーンの購入費となっています。

２款１項１目健康増進事業費20万7,000円については、介護予防教室の健康運動インストラクターの報償費になります。

３款１項１目文化事業費については、イベントの広告料及び消耗品費になります。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これで補足説明を終わります。

日程第６　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題といたします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（富岡　俊樹君）

認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の報告をいたします。

決算書１ページと２ページを開きください。

令和４年度伊仙町上水道事業会計決算報告書。

（１）収益的収入及び支出について、ご説明いたします。

収入。１款水道事業収益、予算合計２億9,091万5,000円、決算額２億8,547万1,764円、このうち仮受消費税及び地方消費税が1,156万8,559円となっております。

次に、支出です。１款水道事業費用、予算合計２億8,785万5,000円、決算額２億7,892万957円、仮払消費税及び地方消費税を含んでおり、その額が722万1,636円でございます。

次に、（２）資本的収入及び支出の説明をいたします。

収入。１款資本的収入、予算合計１億2,907万7,000円、決算額１億3,927万6,000円、予算額に比べ、決算額の増減が1,019万9,000円でございます。

次に、資本的支出です。１款資本的支出、予算合計２億1,091万3,000円、決算額２億907万4,462円、仮払消費税及び地方消費税の額は872万468円です。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整金及び過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお開きください。財務諸表のご説明をいたします。

令和４年度伊仙町上水道事業損益計算書。

１、営業収益（１）給水収益と（３）その他営業収益の合計、２億368万5,590円でございます。

次に、２、営業費用（１）原水及び浄水費から（４）減価償却費までの合計が、２億5,685万8,277円となり、営業収支では5,317万2,687円の損失となっております。

３、営業外収益（１）受取利息から（３）長期前受金戻入までの合計が6,767万7,084円。

４、営業外費用（１）支払利息、（２）雑支出、計1,431万9,431円。

営業外収益と費用の差引きが5,335万7,653円の利益となっております。

営業費用と営業外費用の差引きで、計上利益が18万4,966円となっており、この計上利益から特別損失83万9,536円を差し引いた65万4,570円が当年度純損失となり、前年度繰入利益剰余金と合わせ、当年度の未処分利益剰余金が７億7,987円でございます。

次のページをお開きください。

令和４年度伊仙町上水道事業欠損金計算書。

当年度末の残高は、資本金３億2,112万9,109円、これに資本剰余金合計202万1,431円と、当年度純損失65万4,570円を差し引いた利益剰余金の合計８億4,846万1,780円を合わせ、資本合計が11億7,161万2,320円となっております。

次のページをお開きください。

令和４年度伊仙町上水道事業貸借対照表。

資産の部。１、固定資産（１）有形固定資産と（２）無形固定資産の合計が、34億5,707万4,190円でございます。

２、流動資産（１）現金預金４億6,230万2,609円、（２）未収金と貸倒引当金の合計が8,800万9,583円で、流動資産合計が５億5,031万2,192円、固定資産と流動資産の資産合計が40億738万6,382円となっております。

続きまして、７ページをお開きください。

負債の部。３、固定負債（１）企業債、（２）リース債務の固定負債の合計が、15億6,304万779円。

４、流動負債（１）企業債から（５）預り金までの流動負債の合計が、１億3,772万1,849円。

５、繰延収益（１）長期前受金と（２）収益化累計額の繰延収益合計が11億3,501万1,434円となり、固定負債と流動負債、繰延収益の負債合計が28億3,577万4,062円となっております。

次に、資本の部です。

６、資本金３億2,112万9,109円。

７、剰余金（１）資本剰余金の合計が202万1,431円です。

（２）利益剰余金。イ、減債積立金、ロ、利益積立金、ハ、建設改良積立金、ニ、当年度未処分利益剰余金の合計が、８億4,846万1,780円です。

資本剰余金と利益剰余金を合わせた、８億5,048万3,211円が剰余金合計となり、さらに、資本金を合わせた11億7,161万2,320円が、資本合計となります。

負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は、40億738万6,382円でございます。

次のページをお開きください。

令和４年度注記表です。（１）は、お目通しください。

下のほうに行きまして、（２）貸借対照表に関する注記。イ、企業債の償還に係る他会計負担金。貸借対照表に計上されている企業債のうち、他会計が負担すると見込まれる額は、５億8,485万9,000円です。

（３）その他の注記。イ、引当金の取崩貸倒引当金。当年度末に水道料金を不納欠損にするため、貸倒引当金62万8,000円の取崩しを行いました。

賞与等引当金。当年度６月末において、職員の期末勤勉手当支給に伴う法定福利費を支払うため、賞与等引当金302万1,000円の取崩しを行いました。

９ページをお開きください。

令和４年度伊仙町上水道事業報告。

（１）総括事項については、決算報告と重複しておりますので、割愛させていただきます。

（２）経営指標に関する事項。下の表は経営指標の推移です。

令和４年度水道事業の経営報告について。

水道事業収益は前年度比２％の減少となり、水道事業費用は、昨今のエネルギー高騰の要因で動力費が前年度比６％増、材料費が前年度比31％増加となり、当年度、損失が発生しました。

今後の企業債償還や施設更新、料金値上げなど様々な課題があるため、経営戦略に基づいた計画を実施し、繰入金に依存しない独立採算に近づけるよう、経営の健全化を図りたいと考えております。

次に、15ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書です。こちらは、年度を通して動いた現金の動きを表した表になっております。16ページから明細書となっておりますので、ご確認ください。

以上、伊仙町上水道事業会計の報告となります。よろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これで補足説明を終わります。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は、９月11日月曜日午前10時から開きます。議事日程は令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算の質疑から採決までといたします。お疲れさまでした。

散　会　午後　３時０２分

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　５　　日

令和５年９月11日

令和４年伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

令和５年９月11日（月曜日）　午前10時00分　開議

１．議事日程（第5号）

○日程第１　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第２　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第３　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第４　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第５　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

○日程第６　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（質疑～討論～採決）

１．出席議員（９名）

議席番号	氏　　名	議席番号	氏　　名
１番	井上和代 議員	２番	久保　量 議員
３番	大河善市 議員	５番	牧本和英 議員
６番	佐田　元 議員	７番	清　平二 議員
１０番	永田　誠 議員	１１番	福留達也 議員
１４番	美島盛秀 議員		

１．欠席議員（３名）

４番	杉山　肇 議員	８番	岡林剛也 議員
１３番	樺山　一 議員		

１．オブザーバー（２名）

９番	上木千恵造 議員	１２番	前　徹志 議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元原克也 君　　事務局書記　實夏三 君

１．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町長	大久保　明 君	総務課長	久保　等 君
未来創生課長	佐平勝秀 君	くらし支援課長	稲田大輝 君
子育て支援課長	久保修次 君	地域福祉課長	大山　拳 君
経済課長	橋口智旭 君	建設課長	高橋雄三 君
耕地課長	稲田良和 君	きゅらまち観光課長	上木雄太 君
水道課長	富岡俊樹 君	農委事務局長	豊島克仁 君
教育長	伊田正則 君	教委総務課長	町本勝也 君
社会教育課長	中富譲治 君	学校給食センター所長	森　一途 君
健康増進課長	伊藤晋吾 君	選挙管理委員会書記長	重村浩次 君
総務課長補佐	賓永英樹 君		

～令和４年伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開　会（開議）　　午前１０時００分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ただいまから、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

日程第１　議案第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑を行いますが、議員の皆様は伊仙町議会会議規則第55条の規定に基づき、同一議題の質疑は３回までとなっておりますので、質疑は３回以内にまとめて簡潔に行っていただきますようお願いいたします。

また、執行部の皆様におかれましても答弁は簡潔明瞭に努めていただき、円滑な会議進行ができるようご協力をお願いいたします。

それでは、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

○５番（牧本　和英議員）

令和４年度歳入歳出決算で質疑をしたいと思います。成果説明書の27ページ、財産購入で310万3,800円、土地売り払い７件としてありますが、ここに３件しか載っていないが残り４件はどこどこで、どういう場所なのかを説明をお願いします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この土地売払収入の310万3,800円でありますが、この他に町有地の売却も行っていますので、残りの部分はその土地改良後の町有地でございます。

○耕地課長（稲田　良和君）

ただいまの質問にお答えします。

今、総務課長がおっしゃいましたとおり町有地５件分、この中に184万3,800円が町有地払下げでございます。土地改良畑総地内の５件分でございます。

○５番（牧本　和英議員）

土地改良町有地ということですが、ここに挙げている３件は町有地というか、土地改良区他なんです、ここに挙がっているのは。この３件の場所はどこになるのかお願いします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午前１０時０４分

再開　午前１０時０６分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保　等君）

この表記がお分かりづらく申し訳なかったです。この古里、阿三、犬田布という表記はここに存在する土地という表記でございまして、その中で古里が町営住宅跡地、その他、阿三については土地改良をした町有地、犬田布については、前の教員住宅跡地でございます。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。町営住宅の払下げ等をされたと思われますが、この手順はどういうふうなことを踏まえて、入札というか売買されたのか。こういう住宅関係は、元いろいろ、昔の先人たちが築いた土地を安く譲ってもらって建てたと思われますが、まず元主に声かけをして売買をされたのか。その点をお伺いいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この町営住宅、それから教員住宅については、前の持ち主という形でなくて、告示するのと同時に、ホームページでここの払下げを行いますということで周知を行っています。この他、土地改良の町有地については、今、使用している方や近隣の方、そこに調査をお願いし、そこでこれも同じような手順で払下げを行ったものでございます。

○５番（牧本　和英議員）

そういうことをしないと、また問題が起きてくるのではないかと思われますが、そういう町営住宅は解体してやったのか、そのままでやったのか、また解体していなければそれが耐震度とか、そういうのはどうなっているのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保　等君）

古里の町営住宅については解体を行ってございます。犬田布の教員住宅については、建物そのままで売払いを行ったものでございます。

教員住宅については１階建てでありまして、作ったのが40年代と思われるのですが、耐震の調査とかは入れていない状況であります。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。今後もそういう払下げ等が行われると思いますが、やっぱり元主のほうに一声かけて、元主が必要ない場合は、一般入札というですか、そういう方向に持っていかないと、今後問題が起きかねないと思います。

成果説明書の28ページから29ページにかけて、防災関連整備事業、東公民館、西公民館、喜念生活館、先般、現場視察して、いい整備がされているものと思われました。東、西はいいとして、喜念生活館において、ここにだけ備品調達業務とあって、429万円、これは何なのか。他の場所には必要なかったのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この喜念地区に整備してあります備品については、避難所に必要な備品、それから救急のテント等を整備したものでございます。

○５番（牧本　和英議員）

他の公民館は、もうそれは揃っているという認識でよろしいですか。

○総務課長（久保　等君）

この緊急の場合のテント等については、各避難所で必要と考えていません。これを１つにして、これをもとに、いろんな、先般起こりましたコロナとか、そういったときの対応用として整備したものでございます。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。現場視察を回ったときに、町長も同行されたんですが、東公民館、西公民館、それぞれ管理委託をしてあるという説明であったが、いつ管理委託をされたのかお伺いいたします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

東面縄公民館については、管理委託はしておりません。西公民館については、平成26年度に管理委託協定を締結しております。更新として、令和元年、平成31年度にしております。

○５番（牧本　和英議員）

町長も聞かれたと思いますが、そこで町民が１人、１名使用していた。なぜ使用させるのかというと、隣にある保育所に管理委託をさせてあるから、所長がオーケーを出したから使っているという回答をもらったのですが、管理委託はされていないということですか、東部コミュニティは。

○社会教育課長（中富　譲治君）

東公民館においては、管理委託はされておりません。先日の視察の際の確認をこちらからしたところ、サッカーの合宿をする予定で、そのときに鍵を借りて、それで台風で結局中止にはなったんですけど、そのときに中を確認したところ、やもりの糞等がひどいということで、たまたまその日に鍵を再度お借りして、中の掃除をしていたと報告を聞いております。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。そして、西公民館についてですが、そこに事務所を持ってくるというのは、契約の段階で役場がオーケーしたから、自分たちはそこに来ているというのですが。管理委託を指定したら、そこに営業所などを設置していいものか、契約のときに約束をされているのか。また、そういう約束、内容等の資料があれば、お願いいたします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

当時、平成26年の最初に契約を交わしたときに、事務所はまだ保育園の中にあったんですけど、園児数が増えるに伴って部屋数が保育園のほうが足りなくなったということで、その当時、役場サイドと協議をして、事務所を公民館の中に移転したところでございます。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。委託をされているということで、ちょっと条例を見たのですが、これは条例に謳われているのですか、管理委託は。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問ですが、条例ということですけれども、地方自治法第244条の２、第３項の規定の中にありまして、別紙伊仙町条例のほうに、伊仙町西公民館指定管理要綱を定めております。

○５番（牧本　和英議員）

改めて、そういう公民館の委託、管理に関する条例としては結ばれていないということですかね。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩します。

休憩　午前１０時１８分

再開　午前１０時２５分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えいたします。

地方自治法244条の３第３号において、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」とあることに基づいて、伊仙町条例、指定管理者の指定の手続等に関する条例第４条の規定に伴い、西公民館と指定管理の協定を締結したところでございます。

○５番（牧本　和英議員）

ちょっとあんまり理解ができなかったんですが、別にそれがあれば他の施設もそれにくっつけて指定管理ができるということになるわけですかね。公民館は公民館での条例を指定するわけではないわけ、指定管理を条例で結ぶわけ、条例をつくるわけではないわけ。

○総務課長（久保　等君）

この条例については、手続を得て指定管理ができるということになっていますので、その指定管理の契約書がこの条例に従って手続が取られていれば、それを条例の中に組み入れるということはございません。

○５番（牧本　和英議員）

その公民館の条例はどうなっているのかなと、調べようとしたってなかなか出てこないものだから、ちょっと今日お伺いしたんですが、そういうふうに分かるような何か条例の順番的な取り方を

したほうがよろしいのではないかと思います。

ついでに、その管理委託しているところに委託料とか支払っているのか、また管理委託料というのを払っているのか、またそういう電気、光熱費は委託されている方がちゃんと支払いしているのか、お伺いいたします。

○社会教育課長（中富　譲治君）

委託料に関しては、こちらから支払いはしておりません。維持管理のほうは、公民館の使用料で補っていただいているところです。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。その使用料に関しても、ちょっと値段が高いのではないかちゅう意見もございましたので、どういう金額になっているのか。時間幾らとか、そういうのも条例でうたわれないといけないんじゃないのかなと思いながらしたんですが、それは後からでいいです。

決算書の46ページ、款８、項２、目の３、節の12の委託料で405万9,000円、これはどういったあれなのか、お伺いいたします。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

この405万9,000円は、県道の草刈り業務委託になります。

○５番（牧本　和英議員）

分かりました。これで住民からもいろんな問合せがあるんですが、他２町は物すごいきれいにしていると、ごみが全然、刈りたやつもちゃんと最後まで整理されていると、だけど、伊仙町の場合は刈りたら刈りたまま、ショベルでさあっと押して、隅っこに押し込んでいるのが見受けられると、そういうふうなことが町民からありますが、そういう指導等はどうなっているのか、お伺いいたします。

○建設課長（高橋　雄三君）

確かに指摘されているとおり、ちょっと作業後の処理が乱雑になっているところがあるので、今後厳しい指導をしていきたいと思います。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑はありませんでしょうか。

○３番（大河　善市議員）

それでは、令和４年度の歳入歳出決算書について、ページ数が８ページ、歳入、節１の住宅使用料滞納分4,826万1,160円ということが記載されておりますが、令和元年度から令和３年度の徴収率を見てみますと、平均で54.2％台で推移をしているんですが、令和４年については51.9％という徴収率で、徴収率が平均より2.3％減収になっている要因についてお尋ねをいたします。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

これはちょっと滞納分のことに関してでしたんですが、ちょっと全体のことでお話しさせていただきたいと思います。令和４年度の公営住宅使用料の徴収率が88.3％と、前年度よりマイナス5.21％減少しており、金額で言いますと、603万2,800円と、高額な滞納となっております。令和４年度滞納繰越分につきましても、徴収率は6.7％と、前年度よりは1.77％増えてはいるんですが、滞納分の徴収額より使用料収入未済額のほうが高額になっているため、滞納繰越額は増えている現状にございます。

○３番（大河　善市議員）

今、課長の答弁では、今期については徴収率が上がっているということ、表だけを見てもちょっと分かりづらかったのですが、次に令和４年分について、決算意見書を見てみますと、滞納繰越分が6.7％と記載をされていますが、長期滞納者については法的措置を含めて、回収に向けてどのような現在取組を行っているか伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

令和４年度徴収の取組としまして、令和５年度２月に督促状の送付、令和５年４月に訪問徴収を実施していますが、徴収率の改善には至っておりません。現在、家賃徴収会議を毎月実施し、徴収目標を設定した中で、家賃徴収計画に沿って徴収に取り組んでおります。その現年度分家賃徴収計画としましては、１つが、３か月以上の滞納者に電話連絡を行い、支払いを促す。２つ、年末に督促状を送付する。３つ、滞納者に連帯保証人に連絡する旨を伝えてから電話連絡を行う。４つ、顧問弁護士連名による督促状を送付する。５つ、３月から４月に昼夜間訪問徴収を行うという計画を立てております。

それで、滞納分に関しましては、顧問弁護士の連名による督促状を送付し、２つ目に、昼夜間訪問徴収を行う。３つ目に、再度年末に督促状を送付し、４つ、再度昼夜間訪問徴収を行い、最後に、それでも支払いがなければ、民事調停準備等を弁護士等と相談しながらやっていきたいと思っています。

○３番（大河　善市議員）

今、課長が答弁したことを長期滞納については、今おっしゃったことを実際にやっているわけでしょうか、やる計画でいるわけか伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

日頃、さっき言われたとおり、訪問徴収等はしている状況でございます。なので、それでも支払いがない場合は、また弁護士等とも相談しながら、今後進めていきたいと思っています。

○３番（大河　善市議員）

はい、分かりました。大変だろうと思いますが、ずっと見ていますが、4,500万ほどがずっと滞納が過去実績を見るとあるような数字だと把握しているんですが、ちょっと私の見方が誤っているか分かりませんが、大きな金額でありますので、長期の方についてはいろんな取組を行って、回収率の向上に努めていただきたいと思います。

その中で、長期滞納者のリストの中で、死亡、行方不明等に該当し、徴収不能に陥っているような案件があると思うんですが、これについてどのような事務作業を行う予定にしているのか、不納欠損処理という取扱いがあるということですが、そのようなことを考え手続を進めているかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

確かに現在、滞納者の中にも死亡者等いるんですが、それが大体９世帯程度でありまして、大体、約ですが、300万円程度滞納金額があります。今後不納欠損処理等を進めていきたいと思っています。

○３番（大河　善市議員）

そういう手続処理もありますので、どうしようもできない分については検討を進める必要があるんじゃないかなと思っております。

次に、町営住宅の件ですが、近年、最近造った町営住宅の中で、期間もたっていないのに滞納等が発生している事例等はないかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

６月議会でもその質問をされてお答えしたんですが、比較的新しい団地で、６月の時点で滞納が63万6,000円ぐらいあると報告いたしました。現在、それが57万2,000円、少し改善には向かっているんですが、これからもちょっと厳しい徴収をしていきたいと思います。

○３番（大河　善市議員）

今、課長がおっしゃった金額は、高額な金額だと思っておりますので、ぜひ、最近造った住宅に入居された方で滞納があるという、この件については徴収努力を行って、そういうのが発生しないような努力をお願いしたいと思います。

次に、また課長に伺いたいんですが、伊仙町でリース事業によって建設された住宅があると思うんですが、このものについては、聞くところによりますと、不動産会社が家賃の管理事務を行っているということを聞いておりますが、この物件については、滞納等が発生という事例等はないか伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

リース事業で建設した住宅に対しては、今のところ滞納はありません。徴収率は100％になっております。

○３番（大河　善市議員）

はい、分かりました。この物件について、空き家等が発生した場合についての対応は建設課の住宅係のほうで、その後の申込み等によって子どもさんがいる家庭を優先とかいう、このリース物件については取扱いがあると思うんですが、どのようにされてるかを伺いたいと思います。

○建設課長（高橋　雄三君）

ただいまの質問にお答えいたします。

公営住宅と同様に、住宅を希望し、申込みを行っている方、その中でファミリー世帯を優先にご案内しているところでございます。

○３番（大河　善市議員）

今、私が聞いたのは、阿三のリース物件について、１件、家を造ったということで退居された方がいると思いますが、ぜひ長く空き家にしないで、次の方の入居、早くできるような方向でお願いをしたいと思っております。

続いて、成果説明書についてお聞きをしたいと思いますが、ページ数が44ページ、敬老祝い金支給事業についてを伺いたいと思います。

伊仙町においては、令和４年度対象者が、100歳以上が18名、90歳から99歳が332名の方が対象で、敬老祝い金がお祝い金として本人の口座に振り込み処理をされているということを掲載されておりますが、町長や当局の方が、お祝い金は口座振り込みですが、この中で何人か該当の方を訪問して、対面でのお祝い状の贈呈等は行っては現在いないかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

給付することに対しての直接的に手渡すということはしていないんですが、新規100歳到達者の方には町長のほうでお祝い等の表彰状等を直接交付しているところでございます。

○３番（大河　善市議員）

新規の方については、対面でのお祝い状を送付しているということというような答弁がありましたが、次にこの中で、成果及び問題点の項目で、令和３年度については現金支給をするケースもあるとなっておりますが、令和４年度の問題点にはこの現金の項目が入っていないんですが、全て口座処理をされたという認識でよいかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

現在、全て口座への振り込みとなっております。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。この敬老祝い金支給事業については、対象者が350名程度毎年いると思いますが、またこの問題点事項を読んでみますと、毎年同じような問題事項が掲載されておりますが、敬老祝い金支給事業で該当者全員に対して支給がなされたか。要は、聞きたいのは、郵送で書類等が送られると思うんですが、書類が役場のほうに提出がなくて、支払い対象になっていない方がいないかどうかを要はお聞きしたいと思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問に答えます。

今、議員がおっしゃったように、申請の漏れの方が確かにいらっしゃいます。そういった方がい

れば、こちらのほうから、また再度連絡を取るような対応をしております。

○３番（大河　善市議員）

今、課長のおっしゃるのを聞きますと、漏れで支給がされていない方が実際にいるという答弁でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

すみません。私の伝え方がちょっとよくなかったんですけども、漏れというのが申請書、こちらのほうに提出がなかった方、給付に関しての漏れはございません。申請書の提出に漏れがあった方をこちらのほうから再確認をして、こちらから積極的に給付を行うような対応をしております。

○３番（大河　善市議員）

このことですが、独り住まいでいろいろ役場からの書類等で手続等ができにくい方もいらっしゃると思うんですが、そういう方を訪問して、事務作業の手伝いということで手続を進めているようなことはしていないのかを伺いたいと思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

そういったような問合せ等あれば、もちろんこちらのほうから受給者宅へ訪問して申請を行ってまいりたいと思います。

ただ、今そういった方の場合でも、家族等、また周りの方等の助けがあり、そういった方での申請等が今なされているのがほとんど多いというような状況であります。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。

次に、成果説明書で、ページ数が42ページ、戸籍住民基本台帳費についてを伺いたいと思います。

令和４年度の実績で、戸籍届出処理が674件で、出産、死亡、婚姻、離婚等の提出だと思いますが、これについては、もちろん死亡、婚姻等については、職員の日曜日出勤しての処理もあると思いますが、現在、職員の勤務体制はどうなっているか、また出勤職員に対しての超過勤務手当で支給しているのか、代休処理で行っているかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの大河議員の質問にお答えします。

窓口業務での休日出勤、職員のほうの配置等、それから手当等についてですが、まず職員のほうは住民窓口の職員を当番制で、交互に休日も充てています。出勤に応じて時間帯で代休処理にするか、給付が可能である場合は時間外勤務手当のほうで対応しているところであります。

以上です。

○３番（大河　善市議員）

ありがとうございます。課長にまた次のお尋ねをしますが、前にちょっと課長に尋ねたと思いま

すが、もうすぐ新庁舎に業務が移行して、新庁舎で業務が行われますが、戸籍関係の届出等を行い、特に出産後の届け、婚姻届については、新庁舎移転後に新たに何か住民サービス等を考えているかどうかを伺いたいと思います。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

大河議員のほうから、以前も窓口のほうで、手数料関係で約500万程度収入がある中で、出生届を出された方であったり、いろんなことに対して窓口でのサービス、今言われた出生に関して言えば命名の用紙であったり、そういうものを提供することができないかという質問があって、その後、こちらのほうでもいろいろ見積もりを取ったりして、今、手続をしている途中ではあるんですが、確かに出生届が年間、今、約40件から50件の間ぐらい出ています。命名用紙等、通常の用紙にするのではなく、伊仙町に特化したもので作れないかということで、今、デザインとか、業者さんのほうとすり合わせをしているところなんですけど、金額的に1,000部とか作らないと、ちょっと多額な金額になるものですから、実際年間40枚から50枚、1,000部作ったときに約全部使用して終わるまでの間がかなりの年数がたつものですから、どうかうまい具合に切替えができないのかとか、低予算で作ることができないかということで、まだすり合わせはしているところです。

それ以外にも転入してきた方々に、今の庁舎の前では、伊仙町の魅力を説明することができないので、観光地であったり、ぜひ伊仙町に来た場合は、こういうところに立ち寄ってくださいというのが分かるような案内用のスクリーンというか、窓口とか、庁舎の入り口のほうに配置できるような、観光地関係の案内のできるポスター等もちょっと作成のほうの見積りをかけて依頼しているところです。予算的にも、低予算でできるような案が上がった時点で、そういうものをまた提示していきたいと考えて計画しているところです。

○３番（大河　善市議員）

ぜひ新しい庁舎での仕事として、住民サービスのほうもまたよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、95ページ、海岸漂着物地域対策事業について伺いたいと思いますが、海岸に漂着した、以前問題になりました軽石について、これについてはフレコンで回収したと思いますが、現在、その処理はどのような対応を取っておるのかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

お答えいたします。

現在、軽石については仮置場のほうに置いてあります。住民の方から欲しいという要望があれば譲っております。

○３番（大河　善市議員）

フレコンでどれぐらいの量が仮置場に置かれておるのかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

令和４年度実績として51ｔ、現在、仮置場のほうに置いてあります。

○３番（大河　善市議員）

このことについて、伊仙町だけでじゃなくて３町、これ同じような問題だと思いますが、これについて合同でどのような処理をするか、結構51ｔという回答がありましたが、このようにずっと野積みをしておくのか、どのような処置をするのか、３町で一緒にやるのか、伊仙町で処理をするのか、ずっとそのまま野積みをしておくのかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

今後３町と、また他の軽石の漂着している地域と連携を取りながら協議してまいりたいと思います。

○３番（大河　善市議員）

ぜひこれも51ｔ、大きな量でありますので、３町で取り組むかをよろしくお願いをしたいと思います。

課長、最後ですが、海岸漂着物は一般廃棄物、また産業廃棄物として、現在、処理をしていると思いますが、以前も質問したんですが、これをこのまま、そのような処理をずっと続けるのか、資源化できるような取組を現在行っているか、また以前の回答で、そういう地区を、先進地を３町で視察をして、資源化の取組等を考えていくというような答弁があったと思いますが、それはどうなったかを伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

現在、海岸漂着ごみにつきましては、クリーンセンターや産業廃棄物として今廃棄している状況でありますが、今後、またそういう資源化等の技術等ありましたら、また検討して、またコスト面等、またちょっと多額になりますので、また３町とも協力して検討してまいりたいと思います。

○３番（大河　善市議員）

課長、最後に、前回か、その前の答弁で、そういう先進地視察等をして、そういう資源化の取組について勉強していきたいというような答弁を行ったと思いますが、そういうことについてはどうなっているか伺いたいと思います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

昨年度視察の検討ありましたが、昨年視察のほうを行っていない状態です。

○３番（大河　善市議員）

これは伊仙町だけの取組じゃなくて、３町の担当課でそういう、長崎のどこか、壱岐か、そういう取組を進めている町村がありますので、３町の担当課でそういう資源化に向けた取組等で、先進地視察等を行って、ただ、議会でそういう答弁じゃなくて、進んで実現に向けた取組等を、まずそういう先進地を視察等もしたりして、資源化できるものは資源化とか、予算もかかると思うんですが、そういう勉強も必要じゃないかと思いますが、これについてどう考えているか伺います。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

今後検討して、また先進地のほうを視察して、資源化できるよう取り組んでまいりたいと思います。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問でありますが、今後クリーンセンターが基幹改良をしてごみの減量化を図らなければならないことでありますので、ペットボトル、それから缶類、それが３町からこの減量化、資源化の取組がなければ、今の状況のままごみ処理をしていくというのも不可能ですので、ごみの減量化に向けて、このごみの資源化等に取り組まなければならないと考えていますので、そういった対応を取っていくという今計画を立てております。

○３番（大河　善市議員）

はい、分かりました。ぜひそういう取組も、広域愛ランドとの絡みもありますので、ぜひ資源化も大事でありますので、町のほうではそういう取組も進めていただきたいと思います。

以上であります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時０２分

再開　午前１１時２３分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑はありませんでしょうか。

○２番（久保　量議員）

令和４年度伊仙町一般会議歳入歳出決算についてお伺いいたします。

決算書の19ページ、２款総務費１項総務管理費９目企業誘致対策事業費についてお伺いをいたします。

現在、糸木名工業団地におきましては日本マルコさんが来られて、伊仙町及びこの地域の皆さんの雇用の創出につながっていると思いますけれども、その用地内にはまだまだ整備されたスペースがございますけれども、現在の他の企業さんの誘致の活動及びまた今後の誘致活動の計画等がございましたらお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

糸木名の企業誘致施設の隣接地につきましては、基本的には町長のマニフェストの中で西部地区について加工施設を整備するということでうたっておりますので、基本的にはそういったところに活用できたらなと思っておりますが、現実的に今食品を取り扱っている企業さんとか、そういった

ところともいろいろと誘致に向けて活動を続けているところですけども、今、経済課ともその点については連携していかないといけないんですけども、現時点でそういった特定の企業さんというところと、ここで施設整備をするというところまでは至っておりませんが、いかんせん腰を据えて、そして農業生産額60億に資する企業さんをしっかりと精査して、誘致に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○２番（久保　量議員）

この成果説明書の33ページにも当企業が書いてございますように、この件につきましては地域経済の活性化及び雇用創出による関係人口の増加が図られるということで書いてございます。このような点からも、敷地は十分に整備してございますので、ぜひ企業誘致していただき、雇用創出につなげていかせていただきたいと思います。ぜひぜひよろしくお願いします。

以上で終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑はありませんでしょうか。

○１０番（永田　誠議員）

令和４年度歳入歳出決算書の32ページの中の母子衛生費の中の節19、扶助費の内容を詳しく説明をお願いいたします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えします。

19節扶助費に関しましては、内訳としまして、養育医療費助成事業扶助費81万3,988円、ハイリスク妊産婦旅費扶助費34万8,408円、母子栄養ミルク扶助費17万4,740円、妊婦健診給付費５万9,700円、産後ケア扶助費１万1,000円、島外旅費助成扶助費134万910円になります。

○１０番（永田　誠議員）

島外旅費が134万でよろしいですか。そのことについてですが、これは条例等で年何回か決まっているのか、お伺いします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えします。

現在、島外受診旅費助成事業においては、実施要綱に沿って助成を行っております。実施要綱の中の対象者及び付添者は１世帯当たり年４回の助成となっております。

○１０番（永田　誠議員）

年４回ということですけども、これは飛行機なのか船なのか、お伺いします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

旅費の内訳としまして、船舶２等往復分離島割引を適用した額となっております。

○１０番（永田　誠議員）

船舶となっていますけども、去年ですか、私が出張のときに親子連れがいまして、小さい子ども

もまだいたんですけども、その中で、毎月鹿児島に飛行機で来ていると、そしてまだ乳幼児がいるんですけども、その子どもを連れて親も行かないといけない。その受診している間はお父さんが面倒を見ていると聞きましたので、ここも年４回の船賃ではなく、毎月行っている子ども、本当に親は大変な思いをしていると思います。このことについて、町長どうお考えでしょうか。

○町長（大久保　明君）

去年から、町内の鹿児島に定期的にある病気で行っている方々から相談がありまして、そういう方々に関しまして本当に定期的なチェックとか、血液検査とか、いわゆるＣＴの検査とか、そういうことの島で可能なことも含めて、本土に定期的に行っている方々に関して、大学病院と相談いたしまして、ある科の先生は、定期的に島に来ることは可能であるということでありました。

ですから、そういう方々は小中学生、それ以下の子どもたちを定期的に専門医が島に来て診るということがはるかに効率的であるわけですから、そういうことを今後進めていけると思っております。

まず、離島だからいろんな救急医療を受けられないとか、そういうことがあってはならないわけでありますので、ですから過去にも、またいろんな難病の子どもがおって島から本土に移住しなければならないという方々も出ていましたけれども、今のいろんな画像診断とか血液検査とか、そういうものは島でもほとんどできるわけですから、リモートでのコンサルとか、そういうことも可能な時代になっておりますので、現場に専門医が定期的に来るような仕組みをつくっていくと、ですからその方々を島に招聘するための予算は、徳之島３町で医療と福祉を考える会というのがありまして、このことは非常にコロナ以前も大変効果的でありましたので、例えばこれは３町が連携すれば、他のいろんな困っている方々、例えば不妊治療なども島でも、その経過観察などは十分できるわけですから、そういうことのために、またいろいろながんの治療での検査のためにだけ行くというのは大変なロスがあります。時間的にも精神的にも、また残された家族の方々とっても大変ですから、それは可能なことはこれからどんどん推進していくということにしないと、いつまでたってもこの本土に依存するのでなくて、大学病院との連携など取っていけば、いろんな医療機関も地域に出ていくと、大学病院の先生方も県内隅々まで回っていくということが国から評価を受けるようになってきているわけですから、そのようにしっかりと今後３町で話し合いして、そして大学病院などとの連携をやっていけば十分可能であるし、そういうことをいろんな専門医の方々も来ることは可能であります。

ただ、我々も、島の人は本土に行って治療するのが当たり前みたいな考えから抜け切れないという状況もありますので、今後そのことに関しては、私は、非常に前向きに進めていきたいと考えておりますので、３町との連携をしっかり取って、関連機関ともしっかりと交渉してやっていきたいと思います。

○子育て支援課長（久保　修次君）

補足説明をいたします。

このケースに関しましては、先月保護者の方から窓口に相談があり、特別なケースとのことで話を受け、要綱の内容について課内で協議しました。まずは、実施要綱の改正が必要とのことで、要綱の内容について協議を重ねた結果、対象者及び付添者は１世帯当たり年４回の助成となっていますが、特別なケースの場合、継続的な治療、必要な治療を受けていただくために、回数の制限や助成額の見直しが必要と考え、特例として認める文言を追加することを検討しています。担当課としても、やむを得ない事情を抱えた世帯への寄り添った支援が必要と考えます。

○１０番（永田　誠議員）

町長の話からもありましたけども、本当専門医の先生がもし離島に来れないというのは、本当に本土に行かなければならないので、この条例を改正して、特別なケースの場合、変えていただいて、子どもたちに、そして親たちにも還元していただきたいと思います。

次に、成果説明書の65ページの３、子育て支援事業扶助費の中の出産祝い金なんですけども、これは徳之島３町に比べてかなり低くなっていると思うんですけども、この他の２町に合わせるようなことはないのか、お伺いします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えします。

現在、本町の出産祝い金につきましては、第１子５万円、第２子10万円、第３子以降に15万円を給付しております。

しかしながら、徳之島両町に比べ、依然給付額が低い状況にあります。以前監査事務局より祝い金の増額の話を受け、総務課、財政とも協議を重ねた経緯がございます。

また、徳之島３町でも、いち早く子ども医療の無償化を実施してきた経緯もございますので、担当課としても、もう一度出産祝い金の増額について、財政当局と協議をし、速やかに子育て世帯への支援の強化に努めてまいります。

○１０番（永田　誠議員）

参考にまで、徳之島町が、第１子が10万円、第２子15万円、第３子25万円、第４子35万円、第５子45万円、第６子以上が50万円です。天城町の場合が、１子が５万円、第２子が10万円、第３子が20万円、第４子が30万円、第５子40万円、第６子が50万円となっております。これに比べると、本当に伊仙町のほうは、去年も第６子も第４子も結構いると思いますので、このことは本当にこの監査意見書の中に、出産祝い金の額について、徳之島３町で比較すると、当局は低い状態であるため、健康・長寿、子宝の町として両町並みへの増額を望むものであると書いてありますので、ぜひ課内で検討していただきたいと思います。

終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午前１１時４０分

再開　午後　１時０２分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんでしょうか。

○１番（井上　和代議員）

令和４年度歳入算出決算のほうの成果説明書の29ページのほう、お願いします。

消防団員の説明の中に、団員数があるんですけれども、この団員数が、喜念４名、面縄は14名、伊仙が19名、鹿浦11名と、どんどんと回るんですけれども、阿権、馬根、犬田布、糸木名という形であるんですが、各場所にはないという形になっているんですけれども、こういうこちらのほうの人数の割り振りっていうんですか、そういったもの何か対策等はありますでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

消防団の条例として、団長１名、副団長１名、分団長８名、部長８名、班長８名、団員48名というふうな条例に載っているんですが、なるべくその集落に１名ずつは配置しようというふうに考えて説得もしているんですが、なかなか、なり手がいなくて、今、まさにこの一覧表に載っているような配置になっているっていう現状でございます。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今、あちらこちらで水害とか線状降水帯とっていうんですか、そういったものの災害がかなり聞くことが多いんですけれども、この伊仙町の中でもそういった被害がなくはないというふうなことを思えば、今こちらのほうに人数の割り振りが、集落ごとになっている割り振りのほうですね、ちょっと不十分ではないのかなというふうに思ったところです。

それで、今おっしゃったように、なり手の問題もあるかと思いますので、例えばこちらのほうで、面縄と伊仙のほうがかなり多いんですけれども、こういったところであなたは伊仙だけれども何々地区ねというような形で、割り振りみたいな形のことがなされているのか、各集落の対応というのが、どういうふうな形になっているのかなというのが心配になるところなんですけれども、そちらのほうはどういうふうに対処していますでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

このように、各集落において人員のばらつきがあるのはそうなんですが、この出動依頼っていうものについては、こちらで出動依頼をかけて、地区と関係ない伊仙町全体を考えての活動としていますので、この出身の集落だけを担当するということではなくて、伊仙町全体のことをするっていうことで対応していただいているところでございます。

○１番（井上　和代議員）

それは、当たり前のことだと思うんですね。ですけれども、自分の身の回りのほうで、すぐ対応

ができる、すぐに頼るところがあるないということは、とても大事なことだと思いますので、いまこちらのほうでばらつきがある部分を担当を決めるというような形で補うというか、フォローするというような形のほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども。区長さんがいて、そして、そういう消防団員がいて、女性連のほうの形があってというようなことで、そしてまた、その中に青年団であるとか、いろんなつながりという部分ができるかと思いますので、そちらのほうを検討していただきたいなというふうに思います。

それで、59ページで生活支援体制整備事業という形になっているのがあるんですが、こちらは右のほうに書いてあるのが、長寿子宝社への委託という形になっていますが、本当にここをずっと見ていくとすごくありがたい活動というか、事業をしていただいているところなんですけれども、例えば地域の見守り台帳を作って、真ん中のほうにあるんですが、見守り台帳があって、避難行動台帳兼個人別支援システム等があるというふうに書かれているんですね。

問題になるのが高齢者の避難ということで、そちらのほうの災害時の避難について支援システムができているというような形のことを書かれているんですけれども、これはどういったところまでなされているのか、お分かりになるようでしたらお答えいただきたいなというふうに思います。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの井上議員の質問にお答えします。

この生活体制支援整備事業、長寿子宝社に委託しておりますが、こちらに書いてあるように、高齢者の見守り等を避難につなげるといった活動にもつながっています。こちらのほう、高齢者だけではなく障害者も見守りをしていただくというふうな台帳をこちらのほうで策定をしております。その台帳に基づいて、各事業所のケアマネさんだったりが、避難時においては声かけ、避難が必要かどうかという声かけをしていただいて、その中で必要であれば福祉避難所への避難というような体制をつくっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。大変貴重な活動をしていただいているなというふうにお伺いしました。

災害時にどういうふうな形で動けるかということで、結局、私たちは指示を仰いでもらうというような形になるかと思うんですね。その指示をするのに、こういった方たちの部分があって、そしてこれに先ほど言った消防団員というような形の流れ等があれば、高齢者であったり、今おっしゃっていただいたように、障害を持っていらっしゃる方たちの動きがスムーズになるのかなというふうに思います。

私たちも、本当にどこに逃げればいいのかなというようなことも確かではありませんので、そういったものの集落ごとの話合いとか、そういったものも持っていただければ、もっと災害のときにスムーズに動いていけるのかなというふうに思いますので、これから災害に対して、防災の部分でいろんなシステムを作っていただいているとは思いますけれども、今度は個々に対してのシステムというか、そういったものの流れを告知なり、活動をお願いしたいなというふうに思います。

私、こちらのほうをずっと読んでおりまして、いろんな形のノウハウを持っていらっしゃるんだなというふうには思いましたけれども、じゃあ、それが細かいところまで行き届いているのかなというところは、ちょっと私のほうの耳には届いておりませんので、そういったところももう少し告知なりをしていただきたいなというふうに思います。

そうしましたら、次、66ページ、子ども医療費ということで、こちらのほう、子ども医療費助成事業ということなんですけれども、２、３、４という形になっていますが、こちらのほう、ちょっと違いというか、そういったところをちょっと説明していただきたいなというふうに思いますが。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えいたします。

子ども医療費給付事業におきましては、経済的な理由から病院受診を控えることによる症状の悪化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、県内医療機関における窓口負担をなくすことを目的としています。６歳児に達する日以降の３月31日までの児童について、医療費の窓口負担をなくすことを目的としています。

子ども医療費給付事業につきましては、すみません、先ほどの説明は助成事業でありました。

子ども医療費給付事業につきましては、再度申し上げます。

経済的な理由から病院受診を控えることによる症状の悪化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、県内医療機関等における窓口負担をなくすことを目的とします。６歳児に達する日以降の３月31日までの児童について、医療費の窓口負担をなくすことを目的とします。

○１番（井上　和代議員）

２番、３番が、ちょっとした違いなので、その辺を助成なのか給付なのか、その辺を確認した上で説明をお願いします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

子ども医療費給付事業に関しましては、児童についての医療費の窓口負担をなくすことを目的としています。

子ども医療費助成事業に関しましては、６歳児に達する以降の最初の３月31日までの児童について、医療費の一部を助成することとなっております。

義務教育就学児医療費助成事業につきましては、義務教育就学児の疾病の早期発見と早期治療を促進し、もって義務教育就学児の健康増進を図ることを目的とし、義務教育就学児を養育している家庭に対して、児童に関わる医療費の一部を助成することとなっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。こちらのほうの財源は、確か一般財源でよろしかったでしょうか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

子ども医療費給付事業につきましては、県が２分の１、過疎債２分の１を充当しております。あと、子ども医療費助成事業に関しても同じです。

義務教育就学児医療費助成事業につきましては、過疎債を充当しております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今、県のほうで、こちらの医療費を全額というような形のお話がたまに聞こえるかと思うんですけれども、そちらのほうがもしなった場合は、こちらのほう、全部、県のほうからの助成金という形になるということなんでしょうか。

○総務課長（久保　等君）

今の少子高齢化から、国のほうもこども家庭庁っていうものを作ったり、これからの子どもたちにどうしていくかというところで、そういった省庁もできていますので、そこで国の見直し、県の見直し等があれば、この配分も変わってくるものだろうと考えております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今、言われたように、こども家庭庁ができてきたら、国からお金が頂けるかと思うんですけれども、今は伊仙町のほうで、町の財政が大変なときに、子どもたちにこういった多額の助成費を頂いているということに大変感謝申し上げるところであります。

一応、こちらのほうを見ましたら０歳から18歳まで、伊仙町は医療のほうを助成していただいているというようなことになるかと思うんですけれども、先ほどいろんな形で、子どもの、出産のお祝い金というようなお話もありましたけれども、伊仙町はこういった形で医療費の助成もかなりの金額として出していただいているということに伊仙町の住民として、ちょっと嬉しく思い感謝を申し上げるところであります。

それで、一応、こちらのほうのところで、関連するのかちょっと分かりかねますけれども、成果説明書の45ページの６番、元気度アップ地域包括ケア推進事業費というところに、右のほうの欄の下から４番目に、子育て支援活動の取組も推進しているという形で、高齢者の方がこちらのほう、子どもたちを見ていただいているというような文言があるんですけれども、これにとても私は関心というか、ありがたいなというふうに思っているんですけれども、実際にはどういうような活動になっているのか説明をしていただけますでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

子育て支援の活動についてなんですが、放課後、子どもたちが、共働きの親等で遊び場がなかったりする子どもたちに、勉強、宿題等を教えたりする活動ももちろんあります。そして、中には子ども食堂というような活動をするグループにも、ポイントを付与しているところでございます。

○１番（井上　和代議員）

そちらのほうの活動をされている方っていうのが、こちらのほうにある令和４年度になりますと18グループという形になっている、このグループ活動の中の一環ということでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

今、議員がおっしゃったように活動の一環として、全てではないですが、一環としてやっている

ところでございます。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。私のほうが、子育てのほうがちょっと段落がつきましたので、今の小さい子どもたちっていうか小学生の子どもたちが、小学生、幼稚園、保育園という形で、自分の身内ではない大人というか高齢者等もそうなんですけども、触れ合うという場がかなり少ないのかなというふうに思ったところなんですね。コロナということもあったかと思うんですけれども、こういった事業のほうをこれからもっともっと増やしていただきたいなと、今、こちらのほうにあるということだけでも、本当に私はありがたいなというふうに思ったところなんですけれども、子どもたちが大人に慣れる、高齢者に、慣れるという言い方はちょっとどうかと思いますけれども、接するということで話を進めたりとか、挨拶をしたりとか、そういったことが本当に大切だと思いますので、これから、学校のほうでもわっきゃ学校週間とかいうところで触れ合うことがあるかと思うんですけれども、そうではなくもっともっと大人とこういう高齢者とか、そういった方たちと小さい子どもたち、本当に触れ合う機会を増やしていただきたいなと思い、こちらのほうを見て二重丸をしたところでした。これからもよろしくお願いしたいと思います。

今、こちらの成果説明書のほうにはないんですけれども、不妊治療の記載っていうのがなくて、そちらのほうを何か説明できるというか、助成金であったりとか、そういったものの説明ができればお願いしたいと思います。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩します。

休憩　午後　１時２３分

再開　午後　１時２８分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保　修次君）

ご質問にお答えいたします。

伊仙町不妊治療旅費支援事業実施要項がありまして、その目的としまして、不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精を受ける際に必要な旅費に要する経費の一部を助成することにより、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するとともに、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策に努めることを目的とします。助成負担として、県３分の２、町３分の１の補助割合となっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今、時間がかかったかと思うんですけれども、不妊治療っていうものをなかなか聞くことが少ないかと思うんですけれども、女性としては、この不妊治療のほうのお話と

いうのも、女性としても、ちょっと口から出すのもためらわれる部分があるんですね。それで、だけれども、これを本当に普通に話せるような形のところまで、やっぱり引き上げていかないと、堂々とこの書類を出すとか、私はこれを今からしたいんですというようなお話ができかねる部分があるかと思うんですね。

それで、こちらのほうにも一応記載というか、そういったものも少ないということで、では町全体に対しての、そういった助言というか、そういったものがあるんですよというようなものも、かなり少ないかと思うんです。婚姻届等が入ったときに、提出されたときに、こういったいろんな助成金というか、補助とかいうものがあるんだよということの中にも、加えていただきたいぐらいの部分があるんですが、私も子どもが１人おります。でも２人目のときにはできませんでしたっていうふうに、私はできなかったのか、まあその辺、いろいろ個々によって違うと思いますけれども、でも私は笑って飛ばしましたけれども、笑っていられない方もいらっしゃるんですね。そういった方たちに対しての手助けという部分では、こういったものがタブーではない状態にしてほしいということです。

このことに対して、今、時間を取られておりましたけれども、こういったふうにならないように、もう普通にこういった助成がありますよというような形のところまでしていただきたいなと。

それと、やはりアドバイスというか、指導というか、そういったものは保健センター等ではあるかと思うんですけれども、気軽に相談ができるというような場面がほしいなというふうに思ったりするところです。

これから、子どもたちの未来に対してという部分がかなり多いんですけれども、そういったところ、お母さんたちというか、部分にも助成をしていただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど永田議員のほうからも質問があったと思うんですけれども、子どもたちに対しての、いろんな病気等で鹿児島等に行くことがあるということで、旅費が必要だなということだったんですけれども、かなり前には産科のほう、産婦人科というか産科のほうの先生もいらっしゃらないということで、３町の方でいろんな形をしていただいて、今は産科の先生がいらっしゃるということなんですけれども、今、この徳之島には小児科の先生がたまにしか来るとか、そういった形になっていると思いますので、町長、また子どもたちがこうやって増えていく、また増やしていかなきゃいけない状態のときに、小児科の先生がいらっしゃらないということは、大変な問題なのかなというふうに思ったりしますので、そちらのほうもご尽力をしていただきたいなというふうに思います。

最後にお願いしたいのが、もう１つなんですけれども、子どもの話ばかりをしていたんですけれども、高齢者のほうで、社会教育課のほうでゲートボール場を何か所かしていらっしゃることで、使用料というようなお話があったんですけれども、高齢者の方といったらあれなんですけれども、本当にゲートボールを好きで楽しんでいる方がたくさんいらっしゃるんですよね。それに対して、使用料という形が出ているんですけれども、この辺、町は優しく、町長、ゲートボール場の使用料

無料化という形の働きかけをしていただけないかなというふうに思いますけれども、これ、大変な金額が発生しますか。社会教育のほう、ゲートボール場の使用。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問にお答えします。

義名山総合グラウンドのグラウンドゴルフでよろしいですか。

○１番（井上　和代議員）

グラウンドゴルフでもゲートボールでも。

○社会教育課長（中富　譲治君）

体育施設の使用料が、全体で118万5,950円歳入があるんですが、こちら細かく、全施設の使用料となっておりますので、細かく分けるにはちょっと時間を要してしまうんですけど。

○１番（井上　和代議員）

これはゲートボール場も含まれているってこと。

○社会教育課長（中富　譲治君）

全ての施設でございます。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。体育館の使用料と、それからゲートボール場、グラウンドゴルフ場の使用料全てで、大体年間として118万円ぐらいということですね。

町長、どうですか。これゲートボール場、グラウンドゴルフ場、無料化できない数字ですか。

○町長（大久保　明君）

先般、一般質問でもあったとおりですね。それは、そういうような形で無料化や、グラウンドゴルフという話でしたけれども､あらゆる高齢者の方々のためのは無料化すべきだと考えております。

それと、先ほどいろいろ答えようと思ったんですけれども、いいですか。

産婦人科の問題が、産婦人科医がいなくなったということで、これはその時、松田保健福祉課長でしたけれども、３町でこの医療と福祉を考える会というのを立ち上げまして、それで小児科医の獲得のために３町で給与補填をするという形で、それがうまくいって、現在、徳之島には３人の産婦人科医がいらっしゃいます。

そこで、また出てきたことが、小児科医も同様にできないかということでありました。

小児科医は、今、定期的に応援の方が来ているという状況ですけれども、この予算も、そうしたら他の耳鼻科とか眼科とか、みんな、もうどんどん広がっていきますので、それは病院としっかりと連携を取ってやっていかなければいけません。

これから徳之島徳洲会、かなり規模が大きいのが今、造成から始まっていますので、その中で全てを完治する、ここで治療していくという大きな目標を掲げていますので、その中で総合病院というか、むしろ島でも最高水準の病院ができるというふうな、治療ができると、島の方々に負担をかけないというふうな形が今回の理念でありますから、そのことを自治体としても強く要請して、支

援も含めてやっていくことが重要であると思います。

今、医療と福祉を考える会ができて、その後、最近の状況を見ていますと、逆に都会に紹介する人が圧倒的多くなってきて、それでは何のための総合病院なのか、その存在すら疑問を抱くように私自身は思っていましたので、本当にこの島で何でも治療できるんだということを、新しい体制の中でやっていくように、今強く要望している状況であります。そういうことも含めて取り組んでまいります。

それから、またちょっと戻りますけれども、消防団員とかいろいろな話の中で、消防団員、町の職員ももっと各集落に分散しなければなりませんけども、いろいろ災害のときは、町の集落担当職員も連携をとってやっておりまして、もちろん駐在の方々も含めて、総合的な形での連携であるわけでありますので、決して、消防団員が喜念に１人という流れですけれども、総合的には十分バックアップできるんでないかと思います。

そういうことで、先ほどから小児科医の問題、それから不妊治療の問題も、これは今はどんどん進んできて、若い20代の女性は、凍結卵子というのを、もう外国では始まりましたので、若いうちに卵子を凍結して、結婚して子どもを産む時期になったら、その卵子を体外受精して子どもを産むとか、ヨーロッパでもそういう技術はどんどん進んでいますので、女性が仕事が忙しくて子どもができないというふうなことは、これから30代、40代でも健康な卵子であれば、健康というか若い卵子であれば十分、子どももかなり若い時のように生まれてくるわけですから、そういった技術がどんどん進んでいくと思いますし、不妊治療に関して女性が、もうそういうことは恥ずかしいことだとか、そういうことでは全くない時代になってきていると思いますので、そういうことも含めて、時代の変化についていくんではなくて、自治体であれば、いろんなことを、先進的のことを、県よりも、そして国よりも早く実行することで、やっと県、国が動いていくという事例が、今、全国的にあらゆる分野で出てきておりますので、それが町議会も含めて、各町が、我々が新しい仕組みをつくっていくんだというぐらいの気概が必要ではないかと思います。

学校統合しないということも、今になって文科省が20人学級にするとか、学校を減らしたらいけないということは、地方におる我々の方が先に気がついたということもありますので、医療の仕組みに関しても、そのようなことをできるのではないかと、私は思っておりますので、そういう気持ちでこれから伊仙町からあらゆる政策を作り出して、そして何が一番地方にとって大事であるかということも含めて、やっていけるような伊仙町議会になると、私は期待しておりますので、以上です。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。心強いというか、不妊治療とかも、本当に口に出すのもっていうぐらいの気持ちもあったりするところを、今、町長のお話をいただいて、これから伊仙町、給食費が無料になったり、先ほどおっしゃっていました子ども医療費の一部負担であるとか、先進的な部分を進めていただいている中で、また、この不妊治療の助成を強く出していただければ、うれしいかなと

いうふうに思います。

今、いろんなお話をいただきましたので、もう一回確認させていただきます。ゲートボール場、グラウンドゴルフ場、無料化の形で進めていただいてもよろしいでしょうか。ということですので、またそちらのほう検討をよろしくお願いいたします。

それで、もう１つだけ、ちょっとあちらこちらに行ってしまうんですけれども、60ページ、こちらには認知症のほうが書いてあるのですけれども、こちらの右のほうの真ん中あたりに、認知症サポーターキャラバンメイト不在というふうになっているんですけれども、このキャラバンメイトというのはどういった資格というか、どういった方なのかという説明をお願いしたいと思うのですけれども。

○地域福祉課長（大山　拳君）

ただいまの質問にお答えします。

このサポーターについては特別な資格、講習等は必要ございません。こちらで認知症サポーター要請講座というものを開催します。その講座を聞いていただくことで、サポーターとして登録していただくというような形になっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。今、伊仙町のほうには不在というふうになっていますけれども、そういった講座を受けられている方は何名ぐらいいらっしゃいますか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

質問にお答えします。

具体的な数字っていうことは、今、資料がないのでお答えしかねますが、こちらのほう、講座等は町内町外問わず、依頼があれば医療機関等でも行うことをいたしております。また、民生委員等にこちらのほうから出向いて講座を開催するというふうな計画でいろいろ動いているところでございます。

○１番（井上　和代議員）

そうしましたら、今現在あるということではなくて、要請をしたら開くというような形でよろしいでしょうか。

○地域福祉課長（大山　拳君）

要請ももちろんでございますが、こちらのほうで当年度において計画を立てて、その中で実行していくというふうな形もとっております。

○１番（井上　和代議員）

ありがとうございます。こちらのほう、認知症のほうもかなり問題も多々かと思うんですけれども、こちらのほうで認知症カフェについてとか、集いの場とか、そういった形のことをなされるというような記述があるんですけれども、そういったことで、そういったサポーターがいらっしゃると、またいろんな情報を得ることができると思いますので、これからもこういったもの、今おっし

ゃっていた民生委員のほうですか、そういったところからでも、どんどんこういうキャラバンメイトというような方が多くいらっしゃれるような活動をお願いしたいというふうに思います。

もう何日か前から、こちらのほうの成果説明書を見させていただくところで、かなり皆さんのほうでいろんな活動、いろんな助成金を持っていらっしゃると思いますけれども、やはり発信という部分が少ないのかなというふうに思います。

かなりいい活動というか、いい助成金もあったりする部分があるんですけれども、なかなか耳には届いてこないというようなところがあるかと思いますので、皆さんの頑張りをもっと表のほうに出していただいて、伊仙町のほうで頑張っていらっしゃるというところを見せていただきたいなというふうに思います。

本当にありがとうございます。はい、以上です。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後　１時４８分

再開　午後　２時０３分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ありませんでしょうか。

○１１番（福留　達也議員）

監査報告書の４ページお願いします。

農林水産業分担金、これの一番右側の徴収率、毎年やはり低くて、令和２年度が13.2％、令和３年度が12.5％、４年度が9.4％と本当に低い感じで、毎年毎年指摘されていると思うんですけれども、成果説明書の92ページお願いします。

成果説明書92ページの一番右側の成果及び問題点のところで、成果としては平均３反区画の補助になり、大型農機での作業の効率化が可能になると、こういった成果２つ、３つ、あとあります。

問題点のところに、湧水というのかな、沸き水が多く、配分後に排水整備などが必要になり作付けができず、受益者からの苦情もあると。実際問題、この土地改良をしてもらった後に、自分の区画を分けてもらった、で、喜んで、そこにじゃあ植え付けをしていこうと、そういったときにそこから沸き水が出ると、植え付け作業もできないと、そういったことがあると、確かにこの分担金払いたくないなという気持、分からないでもないんですけれども。これ、こういった問題点がありますけれども、この沸き水に関して、これが出たといった、その土地改良事業が終わった後に沸き水が出て植え付けもできない、こういったところはどう対処しているんですか。

○耕地課長（稲田　良和君）

質問にお答えします。

換地後に、湧水が出たという報告は、今、私が耕地課に来てから何件か出ています。その出たところを、これ、県の入札で事業しているところですので、県に報告して、湧水処理の工事のほうも行っているところでございます。

○１１番（福留　達也議員）

実際、その後水が出たと、沸き水が出ると、そういったのを県に報告して、改善して、その方に渡しているという現状ですか。

○耕地課長（稲田　良和君）

質問にお答えします。

換地後、植え付け作業するときに、畑全体的ではないんですが、ごく一部に湧水が出るということで、その湧水処理の工事をしてもらっているというところでございます。

○１１番（福留　達也議員）

実際、その方は、その方というのかな、この、今、問題点として出てきている沸き水があって植え付けもできないというクレームがあって、分担金の支払いもしていない、それを改善した後は、じゃあ、きちんと支払いが行われているということでよろしいですか。

○耕地課長（稲田　良和君）

今、私が来てから、そういうことはないと思っています。ちゃんと、きっちり、今、換地処分終わって、今から分担金を発生するわけですが、過去に関しても、若干そういう処理もしているかと思います。

○１１番（福留　達也議員）

いろんな問題があって、問題点の２点目には、排水がきちんとできていないとか、３番目のほ場中央配管がネックになっており、同意が、同意取得が伸び悩んでいる。３番目は、これどういったことですか。

○耕地課長（稲田　良和君）

質問にお答えします。

畑総終わった後、面積、畑の形にもよりますが、畑全体にまんべんなく水をまく、するようには中央配管、真ん中ですね、隅の方にはスプリンクラーが従来立っているんですが、３反、４反という畑になれば、真ん中にスプリンクラーを設置しないと畑全体に水がまけないので中央配管です。

ネックとしては、問題としては、管理作業、畑を耕すとか、機械化になって、その配管が邪魔だという方もいらっしゃいますが、やっぱり畑かんを推進する以上、水の大切さというのを説明しながら、同意を取っているところでございます。

○１１番（福留　達也議員）

分かりました。

令和４年度の問題点としては、３つほど上がっていますけれども、根本的にこれ、ずっと徴収率が10％前後と。やはり変な見方をしてしまうんですけれども、請求されたってほったらかしてたら

何とかなるよとか、そういう感じになっていないか、課長としてどう感じますか、これは。

○耕地課長（稲田　良和君）

すみません。民法改正等がございまして、今、町税並みという形になっておりますが、これは畑総は申請事業でありますので、今、私、あちらこちら問合せしながら勉強しているところでございます。ちゃんと法に従って、徴収のほう進めていきたいと思います。

○１１番（福留　達也議員）

この徴収率が、本当に際立って低い分担金、どうにか改善して、上げていっていただきたいと、毎年言われてますけれども、よろしくお願いします。

成果説明書の２４ページお願いします。

３番の、広域連携等事業というところですね。これの問題点として、形骸化した事業もあり、真に必要なのか検討する余地があると書かれております。今後、検討していくんでしょうけど、今、分かる範囲で、こういったのはちょっと不要だなとそういったものがあれば教えていただきたいと思います。（「もう一度よろしいですか」と呼ぶ者あり）成果説明書の２４ページ、いろんなところに負担金を出しております。だけど、この中で一番右端には、全て必要な事業かどうかと、今後検討していきたいという形で書かれています。今の時点でこれが必要、こんなのがもう大して必要じゃない、これは大事だ、そういったのが分れば教えていただきたいなということです。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この金額等も、ちょっと見直しした方がいいんではないかというところもございまして、各総会の時に、負担割合とかそういうものについても協議をしているところでありますので、どれが必要じゃないということではなくて、負担の額の見直し、その辺も必要でないかということで、各種総会等で協議しているところでございます。

○１１番（福留　達也議員）

真ん中辺りに非常勤職員公務災害保障等組合というのがありますけれども、これは会計年度職員に対応するそういった組合ですか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この公務災害保障等組合への負担金でありますが、会計年度任用職員等の案件でございます。

○１１番（福留　達也議員）

以前、昨年かな、清掃作業をするということで、小原海岸の清掃作業をするということで、ごみが結構あって、その崖を登ってのごみを撤去は難しいということで、前泊から漁船が出て、小原の沖で漁船にそのごみを乗せて運んで廃棄したという作業がありました。

そのときに、職員の方と任用職員の方２名が、波が荒くて腰を圧迫骨折したとか、そういった事例があったんですけれども、職員はきちんとした公務災害規定に則ってきちんと治療費も出たと、

一方、任用職員ですか、何の保障もなくて大変な思いをしたということを聞いたんですけれども、こういったところで、その方に対する保障というのはないんですか。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　２時１３分

再開　午後　２時１５分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

先ほどそのような事例が発生したということであったんですが、この会計年度任用職員については、もともと使用するこの船に乗る予定、それからこの雇用の条件が事務員ということでしていた方がこのような安易な形で作業に当たってけがをしたということでありまして、申請をしたものの、この適用が該当しないということから、この補償という形ではなくて症病手当という形でも検討をしたんですが、それでも適用しなかったということで、そのような事例が発生したものでございます。

○１１番（福留　達也議員）

我々、普通に見れば、非常勤のその公務災害ということで、役場からそういった清掃作業をしようと言われて出て行ったら、何かいろいろ要件があるようですけれども、含まれると思うんだけれども、じゃあそれはもうそれでいいという形で処理するんですか。今後、そういった人が出た場合にまた同じような対応しかできないわけですか。

○総務課長（久保　等君）

今後、そういった、何かをしようとしたらそういった壁といいますか、がありますので、逆にそういった補償ができる方を中心に対応していただくということを進めていきたいと考えております。

○１１番（福留　達也議員）

ぜひ、そういったところの対応はきちんとしていただきたいと。作業内容はほぼ一緒なわけですから、そういった、細かく言えばそういったものに当たってなかなかその補償もできないかもしれないけれど、どうも違和感がある、そういった形でありますので、今後はきちんとそういったものも対応していただきたいと思います。

成果説明書の30ページ、お願いします。

寄附金の状況です。この表を見てみますと、その寄附金の希望事業として、特に指定がなく何にでも町に使ってくれというその他寄附金というのが一番多いですね。その次に子育て支援、３番目として環境保全、４番目に特産品開発、こういった順番で来ているのかなと見ていました。環境保

全に関してちょっと聞きたいんですけれども、事業内容としては世界自然遺産になったということで、世界自然遺産の推進事業とか美しい村づくり総合整備事業と、こういったところに組み込まれておりますけれども、最近、世界自然遺産になっていろんな活動、保護団体等頑張っておりますけれども、よく聞く問題として、夏場の間、昆虫をトラップを仕掛けて大量に取っていく人がいると。あるいは外来種のシロアゴガエルというのが大繁殖して生態系を狂わすんじゃないかと、そういった心配がなされておりますけれども、そういったところにもこのあれはつぎ込まれておりますか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

お答えいたします。

外来種駆除に関しましては、奄振交付金のほうの事業を活用いたしまして実施しております。また保護活動におきましても奄振交付金のほうで徳之島３町保護協議会のほうで対応しております。

○１１番（福留　達也議員）

そうなんですけれども、今、駆除対策等をしている、そういった団体の方に聞くと全然予算が足りないと、そういった話は聞いたことはありますか。これで、もし残っているんだったらそういったところにつぎ込むことはできないかということですが。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

団体のほうに委託事業等で委託しておりまして、また環境省のほうとも連携を取りながら、各団体とまた密に連携を取りながらこういう対応をしていきたいと考えております。

○１１番（福留　達也議員）

実際足りなくて困っている状況であります。

それと、昆虫のわなを、トラップを仕掛けて大量に持っていくと。こういったのは条例を作らなきゃなかなか改善できないという話を聞くんですけれども、これは条例を策定して防止というのは可能なんですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

一般の昆虫に関しては、採取は違法ではないので不可能ですが、今年度は区長会のほうで各集落、昆虫トラップによる昆虫の捕獲等はしないということで、区長会のほうで確約をして、今、トラップを仕掛けることはできないようになっております。

○１１番（福留　達也議員）

貴重な３種類ぐらいのクワガタは採取ができないということになって、それを取ると違法ということで罰則の対象になるんですけれども、それ以外の昆虫に関しては個人の私有地に入って取るのは問題なんだけれども、山林等、制限されていないところで取るのは幾らでも構わないということでどんどん取られているらしいんですけれども、これも後々大問題になっていく可能性もあることでありますから、何とか対応を考えていただきたいなと思っております。

それと、特産品開発について、ちょっとお聞きしたいと思います。

これ、ふるさと納税で指定された特産品開発に関しては、ふるさとレストランプロジェクト、それともう一つ何か書かれておりますけれども、ふるさとレストランもものすごい好評だったのかなと思っております。これ以外にも何か使われておりますか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

現在、ふるさとレストランプロジェクトの横に食の魅力発信事業負担金とございますが、こちら昨年度から行っておりますDISCOVER　TOKUNOSHIMAの負担金になっております。

○１１番（福留　達也議員）

このふるさと納税の寄附では、今、言ったDISCOVERというのと、ふるさとレストランという、それだけということですか。

この成果説明書の34ページ、いいですか。

12番の地域おこし協力対推進事業の評価の中で、一番最後の４行目なんですけれども、返礼品の種類が少なく離島の特徴である周りが海であるにもかかわらず、海に関する返礼品と種類が少ないものでアイデアを出していきたいとか、あと76ページ、10番の生活改善センター運営費です。そこの講評の中で、真ん中あたりから、老朽化で使用できない等の問題はまだ残っている。今後も必要性を判断しながら設備を整えていきたい。こういった意見書が、評価があります。

思うんですけれども、ふるさと納税で特産品開発を希望して寄附してこられる方の希望というのは、島の特産品いろいろありますけれども、パッケージがちょっと大き過ぎたりとか、デザインがどうのこうのとか、そういったところにもうちょっと工夫したらより売れるんじゃないかと、そういった思いで特産品開発に対するふるさと納税が来ている部分も結構あると思いますけれども、今後、そういった感じでパッケージ等そういったのに関する部分に力を入れる予定はありませんか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問でお答えします。

パッケージ等につきましては、福留議員がご指摘のとおり、いろんな昨年は、全国和牛共進会とかいろんな形で参加させていただきましたが、やっぱり伊仙町は特にパッケージとイラストとか、そういったお客さまを引きつける魅力あるパッケージングができていません。それに当たりまして、伊仙町のブランディング、ブランドを確立していくことが今一番必要なことかなと思っています。いわゆる鹿児島で言ったら黒という色を使いながら、そこに起因するいろんな黒牛ですとか、いろんな黒豚とか、そういったところでマスコットキャラクターを作ったり、そこら辺をしていかないといけませんし、やはり熊本で言ったらくまモンとか、そのパッケージだけで、中身がどうとかこうとかじゃなくてそのパッケージが欲しくて、お客さまが消費を、購入されている方もいましたので、その重要性は一番認識しているところでありますが、これについてもまた一番農林水産物の販促されている経済課とともに、またブランディングに向けて協議連携を進めていきたいと思っています。

○１１番（福留　達也議員）

いい素材はたくさんあるんだけれども、売り方というのかな、大きすぎたりとか、黒砂糖にしたってその１kgでどんと売るんじゃなくて、200ｇずつ小分けにして売ったりとか、いいパッケージだったり、そのデザインだったり、そういったところが求められていると思いますので、そこら辺りももうちょっと力を入れていただけたらと思っております。

成果説明書の94ページ、３番の、ハブ撲滅対策費に関してですけれども、これ今、令和４年度で1,720匹確保されたのを持ち込まれて、これ保健所に持って行っていると思うんですけれども、これ保健所に持って行った後はどのように処理されているものですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

こちら殺処分となっております。

○１１番（福留　達也議員）

その皮を使うとか、その毒を何かに持っていくとかじゃなくて、ただただ殺処分しているだけということですか。

これ、２、３日前の南海日日のコラムですね、南海天地に書かれてあったんですけれども、このハブの毒のある部分で、認知症というのは脳にタンパク質がたまって、それが細胞を傷つけて認知症が進行していくということらしいんですけれども、そのタンパク質をハブの毒の一部を用いると、9割がた溶かしていくと。これ東京大学と東北大学が共同研究して最近分かったということで、非常に有望視されているという記事でありましたけれども、今、日本とアメリカでその認知症の薬が開発されて販売しているらしいんですけど、それは物すごく高価で、あとまた早期の認知症患者にしか適用しないと言われておりますけれども、今後、このハブが物すごい価値のあるものになるんじゃないかという感じなんですよ。これをただただ捕まえてもって、処分するというのもどうかなと今思いましたけれども、ハブの皮の財布とかそんなのに使われているのかなと思ったら全然違うわけですね。どうにか、もうちょっと担当課でも調べて有効活用できないか、そんなのを検討していただきたいと思いますが、どうですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

福留議員のただいまのご質問をお答えします。

以前、福留議員が言われたように、島ではマジュンと言われているんですけど、島外の方が、そのマジュンを捕まえて商品化して返礼品できないかという意見があって、保健所のほうに一度行ったことがありました。そのときに、捕獲されたハブをどう処理しているかというのですけど、まず取ってきたらそのまま冷凍で保管していたんですよね。見せてもらったんですけど。それを沖縄県のそういったハブを原料としている企業さんが入札をして取っていっていると。そのとき、私が見に行ったときは、ちょうどコロナ禍真っ只中で、そういった消費がなかなか進んでいないという状況もあってもう入札にも応じられない状況だったんですけど、その結局、ハブをずっとストックするわけにはいけないので、そのときはもう泣く泣くクリーンセンターのほうで焼却処分ということ

で受け取りはしていたんですけども、今、言われるハブが持つそういった功能とか皮、いろいろ使える部分があるかと思いますので、我々としても返礼品とかでそういったもの、加工なりいろんな形でできるものがあれば、またそこら辺もまた特産品として検討していきたいなとは思っております。

○１１番（福留　達也議員）

たまたまその２、３日前のその南海の記事を見て、本当にもったいないなあ、これ島ではただただ取って捨てるだけのハブなんだけれども、本当に貴重な存在になっていくのかもしれないと思いましたので、ぜひそこあたりも調べていっていただきたいと思います。

ちょっと決算とはちょっと離れるんですけれども、昼時間に相談を受けた件があって、あの相続法なり、統計法なりが改正されて、来年からは相続が発生した場合に、今まではもう何年もほったらかしてても問題なかったんですけれども、来年以降は３年以内にそのきちんと相続の登記まで済ませなきゃいけないという流れになってきていると。そういった場合に、伊仙町には以前その司法書士事務所があったんですけれども、現在はなくて、天城町、あるいは徳之島町まで行ってその相続の登記の手続をしている現状であります。

まあ若い方は別に問題ないんでしょうけど、年配の方では、やはり亀津まで行くとか、どんなことをどう相談していけばいいのかと不安になっている方がいると。今後、新庁舎に移ったときに、そういった簡単な窓口というのかな、どういった手続をしたら、具体的なその細かな登記の作業までは厳しいかもしれないんですけれども、どこどこに行ってどういった手続をすればいいですよと、そういった住民サービスの窓口、そういったのを設けることはできないかという相談がありましたけれども、そこら辺りはどうですか。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

今のところ、その相談窓口の案内というところでは、設置を考えていないところでありますが、そういった住民が一番初めに来て、こういう相談に来ましたということを聞いて、それについてはどこどこの課が一番分かっていますのでそこをお尋ねくださいという案内は随時していこうと考えていますので、またこの新庁舎について、このような形が望むという町民の声なども聞いて、それに対応できるようにまたやっていきたいと考えております。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問に補足説明します。

確かに福留議員がおっしゃられたように、令和６年４月１日から相続登記の申請が義務化されます。義務化されることによって罰則事項が出てきたり、いろんな問題点が発生します。伊仙町においては今言われたように、登記申請の事務の受付の代行をされる司法書士さんとかが現在は不在です。コロナ禍により法務局のほうが２か月一遍ぐらい出張登記所ということで役場のほうの会議室等を借りて受付をしていたんですけど、それもコロナ禍等で現在中断している状況です。その中で、

法務局さんのほうからウェブのほうで町民の方の相談を受けるような体制を今、作っていきたいということで相談を受けております。ただし、その中で、これから進む伊仙町の中で自宅のほうにウェブで通信ができるような設備を持った方が少ないとか、高齢者が多いということで、申請をして申入れることで役場のウェブ会議の設備の整った場所で受付が可能かというようなことも問合せて、法改正が行われる来年４月１日までに各不動産関係の登記事務に関しての手続の仕方のサポートをしていく段取りを今しているところであります。

○１１番（福留　達也議員）

分かりました。今後、そういった感じで法務局あたりからこういった感じの対応ができるというのがほぼ分かってくれば、広報紙等にきちんと載せて案内していただきたいと思っております。

それと、最後になりますけれども、今回の一般質問、あるいは補正等においていろんな角度から議論があった慰霊塔の改修に関してなんですけれども、今日昼間、我々議員のＯＢの方たちが役場に見えて、ぜひこの平和のシンボルを未来永劫伝えていきたいということでありがたい寄附があったことに本当に感謝したいと思います。またこの２、３日、急激にクラウドファンディングが伸びてきている状況でありますけれども、何かいろんなツールを探って取組み方が変わったことがあったんですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

今週土日と沖縄のほうに職員のほうが闘牛大会でのＰＲ、また土曜日、町長のほうが鹿児島での郷友会へのＰＲ、そして昨日、読売新聞の全国版のほうにも掲載されたということで、今回ちょっと伸びている状況だと思います。

○１１番（福留　達也議員）

郷友会を中心に最初は進めていたと思うんですけれども、今おっしゃったように、読売新聞ですか、全国三大新聞のそういったところに広告した成果なのかなと思います。今後もいろんなツテを探しながら、みんなで協力して、これをぜひ成功させるように我々も頑張っていきたいし、執行部の方も頑張っていただきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑はありませんでしょうか。

○７番（清　平二議員）

令和４年度歳入歳出決算書、決算書に入る前に来年からぜひお願いですけれども、この決算書が、非常に字が小さくて見にくいんですよ。せめて成果説明書ぐらいの字にしていただければ、私たちもいいんじゃないかなと思いますので、ぜひ来年度の決算書は字を少し大きくして、私たちも分かりやすく、見やすくなるように、ぜひお願いしたいと思います。

では予算書のほうからページを追っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

ページ、５ページ、それから法人税がありますけれども、この不納欠損が10万しています、この

理由を何か分かれば教えていただきたい。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

法人税のほうでの不納欠損額、いろいろ調査をしたり、法人に関してはその法人格が解散して代表者等が分からないときに法人部分でもう請求ができないということで不納欠損にしている部分があります。

○７番（清　平二議員）

事業主が分からないということで不納欠損ということですけれども、その下に、軽自動車の種別割の不納欠損が現年度と滞納繰越分がありますけれども、これも説明をお願いします。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今、質問にあった法人税、それから固定資産税、すみません、軽自動車税種別割、種別割というのは環境性能割という制度ができた部分で、もともとの軽自動車に課税していた部分が今、種別割として課税されております。くらし支援課のほうで歳入関係で不納欠損に上がっている部分は、まず時効が成立した部分、それから執行停止等を行い経過して資力回復しないということで不納欠損に入れる部分、今、言った軽自動車税等の中ではまず執行停止を打った中で資力回復せず、担税の能力がないということで不納欠損に入れた部分、それから請求者が所在の調査を入れているんですけれど請求できずに徴収できなかった部分等が含まれております。

○７番（清　平二議員）

ページ、７ページ、分担金及び負担金、項１分担金、農林水産業分担金の収入未済額は4,295万5,000円でありますが、主にどういう収入未済額でしょうか。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

これは昭和時代からの滞納の金額でございます。

○７番（清　平二議員）

土地改良関係の収入未済額ということでよろしいわけですね。

その次に、下のほうに民生委員の負担金があります。その民生委員の中で、児童福祉負担金とありますけれども、これの未収入済額がありますけれども、これの説明をお願いします。

○子育て支援課長（久保　修次君）

児童福祉負担金の収入未済額10万7,690円につきましては、先日、補足説明のほうでいたしておりましたが、保育所に入所している児童の保護者負担金であります。今年度８月で９万5,000円が納入されており、残り１世帯分１万2,690円になっております。この分につきましては通知書、納付書を随時発送し督促に努めております。

以上です。

○７番（清　平二議員）

保育料ということで受け取ってよろしいでしょうか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

保育所に入所している児童の保護者負担金であります。

○７番（清　平二議員）

私の勘違いか分からないんですけれども、保育料は今、完全無償化にはなっていないんですか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

３歳以上は無償化であります。３歳未満の保護者負担金になります。

○７番（清　平二議員）

町によっては０歳児から全部無償化になっているという町もあるみたいですけれども、やはり私たち伊仙町も子宝の町と言われながら零歳児、１歳、２歳、３歳、保育料を取るとやはり保護者に負担がかかると思います。聞いた話によりますと、島内で保育料を完全無償化している市町村があると。若い人たちは、そういうところが住みやすいということで、何かこう他町村にというか、島内の町村に移動するというのがありますけれども、その辺のところは把握しているのでしょうか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

隣接の町におきましては保育料を無償化していると認識しております。

○７番（清　平二議員）

町長にお尋ねします。やはり隣接町村にこういう保育料を無償化していると、保護者を非常に助けているということでありますけれども、やはり伊仙町もこういう具合にして若者が住みやすい町にするという町長の指定方針がありますけれども、今後はこのような保育料を無償化する予定があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

今現在、０歳児から２歳児まで全て保育料を無償化にしているということを、ちょっと情報が入っていませんので、今どこの町がそうしているということはちょっと分からないところであるのですが、いろいろな施策の中で給食費の無償化等にも早めに対応しています。ですが、他の何の事業を縮小してこれを保育０歳児から２歳児までの保育料に充てるかというところもありますので、その辺はまた検討するという形でしか答弁ができないところであります。ですので、そういったところも調査をして、またこの予算全て、先ほどから何回も質問の中にあります。ここはただにしてくださいという意見もございますが、これは財政に入ってくる歳入に応じた形でしか予算というのを含めないわけですので、その辺も考慮した形で今後、検討を進めてまいりたいと考えております。

○７番（清　平二議員）

今言った総務課長の言葉と、それから子育て支援課の課長ですか。隣の町は保育料を無償にしているという、課長会議の中で分かっていて総務課長が知らないというのはちょっとどうでしょう

か、町長。隣の町はこういうしていると担当課の課長ははっきり言っているわけですよ。そして町長は施政方針の中で若い人たちを住みたい町づくりをしたいということ、ずっと施政方針の中でも言っていますけれども、ちょっと矛盾していると思いますけれども。町長の政治施策としてどう思いますか、町長。

○町長（大久保　明君）

ある町の町長から、出生数が伊仙に近づいてきたという話を直接聞いて、それから伊仙町を抜くつもりでやっているという話は聞きました。その要因をすぐ調べればよかったんですけれども、今回、今、私の課長会でのそういうことに関する危機感をもっともっと強くしていけば、課長もいろんなことを、両町のことを調べて報告してきたと思いますけれども、その辺は町長として指導が足りなかったと、今、反省をしております。

そして、この議会中に分かったことは、出生祝金が伊仙町が最高15万円までですけれども、ある町はもう年齢ごとに50万、60万円と出すようになっていると聞いて、こういうことだったんだなということに気がつきました。ですから、出生率をある町の町長は、伊仙町は自分たちの町はこうだと思う、あらゆる場でひっくり返すんだというぐらいの発言をしておりますから、伊仙町はそういうわけにはいきませんので、今後、給食費無料化は先陣を切ってやったわけでありますけれども、この競争のための競争ではなくて、やっぱり住みやすい町にしていくために思い切った政策転換は必要です。

今、何が一番大事かというと、国においてもそう思いますけれども、人口減少問題が最大の、最大の課題でありますけれども、そのことは現実的には、10年後、20年後考えたらこの国は悲惨な状況になるのは誰でも分かっていますけれども、ただ現実では継続した事業を縮小するとか、そういうことが思い切ったことができない中で、それでは高齢者のいろんな予算をどのように説得して理解していただくかということなどが課題になります。

個人的には日本の社会保障、特にいろんな病院にかかっている方々の医療費が非常に高い状況です。ただこれは、国は手をつけることができないわけですね、その組織があって。組織からいろんな協力を得ることができない、協力というのは政治の中での協力ですね。そういうことなどを考えて、手を打つことができないけれども、もう、例えば高額医療費をいかに減らしていくかと。そして本当に必要でない治療をいかに減らしていくかと。私、これ、報道を聞いているかもしれませんけれども、日本の医療費を今一番改革しやすいのは人口透析問題であります。これは、ほとんどの方が分かっていますけれども、ただその学会の方々、その組織を破壊することはできないということですけれども、それは国が入れ直していかなければならないことでもあると思います。

そういうことを視野に入れながら、この島のまちづくり、どうしていくかと。高齢者がこれから島に戻ってくると。そうでなくて、この医療体制がしっかりすればこの島に多くの方々が来て第二の人生を送っていくかということなどを考えて、大局的に、長期的にいろいろなことを考えた中で予算の優先順位というものを思い切った形で決めていくということ。それは、それに対する反発も

もちろんあるし、いろんな方々から苦情があるかもしれませんけれども、長い目で見たときのまちづくりを見て、今、清議員が言った、医療費をいかに安くしていくか、それから無駄な医療費をいかに削減していくかなどもしっかりと議論をして、皆さん方もいろいろ研究してやっていけるような政策の中での予算の優先順位は、このぐらいの、伊仙町の規模の自治体であれば本当にダイナミックに変えていくことは可能ではないかと思いますので、今、言ったこと等を含めて、予算編成の中で、これはずっと簡単な話をすれば、人口が増えれば増えるほど地方交付税が増えていくということですから、そのためにあらゆる地方を絞って人口を増やしていくと。例えば農福連携ということは、日本では厚労省が全く関心がなかったけれども、地方にいろんな福祉関係の方々が移住することで、その自治体は人口が増えていけばいろんな予算の配分も増えてくるということを中央が最近、気がついてきていると思いますので、そういうことも含めて、話が大変飛んでしまいましたけれども、そういう気持ちで保育料の無料化、給食費の無料化は、今回の来年度予算の中ではそのことをしっかりと優先した形で盛り込んでいくことが非常に重要であるし、そのことは断行したいと思います。

○７番（清　平二議員）

今、町長から、私は一般質問の中でも医療費の削減をどうしたらいいかなということをいろいろと議論してきましたけれども、また町長自らもこういう話をしました。また給食費の無料化ということだったんですけれども、教育費は総務課長にお尋ねします。

○町長（大久保　明君）

私は透析の治療は腎移植に進めていくべきだと思っております。そのことが日本の国内ではなかなか進まないということでありますので、そういうことなどを国が断行していくことは医療費の削減には間違いなくつながってくると思います。またいろいろな、こんなことを一町長が言ったらいけませんけれども、やはり無駄というか、世界の潮流に合わないようなことを日本はまだやっているということなどは、それはみんな分かっていますけれども、ただそれは政治的な問題とあって解決できないということでありますので、先ほど言ったことは、腎移植ということがこれから進んでいくことが非常に重要ではないかと思っております。

○７番（清　平二議員）

今、医療の話が出ましたけれども、また決算のほうで進んでいったらそのようなところをまた議論していきたいと思います。

先ほどから町長は給食費を無料化にしたと言いますけれども、教育委員会総務課長にお尋ねします。これは、要保護、準要保護は前から無料だったんですよね。どうですか。

○教委総務課長（町本　勝也君）

お答えいたします。

ご質問のとおり、準要保護の対象の方には給食費に関する経費として助成を行っていたという状況でございます。

○７番（清　平二議員）

だから、これは準要保護に関しては国の補助金をもらってかなっていったということですね。

○教委総務課長（町本　勝也君）

この給食費については確か国の補助は使われていないという認識でございます。

○７番（清　平二議員）

私が教育委員会にいたころは、準要保護はもらってなかったんですよ。それ、いつからかもらっていないのか分からないけれども、要保護、準要保護があって、この無償化になったということで子どもたちに非常にいい機会だったんじゃないかなと思います。例えば課税世帯には給食費が高くて、その準要保護の方々からは給食費をもらっていなかったと。それをまた学校が金を集めて子どもたちにこう袋を渡すものだから、やはりそこで差別化が出てきて、私はこの差別化がなくなったことで非常によかったなと思っています。もう１回、給食費の無償化になる前に、その準要保護の関係を調べてまた教えていただきたいと思います。

ページ13ページ、款20ですか、項３目３農林水産業費の農業費の雑入ですか。これをちょっと内訳を教えていただきたいと思います。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

内訳は収入済額のほうですか。（「収入未済額」と呼ぶ者あり）収入未済額につきましては、糖業振興会の賠償金、また農業成年給付金の返還金となっております。

○７番（清　平二議員）

糖業振興会の賠償金ということですけれども、これは今、警察に訴えているということですけれども、いつごろこれを解決するのか。その時期が分かれば教えていただきたいです。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

刑事事件のほうにつきましては、検察庁などの調べが入ると思います。民事訴訟につきましては裁判官の判決が出てくることになります。その時期というのはこちらではまだ分かり得ないことでございますが、もうしばらく時間はかかりそうな気配はしております。

○７番（清　平二議員）

もうしばらくというのは５年かかるのか、10年かかるのか、そのしばらくというのか分からないんですけれども、これを早く告発でもして、早期に警察、民事、そういうものを進める必要があると思いますけれども、その辺のところ検討する余地があるのかどうか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

刑事事件につきましては、これまで何度か説明しておりますが、告訴上の提出済み、告訴を受け付けられて、現在、検察のほうで調査が進められている状況でございます。また民事につきまして

も、こちらも何度か説明いたしておりますが、訴状を裁判所のほうに提出済み、現在裁判中となっております。

○７番（清　平二議員）

やはりこの糖業振興会の賠償金問題、もう３年ぐらいなるんじゃないかなと思いますけれども、長引かないように早期に解決することをお願いします。

それでは、次の14ページ、教育委員の雑入の中で、社会教育の雑入、収入未済額は262万9,280円ですか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問のお答えします。

収入未済額の262万9,280円は、多世代機能拡張事業の未済額となっております。多世代機能拡張事業です。

○７番（清　平二議員）

多世代機能未収金ということですけど、回収する見込みはありますか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

ただいまの質問のお答えします。

現在、毎月２万5,000円ずつ歳入がある状況でございます。

○７番（清　平二議員）

毎月２万5,000円ということだが、これは１人なのか、２人なのか。人数は。そうすると２万5,000円ずつ払っても月に25万、10年かかるわけですよね。240年、やがて10年近くかかるわけですよね。これは何人なのか。１人月２万5,000円ずつ入っているのか。

○社会教育課長（中富　譲治君）

相手方は１名でございます。月々２万5,000円歳入があるところでございます。

○７番（清　平二議員）

毎月入っているということですね。なるべく早くこれも回収して、解決するようにお願いします。

18ページの企画費の中に、委託料が不用額として大分残っていますけれども、これの説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

企画費の不用額106万8,976円につきましては、補足説明でも述べましたとおり、伊仙町ＰＲ動画製作委託料において当初300万円で予算化していたものについて、業務効率及びスケジュール短縮等をして費用を圧縮できたことが最大の要因であります。

○７番（清　平二議員）

その下の、次のページの18負担金補助及び交付金の630万4,903円ですか。これについても少し説明をお願いします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

630万4,993円の主なものとして、特定地域づくり事業協同組合の実績に伴う補助金の執行残472万2,000円がこの執行残不用額を占めております。

○７番（清　平二議員）

では成果説明書のほうに移らせていただきます。

ページ23ページ、がんばる集落支援金177万1,000円とか１万8,000円とかありますけれども、何かこれについて基準とか、あるいはまたどこから収入があるのか、その説明をお願いします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

このがんばる集落支援事業補助金でありますが、これはふるさと納税の寄附額を利用してこの事業を行っているものであります。基準ということはないんですが、当初、備品購入とかそういうものではなくて集落の活動、そういったものを中心に支援をするということで、各集落のほうで申請が上がってきたものに対して１集落30万円の補助を行うという仕様でございます。

しかしながら、活動する中で、備品等も必要になってくるということから、これも補助の対象として扱わせるのではないかという協議がなされまして、今ではその備品についても補助を行っているところでございます。

○７番（清　平二議員）

１集落30万円ということですけれども、大まかに言って６集落ぐらいの対象ですか。何集落の対象なのか。

○総務課長（久保　等君）

当初予算で計上していますのは10集落分300万円でございます。

○７番（清　平二議員）

予算じゃなくて、この決算の額でも何集落にこれをやったのかということです。

○総務課長（久保　等君）

令和４年度については８集落でございます。

○７番（清　平二議員）

やっぱりこの８集落、10集落あったけれども、８集落は事業済みということですか。これも私たちが分かりやすいように基準等を設けてしていただきたいなと思いますので、やっぱりその基準等ももしよかったら後日でもいいですけれども示してほしいと思います。

それからページ27ページ、先ほど牧本議員もありましたけれども、犬田布の教員住宅。教育委員会総務課にお尋ねします。教員住宅はこれをちゃんとして、廃止届をしてあるのかどうか。

○教委総務課長（町本　勝也君）

お答えいたします。

ご指摘の住宅につきましては、築年数も相当経っていることに加えて随分利活用もなされていな

かったということで、今後も利用の見込みがないということで教育委員会のほうで判断をしまして、町のほうに財産の移管を行っている状況でございます。

○７番（清　平二議員）

恐らくこれは国・県の補助金をもらって造ってある住宅と思うんですけれども、これは国・県のほうには報告しなくてもよろしいですか。

○教委総務課長（町本　勝也君）

ご指摘のとおり、今、国の補助金が入っている場合には国・県に確認が必要です。県のほうにこの件に関して確認をしたところ、償却年数の基準をもう超えているものであるということで、特段の報告は不要ということで回答を得ております。

○７番（清　平二議員）

これを個人に売却したということですけれども、やはり個人に売却するときに、非常に耐力度とかそういうのもあると思うんですけれども、解体をして更地にして払い下げをしないと、今後ここで事故などが起こったら町に責任問題とか問いかけられたらどうするのか。その辺のところはどう対処しているのかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

この払い下げについて、その建物が建ったままの払い下げでございました。その耐震の基準については調査を入れていないわけですので、どういった基準になっているかというのはちょっと分からない状況でありますが、このことについてはまたその払い下げをした相手方とそのところも協議して対応を取らないとならないと思いますので、また今日の質問を得て、さらに協議を進めて、２者で協議をして対応を取っていきたいと考えております。

○７番（清　平二議員）

牧本議員からもありましたけれども、やはりこの教職員住宅、古い住宅があると。やはり土地提供者の方々がいたと思うんですよね、そういう当時は。これは払い下げしたからどうしようもないんですけれども、今後はやはり払い下げをする前に前任者の許可というか、一応話合いをして、こういう払い下げをしていただきたいと思いますが、今後それができるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。いろいろな事業の中で用地購入等も発生しているわけでございますが、この住宅についてはこのようなことが発生すると見込まれますので、登記簿以前の登記等確認をして対応してまいりたいと思っております。

○７番（清　平二議員）

ぜひ今後はこのようなことがないように、登記簿を確認して前任者の許可を得て、前任者が他に売ってもいいのであれば前に進めていいと思いますけれども、ぜひそのようにとっていただきたいと思います。

次30ページ、きばらでぇ伊仙応援寄付金とありますけれども、この一番上の表は単位がありませ

んが1,000円単位ですか、これは円ですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

1,000円単位です。

○７番（清　平二議員）

1,000円単位ということで、この中でＥ健康増進事業239万9,000円、これはどういうところに使われているのか、あるいはまたＯ子育て支援、大まかにでもいいです。それから青少年育成費189万1,000円、これの大まかな使い道を教えていただきたいと思います。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

まず、清議員にこの表の見方をちょっと説明させていただきます。

今おっしゃられた部分につきましては、まず一番上の段につきましては寄附金を受け入れた金額ですので、これは充当した寄附の事業費でございません。実際にこのＡからＱまでの項目別で受け入れた件数と金額でございます。中盤の表につきましては、実際に令和４年度に活用された事業の内訳でございます。

先ほどからご質問にある実際の内容、どういったものに使われているかというものにつきましては、表記に記載しているとおりでございます。

３段目の表につきましては、これまでの累計を記載しているものでございますのでそれぞれご理解いただければと思います。

○７番（清　平二議員）

健康増進事業で1,375万円、バス購入費委託費の一部とかありますけれども、このバスというのはどこで使っているのでしょうか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

このバスについては今、長寿子宝社が運営しております集落巡回バスでございます。このバスにつきましてはもう老朽化をしていろいろな箇所について故障が生じているということもあり、令和４年度に購入した部分の一部に充当させていただいております。

○７番（清　平二議員）

その下に、赤で308万9,000円、その他指定外に9,819万円とありますけれども、この説明をお願いいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

まず最初にマイナス308万9,000円とマイナス9,819万円、これにつきましては先ほどから御説明しているとおり、ＡからＱまでそれぞれの分野があって事業に充当しているわけでございますけれども、実際問題、その各年度で事業費に対して充当してきた金額をそれぞれいく分か配当した中で、本来であればこういった形でするべきではないんですけれども、実際のところこのマイナスになっているところでいくと充当額を超えて必要な事業費が幾らかあるんですけれども、それを超えて予

算を超過したという認識で理解していただければと思うんですけれども、いずれももともと寄附していただいた累計額以上に事業を遂行したため、こういった形でマイナスという形で表記させていただいておりますが、しかし全体の金額としてはマイナスにはなってございませんので、支障なくいろんな事業に活用させていただいているところでございます。

○７番（清　平二議員）

きばらでぇ伊仙応援寄付金ということでいろいろ充当されていますけれども、先ほども井上委員からありましたようにゲートボール場やグラウンドゴルフ場これを高齢者の方々から集めているという話がありましたので、ぜひこのきばらでぇ伊仙応援寄付金等を利用してこの高齢者の方々の使用料ですか、こういうものは来年から使用料をもらわないでこういうものを利用していただきたいと思いますので、検討をよろしくお願いします。

64ページ、私立保育所の延べ人数が大体書いてありますけれども、私が単純にしたら各保育所50名以下のところがあるんですけれども、今後の児童数は非常に少なくなってくると思いますけれども、この計画等があれば教えていただきたいです。今保育所では非常に保育所、保育の子どもたちは少なくなって、非常に運営費に困っている。今までは人数が多かったからいいけれども、今からはだんだん少なくなっていって、あと２、３年したら保育所で今まで積み立てをしていたのを全部取り壊しても赤字になるという話も聞いておりますので、この辺の計画等があれば教えていただきたいです。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

ここでしばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時２３分

再開　午後　３時３７分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保　修次君）

ご質問にお答えします。

園児数を先に申し上げます。幸徳保育園が定員数60名に対して54名、伊仙保育園が定員数50名に対して49名、若葉認定こども園が定員数60名に対して50名、おもなわこども園が定員数40名に対して40名、木らら認定こども園が定員数20名に対して18名であります。

現時点での園児数ですが、ほぼ定員に近い数字となっております。今後園児数の減少も見込まれるということであれば、伊仙町子ども子育て支援会議というものがありまして、その中で検討していくことになります。しかしながら、園の運営上、定員数を減らしていけないということも生じますので、町としても全力を注いで少子化対策と、また保育園の運営に携わっていきたいと考えております。

○７番（清　平二議員）

やはり子どもが少ないというのは非常に、今後伊仙町の問題、大きな問題じゃなく課題だと思います。これを若者を増やして課題を解決して、子どもを育てていけたらな、そういう町にしていただけたらなと思います。

その下のページ、65ページ。先ほどもありましたけれども、この出生時の祝い金が他の町と比べても低いということを言われていましたけれども、やはりこれを保護者たちに喜ばれるような金額にしていただけたらなと思います。

そしてこの第１子から第７子まで42名ですけれども、その下に子育て応援給付金というのが43名とありますけれども、この違いは分かれば教えていただきたいです。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時４１分

再開　午後　３時４２分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○７番（清　平二議員）

66ページ。子ども医療費助成事業というのがありますけれども、これは非課税世帯ということですけれども、課税世帯にはこれ適用しないということですか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

休憩お願いします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時４４分

再開　午後　３時４６分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保　修次君）

ただいまの御質問にお答えします。

子ども医療費給付事業としまして、経済的な理由から受診を控えることによる症状の悪化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に県内医療機関における窓口負担をなくすということで、これは非課税世帯の記載で正しいです。

その２番目の子ども医療費助成事業におきまして、乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進

し、もって乳幼児の健康増進を図ることとなっておりますので、この部分が課税世帯が対象になります。ですから助成事業は課税世帯が対象で給付事業は非課税世帯が対象になります。

○７番（清　平二議員）

この中で、次に医療費の一部を助成とすることでありますけれども、医療費の一部というのは、例えば医療費全額１万円かかったとしたら国民健康保険証を使えば７割が国保から出る、残り３割を個人負担ですけれどもそういう意味ですか、一部負担というのは。

○子育て支援課長（久保　修次君）

医療費の自己負担分になります。

○７番（清　平二議員）

自己負担分ということは、３割のことを言っているということですね。だからその３割のことを言っているから、ここで非課税世帯とか課税世帯とか分けないで、こういうところも私は助成してほしいと思うんです。課税世帯のいる世帯は、この何件かしかないと思うんです。またこの義務教育就学児童費というのは、これも全部の件数じゃなくてその義務教育の生徒たちが、小中高の生徒たちが何か病院にかかったときの一部負担ですので、それを計算してもそんなにまで私は非課税世帯、課税世帯分けてもそんなにもこの療養費かからないと思うんですけれども、そういう計算をしたことがあるのかどうか。

○子育て支援課長（久保　修次君）

私の説明不足かもしれませんが、子ども医療費助成事業に関しては課税世帯が対象で、一旦窓口で自己負担分を支払っていただき、その後その領収書を役場の窓口に来てもらって、口座振り込みにて自己負担分を振り込むという形です。

子ども医療費給付事業非課税世帯分に関しては、自己負担分を窓口負担することなく医療機関からの請求が町に届き、その分を支払うという形になります。

○７番（清　平二議員）

要するに非課税世帯であれば子ども医療費の助成はないということ、あるいは住民税非課税世帯であれば子どもの医療給付費は３％出るということですよね。これは非課税、課税に分けることなくやったほうが私たちは分かりやすいんですけれども、ちょっと課税世帯に助成をして非課税世帯はどうなのかという。この子ども医療費助成の非課税世帯はどういう具合に支払われているのかということです。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　３時５１分

再開　午後　３時５４分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○７番（清　平二議員）

これ、課税、非課税世帯ということは文言は分けてあるんだけれども、はっきり言えば子ども医療は全額助成ということでよろしいですね。はい、ということで分かりました。簡単明瞭に言えばいいけど、私が聞くのが難しかったのかな。

次に69ページの成果及び問題点というところで一番上、各種がん検診に関して例年受診率の低さが問題であり、受診率向上について検討していく必要がある。どういう検討をするのか分れば教えていただきたいです。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

ただいまの質問にお答えいたします。

検診、毎年実施しているところではありますけれども、なかなか受診率が伸びない状況であります。また、今年度も５月、７月と検診を行いまして受診率が低い状況で、また、この９月以降３月までにかけて巡回検診等を実施して受診率向上に努めてまいりたいと思います。

○７番（清　平二議員）

受診率向上ということは分かるんですけれども、どういう具合にして、これ検討していくとありますけど何か具体的に受診率向上するための問題解決策というのがあるのかどうか。住民の意識改革をやればいいんだろうけれども、この辺のところがなかなか行き渡らないから、どうしてこの受診率向上する計画がしているかどうかということを私は聞きたいんですよ。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

こちら、保健センターの中でも検診後に反省会等を実施しまして、いろんな課題等が出てきています。そちらを踏まえてどうしたら受診率向上していくのか、課内でも協議しているところでございます。

○７番（清　平二議員）

私は一般質問の中でもこれを出しましたけれども、やはりこの女性がん検診にしても21歳からは国の補助金があるということ、そして５歳刻みにこのクーポン券を与えてこの検診率を上げていったら高くなると思うんですけれども、そういう計画等があるのかどうか。21歳、26歳、31歳、36歳、41歳という、何かこういう年代別に受診率勧奨のために何かする対策はあるのかどうかと私はお尋ねします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

一般質問の中でもありましたように、そういった部分も含めて今後検討したいと思います。

○７番（清　平二議員）

検討で終わることなく実施していただきたいと思います。女性がん検診とだけ言いましたけれども、男性の中でも51歳、56歳、61歳という前立腺がん検診、こういうもの等もクーポン券をあげて

健康に関心を持たせると。

確かこの前立腺がん検査は、基本健康診査を受けるときにチェックを入れるだけでできるわけですよね。個人負担金が1,900円ぐらいかかると思いますけれども、やはりこれをクーポン券をあげて、その関心を持たせると、男性の方にも女性の方にも、そういう対策をしていただきたいと思いますから。検討じゃなくて、ぜひそれを実施していただきたいと思いますけれども。

先ほど、町長から言われましたように、非常にこの国保の高額医療が高い、あるいは医療費が高い、右肩上がりでずっと医療費が高いわけですので、こういう受診率を上げていったら町の検診をする人を上げていったら、その医療費が抑制されると思うんですよ。今の状態のままじゃなくて、医療費がその分だけ抑制されると思いますので、そのようなところ何か町長、何かあれば、施策があれば教えていただきたい。右肩上がり、ずっと医療費は上がっているわけです。これを抑制するためにはどうしたらいいのか。

○町長（大久保　明君）

清議員の話のとおり、あらゆる場でこの受診率を上げるために以前やったことをまた復活していきたいと思います。それは、この各集落で説明会をやっていくと。とにかく各集落を回って、検診を受けましょうという啓発活動を徹底してやっていくということが最も効果がありますので、そのことをしっかりとやっていけば受診率は急速に上がると確信しておりますので、それをどういう形でやっていくかは職員で健康増進課以外でもなくて、集落担当職員が先ほど災害のときに今話しましたけれども、そういうことをやって全町全体で一つのことに集中して取り組んでいくと、健康増進課だけでなくて伊仙町議会の方々も共になって健康増進のまちづくりをつくっていくと、議会のほうでいろいろ指摘するとともに、これは議会と行政は同じ立場でありますので、そういうことを今日いろいろ指摘を受けた中で、例えば小島地区であれば何月何日に清議員が中心となっていくと、そしたら我々職員もやっていくとか、そういう活動がこれからできていけると思います。清議員もこれほど強く質問したわけでありますから、ぜひ議会の先頭に立って町職員とともに協力していくことをお願い申し上げて答弁といたします。

○７番（清　平二議員）

住民の方だけじゃなくて役場の職員を率先してこういう検診を受けさせて、やっぱり職員の健康管理もしっかりするように、そうしたらその職員がまた集落に帰って説明すると思いますので、ぜひ、職員の受診率勧奨もお願いしたいと思います。

次に、伊仙町歳入歳出決算審査意見書一般会計特別会計の意見書の18ページの中ほどに不納欠損等も検討されたとありますけれども、やっぱりこの不納欠損、これは例えば使用料、水道料、その他の使用料いろいろありますけれども、そういうものについて相続権がついてくると思うんですけれども、そうした場合、親が亡くなっていないというような場合、遺産相続は普通するんだけれども、この相続権どう考えているのか分かれば教えていただきたいです。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの清議員の質問にお答えいたします。

死亡者や居所不明者、課税の不成立案件等に関する部分の滞納処分等について、くらし支援課が扱う税金等については、先ほど説明したとおり税の賦課を通知を打って確定することによって課税を成立しますので、まず死亡者については通知することができないので、賦課替え等いろいろな手続に今、入らなければいけないんですけれども、現状、まだ相続登記ができませんとか、納税管理人ということで代用者の方に申請してもらって納税をしてもらっている部分が大半です。

先ほども説明したように来年度４月１日より土地不動産に関しての相続義務が発生しますので、その手続によって死亡者課税の解消の一つとして手続を進めていきたいと思います。

また、不納欠損に対しても課税不成立であったり、時効成立、それの他に先ほども説明した執行停止、税の滞納処分のほうが難しいということで、この町民に関しては担税能力が低いということで本人の財産状況等を調査した上で資力回復が見込めないということで税の負担をなくしますということで不納欠損をしていくんですけど、税の公平性を考えた上でしっかりと財産調査等を行い、落とすべきものなのか、取るべきものなのかは担当職員もまた勉強してもらい、スキルアップを図って対応していくように職員研修等を行っているところです。

○７番（清　平二議員）

この税については、いろいろ法的根拠があって不納欠損ができるかもしれませんが税以外に、例えば４ページの公営住宅使用料、農林水産分担金、保育院負担金、こういうものを、やはり私は、この税は不納欠損できる可能性がありますけれども、使用料とか、あるいは水道料とか保育料、個人の負担金、これはやはり町民に遺産相続というのはプラスの遺産相続じゃなくて負の遺産相続もあるということをもうちょっとＰＲしていただき、例えば子どもがいたら親のこういうのがありますので、子どもに通知して負の遺産もあるということで、そういう通知をしたらこの滞納、こういうのが解決できると思いますけれども。こういうことをしないと公正公平さが保っていないわけですよね。正直者はいつも支払いをしていて、払わない人はいつまでたっても払わない。払う人は、正直者がばかを見るということを言われますけれども、やはりこういうことがないように、公正で公明の取り方で不納欠損、不納欠損じゃなくてこの収入を未済み額。この各課で、例えば滞納があるというのを毎年個人もしくはその家族が分かれば家族に督促状を出しているのかどうか、何年も出していなければその自分の使用料が何で今ごろ来たのと言われますが、これは毎年出しているのかどうか、督促状。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

各担当課のほうでこの請求書、督促状というのはまた答えていただきますが、今月何をするべきか、徴収、それに対して何をするべきかというところで各課において計画を立ててもらっています。そして、月ごとにその月の徴収状況も町長のほうに報告するようにということで対応していますの

で、おっしゃるようにむやみやたらに不納欠損で済ませるということではよくないと考えていますので、そういった徴収対策についてもっと職員全体として考えるべきではないかということで、今そのような対応をとってございます。

その督促状についてはまた担当課のほうで答弁させていただきます。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問に補足説明いたします。今、清議員の質問の中で督促は行っているのかという質問の中で、まず督促は各税料金等、納期限が定められています。納期が経過した後、基本的には20日以内、20日前後になるんですけど、まず「あなたの料金が納めになられておりません。下期期限までに納めてください」ということで督促をいたします。督促自体はまず納期限が過ぎた後に１回しかしないです。その後は各年度において各料、それからうちの税含めいろんな法律に基づいて未納のお知らせであったり税務のほうでいうと、一応財産調査の開始をいたしますとか、滞納処分差し押さえ等に入りますとかというような形で催告をして、通知をしているところであります。また、各料金等に関しては法律等が違うので多分、その各課対応で毎年催告という形で通知はしていると思います。

○耕地課長（稲田　良和君）

ただいまの質問にお答えします。

耕地課の分の分担金についてですが、各担当に詳細に調べ上げて、はっきりとしたところで通知をするように指示をしているところでございます。

○地域福祉課長（大山　拳君）

地域福祉課においても督促状の発送は行っております。

○建設課長（高橋　雄三君）

建設課においても督促状の発送は行っております。

○子育て支援課長（久保　修次君）

保育費の負担金につきましても通知証、納付証を随時発送し督促に努めております。万が一、保育料に関して納付がなされなければ児童手当からの差引による納付となりますので徴収率は100％でございます。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他の課はないですか。

○７番（清　平二議員）

やはり、町民に公平であり公正であり、払う人だけ払うんじゃなくて、ちゃんと督促状を出したりして公正にしていただくようお願いして私の質問を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑はありませんでしょうか。

○１４番（美島　盛秀議員）

令和４年度歳入歳出決算書について質疑をいたします。多くの同僚議員のほうから大変貴重な重要な質疑等があって、また、執行部のほうもしっかりと答弁されていたと思います。このようにして真剣に議会と執行部が議論することによって、今後の伊仙町の発展につなげられるものだと思いますので、残り時間も少ないですけれども時間内に終われるようにいたしたいと思いますので、明快な答弁をお願いいたします。

今、清議員のほうから滞納のことがありましたけれども、５ページの町民税、それから税金の件で詳しい答弁等がありましたけれども、まずこの収入未済額が大きいということ、それぞれの収入に当たる目、そこら辺りを何件ぐらいあったのかお尋ねをしたいと思いますけれども。また、それと不納欠損額があまりにも大きいと、さらには軽自動車税の収入未済額が大きいと、私は日頃から言っておりますけれども財政計画について、こういう滞納が少なくなれば、未済額が少なくなれば財政計画もしっかりと行えると思いますけれども、非常に厳しい地方財政でありますので、この滞納関係、町民税、あるいは家屋税、軽自動車税についてお尋ねをいたします。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

決算書の５ページで収入のほうを表していたんですけど、成果説明書の39ページ。すみません、こちらのほうに令和３年度と令和４年度の調定の比較、収入の比較が細かく全部記載されております。成果説明書の説明のときにも自分のほうですみません、ちょっと合計額でしか伝えなかったので分かりづらかったのかもしれないですけど、各税目ごとに住民税の個人分それから法人分、細かい部分で前年度対比が記載されています。調定それから及び収入に対してです。

若干の微増、増えている部分、減っている部分等があるんですけれども、調定額が前年度に比べて全税の分で約1,800万円の増。収入金に関しては、調定額はもちろん1,800万円増えていますので、それ以上の収入が見込めればプラスにはなっているんですけれども、実際、収入額で前年度対比約1,900万円弱、全体での徴収率は前年よりまだまだ低い状況ではありますが１ポイント改善している状況ではあります。

また、収入未済額に関しても３年度と４年度、比較して約250万円ぐらい収入未済額のほうも減っている状況であります。

また、今後も徴収職員のスキルアップ、それから徴収体制の見直し等を行い徴収のほうを強化していき、もちろん町税でありますので一般財源の基本になります。少しでも多く徴収して町の財源のプラスになるように、また、いろいろな事業に使えていくようにということで徴収強化をして進めていきたいと計画をしているところであります。

その中で、先ほどからずっと上がっている不納欠損額、確かに各税目の中でも特に固定資産税、これは死亡者課税の関係で相続人が特定できない部分、実際請求者が誰に特定していいのかが分からないなど、今、全市町村的に問題になっている死亡者課税と言われる部分の見直しをするため

に、また担当とも協議をしながら、相続人を特定しての賦課替えを行い、通知を行い、課税不成立案件にならないように努力していっているところです。

○１４番（美島　盛秀議員）

税金あるいは収入、財源、これを集める、催促する、これは非常に難しい仕事だと思います。職員の皆様、非常に苦労されていると思います。

以前に、町長は「株式会社伊仙町」という言葉を使ったことがあります。株式会社といえば個人の経営ですけれども、これ伊仙町も本当に町長が株式会社伊仙町だと、個人的なそういう会社のつもりで頑張るという当時の気持ちがあれば、私はもうちょっと財政計画に注視しておれたのではないかなと思って、今さらながら町長の言動とそして行動がちぐはぐだということを私は申し上げたいと思うんですけれども、やはり株式会社伊仙町であれば、もうとっくに倒産していますよ。これからもさらにこの税収は滞納が増えていく。収入が少なくなっていく。これを何とか改善していかないと、私は大変な事態を起こすという懸念をいたしております。

例えば、今先ほど家屋税が滞納が大きいということがありましたけれども、今非常に伊仙町を見渡したときに新築が続いております。どこへ行っても新築工事が個人的にも行っております。こういうときに、新築をしたときにどういうような基準で、どういうような方法で課税をしていくのかお尋ねをいたします。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今、新規家屋、新しい家を建てたときにそちらのほうの課税に対してということだったんですけど、まず新規の家を建てていくに当たり、きゅらまち観光課のほうで合併浄化槽との補助を行っているんですけど、そちらの申請の状況を確認したり、それから近年はやっぱり家を建てるためには住宅ローンを組んだり、いろんな証明をくらし支援課のほうに取りにきます。そのときに確認をして施工業者と連絡を取ったり、いろいろな図面の提出等をしてもらい、順次計画をして完成した年度内に査定のほうに入り、翌年のほうからは新規家屋として課税のほうをしていっています。

課税もれがないように地域を徴収等で回っているときも家屋のみじゃなく倉庫等も職員のほうで見て気がついたところに関しては調査をして、持ち主と話をして課税の対象に取り込んでいっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

課税の対象の方法なんですけれども、今までは新築されたり、あるいは建っている家については今、恐らく払っているだろうし、中には払わない滞納者もいると思います。

これから新築をする。絶対に、決して未払いが出ないような、そういう対策等も考えて新築許可願いが出た場合には許可を出すということをしないと、何かこういい知恵を出していかないと滞納は溜まっていくばかり。

以前にこういう話を聞いたことがあります。

家屋税を取りに行ったら、自分で家をつくって、税金まで払うことはできない。と、ここまで言った人がおって、職員はあそこには請求に行けないという話等も聞いたこともあります。

だから、そういうような人が私は滞納をしているんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことを言わせないような、やっぱり町民のモラルですよ。こういうこと等もしっかりと今後、催促あるいは町民への指導、啓発活動というんですかね、そういうことも考えていっていただきたいと思います。

それと、それから軽自動車も相当あります。これは県税の場合は車検が切れて税金が納められていなかったり車検が切れると、あなたの車は車検が切れていますよという通知がきます。私も来たことがあります。私もそれを知らないで置きっぱなしにして、税金は払いました。そしたら、税金また後で返ってきていましたけれども。軽自動車もその切り替えをするときに税金が払われていないと車検が受けられないはずです。

そこで整備工場あたりからは、あなたの車はもうすぐ車検ですよという案内があると思うんですけれども、こういう税金を払わないで不納欠損にしたり、あるいは滞納が残ってくる、こういうときの催促の方法、指導等はどういうふうに行っていますかね。

○くらし支援課長（稲田　大輝君）

ただいまの質問にお答えします。

今、乗用車に関しては確かに廃車をすれば県税のほうから月割り計算で、１年分ではなく廃車した日の部分で精算をして税の返納とかがあります。ただし、軽自動車税は４月１日の所有者に年１回で賦課した上で、月割り計算がないので４月１日所有者に全部通知をして確かに納税していただいています。今言われたように車検が切れているとか、それから他人に譲渡したのに名義変更がなされていないとか、４月１日の所有者に通知書を送った後に自分は所有をしていませんとかというトラブルでは結構、納付のときに苦情をいただいて、実際４月１日、所有者に課税するので４月１日の所有者とそれから譲った方とでお話をしてくださいとか。あと、今、車検を忘れてずっと通過したまま置いてあったとか、それから軽自動車のほうにはリサイクルでスクラップにしたときに今、システムでこちらのほうで追跡をして現状、車体本体に課税をするのでどうなっているかというのを調査して、過去にリサイクルされて廃車されていた場合とか、スクラップされている場合は所有者さんと確認をして、その旨の申請書を全部提出してもらって課税のほうを取り消していく手続に入ったり、中には納付はしてあるんだけど実際ないものに課税をしていたので申請をしていただいたもので遡りで還付を行ったりしています。

軽自動車のほうは軽自動車登録協会のほうに全部登録がされて、そちらのほうから、以前はずっとこの方がこのナンバー、この車体番号の軽自動車を所有していますということで、情報を得て４月１日にその所有者にずっと課税をしている状況だったんですけど、一昨年からシステムのほうで所有者、車の移転情報も確認ができるので、そのシステムで得た情報とも照らし合わせながら課税をし、また所有者等が変わっていたり、廃車していない方々にはご自分で税を止めるための手続

をするように通知をして今対策しているところです。

○１４番（美島　盛秀議員）

町内を走っているときに、まだナンバーの付いている車が放置されているんですよね。そういうのを見て、これは誰の車だと近くに行ったり、また持ち主にも聞くんですけど、これは早く廃車にしないと税金がかかりますよと言ったら、「それは、どうにでもなるもんだよ」と、何か安易な考え方をしているんですよね。ですから、こういうことも徹底してやらないと町民は自分から進んで廃車にして、あるいは納税意識というのがまだまだ薄いんじゃないかなと考えられます。そういうようなこと等を考えると、もうちょっと対策室みたいなそういうのを設置して、どういうふうに徹底して徴収に当たるか検討していく必要があると思いますので、今後、そういう対策室、検討委員みたいなそういうのをして未納額あるいは不納欠損額が小額で済むように、ぜひ努力をして財政が豊かになるような努力を今後していただきたいとお願いいたしております。

それから、歳出の17ページ、目３の交通安全対策事業、これですね、私の阿権のことで申し訳ないんですけれども。中央通りの前里屋敷の手前のガードレール、もう非常にさびて見苦しいです。あそこは道路がアスファルトが悪かったら、ある業者さんあたりがボランティアで舗装してくれたりして、お願いしたりして車は走りやすくはなっているんですけれども、そのたびに路盤が上がるものだからガードレールがもう僅かしかないです。ここでさびて腐れて、いつ車が当たったら壊れてするか分からないような状態になっております。

それと、一番私の家の近くなんですけれども、五差路の交差点があります。あそこのミラーがもう腐れて落ちています。ですから、こういうような交通安全対策事業、国の補助金がありますので、これに一般財源も入って400万円もなっています。こういうのをやっぱり悪いところから順番にしっかりと見て、その担当としっかり打ち合わせをして、悪いところから優先順位を考えながら補修と修理等をしていただきたいと思うんですけれども、そこら辺りどういうような安全対策には使われていますか、お尋ねいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの美島議員の質問にお答えします。

今、言われたガードルについては危険箇所として認識して、現場も行って写真も撮ってきてございます。確かに、以前は桜を植えているその道が結構、縦断的に低かったものですから、ガードレールで良かったんですけど、それを道路の縦断を四つ角から加賀美商店の前あたりまで真っ直ぐしたことによって、今おっしゃるとおりガードレールが低い状況となっています。あそこを調査をしたら、民家のある反対側については地盤が柔らかくて、土地用のガードレールを打ってもなかなか効かないというのもちょっと原因として分かっているのでその辺の対応を取りながら、向こうの全長を変えていかなければならないというふうに考えています。

また、ミラーのほうはちょっと確認不足で申し訳ないです。また、この後現地見て対応を考えたいと思います。

それからこの間、台風６号の際に、その際に見回りをしていたらガードレール自体が支柱から外れて道路側に来たり、そういったところもガードレール自体が腐食して止めてあるネジが取れて、そういった状況にもなっているというところを確認していますので、優先事実としてはそういった安全施設として機能しなくなったところを優先的に対応を取っていくということで今、相応の調査をしてお願いをしているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、これからサトウキビの運搬が始まると運搬している車で大分引っ掛けてミラーが取れたりすることもありますので、ぜひ、優先順位を考えながら、一番交通の激しいところあるいはガードレール等についても危険度を増しているようなところ、そういうところ等を担当はしっかりと調査をして、また足りない分は補正等も組んで対策を対応していただきたいと思います。

19ページ、成果説明33ページ。目９の企業誘致対策事業説明、これの中の節14工事請負費が載っておりますけれども、この不用額が０になっています。これ、入札って行なったと思うんですけれども100％の入札であれば０になる可能性があるんですけれども、どういうような方法で執行したのかお尋ねいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

落札率については100％ではなくて、当初の予算でありましたものから入札執行後に補正予算でその執行残の分を落としてありますので、最終的に不用額は０という形で表記されております。

○１４番（美島　盛秀議員）

なんで私がこのようなことをお尋ねするかといいますと、もう100％の入札なんてありえないわけですよね。これに、競争入札ですから少しでも執行残あるいは不用額が出れば、先ほども言ったように財政運営上、そのお金が活用できるわけなんですよ。そうと思って建設課にもいっぱいありますけれども、時間の都合上できないかもしれませんのであれなんですけど。やはり入札制度というものをしっかりと周知をして、その執行残、あるいはどう活用していくか、財政計画の一端に入れていただきたい。入札というのはほとんど各課にありますので、何千万から１億単位で執行残あると思います。これだけのお金を、執行残を有効に使えば、先ほどから出ている子育て支援とかあるいは給食用の無償化とかいろんな事業に使えるわけですので、ぜひここら辺りを真剣に考えて、今後は財政計画を立てながらそういう事業の執行に努めていただきたいと思いますけれども、そこら辺り今後、どういうようなことが考えられるのか、これが可能なのか、その執行残が他の事業等に振り当てて使えるのかどうかお尋ねいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただ今の質問にお答えします。

おっしゃるとおり、入札をしたら執行残が出るわけでありますが、各費目ごとに使う予算というのが決まっておりまして、そこでの工事費の配分であります。ですので、そういった費用が決めら

れているものについては、その事業債に見合った使い方しかできませんので、そこはまたよりよい施設を作るために、工事の変更とかそういったものに対応していくのでありますが、他のそういった対応、今議員がおっしゃられました対応可能な執行残については、そのような対応をとっていきたいと考えていますし、もろもろ要望のあったことに関しても試算をして、これがこの予算でできるのかどうかという試算もやっぱり必要ですので、こうしながら今後対応をとっていきたいと考えています。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、その事業じゃないと消化できないという考えなんですけれども、その事業に使える、これも交付税で一般財源化して割り振りをしてやるわけですから、財政計画がしっかりできていれば、そういうこと等をしっかり頭に置いて工事関係も各目を決めていけば、私は財政計画はうまくいくと思いますよ。その事業だけに限られた執行ではなくて、そこら辺りもしっかりと考えて取り組んでいただきたい。私が日頃から言っているオール伊仙町これを町長も言っていますので、全課でそういう共通認識を持って、今後事業執行に当たっていただきたいと思います。

○総務課長（久保　等君）

私が、その予算の使途が決まっているというのは、社会資本整備とか、道路整備とかそういったふうなものについては、もうその目的に合った使途しかできませんので、そこについてはその事業で全て完結させるという意味合いがございますので他の交付金等、一般財源化されるものについてはそういった執行残を無理にして消費化するのではなくて、そういった要望のあるところに予算化ができるように努めてまいりたいということでございますので、ご承知いただきたいと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

次に、成果説明書の32ページ。特定地域づくり事業共同組合。先般の現地調査のときに説明も受けたんですけれども、この事業は、島での雇用対策に向けて良い事業ではないかと私も考えております。

この事業は、期限があると思うんですけれども、何年間継続できる事業ですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問をお答えします。

特定地域づくり事業協同組合、今回組合として認定されましたけれども、一括り10年をひとつのめどにして、この組合組織が運営されることになっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

10年というとかなり長い計画なんですけれども、このときにも国の補助事業は申請すれば出てくるというわけですか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

美島議員のご質問の要旨というのは、これ以外に別に組合つくる場合のことですか。それともこの組織が10年間あり続ける間に国から補助金がもらえるという認識でいいんですか。

○１４番（美島　盛秀議員）

この場合、徳之島。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

特定地域づくり、とくのしま伊仙まちづくり協議会。

○１４番（美島　盛秀議員）

伊仙まちづくり協同組合の事業。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

とくのしま伊仙まちづくり協同組合につきましては、今お話があったように、10年間は運営している以上は、半分は交付金がいただけて、なおかつ残りの財源につきましては特別交付税とかそういったものを充当し、残り、全体の事業費の８分の１だけ町の一般財源で対応するような形になっておりますので、基本的には10年間は交付金であったり特別交付税であったりというので財政支援されるものということです。

○１４番（美島　盛秀議員）

特に伊仙町においては基幹産業が農業でありますので、農業に対するこういう派遣事業。私はよく東北、北海道辺りから冬場は出稼ぎみたいな感じで、徳之島あるいは奄美の農業に応援できる人が派遣できないかということをよく言うんですけれども、沖縄辺り、大東島辺りはもうかなり前から、10年ぐらい前からやって進んでおります。ですから、他の市町村がやっているわけですので、伊仙町でもできないわけがないわけですので、ぜひ、執行部あるいはこの徳之島、この事業所等としっかりと計画を立てて未来創生課あたりが中心になって、東北まで行って出ていって直接各市町村を回ってお願いをするというぐらいやらないと、私は10年間の間でこの農業支援と派遣事業は進まないと思いますので、そうすることによって農業後継者もできるし、またもっともっと農業生産額も上がってくると思いますので、経済課あたりともしっかり協議をしながら進めていただきたいと思います。

それから予算書の20ページ。成果説明書の35ページ。集落活性化推進事業、この成果の中で、いろいろ数字を上げて書いてあって、最後のほうに今後の課題としては集落民はもちろんのこと、集落以外の利用率も増やし、より阿権集落化活性化し、関係人口増につながるよう取り組んでいくということで、私もこの事業が起きた当時から少々関係をしておりました。しかし途中からちょっと問題等が起きて、私は関わりをしていないわけなんですけれども、やはりこういう新しい事業を起こして、これを運営していく、この運営上の問題だと私は考えております。

その中で、月、水、土です。週に３日間食事ができるカフェとか、そういうのがありまして、３人の方がカレーとか、あるいは地元食材を使った食事とか、あるいはもう１つありましたけれども、１つはもう今年４月からやめたということ等もありますけれども。やはりこれからの世界自然遺産につなげて、やはり観光客が来ますので、いつ誰が行っても予約制でいいらしいですけれども、予約でなくても、いつ誰が行っても食事ができるというような、そういう運営状況を作り出さない

と、私は長い目で見て、活性化、あるいは利用客増には難しい点が出てくるのではないかなと思いますけれども、そこらあたり運営状況について、今後の対応、そしてどうすれば、月曜日が休みですので、火曜日から日曜日までの管理、運営方法についてお尋ねをいたします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

本日の会議時間は、伊仙町議会会議規則第９条２項の規定により、会期日程とおり議事進行を行うため、あらかじめ延長します。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまの質問にお答えします。

前里屋敷の運営につきましては、今言われているように食事を提供したりしているのですけれども、今、我々としては、その前里屋敷を有効活用していただくために、特定の企業名は出せませんけれども、某大手旅行代理店を通じて食事を提供できるように、きゅらまち観光課と連携して、店員が大体25名から30名ぐらいなんですけれどもその方々を、そこでもともとやられている方の団体とは別に仕出しをつくっていただいて、飲み物代込みで大体600円から700円ぐらいにしていただきたいというご要望もありましたので、その金額等のニーズに合わせて仕出し等をご提供させていただいているところであります。

また、それ以外にも前里屋敷の個々でこういった形でイベントをしたいとか、飲食を伴ってやりたいという需要が少しずつ、コロナ明けから出てきましたので、そこら辺は臨機応変には対応していただくような形ではしてはいるのですけれども、以前、美島議員から少しご指摘のあった、そこの施設をあまり私物化しないような形の、特に集落民と調和を持ってそこの施設を使えるようにしていけるような形で、個人的にお互いで話をしたところもありますけれども、それにつきましても、あくまでもいろんな方がそこで有効活用してお食事を提供したり、また、いろんなイベントをしたりできるようにお互いが融通し合ってできるようにするように、また、現在ずっと使っている方にも担当者を通じてそういったお願いもしてありますので、使う側も使われる側も気持ちよくそこを利用して長い目で､そこを集落活性化に寄与できるような形でできたらなと思っていますので、そこら辺を継続的にしていきますとともに、またこの実績、利用者数を見ながら、その推移を見ながら必要な対策を講じていきたいと思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、私も今後の活性化、私も何歳まで生きられるか分からないし、寿命も短くなってきましたので、ぜひ前里屋敷が中心にして活性化できるようにしていきたいと思っております。私もその活性化にちなんで、私は神社のほうに私は今一生懸命掃除をしたり、名目、神社名を刻んだ100万ほど寄附をもらって奉納をしたり、あるいは今、郷友会の人たちにもいろいろ神社の流れ、そこら辺りも調べてありますので、そういう看板設置、必ず神社に行って拝めば、お願いをすれば何事も成功するというような言われがありますので、神社を大事にしながらということで、一つの観光の目玉にもしていきたいなと思っております。

そこで、その周辺の土地、あそこの個人が寄附をするということでありますけれどもその登記問題、そして今後、その土地の利用目的等、今、計画がありましたらお尋ねをいたします。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

今、美島議員の質問については、前里屋敷の北側の用地と思うんですが、そこについては個人の方から伊仙町に寄附をしたいという申入れがありまして、名義を伊仙町に移しているところでございます。

計画については、そこを駐車場等に利用できないかということで今、計画を立てているところでございますが。また、きゅらまち観光課のほうから計画についてお答えしていただきます。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　４時５５分

再開　午後　５時１０分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長（久保　等君）

美島委員の先ほどの寄附地の土地利用計画でありますが、前に向こうにトイレ施設をつくってという計画も上がっていたのですが、それが流れてしまったので、今後、あそこに駐車場として整備をそのまま放っておくという形ではなくて、駐車場という形で整備をした後、またこの地区の要望等を聞きながら計画を練って進めていきたいと考えております。

○１４番（美島　盛秀議員）

私も駐車場が必要ではないかという考えをいたしておりますけども、一番できれば今、屋敷のある前の駐車場、草を植えてある、あそこのほうがいいわけですけども、あそこは登記ができないということで無理だという話を聞いております。

それにちなんで、今の駐車場の件ですけども、あそこ大型バスは入れますか。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

大型バスのほうは、言われるとおり停車できませんので、鹿浦郵便局ですかね、あそこで１回迂回をしてまた行くとか、その次のコースに応じて今臨機応変に対応していただいているのですけれども、今後そういったバスの停留するスペース、そこら辺も検討はしていかないといけないなと思っていますけれども、まずその用地をどこに選定するかというのも、また集落の皆様と検討しながら対応していきたいなと思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

観光の目的、あるいは長い目で見て、駐車場がないとなかなか活性化はできないという思いがありますので、ぜひ、中型バスは入りますので、駐車場整備を早急にお願いをしたいと。また普通車は十分走れますし、上っていって神社の奥からずっとぐるっと回る、あそこも普通車は回れますので、あそこの反対側の道路、あそこも拡張して、土地が隣接していますので、道路を拡張して通りやすいような計画をやっていただきたい。非常に坂道が登りにくくて、あそこに外来種がいっぱい出ておりますので、そういうとこ等も駆除しながら、いろんな事業が一緒になってできる可能性もありますので、あそこの道路拡張もお願いをしていただきたいと思います。

それと、今の集落活性化事業費なんで、ページ40ページの目22、農村漁村復活イノベーション事業。これを交えて、それと農産加工センター、ここらあたりを共同で事業を推進するために、一つお尋ねしますけれども、農産加工施設、この前も現地視察しましたけれども、あまりにも備品も古くなって、もう３０年以上経っておりますので、備品が古くて使いにくいのもあるということ等を担当が言っておりましたけども、私は、漁業集落の問題で、今は漁業集落があることはあるんですけれども、その事業を利用して、海に囲まれた徳之島、伊仙町でありますので、海の魚を何か材料にした特産品ができないものかということ等を考えて、漁師さんに話を聞いたら、ちょうど今、イセエビが解禁になって網をつけていると。そうしたらそれに、マンガラ、島の人でマンガラ、そして、正式名をイスズ、はっきり覚えていないんですけども、そういう貴重な魚があって、私はそれを買ってきて食べたんですよ。汁にして食べようと思って、揚げて汁にしたほうがおいしいということで、またその揚げた肉がおいしくて、これを家内に言って、豚みそ作るみたいに味噌と和えたら非常にまたおいしくて、そして子どもたちが都会から帰っていたものだから、幾つか作ってもたせて、身内に配ってもらったらおいしいという話を聞いて、これが何とか島の特産品にできないか。そうすれば漁業集落も活性化になる、結び付くと思うんですけれども、そういう事業を組み合わせた、そういう計画等はできないのかお尋ねいたします。

○未来創生課長（佐平　勝秀君）

ただいまのご質問にお答えします。

マンガラ、イスズミですね。先ほど美島委員からもお話がありましたけども、経済課とも連携をする中で、いろんな補助事業があるかと思いますが、そういったところをまず経済課のほうで一応模索していただく中で、我々未来創生課としては必ずしも100％の補助金というのがなかなかないと思うので、その補助裏を、このきばらでぇ伊仙応援基金の特産品開発の部分で寄附をいただいておりますので、そこら辺をまた自主財源になり変わる形で寄附金を当てて、なるべくそういった皆さんのニーズに応えられるようにしていくことが、最終的には返礼品だったりとか、いろんなところでお召し上がりいただける機会が多くなるかと思いますので、そこら辺も経済課とも連携を取りながらしていきたいと思っております。

○経済課長（橋口　智旭君）

美島委員の質問にお答えいたします。

漁業集落を活用してというよりは、他の漁民も併せてそういった段取りをできていければと思います。また、委員からもありましたとおり、現在我々、食べ方、その素材の食べ方も合わせてＰＲを行うような活動を行っておりまして、一環としまして、DISCOVER　TOKUNOSHIMAなりを行っているところですので、そういった部分も併せてＰＲしていきたいと考えております。

○１４番（美島　盛秀議員）

これを二次製品に加工するということとなりますと、農産物加工センター、あそこにまた器具等を入れたり、あそこの利用が増えると思うんですけども、そういう中で、私がその魚を買ってきて試験したのは、キロ700円でした。それで３kg買ってきて、まあ2,100円ですよね。それだけで、もう恐らく何万にも、下手すると何十万にも変わるかもわかりません。そういうことを思ったときに、この島の周囲の宝と言いましょうかね、大事な地元の活性化につながっていくもとになるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひそれぞれの課が連携をし合って実現に向けて、そしてさっき言った前里屋敷で、そういう食事ができるような、その揚げた後は魚汁として食べられるという、そういうような広く実現可能な事業から、まずまた進めていただきたいということをお願いいたしたいと思います。

失礼しました。今の質疑でよろしいです。それと、予算書の32ページ。節の12、あっち飛んだりこっち飛んだり、申し訳ないです。委託料の3,390万円。この説明をお願いいたします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

こちらの委託料については、長寿子宝社に委託している地域コミュニティバスの委託料になります。あと、女性がん、肺がん、結核検診の委託料も含まれております。

○１４番（美島　盛秀議員）

長寿子宝社の委託料で、バスの運転とかの委託料ですか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

町内巡回バス、回っている地域コミュニティバスの委託料です。

○１４番（美島　盛秀議員）

その3,300万も委託料を出しているんですけども、実績と今後の課題、見通し等について分かっていましたらお尋ねいたします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

今現在、２台バスがもう老朽化していて、令和４年度に１台購入したんですが、もう１台ももう大分老朽化が進んでいて、そこも今要望書が出ているところですが、そちら、バスの巡回バスとしては今横ばいの状況ではあります。

○１４番（美島　盛秀議員）

これは今、天城町、徳之島町も巡回しているわけなんですけど、これにも関連があって、ほーら

い館との会員の送迎もやっているんですか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

両町からも負担金をいただきまして、巡回バスを出しているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

予算書の３０ページから説明書の９４ページ。説明書の９４ページの犬の狂犬病の予防接種はあるんですけども、これにちなんで猫の、あの件は私がこの前もお願いをしたんですけども、猫ランド、あの件ちょっと説明いただけないですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

徳之島３町ネコ協議会。

○１４番（美島　盛秀議員）

私が、親猫が子どもを産んで、取りに来てもらって、今また親は捕ったんだけれども、子どもがまた逃げ回って、ああいう避妊をしたりするんですけれども、そういう状況をちょっと聞きたいんですけど。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

ＴＮＲ事業としまして、野良猫を捕獲して、避妊治療をした上で、また捕獲した近辺で、捕獲した猫を放すという事業となります。

○１４番（美島　盛秀議員）

親猫がね、６月頃だったんですけども、子どもを倉庫に産んだてあったんですよ。そうしたら、子猫が泣いているものだから見たら、産まれたばっかりで、３匹産まれておって、それで役場に連絡をして捕獲をしてくださいと言ったら、親猫も捕れなくて、親猫が子ども１匹くわえていったんですよ。その１匹が今残っている子じゃないかなと思って。それが雄か雌かもわからないし、またそれが繁殖してくる可能性もあるし、親猫はもう捕獲しましたので。そういう捕獲、避妊されていないですから、その後、何とかランドに持っていったのか。話に聞くと、避妊治療をすると、どこかまだ遠く行って離しているという話も聞いているんですけれども、どうですか。

○きゅらまち観光課長（上木　雄太君）

ニャンダーランドのほうは環境省の行っております猫対策事業でして、自然保護区内での動物等の捕獲に関してはできないので、環境省のほうで野猫を捕獲して、またその場で自然保護区ですので、離した場合は希少動物等に被害が加えられる恐れがあるので、ニャンダーランドのほうで一時飼育という形で飼育して譲渡等を行っている状態です。また野良猫に対しての対策として、ＴＭＲ事業としまして、野良猫等のいるという情報が入ったり、いそうな場所にわなを仕掛けて、捕獲した猫に対して避妊治療をして、捕獲した同じところかその近辺でまた離して、その代でその猫が終わるという事業となります。

○１４番（美島　盛秀議員）

今の説明からして聞いていると、私は猫と関係課のいたちごっこじゃないかなと思うんですけ

ど、決して絶滅はできないと。動物愛護の観点からいろいろ問題もありますけれども、そこら辺りをしっかりしないと今後野良猫対策は十分にできないと思うんですけども、そこら辺りはもっとどうするか。捕獲した猫をどうするか。またニャンダーランドに預けても、将来的にはそこが増えるだけ。そうするとまた町の予算、３町の予算がつぎ込まれる、増えてくるということになりかねませんので、そこら辺りもしっかりと再検討をしていく必要があるんじゃないかなと思いますので、ぜひそういう課題にも取り組んでいただきたいと思います。

次に、成果説明書の73ページ。健康増進のほーらい館の会員数の実績についてお尋ねをいたします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

こちらは令和４年度の実績、左側が会員数の実績になります。４月でいうと合計が５９９名の会員。右側の表が会員の5,148名とありますが、これは会員の延べ人数になります。

○１４番（美島　盛秀議員）

これ計算してみますと、伊仙町、徳之島町、天城町とありまして、伊仙町の４月から３月までの合計が2,961人、徳之島町が572人、天城町が212名。計6,497人になるんですけども、これが伊仙町の会員数の延べ人数だと考えます。さらにこのほーらい館来館者数実績、会員の5,148人と、４月から３月末まですると６万6,092人となるのですけれども、この違いをどう考えればいいでしょうか。差があり過ぎるのですけれども。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

左側の表に関しては、実際の会員の数になります。右側の来管者数の実績が、会員の方で月１回入られる方も10回入られる方もいますけれど、10回入られたら10とカウントされていくんで、この４月が5,148名となっております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ちょっと理解がしにくいんですけれども、４月が599人、ずっと３月まで大体400人から500人の会員数が月々いると。そうすると、この右側のほーらい館の来館者というのは、他の教室とか、あるいはほーらい館に来た人の総合的な数というふうに考えていいですか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

こちらの数字は、会員のみの数字になります。４月が5,148名、５月が4,957名、延べ人数で、その月ごとの会員のみです。

○１４番（美島　盛秀議員）

これ、造った当初、建設した当初、毎日平均が500人から600人と。そして、徳之島、それでは運営がしにくいということで、徳之島にエリアを広げて、1,200人という計画があったと思います。今、こうしてみますと、会員が500人から600人程度、半分以下と思うんですけども、こういう関係で運営状況が、一般財源からの繰入れですので、圧迫されているということがずっと、もう十何年間続いていると思いますので、今後、こういう、このほーらい館の管理運営について、一般財源か

ら繰入れをなるべく少なくして、そして、１つのほーらい館の運営として、事業として成り立つような方法等、検討されているのかどうかお尋ねいたします。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

いろんな各教室の見直しであったり、６月の一般質問でも答弁したとおり、いろんなイベント等、今までやったことないこと等、いろんな案を出してもらって、今年度計画をして、会員増に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

これは、建設でもう15年になると思うんですけども、いまだにほとんど一般財源から繰入れ、これを何とかしないと、今後の運営にも支障を来すんじゃないのということで、どういうことをやればいいのかということですけども、そういう、ほーらい館運営審議委員会等もあると思うんですけども、そういう中での計画等がありますか。

○健康増進課長（伊藤　晋吾君）

今年度４月審議会を開いて、いろんなその中でも協議がなされたんですけれども、今後も審議会の中で協議して進めていきたいと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、他の市町村も運営ができなくなったというところ等も出ています。奄美市にありますタラソの運営ができないと、今、閉まっている状況だということ、あるいは、沖永良部でも相当の赤字が出ていると。指定管理を、制度を見直して、また別に運営をさせているということなどを見たり聞いたりしますと、いずれ、ほーらい館のほうも運営が苦しくなってくる、いろいろ考えられますので、ぜひ、他の市町村の運営の方法等参考にしながら、いいところを選んで、今後、民間委託とかですね、管理の方法をしっかりと検討を進めていただきたいと思います。

○町長（大久保　明君）

美島委員が今、説明したように、オープン当時は、月平均500人来ることもありました。徹底した営業活動をやったり、それから、会員も大分増えていましたけれども、コロナの後、なかなか会員が増えないという状況が、今の状況でありますけれども、審議会の中で何回も出たのはですね、やっぱり、ここは本土の方々、インストラクターとかああいう方々が来たら、あまりにも値段が安過ぎるということでありますので、これを今後やっぱりある程度、徐々に上げていっても、会員の数は、決して減ることはないし、営業活動を続けていけば、もっと増えていく可能性があります。ただ、いろんなボイラーとかですね、あらゆる面のメンテナンスの経費も今、大分かかっていますし、今、これから可能性は、若い方々が、島で育った方々が、20代、30代が、どんどんインストラクターとして参加というか、本当にこの仕事で一生懸命やっていこうという、若い人たちが積極的に伸びてまいりました。そして、本土の東京の一流で、視察にも行ったんですけれども、そこの施設は、健康増進施設としては、東京でも指折りの施設ですけれども、ここに来てですね、何で伊仙町にこのような施設があるのかと驚くぐらいの、サウナ、癒てぃなホールを含めた、ここはこれか

らいろいろしっかりした経営をしていけば、その潜在能力はまだまだ生かされていないと思います。ただ、他の島とか、鹿児島の鹿屋に県が、試験場跡地に相当大きな健康増進施設を作りましたけれども、このほーらい館の半分も来ていないわけですね。ですから、今のところ、価格が安いことを、本土のいろんな会社、もっと上げたほうがいいと、皆さんおっしゃっていますので、その辺はまた審議会の中でいろいろ議論しながらやっていくということと、それからバスの送迎等も、両町も理解をしていただいておりますから、これも続けていくということで、今、指導はオンラインで、東京の会社が、島の若い指導者と一緒になって、高齢者の方々の、とかスイミングを指導している状況なども出てまいりましたので、今後、老朽化ですけども、ずっとメンテナンスを保ちながらやっていけば、可能性は非常にあると思います。健康増進施設として、厚労省が鹿児島県で認めた唯一の施設もありますので、そういう自信と誇りを持ってやっていけると思います。

最初の当時のことを思いますと、美島委員とも相当議論いたしました。そのときの議論も、いろいろ参考にしながら、今後、周辺を含めてどういうまちづくりをしていくかということを含めて、百菜がこれからどうしていくかというまちづくり、これは、新しい庁舎と百菜の間を遊歩道を作って、植栽を含めて往来できるようなまちづくりということを、今念頭に置いておりますので、ほーらい館、百菜、あれがないと思ったら、ゾッとするぐらいの気もしますので、やはりいろいろな知恵を出して、そして、真の意味の、この前も議論に出ましたけれども、健康のまちづくりを推進していくためにも絶対に必要な施設ですので、これは決して経営が破綻するわけでもなくて、いろんな雇用を含めて、それだけの貢献を今でもやっていると思いますけれども、しかし、もっとシビアに考えて、経営ということを本土の方々、インストラクターの指導を受けながら、やはり価格の、料金の問題をしっかりと考えていく時期ではないかと思っております。

今、意見が出ましたので、前議長が運営委員会の会長をしていますので、今後、多くの町民が参加するようにぜひ会員になって、美島議員もどうか会員になって、一緒になってやっていけたらと思います。

○１４番（美島　盛秀議員）

価格的にも安いし、１か月6,500円ですか400円ですか、入れるというところは、なかなかないだろうと思います。しかし、若い層がなかなか来ていないんじゃないかなと思われます。それで、年代別に、20代、30代、40代とか、そういう年代別に何人ぐらいいるのか調べて、また今後、実績等を報告していただければいいんじゃないかなと思いますので、お願いいたします。

予算書の34ページ、説明書の122ページ。農業委員の開催数等が書いてありまして、月に１回開催をして、それで参加している農業委員が書いてありますけれども、今の農業委員会の委員の定数は何人ですか。

○農委事務局長（豊島　克仁君）

ただいま質問にお答えします。

農業委員定数ですが、14名となっています。14名です。

○１４番（美島　盛秀議員）

ちょっと聞こえにくいけど、何人ですか。

○農委事務局長（豊島　克仁君）

14人です。

○１４番（美島　盛秀議員）

14人ということですけれども、10月と11月、２か月が14人全員が参加していると。一番少ないときは８人というふうに、過半数あれば議決できるわけですので、過半数の法則数で、原則で行っているかもしれませんけれども、やはりこの農業委員の役割というのは、私は非常に大切だと思います。私も農業新聞を取っておりまして、週に１回内容を見ますけれども、この農業委員会がしっかりしているところは、農業があるいは従事者もしっかりとして、農産物もある程度生産額もいいのではないかというふうに私も感じています。ですから、この農業委員14名が、しっかりとした月に１回だけでなくても、何かあれば、そういう伊仙町の農業生産額を上げるためにも、あるいは農業振興のためにも、もっともっと努力していただきたいという気持ちがあるんですけれども、農業委員会の当該視察とか、そういう視察を年に何回ぐらいやっているのか、あるいは種目別に、あるいはサトウキビとか、あるいは園芸とか、あるいは畜産とか、そういう部分的にどのような研修等をやっているのかお尋ねをいたします。

○農委事務局長（豊島　克仁君）

まず先に、６月、７月、８月、出席委員が少ない状況になっているんですけど、これはこの時期、私も含めて事務局、農業委員等、この時期コロナ感染者があって、あえて出席人数を制限して開催した時期ですので、この時期がちょうど出席委員が少ない時期でした。あと研修等、それも計画まで立てて、もう出発しようかという考えた時期だったんですけど、それは鹿児島市であったり、霧島とか、計画を立てていたところだったんですが、ちょうどコロナと重なってしまい、実行できずにいたところです。

あと研修でいえば、毎年３町一緒になって、主催は県でありますが、農業委員推進全体３町で研修を行っているところです。

以上です。

○１４番（美島　盛秀議員）

ちょっと聞き取りにくかったんですけども、その研修に、ぜひ出席関係については、事務局のほうで、ぜひ参加できるような体制づくりを進めていただきたい。個人的にいろいろ用事もあったり、しなければならないかもわかりませんけれども、月に１回の会合で、しかも報酬をもらっているわけですから、ぜひ月に１回の委員会には欠席しないで、そして真剣に、伊仙町の農業のいろんな話合いを進めていただきたいと思いますけども、主にこの月１回の会合というのは、土地の登記関係とか、そういうのが多いんじゃないかと思います。この予算書を見ても、旅費等が少ない。旅費等をもっと増やして、研修等をして、全般的な農業のことをお互いで議論を進める必要があると

思うんですけれども、予算的なことで窮屈な点はないですか。もっと額面を増やしたほうがいいとか。

○総務課長（久保　等君）

委員のおっしゃるこの旅費については、他の先進地視察等のことを考慮しての意見だと思います。14名が一団となって研修に行くということはちょっと不可能でありますので、３名から４名、５名程度、そういった研修に行って、また情報を共有するなりすると、今言った他の先進地については、こういった活動をしているということを、また共有できると思いますので、そういった対応が取れればと考えております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、こういう研修等をした結果、どういう研修をしたのか、また広報誌等で農業委員会報告みたいなこともやれば、また農業委員の皆さんも頑張る意欲が出てくると思いますので、研修をした後は必ずそういう結論を出して報告等をするということ等を検討していただきたいと思います。

次に、予算書の34ページ、成果説明の74ページにかけて、経済課関係ですけれども、いっぱいありますので、糖業振興についてお尋ねをいたします。去年が７万ｔちょっとありました。今年はもう、伊仙町が５万ｔだったかな、見込みが。去年よりも約１万ｔ近く減の見込みということを新聞報道でもありましたけども、そこでその中で単収アップにつなげる、春植え、夏植え、環境に優しい農業の推進と、堆肥センターの堆肥の問題ですけども、春植えの令和４年度の目標面積、夏植えの目標面積、それぞれ幾らでしたか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

春植えにつきましては300ha、夏植えにつきましては150haが目標となって、事業を進めてまいりました。

○１４番（美島　盛秀議員）

それぞれ目標達成はできたのか、そしてまたそれに環境に優しい農業の推進ということで、堆肥の補助事業、反あたり３反ですか、３万円の３分の１補助で１万円で補助があったんですけども、この面積、令和４年度の春植え、夏植えの補助対象になった面積、何haでしたか。

○経済課長（橋口　智旭君）

まず夏植えの実績ですが、150haに対しまして93ha、春植えのほうですが、300haに対しまして202haの作付があったところです。堆肥散布事業ですが、環境に優しい農業推進、こちら全散布量900ｔを散布してまいりましたが、この中においては園芸農家も含まれているため、現在ちょっと手持ちでどのようにどれだけまかれたかは不明なところでありますが、これ以外にもですね、南西糖業の資金であったり、国の事業の採択を受けまして、サトウキビに対してプラスで300トンから400ｔ程度の堆肥の散布は行っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

私も今年、その堆肥が単収アップにつながるのかどうか、試験的にと思って５反の夏植えを準備して任せました。これは来年、再来年の実績結果しか持っていないわけなんですけれども、その中で、私が３年前に任せた補助で、最近の雑草ガットンというのが出てきて、手に追えなくなって、春植えの２番でしたけれども、全部除草剤をまいて枯れさせて、そしてひっくり返して、今夏植えの準備をしているんですけれども、そういうことを考えると、５０万、６０万の赤字なんですよ、その５反分で。例えば春植えを植えて、それに経費が20万ぐらいかかりますよね、植えた経費が。そしてそれを春植えの２番ですから、恐らく単収５ｔぐらいあるでしょう。そうすると30ｔぐらい計算されます。30ｔの単純に２万円としても60万円です。そういう雑草を取るためには除草剤が要る。あるいはそれをひっくり返したら機械が要る。いろいろ経営をするとマイナスです。私もそのガットン雑草が入らないために、今度試験的にやったんですけれども、本当に大損です。５反で。だから農業は厳しい。昔みたいに手で一生懸命草を抜いてできる時代だったらいいんですけれども、最近はそうはいきませんから、非常に苦労をしながら農業をやっています。ですからもっと農家の気持ちをしっかりと酌んで、町単で、この堆肥とかあるいは化学肥料、値段も相当上がっていますので、そこら辺りを考えて補助対策に取り組んでいただきたい。このことに関しても、冒頭申し上げました財政計画ですよ。入札の執行残をどう使うか。少しでも執行残等、あるいは、残金があったら、それを他の事業に使えるような、そういう財政計画をオール伊仙町でやっていただきたい。そういうことによって伊仙町が豊かな町になっていくと考えられますので、ぜひ、そういうこと等を取り組んでいただきたいと思いますけども、今後の町単でのそういう事業等に補助金をもっとアップできる可能性があるのかどうか、お尋ねいたします。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

まず、ガットン対策ですが、こちら３年前ほどから、徳之島試験場のほうで国の事業を取りまして、現在、ガットン対策に取り組んでいるところです。その中で薬剤の選定であったり、散布時期であったり、ガットン対策をいかに取り組んでいくかということで、国庫事業を活用しているところです。

それと、町単を用いた事業の話なんですけど、現在、計画しておりますのが、堆肥のペレット化。ペレット化することによって、株出しのサトウキビにもまくことが可能となります。その中で財源が非常に重要になってくるところなんですけど、補助事業を獲得した際に、２分の１の財源を確保すると、国のほうから。補助算につきましては、現在想定していますのが、辺地対策債を充当させたいと。そうすると、財政措置として８割返還があると。残りの２割の分を町単独予算において事業執行できないかということで、現在計画しております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ペレット化ということなんですが、その設備と今の設備でできるのか、受注に対して間に合わせ

られるのか。といいますのは、私が今年は雨が多くて、なかなか堆肥をまく日がのびのびになったりして、なかなか調整が取れなかったという堆肥センターの話でありまして、１週間くらい前ですか、まいていました。そうしたら、確かに２年、３年前、新しい散布車を購入したと思うんですけれども、トラクターで引っ張ってまいていたんですよ。そうしたら、もうトラクターですからタイヤは広いし、畑はもう、点圧したみたいになって。それで１回トラクターで打ったら、今度は土が塊になってしまって。そうして夏場ですから、何回打っても何回打っても、もう４回打ちました。耕運しました。まだつぶれない。一雨降らせてやらないとだめじゃないかなと思うんですけれども、そういう不利的な条件が農家に還元してくる。その散布車、利用していないんですか。どうですか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

現在、散布車ですが、車体の部分と散布部分の駆動が一体になっている機械ということで、そこの摩耗が生じまして、これ年数による摩耗なんですが、その摩耗したクズが内部にちょっと侵入してしまったということで、現在部品が届きまして、修理、交換を行っているところです。あと、ペレット化については、ペレットにすることによって、農家個人での散布も可能となりますので、非常に扱いやすくなるとは考えております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、農業立町でありますので、農業振興、サトウキビ、畜産、園芸を含めて、もっともっと農家支援の対策等を考えていただきたいと思います。町長もよく生産目標を上げていますけれども、その目標を達成するために、60億ですよね、達成するために、今後、もっとそういう農家支援の補助金等を増やしていかないと、恐らく私は無理じゃないかなと、機械化ですよ。機械化農業が進めますので、そういうことと肥料と、あるいはいろんな問題で補助金が農家には必要になってくる。補助金に頼ってばかりおれないと思うんですけれども、今後、増やせる予算措置等考えられますか、考えていますか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

農業生産額の目標60億円についてですが、我々今、策定途中でありますが、目標数値に合わせて目標計画を立てているところです。その中で、例えばサトウキビでありますと、単収５％をアップさせようと。５％アップした単収が5,068kgですので、そう難しい数字ではない単収といった設定をしております。また畜産のほうについては、総生産頭数を3,500頭までいかにして伸ばしていくかなど、それぞれの目標数値に従って目標となる事業等、国県の事業等、採択できるようなものがあればということで、現在事業の選定も行っているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

いろいろ事業を申請して活用するのも一つの計画だろうと思います。しかし、その事業だけで

は、やっぱり、せいぜい50％補助。あとは個人負担。そういうことを考えると、その個人負担分の半分ぐらいはまた町が補助してあげると、もっと額を増やしてあげるということ等も検討しないと、国の事業といって50％の補助があるんですけれども、いろいろな事業があると思うんですけれども、しかしそれだけでは、これからの後継者づくりには私は無理が出てくるんじゃないかなと。若い人は、親が一生懸命して機械等もある、設備等もある、そういう人たちはいいかもしれないですけれども、これから新たに農業をしようと、就農しようと考えている人にとっては非常に難しい点もあると思いますので、そこら辺りをしっかりと検討していただきたいと思います。それからもう１点、畜産振興なんですけども、国の事業で、今じゃない、以前かららしいですけれども、24万8,000、保留事業、自分の牛を保留する、あるいは、例えばバイヤーが買っていくといったときに１頭につき、１生産者が２頭まで、約25万の補助金が農協を通じて支払われるという話を聞いたんですけども、そのおかげで、国の政策のおかげで、バイヤーが今までは、子牛を買って、畜産農家振興のためにどんどん売れたと。ところが、その畜産農家が、もう牛がいっぱいになって、頭数が増えて、しかも飼料等が、経費がかさばったために、もうそういう畜産農家が、飼う人がいないから、仕方なくそのバイヤーは値段を落とさなければいけないということ等が考えられるという話を聞きました。

ですから、国のそういう事業を今後は、その１頭に対しての25万、これを今までの設備とか、あるいは肥料対策とか、他の事業に変えられないか、そういう県を通じて、あるいは国に通じてお願い等が可能性があると思うんですよ。ですから、そういうこと等を計画をして、議会で議決をして、県、国に上げていくと。またそれは、伊仙町だけでなく、３町、あるいは奄美全体、県全体のそういう国への要望活動等もやる必要があると思うんですけども、そういうこと等は考えられますか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

議員のおっしゃっている事業は、恐らく増頭奨励金のことだと思うんですけど、これにも併せまして、先日、久保議員と清議員の質問の中にもありました、子牛生産臨時給付金、こういったものの本年度は拡充も決まっているところです。また、こうした資金が、いろいろ現在国のほうから出てきているわけですが、やはり足りない部分もありますので、そういった部分につきましては、我々コロナ交付金等を活用しながら、町単独予算で対応しているところです。今後は、奄美群島一体となって、県のほうに申入れはしていけるのかなとは思っております。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ、県や国の補助金等、あるいは助成金等、いろんな補助事業等がありますので、それをどう有効に活用していくか、あるいは要望することは要望するという、そういう伊仙町としての組織として、あるいは伊仙町民として、あるいは議会としても、そういう活動を進める必要があると思いますので、今後そういう対応等をしっかり受け入れていただきたいと思います。

それから、農業支援センターの件でお尋ねいたします。この農業支援センター、青緑の里ですか、去年が２名だったということなんですけれども、今までにこの農業支援センターの研修生、実際に伊仙町で就農している人が何人いますか。

○経済課長（橋口　智旭君）

お答えいたします。

現在、農業支援センターを卒業して、実際に就農されている方はございません。昨年度おりました２名のうち１名が農業関係の団体に就職しております。また１名につきましては、元の職場が少し業務量が多いということで、助けてくれといった話がございまして、現在そこに出稼ぎに行っている状況ですが、戻ってき次第機械の整備等を行い就農する予定となっております。

また現在、８月１日より１名研修生が入所しているところでございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

ぜひ就農研修生、これが就農に結びつくように、１人4,000円だったんですよね、支援金が１年間の。ですから町の負担で出しているわけですので、伊仙町で就農する、あるいは農業後継者として農業に就農できるような、そういう指導等をぜひやっていただきたい。例えば、天城町の農業センターの活用で非常に、天城町は何十人も80人だったですか、卒業生を出して就農しているという非常に成果を上げております。そこら辺りをやっぱり、他町村の計画等を見たり、あるいはその内容等をしっかりお互い連携を取りながら、同じ徳之島の農業ですので、似たようなことですので、ぜひ徳之島の発展のために、そして徳之島の農業発展のために、それぞれの町と協力し合って農業振興に努めていただきたい。最後に、こういうことを、まず最初に言った財政計画、私は非常にこの財政計画というのが大事だと、農業が盛んにできる後継者がしっかりと後継収納できるといったのも、財政の問題に関わりがあると思いますので、今後オール伊仙でしっかりと各課が連携して、事業推進、執行に当たっていただきますことをお願いして、私の質疑を終わります。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第１号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立を願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第２　認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決案の質疑を行います。

○７番（清　平二議員）

先ほども永田議員から話がありましたけども、これは国保に該当するかどうかは分かりませんが、この方の移送費に該当するのかどうか、やはり非常に町民が困っていますので、もし該当するのであれば、今後、こういう国保の移送費を利用して、町外、島外、鹿児島辺りに行く予算を利用してほしいなと思います。この国保の予算はこれ、一般保険者なのかどうかお尋ねします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

しばらく休憩いたします。

休憩　午後　６時１３分

再開　午後　６時２２分

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（久保　修次君）

お答えします。

議員のおっしゃられるその方については、お調べしましたが、国保以外の方でした。その他の医療保障でご案内したいと思います。

○７番（清　平二議員）

町民の方が、そういう相談が来たら、国保には移送費制度があるわけです。恐らくそういう指導、社会保険のほうにも、こういう移送費というのがあると思いますので、社会保険庁といって情報の提供をしてほしいんです。

だからそういう場合があった場合は、国保関係の課と相談をして、移送費というのがありますので、国保保険課に行ってくださいと、あるいはまた社会保険だったら社会保険に行って相談してくださいと、ぜひそのようなところを、住民に対しての情報の提供をやっていただきたいと思いますので、今後、もしそういうのがあれば、情報提供をしっかりとして、鹿児島まで行くのに、これは医師の証明書がないともらえない移送費ですので、それも回数も決められていると思います。その辺のところをちゃんとして、情報提供をしてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第２号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第３　認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第３号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第４　認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第４号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

これから、認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第５　認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第５号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

日程第６　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

○３番（大河　善市議員）

水道事業について、決算について伺いますが、決算意見書の22ページで、現状の水道料金の口座振替と現金の徴収方法ですが、口座振替を進めるというふうに、さらなる進めるという文言がありますが、現在の伊仙町での口座振替利率は何％ほどになっているかを伺います。

○水道課長（富岡　俊樹君）

ただいまの質問にお答えいたします。

今現在、全給水指針、メーターの指針をしている件数が3,573件、口座振替が2,358件、パーセン

テージでいくと約65％ぐらいでございます。

○３番（大河　善市議員）

その中で、さらなる口座振替を進めるとありますが、これについて水道課のほうでは、どのような対策を進めて、口座振替を進めるかを伺います。

○水道課長（富岡　俊樹君）

口座振替の推進でございますけれども、新規または給水停止をしている、メーターを止めている、再開する場合に、窓口の申請をいただくんですけれども、その際に、口座振替のほうをよろしくお願いいたしますというふうに推進しております。

○３番（大河　善市議員）

はい、分かりました。

最後、意見書の中でありますが、給水停止措置計画の対応も講じていきたいという文言がありますが、現在、給水停止措置等は行われているのかどうかを、最後に伺いたいと思います。

○水道課長（富岡　俊樹君）

給水停止措置でございますけれども、今年度は、今現在、実際停止しているところはございません。

滞納をして停止をしますよということで、実際メーターを止めたら、即日納付とか、後日納付とかということで、もうすぐ開けているところでございまして、今後も、いつまでに期限を設けて給水停止を行いますという通知とともに、積極的に給水停止措置をとっていきたいと思っているところでございます。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

他に質疑ありませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから、認定第６号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

討論なしと認めます。

これから、認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

起立多数です。したがって、認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定

することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました６会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました６会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出いたします。

お諮りします。当特別委員会は、これをもって解散することに、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

異議なしと認めます。したがって、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定いたしました。

次の会議は、９月14日木曜日午前10時から全員協議会、午後より最終本会議を行います。お疲れさまでした。

散　会　午後　６時３３分

令和５年第３回伊仙町議会定例会

第　　６　　日

令和５年９月14日

令和５年第３回伊仙町議会定例会議事日程（第6号）

令和５年９月14日（木曜日）　午後１時18分　開議

１．議事日程（第6号）

○追加日程第１　議案第45号　消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○追加日程第２　議案第46号　調停の成立につき議決を求めることについて（追認）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第１　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第２　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第３　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第４　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第５　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第６　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）

○日程第７　請願第１号　東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願（経済建設常任委員会委員長報告～質疑～討論～採決）

○日程第８　請願第２号　修学支援金等条例制定に関する請願（総務文教厚生常任委員会委員長報告～質疑～討論～採決）

○日程第９　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○日程第10　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

１．出席議員（１３名）

議席番号	氏　　名		議席番号	氏　　名	
１番	井上和代	議員	２番	久保　量	議員
３番	大河善市	議員	５番	牧本和英	議員
６番	佐田　元	議員	７番	清　平二	議員
８番	岡林剛也	議員	９番	上木千恵造	議員
１０番	永田　誠	議員	１１番	福留達也	議員
１２番	前　徹志	議員	１３番	樺山　一	議員
１４番	美島盛秀	議員			

１．欠席議員（１名）

４番　杉山　肇　議員

１．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長　元原克也君　　事務局書記　實夏三君

１．説明のため出席した者の職氏名

職　名	氏　　名	職　名	氏　　名
町長	大久保　明君	総務課長	久保　等君
未来創生課長	佐平勝秀君	くらし支援課長	稲田大輝君
子育て支援課長	久保修次君	地域福祉課長	大山　拳君
経済課長	橋口智旭君	建設課長補佐	関　政樹君
耕地課長	稲田良和君	きゅらまち観光課長	上木雄太君
水道課長	富岡俊樹君	農委事務局長	豊島克仁君
教育長	伊田正則君	教委総務課長	町本勝也君
社会教育課長	中富譲治君	学校給食センター所長	森　一途君
健康増進課長	伊藤晋吾君	選挙管理委員会書記長	重村浩次君
総務課長補佐	實永英樹君		

△開　会（開議）　　午後　１時１８分

○議長（前　徹志議員）

ただいまから、本日の会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま、伊仙町長から議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについて（追認）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１から第２として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例、議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについて（追認）を日程に追加し、追加日程第１から第２として議題とすることに決定しました。

△　追加日程第１　議案第45号　消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例

○議長（前　徹志議員）

追加日程第１　議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

令和５年第３回伊仙町町議会定例会に追加提案いたしました議案第45号につきまして、提案理由の説明いたします。

議案第45号は、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、地方自治法第96条第１項第１号の規定により提案しております。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第45号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保　等君）

議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例について補足説明いたします。

議案第45号は、令和５年10月１日から施行される適格請求書等保存方式インボイス制度に対応するため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第45号について質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第45号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第45号、消費税のインボイス制度導入に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。

△　追加日程第２　議案第46号　調停の成立につき議決を求めることについて（追認）

○議長（前　徹志議員）

追加日程第２　議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについて議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保　明君）

議案第46号は、調停の成立につき議会の議決を求めることにつきまして、地方自治法第96条第１項第12号の規定により提案してあります。

本来調停については、議会の議決を得るべきところを議決を得ずに成立したため、当該調停の成立に係る法的有効性を確保するため、本定例会において追認の議決を得るものであります。今後このような事務処理が起こらぬよう法令遵守を徹底してまいります。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第46号について、補足説明があればこれを許します。

○社会教育課長（中富　譲治君）

議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについて補足説明いたします。

議案第46号は、調停を成立させることについて、議会の議決を求めるものでございます。

１、事件名、知覧簡易裁判所調停室、令和４年ノ第２号調停申立事件。２、相手方、記載のとお

りでございます。３、期日、令和５年４月26日、午後１時30分。４、調停条項、別紙調停条項のとおりでございます。ご参照ください。

本調停は、令和４年11月21日に顧問弁護士と民事委任契約を締結し、令和５年２月17日に第１回目、令和５年４月26日に第２回目の調停が行われ、民事委任契約弁護士より調停成立調書をいただきました。この間、事務決裁規定に沿って事務を行ってまいりましたが、先日監査委員からの指摘により、調停は議会の議決に付すべき事項であることが判明したため、このたび追認により議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（前　徹志議員）

議案第46号について質疑を行います。

○１４番（美島　盛秀議員）

議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについての質疑を行います。

この事件は、平成29年度うちうちでそういう噂話といいますかね、そういうのが流れ出して、そしてちょうどそのとき町長選挙があって、10月の町長選挙終わった後の12月議会でこれが新たに発覚をして、そしてその翌年はまた議会の選挙があって、その後いろいろ調査をして内容が詳しく発覚したという経緯があります。そういう関係で、町長選挙や議会議員選挙と慌ただしい中で発覚した事件でありまして、詳しい内容についての精査等もできない状況でこのまま流れてしまった。そこは、今頃になってこの追認議案が出てくるということは、私は執行部の手落ち怠慢であり、町長のこの追認の議案が出されるということは非常に大きな迷惑をしていると。町民にとっても興味のあった非常に心配した事件でありましたので、このことについて町長のなぜ今頃になって提案がされたのか、議案が出されたのか説明を求めます。

○総務課長（久保　等君）

ただいまの質問にお答えします。

この弁護士を通して調停をする際に議会の議決を得てそのような手続を取らないといけないということですので、この問題が生じたのは確かに議員がおっしゃった28年度の予算でありまして、今回この調停の議決を得なければならないというところについては、今年の４月の段階でございまして、この半年間遅れて議会の議決を得るべきところを怠っていたという事例でございます。

○１４番（美島　盛秀議員）

こういう事件に関しては、やはり執行部としては臭いものには蓋をしようという偏見的な考えが当時あったと私は考えております。そういう関係で６年が経過したと。それで約束をした金額が納められていなかったと。それで調停をしたといういきさつがあったのだろうと思いますけれども、これもって私は執行部、町長の指導力、そういうことに対しては、私はいかがなものかと強く批判をしたいと考えております。ですから今後ともこういう事件が起こってほしくないわけなんですけれども、ないとも限られないと思いますので、ぜひこういうこと等に対してもっともっと職員の機

能の強化、そこら辺りをもっと指導したり、あるいは勉強させるような計画等を出して、今後このようなことがないように努めていただきたいと思います。終わります。

○議長（前　徹志議員）

他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第46号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、議案第46号、調停の成立につき議決を求めることについては、可決することに決定しました。

△　日程第１　認定第１号　令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△　日程第２　認定第２号　令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△　日程第３　認定第３号　令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△　日程第４　認定第４号　令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△　日程第５　認定第５号　令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△　日程第６　認定第６号　令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（前　徹志議員）

日程第１　認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第２　認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第３　認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第４　認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第５　認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第６　認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算、以上の６件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（佐田　元議員）

令和４年度伊仙町一般会計他５特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る、令和５年９月５日に当特別委員会に付託されました令和４年度伊仙町一般会計他５特別会計歳入歳出決算は、９月７日から９月11日までの３日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

まず、９月７日に行われた現地調査について、委員並びに議長、議会選出監査委員を含む14名で、令和４年度決算に係る主な箇所について現地調査を行い、町長をはじめ担当課長並びに担当職員から詳細な説明を受けました。

調査場所は、完成間近となっている役場新庁舎、令和４年度より設立されたとくのしま伊仙まちづくり協同組合、喜念生活館、東西公民館、阿三カシナトウ団地、町道阿三木之香線、生活改善センターまでの全８か所の調査を行いましたので、主な事項についてご報告と要望をいたします。

新庁舎建築工事については、３度の工期延長を経てようやく９月11日に１期工事が完成を迎える状況でありました。近代的なデザインで、本町のシンボルとしてふさわしい建物でありましたが、各課の配置など誰もが分かりやすい心配りや、新庁舎での業務が開始される際には、全職員が最大のおもてなしで町民の皆さまを迎えられるよう公務に努めていただきたいと思います。

次に、国の事業を活用し移住者に対して年間を通じ、地域全体の仕事を組み合わせることで安定的な雇用環境の創出と一定した給与水準の確保を目的として設立されたとくのしま伊仙まちづくり協同組合は、現在までに６名の雇用がされているとのことであり、今後の更なる雇用拡大に期待し、町としても連携して定住促進に取り組まれるよう要望します。

次に、町道阿三木之香線、鹿浦港周辺道路には、長期間にわたり町道沿いへ船揚げされたままの漁船が散見されている状況であり、通行者にとっては非常に見通しが悪く、強い危険性が感じられました。また当該町道は、台風時に鹿浦大橋が通行止めとなった場合の迂回路としても機能されることから、担当課においては所有者への確認を取り、早急に撤去していただくとともに、今後同様な事案が起きないよう漁港側の空き地スペースを整備し、船揚げ場の確保に努めていただくよう要望します。

次に、生活改善センターの令和４年度利用実績として、年間104回、合計223名の方々が利用されており、ジェノベーゼソースやみそ造り、コロッケ、万能ダレなど島の食材を使った様々な加工品がつくられているとのことで、加工機材も充実した物が揃っている状況でありました。今後新たな利用者が増えることも想定されることから、機械の使用方法などが分かりやすく、また休日等も使用できる利用しやすい施設を目指すとともに、徹底した衛生管理に努めるよう要望します。

次に、防災関連施設整備事業において整備された喜念生活館、東西公民館は、台風・災害時などの避難所として、それぞれ外壁の防水塗装、空調設備、水回りの改修、発電機設置が行われ、避難所として整備されている状況でありました。

一方で、西公民館については、平成26年度より併設された保育園事業者との指定管理契約が交わ

され、現在に至っておりますが、公民館内に保育園事務室が移動され、以前まで行われていたゲートボールも現在は行えていない状況となっており、集落住民からは不便を感じるとの声も上がっています。担当課においては、地域住民の利便性を最優先に指定管理事業者との早急な協議を図り、集落住民が気軽に集い利用できるよう努めること。

次に、９月８日から11日までの２日間、本議事堂で行われた令和４年度決算審査特別委員会の室内審査において、委員より指摘や要望のあった主な重点事項について報告いたします。

まず歳入に関し、各種税、農地費分担金及び住宅使用料、水道使用料などにおいて、多額の収入未済額や不納欠損が見受けられました。歳入全体の12.8％と自主財源の乏しい本町にとって町税収入等は町財政を支える根幹であり、厳しい財政状況の中で、税負担の公平性の観点からも一層の努力が求められます。担当課においては、納期内納税者の視点に立ち法に沿った滞納処分（差押え）を行い、滞納繰越額の縮減に向け取り組まれるよう要望します。

また、農地費分担金や住宅使用料、水道使用料等におきましても、それぞれの法に沿った措置を取り、滞納者に対する納税意識の醸成に努められるよう併せて要望します。

次に、町有地の取り扱いついては、安易な払下げを進めるのではなく、それまでの経緯や事情を考慮し、周辺住民や前所有者等への配慮を欠くことがないよう努めること。

次に、ふるさと納税返礼品について、島の地魚や海産物を活用した返礼品の開発をはじめ、パッケージ等のデザインを含む商品の見せ方、伝え方の工夫など、近隣自治体との差別化を図り、本町の魅力が最大限に伝えられるようなブランディングを行い、さらなるふるさと納税の増額に努めること。

次に、企業誘致対策事業について、現在糸木名地区で稼働している日本マルコ（株）徳之島事業所に隣接された空き地に関し、地域活性化をはじめ、人口増加、安定した雇用創出の観点からも新たな企業誘致の早期実現を要望します。

次に、元気度アップ地域包括ケア推進事業における食育への取組や子ども食堂などの子育て支援活動は、「長寿・子宝のまち」を掲げる本町にとって大変素晴らしい取組であり、今後当該事業が町内全域へ普及されていくことを期待いたします。

次に、多くの離島を抱える本県において離島・へき地の医療体制はまだまだ多くの課題が山積されている中、必要な医療を受けるための経済的支援策として、伊仙町不妊治療旅費支援事業や伊仙町島外受診旅費助成事業があります。現行では共に年４回までの助成限度が規定されておりますが、町として町民が必要な医療を受けるための最低限の支援を制限するのは疑義が生じるため、今一度検討されるよう要望します。

また、伊仙町子育て支援事業、出産祝い金については、支給実績として平成28年の56件を境に減少、その後は40件代を横ばいで推移している状況であります。これらについても近隣自治体と比較すると大きな差額があるため、早急に検討を行い、見直されるよう要望します。

次に、集落活性化事業において整備された前里屋敷を含めた周辺一帯は、石灰岩で積み上げられ

た石垣群や樹齢300年ガジュマル、阿権八幡神社があり、観光客や多くの利用者でにぎわっております。そのような中、このほど隣接された土地が個人より町へ寄贈されたとのことでありますが、その活用方法については周辺住民への配慮、安全面の観点からも駐車場として整備し、更なる集落活性化に努められるよう要望します。

次に、本町での特定検診における各種検診については、例年受診率の低さが課題となっているが、療養諸費、高額療養費については依然として高い状況である。特に本町では、がんの発症率も高い割合となっているため、早期発見、早期治療につなげるべく、従来どおりの方策に限らず、クーポン券を発行するなど具体的な対策が必要と思われるため、担当課においては十分に検討を行い、町民の更なる健康増進に努めるよう要望します。

次に、ほーらい館運営については、例年多額の繰入金が投入されている状況であり、今後も施設の機材更新や維持管理等を考慮すると繰入金は増加の一途をたどることが予測されます。現状を真摯に受け止め、会員数増加に向けた取組や、町として今後の施設の在り方についても検討されるよう要望します。

最後に、冒頭で申し上げましたとおり、我が町の財政は、その大半が地方交付税に依存しているのが現状であります。各事業における費用対効果の検証、見直しを行い、よりよい財政計画の下、職員一人一人が常に危機意識を持ち健全な財政運営に努めるよう申し添えます。

その他詳細な質疑や指摘事項につきましては、皆様ご承知のとおりでありますので、省略させていただきます。

以上、決算監査意見書指摘事項の改善を図ることと、特別委員会の要望意見改善状況につきましては、今後議会において検証いたしますので執行部におかれましては、改善対応を要望いたします。

令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他５特別会計決算について、本委員会では、それぞれ認定すべきものと決定いたします。

以上で報告を終わります。

令和５年９月１４日。決算審査特別委員会委員長、佐田　元。

○議長（前　徹志議員）

これで委員長報告を終わります。

これから、認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第１号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第１号、令和４年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第２号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第２号、令和４年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第３号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第３号、令和４年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第４号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第４号、令和４年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第５号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第５号、令和４年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、認定第６号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。この採決は起立によって行います。

認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長報告は認定です。

認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、認定第６号、令和４年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

△　日程第７　請願第１号　東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願

○議長（前　徹志議員）

日程第７　請願第１号、東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願についてを議題と

いたします。

経済建設常任委員会委員長より報告を求めます。

○経済建設常任委員長（樺山　一議員）

経済建設常任委員会委員長報告を行います。

請願第１号、東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願について審査報告を行います。

去る９月６日、本会議終了後、議会委員会室において委員７名、事務局２名、総務課長出席の下、慎重に審査を行いました。

同請願は、東犬田布集落住民によって建設されてから築50年以上が経過し、屋根や壁にひび割れが見られ、トイレは建物の離れにある汲み取り式便所で水回りも大変不便であり、館内はバリアフリーに対応されていないことなど、子どもから高齢者の方々が集える地域コミュニティの場とは言い難い状況であることでありました。

また、本件につきましてはこれまでに議会での一般質問等において多く議論されており、地域の景観面や集落住民の気持ちを考慮すると早急な建替計画の検討を行う必要性が感じられます。

当委員会における審査の結果、請願第１号、東犬田布集落公民館の整備並びに建替えは、全会一致で採択するべきものと決定しました。なお本会議において採択するものと決定された場合は、伊仙町議会会議規則第94条３項の規定に基づき、町当局へ送付されますよう申し入れます。

令和５年９月14日。経済建設常任委員会委員長、樺山　一。

○議長（前　徹志議員）

これから、請願第１号の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

これから、請願第１号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第１号、東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願第１号について、委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第１号東犬田布集落公民館の整備並びに建替えに関する請願は、採択するものと決定しました。

△　日程第８　請願第２号　修学支援金等条例制定に関する請願

○議長（前　徹志議員）

日程第８　請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願についてを議題といたします。

総務文教厚生常任委員長より報告を求めます。

○総務文教厚生常任委員長（佐田　元議員）

総務文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願についての審査報告を行います。

去る９月６日、本会議終了後、議会委員会室において委員７名、紹介議員、事務局２名、健康増進課長、地域福祉課長、子育て支援課長出席の下、慎重に審査を行いました。

同請願は、伊仙町で育った子どもたちが高校を卒業後、医療系や保育士など将来的に安定した職業に就こうとするために、安心して学ぶことができるように幅広い分野の学業で活用できる就学支援金等の条例制定を求めるものでありました。

現在、本町における同様な制度として、伊仙町医師就学資金貸与条例がありますが、同条例は平成31年に制定されて以降、いまだ１件も活用されていないことから、多くの子育て世帯の住民が活用され、将来的に島へ帰って来られるような仕組みづくりも、町として検討すべきではないかと思います。

当委員会における審査の結果、請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願は、全会一致で採択すべきものと決定しました。

なお、本会議において採択されたものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第３項の規定に基づき、町当局へ送付されますよう申し入れます。

令和５年９月14日。総務分教構成常任委員会委員長、佐田　元。

○議長（前　徹志議員）

請願第２号の委員長報告に対する質疑を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、請願第２号について討論を行います。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願を採決します。この採決は起立によって行います。

この請願第２号についての委員長報告は採択です。

お諮りします。本件を採択することに賛成の方は起立願います。

［賛成者起立］

○議長（前　徹志議員）

起立多数です。したがって、請願第２号、修学支援金等条例制定に関する請願は、採択するものと決定いたしました。

なお、ただいま採択された請願第１号並びに請願第２号については、地方自治法第125条の規定によって、本日付で町当局へ送付いたしますので報告申し上げます。

△　日程第９　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前　徹志議員）

日程第９　議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△　日程第10　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（前　徹志議員）

日程第10　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務分教厚生常任委員長、経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（前　徹志議員）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和５年第３回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉　会　午後　２時０５分

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長　　前　　徹　志

伊仙町議会議員　　樺　山　　一

伊仙町議会議員　　美　島　盛　秀